

令和 3 年度

# 岐阜県包括外部監査報告書

「岐阜県の県有文化施設に関する事業  
及び県営都市公園に関する事業」

I

令和 4 年 3 月 10 日

岐阜県包括外部監査人

弁護士 堀 雅 博

## 目次

序章 監査総論	1
第1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 事件を選定した理由	1
4 包括外部監査の方法	2
5 主な監査の視点	7
6 包括外部監査の期間	9
7 包括外部監査人及び補助者	10
8 利害関係	10
第2 報告書の構成	10
1 全体の構成	10
2 個別の構成（第2章、第3章、第4章）	11
第3 財務監査の範囲等	12
1 はじめに	12
2 包括外部監査の対象範囲としての財務監査	13
3 「財務に関する事務の執行」についての検討	14
4 適法性監査	14
5 3E監査	15
6 結論	15
第1章 県有文化施設及び県営都市公園の概要	17
第1 本章の概要	17
第2 県有文化施設及び県営都市公園の現況等	17
1 県有文化施設及び県営都市公園の意義	17
2 県有文化施設及び県営都市公園の位置関係と利用状況等	22
第3 県有文化施設及び県営都市公園の基本計画（グランドデザイン）	25
1 岐阜県文化振興指針（平成19年6月策定）	25
2 岐阜県文化財保存活用大綱（令和3年3月策定）	28
3 新・岐阜県都市公園活性化基本戦略	32
4 平成記念公園活性化基本計画	36
第4 県有文化施設及び県営都市公園の予算：107億1130万2000円	36
1 文化創造課：19億0583万6000円	37
2 文化伝承課：27億0114万1000円	39
3 地域産業課：5億7304万7000円	46

4 法務・情報公開課：2203万5000円.....	46
5 観光資源活用課（関ヶ原古戦場活用推進室）：6億7289万0000円.....	46
6 航空宇宙産業課：1億7190万9000円 .....	48
7 都市公園課：25億7670万8000円.....	48
8 地域スポーツ課：20億8773万6000円.....	49
<b>第5 県有文化施設及び県営都市公園の管理状況と監査の視点.....</b>	<b>50</b>
1 県有文化施設における監査の視点.....	50
2 県営都市公園における監査の視点 .....	50
3 指定管理者制度における監査の視点 .....	54
<b>第2章 岐阜県の県有文化施設 .....</b>	<b>60</b>
<b>第1 岐阜県美術館.....</b>	<b>60</b>
1 施設の概要.....	60
2 監査の重点及び監査手続 .....	68
3 美術品等の取得、管理、処分 .....	70
4 事業.....	92
5 施設の管理.....	95
6 債権・契約.....	97
7 職員の管理.....	101
8 情報公開.....	103
9 美術館の運営.....	104
<b>第2 岐阜県現代陶芸美術館 .....</b>	<b>107</b>
1 施設の概要.....	107
2 監査の重点及び監査手続 .....	111
3 指定管理者との経費分担 .....	112
4 美術品等の取得、管理、処分 .....	115
5 情報管理.....	122
6 施設管理.....	122
7 職員の管理.....	123
8 運営方針と評価軸.....	123
<b>第3 セラミックパークMINO .....</b>	<b>126</b>
1 施設の概要.....	126
2 監査の重点及び監査手続 .....	130
3 物品管理.....	131
4 施設管理.....	131
5 契約.....	134
6 施設収支と利用料金 .....	135
7 指定管理者.....	137
8 公益財団法人セラミックパーク美濃 .....	141

9	国際陶磁器フェスティバル美濃 .....	142
10	設置目的とグランドデザイン .....	144
第4	岐阜県図書館 .....	147
1	施設の概要 .....	147
2	監査の重点及び監査手続 .....	156
3	文書管理 .....	157
4	図書の管理 .....	158
5	物品管理（図書以外） .....	169
6	施設管理 .....	170
7	アクションプラン（事業計画） .....	190
第5	岐阜県高山陣屋 .....	191
1	施設の概要 .....	191
2	監査の重点及び監査手続 .....	194
3	利用者の管理 .....	194
4	情報管理 .....	197
5	物品管理 .....	197
6	施設管理 .....	201
7	基本計画（グランドデザイン）等 .....	202
第6	岐阜県文化財保護センター .....	206
1	施設の概要 .....	206
2	監査の重点及び監査手続 .....	209
3	物品管理 .....	210
4	出土品の管理 .....	211
5	施設管理 .....	216
6	契約 .....	219
7	飛騨駐在事務所 .....	224
8	飛騨国府事務所 .....	226
9	マニュアルの作成 .....	227
10	基本計画（グランドデザイン） .....	227
第7	岐阜県博物館 .....	230
1	施設の概要 .....	230
2	監査の重点及び監査手続 .....	234
3	現金管理 .....	235
4	物品管理 .....	236
5	スロープカー .....	241
6	刀剣研磨業務の業務委託契約 .....	241
7	来館者に対する資料情報の提供サービス .....	243
8	事業計画等 .....	243

第 8 岐阜県先端科学技術体験センター（通称：サイエンスワールド） .....	245
1 施設の概要.....	245
2 監査の重点及び監査手続.....	248
3 事業.....	248
4 物品管理.....	253
5 施設管理.....	255
6 契約.....	257
7 指定管理者.....	258
8 基本計画（グランドデザイン） .....	259
第 9 歴史資料館.....	263
1 施設の概要.....	263
2 監査の重点及び監査手続.....	266
3 行政資料（公文書）・歴史文書（古文書）の保管・管理.....	267
4 借地.....	271
5 岐阜県歴史資料保存協会 .....	273
6 公文書館に向けての中長期的な計画 .....	276
第 10 岐阜関ヶ原古戦場記念館.....	277
1 施設の概要.....	277
2 監査の重点及び監査手続.....	285
3 施設管理.....	286
4 資料収集.....	294
5 広報.....	295
6 他施設との連携.....	296
7 事業計画.....	296
第 11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館.....	298
1 施設の概要.....	298
2 監査の重点及び監査手続.....	305
3 施設管理.....	307
4 物品管理.....	308
5 情報管理.....	311
6 危機管理.....	312
7 職員の管理等.....	313
8 他機関等との連携.....	314
9 事業計画・評価.....	319
第 12 OKBふれあい会館・サラマンカホール.....	322
1 施設の概要.....	322
2 監査の重点及び監査手続.....	326
3 物品管理.....	328

4	ぎふ弦楽器貸与プロジェクト S T R O A N .....	331
5	施設管理.....	332
6	指定管理者.....	335
7	再委託.....	337
8	OKBふれあい会館の基本計画（グランドデザイン）.....	341
	第13 飛騨・世界生活文化センター.....	342
1	施設の概要.....	342
2	監査の重点及び監査手続.....	346
3	情報管理.....	347
4	物品管理.....	348
5	施設管理.....	352
6	関連団体.....	358
7	事業評価.....	361
8	基本計画（グランドデザイン）.....	362
	第14 ぎふ清流文化プラザ .....	365
1	施設の概要.....	365
2	監査の重点及び監査手続.....	370
3	指定管理者.....	372
4	施設管理.....	378
5	県民による施設の利用.....	380
6	契約.....	382
	第3章 岐阜県の県営都市公園 .....	385
	第1 養老公園.....	385
1	施設の概要.....	385
2	監査の重点及び監査手続.....	394
3	施設管理.....	395
4	物品管理.....	402
5	契約関係.....	404
6	指定管理料の精算.....	406
7	バリアフリー.....	406
8	事業評価.....	408
	第2 岐阜県百年公園.....	411
1	施設の概要.....	411
2	監査の重点及び監査手続.....	413
3	物品管理.....	414
4	現金管理.....	415
5	施設管理.....	415
6	バリアフリー.....	420

7	指定管理者.....	421
8	基本計画（グランドデザイン）.....	422
第3	ぎふワールド・ローズガーデン（花フェスタ記念公園）.....	424
1	施設の概要.....	424
2	監査の重点及び監査手続.....	427
3	契約.....	428
4	ぎふ国際ローズコンテスト.....	429
5	物品管理.....	430
6	施設管理.....	434
7	指定管理者の評価員会議.....	441
8	基本計画（グランドデザイン）.....	441
第4	ぎふ清流里山公園.....	443
1	施設の概要.....	443
2	監査の重点及び監査手続.....	445
3	入園料無料化の検証.....	446
4	物品管理.....	447
5	施設管理.....	448
6	契約関係.....	456
7	指定管理者.....	456
8	基本計画（グランドデザイン）.....	458
第5	世界淡水魚園（オアシスパーク）.....	460
1	施設の概要.....	460
2	監査の重点及び監査手続.....	464
3	都市公園台帳.....	465
4	施設管理.....	466
5	事業.....	468
6	指定管理者.....	471
第6	世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）.....	474
1	施設の概要.....	474
2	監査の重点及び監査手続.....	479
3	施設管理（都市公園台帳）.....	480
4	指定管理者.....	480
5	物品管理.....	484
6	事業.....	485
7	グランドデザイン.....	486
第7	各務原公園.....	487
1	施設の概要.....	487
2	監査の重点及び監査手続.....	489

3 文書管理.....	490
4 現金管理.....	491
5 物品管理.....	492
6 施設管理.....	494
7 交通教室.....	496
8 指定管理者.....	498
9 各務原公園の基本計画（グランドデザイン）.....	500
<b>第8 岐阜メモリアルセンター（長良川球技場を含む。）.....</b>	<b>501</b>
1 施設の概要.....	501
2 監査の重点及び監査手続.....	505
3 物品管理.....	507
4 契約.....	509
5 施設管理.....	512
6 岐阜県長良川球技場（長良川球技メドウ）.....	515
7 指定管理者.....	516
8 公益財団法人岐阜県スポーツ協会.....	521
<b>第4章 県庁担当課による管理.....</b>	<b>525</b>
<b>第1 本章の概要.....</b>	<b>525</b>
<b>第2 文化創造課.....</b>	<b>525</b>
1 文化創造課の分掌事務.....	525
2 監査の手続及び監査の視点.....	525
3 岐阜県文化振興指針.....	525
4 各文化施設の利用者選定.....	526
5 迷惑行為者への対応.....	527
6 ネーミングライツ.....	527
7 各施設の収支分析.....	528
8 基本計画（グランドデザイン）.....	534
<b>第3 文化伝承課.....</b>	<b>534</b>
1 文化伝承課の分掌事務.....	534
2 監査の手続及び監査の視点.....	534
3 市町村文化財保存活用地域計画.....	535
4 岐阜県文化財保存活用大綱.....	535
5 迷惑行為者への対応.....	535
6 ネーミングライツ.....	536
7 各文化施設の収支分析.....	536
8 基本計画（グランドデザイン）.....	542
<b>第4 都市公園課.....</b>	<b>542</b>
1 都市公園課の概要.....	542

2	監査の手続及び監査の視点 .....	543
3	県首都市公園活性化基本戦略 .....	543
4	市町村との連携 .....	543
5	コロナ禍におけるイベント等 .....	544
6	地域連携推進員 .....	544
7	迷惑行為者に対する対応等 .....	544
8	都市公園課の倉庫等 .....	545
9	ネーミングライツ .....	545
10	各都市公園の収支分析 .....	546
11	長期計画（グランドデザイン） .....	551
	<b>第5 地域産業課、法務・情報公開課、観光資源活用課、航空宇宙産業課、地域スポーツ課.....</b>	<b>552</b>
1	分掌事務 .....	552
2	監査の手続及び監査の視点 .....	553
3	迷惑行為者に対する対応 .....	554
4	各施設の収支分析 .....	555
	<b>第6 管財課.....</b>	<b>571</b>
1	管財課の分掌事務 .....	571
2	監査の手続及び監査の視点 .....	572
3	遺失物の管理 .....	572
4	借地（駐車場等）と購入 .....	572
5	行政財産の目的外使用許可 .....	573
6	特定者指名 .....	574
7	指定管理期間 .....	575
8	再委託の管理 .....	576
9	指定管理料の増額（コロナ補填） .....	578
10	剩余金の使途 .....	578
11	基本協定書の別表の改訂 .....	579
12	指定管理者評価 .....	579
13	自主事業 .....	580
	<b>第7 出納管理課.....</b>	<b>582</b>
1	出納管理課の分掌事務 .....	582
2	監査の手続及び監査の視点 .....	582
3	釣銭用現金 .....	582
4	寄附採納 .....	583
5	現物実査 .....	583
6	債権管理（損害賠償請求権） .....	584
	<b>終章 課題と提言 .....</b>	<b>586</b>

第1 はじめに.....	586
1 関係者への御礼.....	586
2 本監査における基本的な考え方 .....	586
3 現状の課題.....	587
第2 提言.....	587
1 岐阜県として保有している財産（資源）を活用すること.....	587
2 民間のノウハウを活用するための条件を整えること .....	588
3 持続可能性のある基本計画を検討し、策定すること .....	589
第3 最後に.....	589
最終章 岐阜県の包括外部監査.....	591
第1 はじめに.....	591
1 3年間の御礼.....	591
2 行政管理課.....	591
3 提言の概要.....	592
第2 提言.....	592
1 包括外部監査の範囲及び指摘・意見の基準 .....	592
2 過去の指摘・意見に対する措置状況 .....	592
3 内部統制・監査委員監査・包括外部監査の連携 .....	593
第3 最後に.....	594
卷末資料	

# 序章 監査総論

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

#### (1) 外部監査のテーマ

岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業

#### (2) 外部監査の対象期間

原則として、令和2年度。ただし、必要に応じて他年度。

### 3 事件を選定した理由

(1) 県有文化施設に関する事業については、令和3年3月に、「岐阜県文化財保存活用大綱」が策定されている。令和3年度は、初年度であることから、令和3年度の監査結果が、「岐阜県文化財保存活用大綱」に活用されやすいと考えた。また、平成19年6月に策定された「岐阜県文化振興指針」について、監査の結果が、将来改訂される際の参考資料になる可能性があると考えた。

県営都市公園に関する事業については、令和3年3月に、「新・岐阜県都市公園活性化基本戦略」(令和3年度～令和7年度)が策定されている。令和3年度は、初年度であることから、令和3年度の監査結果が、「新・岐阜県都市公園活性化基本戦略」に活用されやすいと考えた。

(2) 過去2年間は「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」(令和元年度)、「岐阜県の住宅に関する事業」(令和2年度)と、県民に身近なテーマを選定してきた。令和3年度も、県民に身近なテーマにしたいと考えた。

(3) 現在、新型コロナウイルスが蔓延しているが、コロナ禍が収束した後、県民が足を運ぶと思われる身近な県有施設等を監査することにより、令和3年度の監査結果が、今後の県政に活用されやすいと考えた。また、令和元年度、令和2年度、令和3年度と比較することにより、平常時と異変時を比較することができるのではないかと考えた。

(4) 文化創造課、文化伝承課、都市公園課、地域産業課、観光資源活用課、法務・情報公開課、航空宇宙産業課、地域スポーツ課と各課にまたがるテーマであり、指定

管理者や委託契約、補助金等の事業を対象としており、横断的に比較しながら、監査を進めることができると考えた。

また、対象事業における予算は概算で 100 億円（第 1 章・第 4 参照）を超えることから、予算規模は決して小さくはない。

（5）過去の外部監査において、「財政援助団体等の出納その他の事務の執行について」（財）花の都ぎふ花と緑の推進センター（平成 13 年度）、「財政援助団体の運営及び管理」（財）岐阜県イベント・スポーツ事業団・（財）岐阜県産業文化振興事業団・（財）岐阜県県民ふれあい会館・（財）岐阜県文化財保護センター（平成 14 年度）、「県直営文化施設の管理状況について」（平成 18 年度）、「指定管理者制度の導入状況を踏まえた公の施設の管理運営について」（平成 19 年度）、「指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行」（平成 27 年度）など関連したテーマが取り上げられたことがある。しかし、県有文化施設に関する事業、県営都市公園に関する事業について、真正面から網羅的に取り上げたテーマは過去にない。また、過去の上記監査についての措置状況を確認することについても、意義があると考えた。

（6）県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業の双方を取り上げることとした。岐阜県百年公園と岐阜県博物館のように、同一場所に文化施設と都市公園が存在する例もあるほか、双方とも指定管理者制度・観光資源という面からの共通点がある。そのため、各施設が有機的に連携して有效地に機能しているかを確認することができると考えた。また、文化施設と都市公園を比較することにより、物品管理、施設管理、契約関係、補助金、指定管理者制度、出資団体など、各論点について幅広く比較しながら検討することができるため、有効な監査が行いやすいと考えた。

（7）以上の理由により、「岐阜県の県有文化施設に関する事業等及び県営都市公園に関する事業」を監査テーマとした。

#### 4 包括外部監査の方法

##### （1）外部監査の対象部署等

- 1 「県有文化施設及び県営都市公園一覧」の県有文化施設、県営都市公園
- 2 環境生活部：文化創造課、文化伝承課
- 3 都市建築部：都市公園課
- 4 商工労働部：地域産業課、観光資源活用課、航空宇宙産業課
- 5 清流の国推進部：地域スポーツ課
- 6 総務部：管財課、法務・情報公開課
- 7 出納事務局：出納管理課
- 8 県土整備部：岐阜土木事務所、大垣土木事務所、美濃土木事務所、可茂土木事務所

9 財政援助団体：公益財団法人岐阜県美術振興会、公益財団法人セラミックパーク美濃、公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、公益財団法人岐阜県教育文化財団、株式会社オアシスパーク、公益財団法人岐阜県スポーツ協会

#### 県有文化施設及び県営都市公園一覧

番号	県有文化施設	所在地	主管課（担当課）	現地機関	管理団体等
1	岐阜県美術館	岐阜市	文化伝承課	美術館	(公財)岐阜県美術振興会
2	岐阜県現代陶芸美術館	多治見市	文化伝承課	現代陶芸美術館	
3	セラミックパークMINO	多治見市	地域産業課		(公財)セラミックパーク美濃
4	岐阜県図書館	岐阜市	文化伝承課	図書館	
5	岐阜県高山陣屋	高山市	文化伝承課	高山陣屋管理事務所	
6	岐阜県文化財保護センター	岐阜市	文化伝承課	文化財保護センター	
7	岐阜県博物館	関市	文化伝承課	博物館	
8	岐阜県先端科学技術体験センター	瑞浪市	文化伝承課		サイエンスワールド運営グループ
9	岐阜県歴史資料館	岐阜市	法務・情報公開課	歴史資料館	
10	岐阜関ヶ原古戦場記念館	関ヶ原町	観光資源活用課	岐阜関ヶ原古戦場記念館	
11	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	各務原市	航空宇宙産業課		(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
12	OKBふれあい会館・サラマンカホール	岐阜市	文化創造課		ふれあいファシリティズ
13	飛騨・世界生活文化センター	高山市	文化創造課		飛騨コンソーシアム
14	ぎふ清流文化プラザ	岐阜市	文化創造課		(公財)岐阜県教育文化財団
番号	県営都市公園	所在地	主管課（担当課）	現地機関	管理団体等
1	養老公園	養老町	都市公園課	大垣土木事務所	イビデングリーンテック株式会社
2	岐阜県百年公園	関市	都市公園課	美濃土木事務所	昭和造園土木・名岐サービスJV
3	ぎふワールド・ローズガーデン	可児市	都市公園課	可茂土木事務所	花フェスタ記念公園運営管理グループ
4	ぎふ清流里山公園	美濃加茂市	都市公園課	可茂土木事務所	ぎふ清流里山公園みらい創造グループ
5	世界淡水魚園（オアシスパーク）	各務原市	都市公園課	岐阜土木事務所	株式会社オアシスパーク
6	世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）	各務原市	都市公園課	岐阜土木事務所	憲江ノ島マリンコーポレーション
7	各務原公園	各務原市	都市公園課	岐阜土木事務所	株式会社技研サービス
8	岐阜メモリアルセンター	岐阜市	地域スポーツ課		(公財)岐阜県スポーツ協会
9	岐阜県長良川球技場（球技メドウ）	岐阜市	地域スポーツ課		(公財)岐阜県スポーツ協会

注:長良川球技場は、岐阜メモリアルセンターと一緒に調査した。

#### （2）監査手続の概要

詳細は、巻末資料添付の監査日程及び各章の「監査手続」部分等に記載している。ここでは本年度の監査手続の全体概要を示す。

以下の監査手続の流れを経て本報告書は作成されている。

#### 文化創造課、文化伝承課に対する予備調査（全体像の確認）

#### 都市公園課、地域スポーツ課に対する予備調査（全体像の確認）

まず、岐阜県の文化施設に関する業務及び都市公園に関する業務の全体像を把握する目的で、次のとおり、ヒアリングを実施した。

令和3年4月19日：文化創造課、文化伝承課

令和3年5月13日：都市公園課、地域スポーツ課

↓

#### 文化施設及び都市公園に対する調査（現地ヒアリング① 現場の把握・網羅性）

県有文化施設は14施設あり、県営都市公園は8施設ある。令和元年度における監査（高等学校63及び特別支援学校21を往査した。）及び令和2年度における監査（県営

住宅 14 団地を往査した。）と同様、サンプリング調査をせず、全県有文化施設及び全県営都市公園を対象とした。施設ごとに、個別の問題があることや、全施設を横並びで調査することによって、より統一的・全体的な視点で検討することができると考えたためである。

県有文化施設及び県営都市公園に赴くチームを、施設ごとに編成し、監査人、弁護士補助者 2 名、公認会計士か税理士 1 名の合計 4 名で構成し、2 名以上で往査することとした。

現場（文化施設及び都市公園）のヒアリングは、概ね、以下の流れで、進んだ。

①60～90 分程度で、施設の全体像を掴むため、ヒアリングを実施した。

②60～90 分で、施設現場を視察する。

文化施設では、展示室のほか、バックヤード、事務局、倉庫、駐車場、会議室、飲食店、売店、茶室など、各所を確認した。

都市公園では、事務所のほか、倉庫、遊具、飲食店、売店、茶室など、各所を確認した。

概ね、2 時間～3 時間程度のヒアリング等を実施した。

令和 3 年 5 月 7 日：岐阜県百年公園、岐阜県博物館

令和 3 年 5 月 14 日：岐阜県先端科学技術体験センター

令和 3 年 5 月 18 日：岐阜県美術館、岐阜県図書館

令和 3 年 5 月 31 日：歴史資料館

令和 3 年 6 月 3 日：岐阜関ヶ原古戦場記念館

令和 3 年 6 月 8 日：岐阜県文化財保護センター

令和 3 年 6 月 10 日：岐阜メモリアルセンター、長良川球技メドウ

令和 3 年 6 月 14 日：高山陣屋、飛驒・世界生活文化センター

令和 3 年 6 月 16 日：岐阜県博物館

令和 3 年 6 月 28 日：岐阜かかみがはら航空宇宙博物館

令和 3 年 7 月 15 日：養老公園

令和 3 年 7 月 20 日：ぎふ清流文化プラザ

令和 3 年 7 月 26 日：OKB ふれあい会館・サラマンカホール

令和 3 年 7 月 27 日：ぎふ清流里山公園

令和 3 年 7 月 29 日：世界淡水魚園（オアシスパーク）

世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）

令和 3 年 7 月 30 日：花フェスタ記念公園

（令和 3 年 10 月 9 日以降、ぎふワールド・ローズガーデン）

令和 3 年 8 月 3 日：現代陶芸美術館、セラミックパーク MINO

令和 3 年 8 月 4 日：各務原公園

↓

アンケート調査票の実施（網羅性、具体性）

上述のとおり、現場把握目的のヒアリングを実施したが、各文化施設及び各都市公園の事務実態の概要及び課題を、資料等をもとに、より網羅的、具体的に把握する必要があると考えた。そのため、14 県有文化施設及び8 県営都市公園施設に対して、アンケート調査を実施した（令和3年7月30日発送し、令和3年8月31日（原則）を締切りとした。）。巻末資料に掲載する。

↓

アンケート調査票を踏まえた往査（現地ヒアリング②。補助金交付団体に対する調査、  
関係人調査を含む。）

ア 地方自治法第252条の38第1項では、「監査のため必要があると認めるときは監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは、関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。」と規定されている。

文化施設に関連する団体として、歴史資料館には、岐阜県歴史資料保存協会がある。当団体は、歴史資料館において、事務局を設置し、歴史資料館と協同して事業を行っている。そのため、関係人調査として、岐阜県歴史資料保存協会に対して、ヒアリング等を実施することとした。

また、OKBふれあい会館について、再委託の状況等を確認するために、再委託先企業に対して、関係人調査として、ヒアリング等を実施した。

なお、関係人調査については、事前に地方自治法第252条の38第1項規定の監査委員協議を経ている。

イ 文化施設に関連する財政援助団体（補助金等交付団体）として、飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会がある。同協議会に対して、岐阜県が、1000万円弱の負担金を支出しており、同負担金をもとに、飛騨・世界生活文化センターに関する事業を行っている。また、財政援助団体等監査を受検したことがないことから、負担金の支出の適法性・有効性等についても検証する必要があると考えた。そのため、財政援助団体等監査として、4（1）で述べた財政援助団体に加えて、ヒアリング等を実施することとした。同様に、国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会、ぎふスポーツフェア実行委員会などの岐阜県から負担金を受けている財政援助団体も、監査の対象とした。

ウ 関係人調査、財政援助団体等監査としてのヒアリング等のほか、アンケート調査票における回答結果などを踏まえて、より具体的な問題点を把握するために、14 県有文化施設及び8 県営都市公園施設に対して、2回目の往査を実施した。往査状況は、以下のとおりである。また、県庁の担当課のほか、関連する土木事務所についても、ヒアリング等を実施した。そのほか、比較対象のため、隣県にある滋賀県公文書館を訪問した。

令和3年9月14日：岐阜県文化財保護センター飛騨駐在事務所、  
岐阜県文化財保護センター飛騨国府事務所

令和3年9月17日：岐阜県図書館、岐阜県美術館

令和3年9月22日：法務・情報公開課

令和3年10月4日：岐阜県文化財保護センター（芥見町屋遺跡）

令和3年10月14日：X氏の画廊

令和3年10月15日：都市公園課

令和3年10月18日：ぎふ清流里山公園

令和3年10月19日：岐阜県百年公園

令和3年10月20日：岐阜かかみがはら航空宇宙博物館

令和3年10月21日：岐阜県立国際園芸アカデミー

令和3年10月25日：高山陣屋、飛騨・世界生活文化センター

令和3年10月26日：現代陶芸美術館、セラミックパークMINO

令和3年10月27日：岐阜関ヶ原古戦場記念館、養老公園

令和3年10月28日：OKBふれあい会館・サラマンカホール

令和3年10月29日：岐阜県博物館

令和3年11月1日：ぎふ清流文化プラザ

令和3年11月9日：岐阜県先端科学技術体験センター

令和3年11月15日：滋賀県公文書館

令和3年11月16日：岐阜メモリアルセンター、長良川球技メドウ

令和3年11月17日：各務原公園

令和3年11月18日：世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）  
世界淡水魚園（オアシスパーク）

令和3年11月19日：歴史資料館（岐阜県歴史資料保存協会を含む。）

令和3年11月19日：文化財保護センター

令和3年11月26日：ぎふワールド・ローズガーデン  
(花フェスタ記念公園)

令和3年12月6日：都市公園課

令和3年12月7日：文化創造課、観光資源活用課

令和3年12月8日：財政課、出納管理課

令和3年12月17日：地域スポーツ課

令和3年12月22日：都市公園課（倉庫）、法務・情報公開課

令和3年12月24日：文化伝承課、文化創造課

令和4年1月24日：大垣土木事務所

令和4年1月26日：岐阜土木事務所、財政課、管財課、岐阜県美術館

令和4年1月31日：美濃土木事務所、可茂土木事務所

令和4年2月2日：岐阜県立国際園芸アカデミー

令和4年2月7日：X氏の画廊

令和4年2月9日：文化創造課  
令和4年2月10日：再委託先企業ヒアリング  
令和4年2月14日：指定管理者構成員ヒアリング  
令和4年2月18日：岐阜県美術館

#### 学識経験者に対する関係人調査

(1) 県有文化施設のうち、特に、岐阜県美術館については、美術品の管理・評価という専門的な側面が問題となった。また、都市公園においては、指定管理者制度のあり方を含め今後の都市公園についての運営や長期的な基本計画（グランドビジョン）が問題となった。これらの論点については、学識経験者の意見を聞く必要があると考えた。

(2) 令和4年2月7日に、学識経験者であるX氏に対して、関係人調査によるヒアリング等を実施した（令和3年10月14日にも、関係人調査の依頼のため、事前にヒアリングを実施している。）。

X氏は、画廊経営者であり、自治体の美術品等評価委員等を務められたほか、東京国立近代美術館等の展示会において、画廊として「特別協力」されていることなどから、美術品に関する学識経験者にふさわしいと考えた。

(3) 令和4年2月2日に、学識経験者であるY氏に対して、関係人調査によるヒアリング等を実施した（令和3年10月21日にも、関係人調査の依頼のため、事前にヒアリングを実施している。）。

Y氏は、一般社団法人日本公園緑地協会より「北村賞」を受賞されているほか、岐阜県都市公園活性化懇談会委員等を務められており、都市公園の運営等に関する学識経験者にふさわしいと考えた。

#### 過去の包括外部監査における措置状況の検証

文化施設及び都市公園の今後の在り方について、検討するに当たり、「県直営文化施設の管理状況について」（平成18年度）、「指定管理者制度の導入状況を踏まえた公の施設の管理運営について」（平成19年度）、「指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行」（平成27年度）など、過去の包括外部監査を参考にするとともに、措置状況等についても確認をした。

### 5 主な監査の視点

(1) 包括外部監査においては、事務実態を正確に捉えた上で、具体的な判断（指摘・意見）を報告する必要がある。そのためには、予め、適切な監査の観点をもって検証することが重要である。

本監査における主な監査の視点は、次のとおりである。

### 適法性一事務執行が、適法になされているか

法律による行政の原理という言葉があるが、自治体は法令に従って事務執行をすることが必要である。

地方自治法第2条第16項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定する。

法律、政令に限らず、広く、自治体制定の条例、規則や内部規程である要綱等を含めて、根拠に従って文化施設及び都市公園にかかる事務執行をする必要がある。監査人が観点として記載する「適法性」は、かかる考えのもと、狭い意味の法令違反に限らず、根拠違反と広く捉えて表現したものである。

根拠に基づく事務執行は、結果として最善の結果（例えば、損害賠償請求権など公金債権を最大限回収することや、一者随意契約を多用せずに適正価格での契約締結など）につながるものである。また、逆に根拠に基づかない事務執行をした場合、住民監査請求や住民訴訟、国家賠償請求訴訟の対象となる可能性がある。消極的な意味合いではあるが、そうならないためにも根拠に基づく事務執行が必要である（地方自治法第242条、同第242条の2、国家賠償法第1条）。

文化施設に関する事業及び都市公園に関する事業を含め、自治体の事務執行にあたっては適法性が何よりも重要であり、特にかかる観点を強く意識して、適切に事務執行がなされているかを検証した。

### 有効性 事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか

### 経済性 事務執行が、より少ない費用で実施できないか

### 効率性 事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか

外部監査は、地方自治法第2条第14項（住民福祉の増進、最小の経費で最大の効果）及び同第15項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）の規定を達成するために必要と認める特定の事件について実施される（地方自治法第252条の37第1項）。

また、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

これらの規定に鑑みれば、文化施設に関する事業及び都市公園に関する事業の事務執行にあたっては、適法性を前提としつつ、有効性、経済性、効率性といった各種観点も重要であり、かかる観点から、適切に事務執行がなされているかどうかを検証した。

### 公平性

地方自治法第10条第2項は、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。」と規定している。

文化施設及び都市公園の事務執行でみれば、施設の利用申込等において、公平な取り扱いをしているかが問題となる。

公平性があること自体が適法性の一つの観点である。また、公平性があることは、入札などで競争性を働かせることにつながることもあり、3Eにかなう要素もある。したがって、公平性は、適法性・3Eを具体化するものということができる。

#### 透明性

補助金等各事業について、3Eの検証や委託業務の選任過程などについて、ホームページに公開し、具体的に説明しているかなど、透明性（説明責任）についても、重視した。

透明性があることは、手続を適正に行うことの担保となるため、適法性の一要素と考えることができる。また、透明性があることは、事業の有効性・経済性・効率性について説明責任を果たすことにつながり、3Eを具体化するものということができる。

#### （2）報告書の作成に当たって

ア 具体的な事実認定や適法性の確認は、指摘・意見の前提となるばかりか、3Eについて判断するための大前提となるため、令和元年度、令和2年度の監査と同様に、具体的に検討し、記載することとした。そのため、令和元年度、令和2年度と同様、事実認定や適法性判断のために、頁数をかけているが、監査報告書の性質上、必要なことであると考えている。

イ また、適法性（合規性）を中心とした判断として、【規範】を記載しているが、必ずしも、適法性に限定されているわけではない。規範の中には、例えば、債権管理に関する規程のほか、記録の作成・保存などP D C Aサイクルや事業の検証に関する規程など、有効性・経済性・効率性の確認につながる規範も少なくない。また、公平性や透明性についても、規範において規定されているものもある。そのため、規範については、適法性（合規性）のみを取り上げているわけではなく、3Eの観点のものや、公平性・透明性の観点のものも多く含まれている。

ウ 以上を踏まえて、上記5（1）で述べた、適法性・有効性・経済性・効率性・公平性・透明性の各視点に基づき、ルール（規範）に反しているもの、今後同じ状態が続くようであればルール（規範）に反する状態となるものについては、違法又は不当な状態であるとして、指摘としている。規範に反しているとまではいえないものについては、一定の裁量があることを尊重して、意見としている。ただし、合理性の観点から、望ましいと考える措置等について、意見を述べている。

### 6 包括外部監査の期間

令和3年4月1日～令和4年3月10日

## 7 包括外部監査人及び補助者

監査人は、監査事務に際し、監査人補助者の補助を受けている（地方自治法第 252 条の 32 第 1 項）。監査人を含め弁護士 8 名、公認会計士 1 名、税理士 3 名の合計 12 名体制で監査を実施した。各専門による多角的視点による監査とし、各人の経験、知識を最大限活かすべく役割分担をした。

外部監査人	弁護士	堀 雅 博
補助者	弁護士	和 田 恵
補助者	弁護士	尾 藤 望
補助者	弁護士	鈴 木 友 美
補助者	弁護士	渡 辺 俊 介
補助者	弁護士	渡 部 智 也
補助者	弁護士	黒 宮 崇 宏
補助者	弁護士	田 中 敦
補助者	公認会計士	井 上 学
補助者	税理士	米 津 覚 登
補助者	税理士	新 開 章
補助者	税理士	高 井 真 司

## 8 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 2 報告書の構成

### 1 全体の構成

序章	監査総論
第 1 章	県有文化施設及び県営都市公園の概要
第 2 章	岐阜県の県有文化施設
第 3 章	岐阜県の県営都市公園
第 4 章	県庁担当課による管理
終論	課題と提言
最終論	岐阜県の包括外部監査
巻末資料	

序章は、監査総論として、包括外部監査の概要、包括外部監査の視点、包括外部監査の範囲について報告する。

第 1 章は、岐阜県における県有文化施設及び県営都市公園の概要及び事業計画、主

要な事業等について報告する。本報告書の全体像を示すために重要な部分であると考えている。

第2章は、各県有文化施設の報告である。本監査のメインとなる部分である。県有文化施設ごとに、概要のほか、往査結果（2回以上）、アンケート調査票の結果を踏まえた報告をする。施設ごとに特徴があり、問題点も異なることから、14 県有文化施設それぞれについて、具体的に、事実関係や指摘・意見を記載している。

第3章は、各県営都市公園の報告である。第2章とともに本監査のメインとなる部分である。県営都市公園ごとに、概要のほか、往査結果（2回以上）、アンケート調査票の結果を踏まえた報告をする。施設ごとに特徴があり、問題点も異なることから、8 都市公園施設それぞれについて、具体的に、事実関係や指摘・意見を記載している。

第4章では、県有文化施設及び県営都市公園の現地機関や指定管理者のみならず、県有文化施設及び県営都市公園を管理している文化創造課、文化伝承課、都市公園課を中心に、共通する課題について報告する。

県庁全体に関連する論点については、管財課、出納管理課を取り上げた。

終章は、本監査でみられた課題を踏まえた監査人の提言を報告する。

最終章は、3年間の監査を踏まえた監査人の提言を報告する。

巻末資料は、本報告書の参考となるよう、「令和3年度 外部監査の日程」、「指摘及び意見の一覧」、「参考報告一覧」、「岐阜県の行政機構図（令和3年4月1日現在）」、「県有文化施設及び県営都市公園一覧」、「アンケート調査票」の様式などを添付した。その他、本報告書で引用する条例等を一部掲載した。

## 2 個別の構成（第2章、第3章、第4章）

本報告の中心部分である。概ね以下の構成で報告することとした。

### 概要

県有文化施設、県営都市公園の概要、平成28年度～令和2年度のデータを掲載するなどし、各施設の特徴を示すよう、可能な限り、情報を記載した。



### 監査の重点及び監査手続

県有文化施設ごと、県営都市公園ごとの実際の監査手続の詳細を記載した。なお、県有文化施設や県営都市公園の概要を踏まえ、監査を実施するにおいて特に重視した部分が存在する場合には、監査の重点を併せて記載した。



### 事実関係の摘示（【事実関係】）

監査において把握した事実関係を明記した。

事実関係は判断の前提となるものであるため、正確性、具体性を意識した。

なお、特徴がある事実関係や、施設・制度の概要について理解の助けになると思われる事実関係については、【指摘】や【意見】、【参考報告】は記載していないものの、【事実関係】だけを記載しているものもある。

↓

### 適用が問題となる法律等根拠類の摘示（【規範】）

判断の前提として、その事務について適用される根拠類を可能な限り明示することとした。法律、条例、規則、要綱、要領、マニュアルなど多種あるが、表現としては、【規範】（よって立つべき基準の意味）とした。

↓

### 判断（【指摘】・【意見】）

【指摘】・【意見】の意義は次のとおりである。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	望ましい	違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

【指摘】・【意見】の記載部分について説明する。

まず、対象となる現地機関や対象課を明示した。

また、【規範】に反しているものは【指摘】方向という考え方を用いている。

【指摘】・【意見】の結論は、簡潔にすることを心がけたが、結論に至る過程は、可能な限り具体的に記載した。また、併せて、可能な限り、積極的かつ具体的な改善案も提案するよう努めた。岐阜県は、監査の措置状況を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表する義務があるが（地方自治法第252条の38第6項）、監査人において具体的に岐阜県が検討する契機となるものにしなければならないという意識が強くあるからである。

なお、本監査は、令和2年度の事務執行を対象としているものであるところ、岐阜県が、令和3年度中、自主的に、あるいは、本監査の過程を経て改善を実施している場合には【改善報告】という形で明記した。【改善報告】を記載することで、P D C Aサイクルが機能している場合、その過程を具体的に示すことができ、改善を促すことにもなることから、記載している。

### 判断（【参考報告】）

県有文化施設や都市公園における事務手続が、他の県有文化施設や都市公園の参考になる取組みをしていると判断した場合に、そのことを明示して、他の施設の担当課や他の直営施設担当者、指定管理者等が意識することは有益なことではないかと考えた。そこで、監査人において、各担当者の参考になると判断したものは、【参考報告】として明示することとした。

## 第3 財務監査の範囲等

### 1 はじめに

令和元年度の報告書において、情報管理、いじめ防止や労務管理などの論点に関して、包括外部監査の範囲について検討した。令和元年度の報告書提出後、令和2年3月において、監査委員とも、包括外部監査の対象範囲について協議することがあった。

令和2年度の報告書においても、共益費と共有スペースの管理などの論点に関して、

住宅課と協議をし、包括外部監査の範囲について検討した。

また、数年間、過去及び他自治体の包括外部監査報告書を参照しているが、監査の範囲について、明確な基準があるわけではないことから、監査の範囲を逸脱していないかを恐れるあまり、抑制的に、監査対象や監査資料を限定する、「指摘」すべき事項を「意見」とする、報告書もあるように感じた。

そこで、本報告書においても、一昨年度、昨年度と同様に、包括外部監査の対象範囲及び監査対象や監査資料について、監査人の考えを記載することとした。

## 2 包括外部監査の対象範囲としての財務監査

### (1) 「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著

包括外部監査人が行う監査は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事務の執行」と包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」に関する監査である（地方自治法第252条の37第1項）。いわゆる「行政監査」は含まない。これは、包括外部監査の導入に際し、包括外部監査人が地方公共団体の外部から契約に基づいて監査を行うことを踏まえ、客観的な判断が基本とされる財務監査にまずは限定することが適当であると判断されたものである。財務監査であっても、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、地方公共団体の事務事業の有効性などについて監査を行うことももちろん可能である（1489頁）。

なお、行政監査は、一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である（706頁）とされている。

(2) 注釈地方自治法〈全訂〉（成田頼明、園部逸夫、金子宏、塩野宏、磯部力、小早川光郎編集）によると、「立案関係者は、包括外部監査は財務監査に限るが、そこには2条14項、15項の判断も入るのであり、したがって、政策判断に属するという意味での行政監査は含まれないということであると述べている。行政監査という言葉の外延の問題であるといふこともできようが、財務監査は単に数字のみを問題としているのではないといふ点に留意することが重要であろう。事務事業の有効性等についての監査は排除されていないのである。」との解説がある。また、地方行政委員会議録第9号（平成9年4月24日）においても、松本政府委員は、「財務監査というのは、平成3年の法律改正をいたします前からこの規定はあったわけでございますが、財務に関する監査の幅というのはかなり広範に及んでおります。ただいまご指摘の地方自治法第2条の13項、14項は、委員も今お述べになりましたように、それ自体の中に、組織、運営の合理化というようなことが入っております。そういう面も財務監査という観点から監査をするということでございます。したがいまして、一般的の、通常に言われるいわゆる政策判断に属するような行政監査、これは対象外であるというように御理解をいただきたいと思うわけでございます。」と述べている。行政監査の意味を、政策判断等に対する監査と捉えている。

(3) 「新基本法コンメンタール地方自治法」村上順ら 3名編 490 頁

行政監査が排除されたのは、財務監査は客観的な基準に基づいて行われるが、行政監査は個々の地方公共団体の個別事項の事情を十分に把握する必要があるので、外部監査には必ずしもなじまないという考え方によるとものとされている。しかし、財務監査と行政監査の区別が明確ではないこと、また、外部監査人の資格として「その他行政運営」についても識見を有することが前提となって、組織や行政運営の合理化を念頭に置いて監査が行われることから、財務監査といってみても、数字を前提にしきえすればその範囲が相当広範なものであると考えられる。外部監査経験者から、財務監査の結果として必然的に必要となる行政制度上の問題等の行政監査には報告として触れるべきという意見もある。

### 3 「財務に関する事務の執行」についての検討

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法及びこれに関連する法の規定に基づく経済行為であり、予算、決算、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含する（「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著 706 頁参照）。そのため、お金と財産に関する事項が、全て監査の対象となる。

行政において予算の伴わない事務はないと考えられるため、お金と財産の面から見れば、行政の全てが監査の対象となると考えられる。

非財務的な行政事務を含め、行政のほとんどの事務事業は予算の執行により実現されるものであるから、事務事業の当否を予算執行の当否の視点から監査することは可能であると考える。

### 4 適法性監査

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない。したがって、法律・条例に違反した行政作用、法律・条例上の根拠なく住民の権利を制約する作用をしてはならない。このことは、財務執行にも、当てはまる。

そのため、包括外部監査人による監査の基本は、財務執行の合規性・適法性についての適法性監査であると考えられる。

この点、「適法性について重点をおいて」監査するといった規定そのものはないが、「監査」という性質上、法規範に適合しているかどうかを確認することは当然の前提であると考えられる。

地方公共団体が何らかの財政的負担を伴う行為を行うときは、その費用負担行為を行う法令上の根拠が必ず必要である。安易な前例踏襲となっていないか、明確な根拠があるのかが、重要なチェックポイントとなる。

適法性監査をする場合、基準となるのは、法令、条例、予算及び規則そのほかの規程並びに訓令や要綱及び個別の職務命令、条理などの法規範である。

## 5 3 E監査

地方自治法第 252 条の 37 第 2 項は、「監査をするに当たっては、…（中略）…法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのっとってなされたかどうかに、特に、意を用いなければならない。」としている。そして、第 2 条第 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、第 15 項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければなければならない」とされている。

また、地方財政法第 8 条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」とも規定している。

これらの規定の存在からも、経済性・効率性・有効性の観点からの監査、いわゆる 3 E 監査も必要となる。

## 6 結論

以上述べた考え方のほか、愛知県平成 23 年度報告書「県民生活部文化芸術課及び同課が所管する財団法人愛知県文化振興事業団にかかる財務に関する事務の執行について」、名古屋市令和元年度報告書「名古屋市の公園・緑地及び公園・緑地内施設等についての整備、維持管理等における財務の執行状況について」、大分市令和元年度報告書「文化・芸術及びスポーツ行政について」、堺市令和元年度報告書「文化・観光・スポーツ施策に関する事務の執行について」など各自治体において実施された文化施設又は都市公園に関する包括外部監査の監査状況などを踏まえて、検討した。

また、第 1 の 5 「主な監査の視点」で述べたように、公平性・透明性の点は、適法性、3 E の観点と密接に結びつくため、対象範囲の判断基準の一つになると考えた。

その結果、監査人は、①適法性の観点から、違法又は不当であると考えられる事務事業や、②経済性・効率性・有効性の 3 E 監査の観点から問題があると考えられる事務事業、③公平性・透明性の観点から問題があると考えられる事務事業については、客観的な判断が可能であると考えられるため、包括外部監査の対象範囲であると考えて、監査を実施した。

以上述べた考え方は、令和元年度及び令和 2 年度における包括外部監査報告書で述べたものに検討を加えたものである。また、令和 2 年 3 月に、監査委員と協議する際に検討した事項、令和 2 年度の包括外部監査報告書における検討も加えたものである。

具体的な事実認定に基づき、適法性を基本としながら、3 E 監査を実施することに努め、県有文化施設、県営都市公園における、物品管理、施設管理、契約、組織運営、指定管理者制度、事業計画・評価など各論点について調査・検討した。

他方、監査人の指摘や意見について行われる措置の実現可能性があるかどうかも検討する必要があるため、できる限り、対象課（文化創造課、文化伝承課、都市公園課

等)、現地機関(美術館、図書館、博物館等)及び指定管理者等関係団体の意見を聞いて、協議することに努めた。

# 第1章 県有文化施設及び県営都市公園の概要

## 第1 本章の概要

本章では、県有文化施設及び県営都市公園の意義及び本監査において対象としている県有文化施設及び県営都市公園の選定過程等について報告する。

次に、県有文化施設及び県営都市公園の現況及び全体に関する基本計画（グランドデザイン）について、報告する。

また、県有文化施設及び県営都市公園に関する事業の予算について報告する。

最後に、県有文化施設及び県営都市公園の管理状況について概略的に報告し、監査の視点について述べる。

## 第2 県有文化施設及び県営都市公園の現況等

### 1 県有文化施設及び県営都市公園の意義

#### (1) 県有文化施設について

##### ア 文化施設

文化芸術基本法における「文化施設」とは、劇場、音楽堂等を指し、文化芸術の創造、交流、発信の拠点として、また地域住民の身近な文化芸術活動の場として、国、地方公共団体、民間が設置している施設であり、また、これらの文化施設においては、芸術家や芸術団体等による多様な文化芸術活動も行われている。

イ 「社会教育施設」とは、公民館、図書館、博物館等の教育施設を指し、それぞれ、社会教育法、図書館法、博物館法に基づき、地方公共団体等により設置されているものである。いずれの施設においても、地域の課題解決や、住民の教養の向上等に資する活動を行っている（教育基本法第12条第2項、社会教育法第6条、同第9条参照）。

##### ウ 博物館（博物館法第3条）

博物館法における「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体…（中略）…が設置するもので…（中略）…登録を受けたものをいう。

「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいう。

##### エ 図書館（図書館法第2条）

図書館法における「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、

保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体…（中略）…が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館という。

#### 才 公文書館（公文書館法第4条第1項）

公文書館法における「公文書館」は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

#### カ 県有文化施設

（ア）岐阜県文化伝承課のホームページでは、文化伝承課が担当する文化施設として、①岐阜県美術館、②岐阜県現代陶芸美術館、④岐阜県図書館、⑤岐阜県高山陣屋、⑥岐阜県文化財保護センター、⑦岐阜県博物館、⑧岐阜県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）を掲載している。

また、岐阜県文化創造課のホームページでは、文化創造課が担当する文化施設として、⑫OKBふれあい会館・サラマンカホール、⑬飛驒・世界生活文化センター、⑭ぎふ清流文化プラザを掲載している。

そこで、文化伝承課及び文化創造課が担当する文化施設である①岐阜県美術館、②岐阜県現代陶芸美術館、④岐阜県図書館、⑤岐阜県高山陣屋、⑥岐阜県文化財保護センター、⑦岐阜県博物館、⑧岐阜県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）、⑫OKBふれあい会館・サラマンカホール、⑬飛驒・世界生活文化センター、⑭ぎふ清流文化プラザについて、本監査の対象施設とした。

（イ）次に、③セラミックパークMINOについては、②岐阜県現代陶芸美術館との一体性が強いことから、県有文化施設に関する施設として、監査の対象に加えた。

また、⑨岐阜県歴史資料館については、公文書館としての性質が強いが、他の県有文化施設と同様に、博物館協会に加入していることなどから、上記（ア）で述べた施設と性質が似ていると考え、比較等の観点からも、監査の対象に加えた。

岐阜県のホームページでは、「岐阜ふるさとを学ぶ日」のページにおいて、「県有文化施設を無料開放し、県民の皆様に文化・芸術を楽しんでいただく機会を提供しています。令和3年の11月3日（文化の日）は、以下の県有文化施設が無料で観覧できます。」として、県有文化施設として、①岐阜県美術館、②岐阜県現代陶芸美術館、⑦岐阜県博物館、⑤岐阜県高山陣屋のほか、⑩岐阜関ヶ原古戦場記念館、⑪岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、⑯ぎふ木遊館を掲載していた。

⑩岐阜関ヶ原古戦場記念館、⑪岐阜かかみがはら航空宇宙博物館については、博物館協会に加入していることなどから、上記（ア）で述べた文化施設と性質が似ていると考え、比較等の観点からも、監査対象施設に加えた。

(ウ) 他方、⑯ぎふ木遊館については、他の県有文化施設としてのイメージや性質が大きく異なると考えたため、監査対象施設とはしなかった。

そのほか、世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）については、博物館協会に加入していることから、文化施設と捉えることも可能である。しかし、都市公園課が担当であることや、世界淡水魚園（オアシスパーク）との一体性が強いことなどから、県営都市公園の一つとして、位置づけた。

(エ) 以上より、岐阜県の県有文化施設として、①岐阜県美術館、②岐阜県現代陶芸美術館、③セラミックパークM I N O、④岐阜県図書館、⑤岐阜県高山陣屋、⑥岐阜県文化財保護センター、⑦岐阜県博物館、⑧岐阜県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）、⑨岐阜県歴史資料館、⑩岐阜関ヶ原古戦場記念館、⑪岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、⑫OKBふれあい会館・サラマンカホール、⑬飛騨・世界生活文化センター、⑭ぎふ清流文化プラザの14施設を監査対象施設とした。

県有文化施設の報告順序については、博物館協会に加入している文化施設と博物館協会に加入していない施設（文化創造課担当施設）とに分けて、前者のグループを先に報告することとした。原則として、文化伝承課のホームページに掲載されている順番に従い、文化伝承課が担当する文化施設を報告している。ただし、セラミックパークM I N Oは、岐阜県現代陶芸美術館と一体性が強いため、地域産業課の担当ではあるが、岐阜県現代陶芸美術館の次に報告している。

博物館協会に加入している施設のうち、文化伝承課の次は、行政組織図等の順番に従い、法務・情報公開課が担当する⑨岐阜県歴史資料館、観光資源活用課が担当する⑩岐阜関ヶ原古戦場記念館、航空宇宙産業課が担当する⑪岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の順番に報告をしている。

最後に、博物館協会に加入していない文化施設として、文化創造課が担当する3つの施設がある。文化創造課のホームページに掲載されている順番に従い、⑫OKBふれあい会館・サラマンカホール、⑬飛騨・世界生活文化センター、⑭ぎふ清流文化プラザの順番で、報告をしている。

## (2) 県営都市公園について

### ア 都市公園の定義（都市公園法第2条）

都市公園とは、国または地方公共団体が土地所有権等の権原を取得し、環境の保全、遊び場、防災等を目的とした都市施設として整備するものである。一定区域を公園として指定し土地利用の制限等により自然景観を保全する自然公園と区別される。都市公園には、以下のような役割がある。

#### ①レクリエーション

都市化の進展に伴って、子どもたちの安全な遊び場やスポーツの楽しめる場所が少なくなってきた一方、人々の健康づくりに対する関心が高まっている。都市公園

は、緑に囲まれた環境のなかに屋外レクリエーションの場を提供している。

#### ②文化・教養

緑に囲まれた都市公園は、自然とふれあう場を提供し、博物館や美術館、図書館などの公園施設を利用して教養を高めることができる。

#### ③コミュニティ

都市公園の緑は、新鮮な空気をつくりだすとともに、騒音の軽減や防塵、防風などの公害緩和に役立つ。また、自然の少ない都市に季節感を与え、うるおいのある美しい都市づくりに役立っている。

#### ④防災

都市公園は、地震・火災など災害の時の避難場所として、また延焼防止帯としての役割を果たしている。

### イ 沿革

我が国で初めて公園制度が設けられたのは明治6年（1873年）で、同年1月15日に次のような太政官布告第16号が府県に布達され、公園地選定に関する手続が命じられた。この布告に基づいて、東京府においては、浅草公園、上野公園等、社寺境内地が公園として指定され都市公園の始まりとなった。

本県でも、太政官布告により明治6年、高山市に高山城跡を一体とした城山公園並びに大垣市に大垣城を中心とした大垣公園が初めて公園として開園することになった。次に、養老の滝を中心とした養老公園が明治13年偕楽社の経営管理により開園した。

養老公園を含め上記の公園は全て、従来から庶民の遊園場所ですでに公園的に利用されている場所か、公園として直ちに役立つような社寺の境内、名所、旧跡といったものに公園の名称を与えたに過ぎないものであった。

最初から公園として計画し整理するようになったのは戦後で、岐阜・大垣の両市が、市内の大部分を消失したため戦災都市復興計画の一環として戦災復興土地区画整理事業の実施によって市街地内に多くの公園が造成されるようになった。また、市街地の発展に伴って面的整備事業としての土地区画整理事業が各都市で盛んになり、その施工面積の3%以上を公園として確保することにより、公園整備がいっそう促進され、昭和41年4月1日、岐阜メモリアルセンターが設置された。

建設省において、昭和47年度から都市公園整備の最初の長期計画である都市公園等整備五箇年計画が発足し、これによって、昭和50年5月5日に、岐阜県百年公園が設置された。

その後、昭和56年度から昭和60年度までの第三次都市公園等整備五箇年計画により、昭和57年4月29日、各務原公園が設置され、昭和61年度から平成2年度までの第四次都市公園等整備五箇年計画により、平成元年4月29日、花フェスタ記念公園（令和3年10月より、ぎふワールド・ローズガーデン）が設置され、平成8年度から平成14年度までの第六次都市公園等整備七箇年計画により、平成11年7月17日、世界淡水魚園（オアシスパーク）が設置された。

平成15年からは、社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため従来の事業分野別の五箇年計画を一本化し策定された「社会資本整備重点計画」により、緑地保全地区の指定等民有緑地の保全及び緑化施策などとともに、都市の防災性の向上、地球環境問題等への対応、豊かな地域づくりと少子高齢化社会への対応に重点をおいて、都市公園の整備を進めている。これにより、平成15年4月16日、( ) 平成記念公園(現在、ぎふ清流里山公園)が設置された。

県営公園の名称	所在地	種類	都市決定面積(ha)	開設面積(ha)	開設年月日 (当初)最終
(1) <a href="#">養老公園</a>	養老町	広域公園	78.6ha	78.5ha	(明治13年10月17日) 令和3年4月1日以降
(2) <a href="#">岐阜県百年公園</a>	関市	広域公園	100.0ha	100.0ha	(昭和50年5月5日) 平成4年11月20日
(3) <a href="#">ぎふワールド・ローズガーデン</a>	可児市	広域公園	80.7ha	80.7ha	(平成1年4月29日) 平成11年3月26日
(4) <a href="#">ぎふ清流里山公園</a>	美濃加茂市	広域公園	159.6ha	107.1ha	(平成15年4月16日) 平成30年4月1日
(5) <a href="#">岐阜メモリアルセンター</a>	岐阜市	運動公園	23.0ha	23.2ha	(昭和41年4月1日) 平成6年4月1日
(6) <a href="#">各務原公園</a>	各務原市	総合公園	10.2ha	10.2ha	(昭和57年4月29日) 昭和58年1月4日
(7) <a href="#">世界淡水魚園</a>	各務原市	地区公園	3.4ha	3.4ha	平成11年7月17日

#### ウ 県営都市公園

(ア) 県営都市公園としては、①養老公園、②岐阜県百年公園、③花フェスタ記念公園(ぎふワールド・ローズガーデン)④ぎふ清流里山公園、⑤世界淡水魚園(オアシスパーク)、⑦各務原公園、⑧岐阜メモリアルセンターがある。

(イ) ⑥世界淡水魚園水族館(アクア・トトぎふ)については、博物館協会に加入しているものの、世界淡水魚園(オアシスパーク)との一体性が強く、都市公園課の担当であることから、県営都市公園である世界淡水魚園(オアシスパーク)の一部として位置づけている。

また、岐阜長良川球技場(球技メドウ)についても、岐阜メモリアルセンターとの一体性が強いことから、県営都市公園である岐阜メモリアルセンターの一部として位置づけている。

(ウ) 原則として、都市公園課のホームページに掲載されている順番に従い、報告をしているが、岐阜メモリアルセンター及び岐阜県長良川球技場(球技メドウ)は、都市公園課ではなく、地域スポーツ課が担当なので、最後に報告することとした。

県有文化施設及び県営都市公園一覧

番号	県有文化施設	所在地	主管課（担当課）	現地機関	管理団体等
1	岐阜県美術館	岐阜市	文化伝承課	美術館	(公財)岐阜県美術振興会
2	岐阜県現代陶芸美術館	多治見市	文化伝承課	現代陶芸美術館	
3	セラミックパークMINO	多治見市	地域産業課		(公財)セラミックパーク美濃
4	岐阜県図書館	岐阜市	文化伝承課	図書館	
5	岐阜県高山陣屋	高山市	文化伝承課	高山陣屋管理事務所	
6	岐阜県文化財保護センター	岐阜市	文化伝承課	文化財保護センター	
7	岐阜県博物館	関市	文化伝承課	博物館	
8	岐阜県先端科学技術体験センター	瑞浪市	文化伝承課		サイエンスワールド運営グループ
9	岐阜県歴史資料館	岐阜市	法務・情報公開課	歴史資料館	
10	岐阜関ヶ原古戦場記念館	関ヶ原町	観光資源活用課	岐阜関ヶ原古戦場記念館	
11	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	各務原市	航空宇宙産業課		(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
12	OKBふれあい会館・サラマンカホール	岐阜市	文化創造課		ふれあいファシリティズ
13	飛騨・世界生活文化センター	高山市	文化創造課		飛騨コンソーシアム
14	ぎふ清流文化プラザ	岐阜市	文化創造課		(公財)岐阜県教育文化財団
番号	県営都市公園	所在地	主管課（担当課）	現地機関	管理団体等
1	養老公園	養老町	都市公園課	大垣土木事務所	イビデングリーンチック株式会社
2	岐阜県百年公園	関市	都市公園課	美濃土木事務所	昭和造園土木・名岐サービスJV
3	ぎふワールド・ローズガーデン	可児市	都市公園課	可茂土木事務所	花フェスタ記念公園運営管理グループ
4	ぎふ清流里山公園	美濃加茂市	都市公園課	可茂土木事務所	ぎふ清流里山公園みらい創造グループ
5	世界淡水魚園（オアシスパーク）	各務原市	都市公園課	岐阜土木事務所	株式会社オアシスパーク
6	世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）	各務原市	都市公園課	岐阜土木事務所	勝江ノ島マリンコーポレーション
7	各務原公園	各務原市	都市公園課	岐阜土木事務所	株式会社技研サービス
8	岐阜メモリアルセンター	岐阜市	地域スポーツ課		(公財)岐阜県スポーツ協会
8	岐阜県長良川球技場（球技メドウ）	岐阜市	地域スポーツ課		(公財)岐阜県スポーツ協会

注:長良川球技場は、岐阜メモリアルセンターと一緒に調査した。

## 2 県有文化施設及び県営都市公園の位置関係と利用状況等

以下の地図は、高速道路との位置関係を示すイメージ図である。

また、以下の一覧表は、各県有文化施設、各県営都市公園の利用者数を示すものである。利用者数については、入館者数に限定していない。なお、岐阜県文化財保護センターについては、利用者数の捉え方に様々な考え方があると思われるが、岐阜県文化財保護センターのイベント等に参加した人数を利用者数とした。岐阜関ヶ原古戦場記念館の令和2年度の利用者数は、開館時の令和2年10月21日から令和3年3月31日までの入館者数である。

また、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の平成29年度については、平成30年3月24日から同月31日までの入館者数である。



## 1 県有文化施設の利用者数

県有文化施設名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
岐阜県美術館	20万7997人	22万1887人	11万6075人	8万4209人	8万5527人
岐阜県現代陶芸美術館	3万0731人	3万4428人	7万1784人	2万6474人	3万0152人
セラミックパークM I N O	22万3993人	25万0259人	24万9991人	18万4556人	8万3962人
岐阜県図書館	53万2788人	54万5144人	55万0198人	51万5093人	23万4978人
岐阜県高山陣屋	35万0624人	33万2583人	32万4107人	34万5786人	10万3604人
岐阜県文化財保護センター	(未集計)	(未集計)	(未集計)	118人	37人
岐阜県博物館	11万7908人	13万3219人	24万9375人	15万8642人	7万3784人
岐阜県先端科学技術体験センター	12万3973人	10万7252人	10万8135人	10万5557人	3万1530人
歴史資料館	1959人	1834人	1633人	1510人	463人
岐阜関ヶ原古戦場記念館					5万0418人
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館		3万0198人	43万3204人	26万9066人	10万8376人
O K B ふれあい会館・サラマンカホール	86万1567人	88万0759人	87万2293人	82万3312人	41万7864人
飛騨・世界生活文化センター	50万2649人	47万1524人	47万8828人	46万2192人	13万4553人
ぎふ清流文化プラザ	18万8379人	20万8323人	21万2223人	22万1746人	17万6696人

## 2 県営都市公園の利用者数

県営都市公園名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
養老公園	111万5494人	120万4237人	124万6495人	136万6525人	124万2998人
ぎふ清流里山公園	26万4246人	18万7050人	70万3808人	63万7764人	39万6768人
岐阜県百年公園	51万5973人	43万0543人	48万0352人	55万8114人	51万0334人
世界淡水魚園	442万0151人	452万9272人	462万7134人	463万1432人	285万8855人
世界淡水魚園水族館	50万6252人	48万0169人	49万4384人	49万0080人	26万1334人
ぎふワールドローズガーデン	40万7176人	37万8466人	38万2712人	43万4957人	27万9348人
各務原公園	8万3925人	10万2339人	10万4810人	11万0965人	9万9919人
岐阜メモリアルセンター	96万4448人	101万4059人	109万8510人	100万9014人	21万1658人
岐阜県長良川球技場	3万0351人	3万3078人	2万6633人	2万3649人	8705人

### 【概要説明①】

令和2年度における来訪者の県内・県外の割合について、施設利用者のアンケート（全数調査ではない。）によると、岐阜県現代陶芸美術館（県内 52.4% 県外 47.6%）、セラミックパークM I N O（県内 37.0% 県外 63.0%）、博物館（県内 84.5% 県外 15.5%）、岐阜県先端科学技術体験センター（県内 58.7% 県外 41.3%）、岐阜関ヶ原古戦場記念館（県内約 42%、県外 58%）とのことである。美術館についても、令和2年度の所蔵品・企画展のみの集計によると、県内 71.2%、県外 28.8%とのことである。全数調査ではないものの、岐阜県現代陶芸美術館（県内 52.4% 県外 47.6%）、セラミックパークM I N O（県内 37.0% 県外 63.0%）、岐阜県先端科学技術体験センター

(県内 58.7% 県外 41.3%)、岐阜関ヶ原古戦場記念館（県内約 42%、県外 58%）は、50%前後が県外からの施設利用者である。高速 I C に近い文化施設もあり、県外からのアクセスに大きな不便さはないと思われる。

文化庁の「令和 4 年度 概算要求の概要」において、「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光推進事業」が記載されている。今後、県内だけでなく、県外からの利用者数や割合は、増加する可能性がある。

### 【概要説明②】

「新・岐阜県都市公園活性化基本戦略」によると、【県営都市公園の利用動向】において、来園者の居住地が、県外の者は、養老公園（33.3%）、花フェスタ記念公園（ぎふワールド・ローズガーデン）（56.0%）、ぎふ清流里山公園（33.5%）、世界淡水魚園（59.3%）との報告がなされている（15 頁）。

【交通インフラの整備】（同 12 頁）として、「県営都市公園は、その多くが高速自動車道に直結又はインターチェンジからほとんど近い位置に立地していることから、高速道路網の充実が公園利用にも大きく影響している。」とある。

また、「周遊拠点としての機能強化」として「各公園における情報発信のため、デジタルサイネージを設置し、公園及び周辺施設のタイムリーな情報の発信と県外への広報強化」を施策として掲げている。

今後、県有文化施設と同様、県営都市公園についても、県外からの利用者数や割合は、増加する可能性がある。

## 第 3 県有文化施設及び県営都市公園の基本計画（グランドデザイン）

### 1 岐阜県文化振興指針（平成 19 年 6 月策定）

#### （1）岐阜県文化振興指針の性格

岐阜県文化振興指針の「第 1 章 指針の策定にあたって」「1 指針の性格」において、次のとおり、述べられている。

本指針は、中長期的な視点に立ち、今後、岐阜県が文化振興を推進するための施策の基本方針を示すとともに、岐阜県が文化振興において担うべき役割を県民のみなさんに十分に理解していただけるよう策定したものです。推進にあたっては、県民一人ひとりが文化の担い手であるという認識のもと、県民のみなさんと一緒に進めてまいります。なお、本指針は、文化芸術振興基本法第 4 条に定める「地方公共団体の責務」に沿うものであるとともに、平成 18 年度に岐阜県が策定した他のビジョンや基本計画等と整合を図り、まちづくりや産業振興などの文化関連施策において活用されるものとします。

#### （2）岐阜県文化振興指針策定の経緯

ア 岐阜県文化振興指針の「第 1 章 指針の策定にあたって」「1 策定の背景」に

において、次のとおり、述べられている。

本県の文化振興施策の中核的事業として、平成8年度に「織部賞」を、平成11年度に「円空大賞」を制定し、実施してきましたが、県民の認知度が低いことや費用対効果についての意見もあり、政策総点検において見直しの方向性が示されたところです。また、文化活動の担い手からも、本県の文化振興施策において課題となるような意見が聴かれました。

また、市町村合併や行財政改革の進展、少子化に伴う人口減少や高齢化、国際化の進展、さらに、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の制定や地方自治法の改正による公の施設への指定管理者制度の導入など、社会環境の動向を踏まえ、今後の文化振興の方向について検討を加えることが必要になってきています。

イ 岐阜県文化振興指針の「第1章 指針の策定にあたって」「1 策定手順の特徴」において、次のとおり、述べられている。

策定にあたっては、文化活動の担い手の意見とともに、県民一人ひとりが文化の担い手であるとの観点から、幅広い県民の方々の意見を聞くことから始めました。指針策定にあたって中心となって議論していただく懇談会（岐阜県の文化振興に係る懇談会）においては、文化に関わりのある幅広い分野の11名の若手の方々に参加いただき、自由闊達な意見交換を行っていただきました。

### （3）岐阜県文化振興指針の内容

概要は、以下のとおりである。

#### 第1章 指針の策定にあたって

- 1 策定の背景
- 2 策定の趣旨
  - (1) 文化的意義
  - (2) 県民の思い
- 3 指針の性格
- 4 策定手順の特徴
- 5 「文化」の定義

#### 第2章 文化財の現状と社会環境の変化

- 1 岐阜県文化の現状
  - (1) 「飛騨濃水」の特色ある文化
  - (2) 気風
  - (3) ものづくりと文化
  - (4) 優れた建築文化
  - (5) 伝統芸能・文化財
  - (6) 郷土に根ざした文化活動

- (7) 芸術家の状況
  - (8) 企業メセナの状況
- 2 文化を取り巻く社会環境の変化
- (1) 人口減少、高齢化の進展
  - (2) 市町村合併・行財政改革の進展
  - (3) 住民の参加意識の動向
  - (4) 外国人増加
  - (5) 障害者の文化への参加
  - (6) 情報技術の進展

### 第3章 岐阜県がめざす将来像

- 1 文化振興がめざす将来像  
「心の豊かさを実感できる『誇りあるふるさと』ぎふ」
- 2 文化振興の3つの視点  
(1) 「参加」、(2) 「継承」、(3) 「創造」

### 第4章 文化振興の課題と施策

- 1 「参加」～ハードからソフトへ～参加しやすい環境づくりを進めます～  
「親しみやすさにこだわり、参加できる環境づくりをすすめます」  
「県民が主役の文化活動を応援します」  
「文化施設の有効活用を図ります」
- 2 「継承」～日本有数の伝統文化を守り、育てます～  
「日本有数の優れた伝統文化を守ります」  
「誇りある伝統文化の担い手を育てます」
- 3 「創造」～若さあふれる岐阜県文化を創ります～  
「次代を担う人材育成を支援します」  
「切磋琢磨による新しい岐阜県文化の創出を進めます」

### 資料編

- 1 県内の文化振興事業の現状  
(1) 子どもたちへの教育の充実、(2) ふるさと教育の推進、(3) 文化団体の活動支援、  
(4) 文化活動の発表の場の提供、(5) 優れた芸術家の育成支援、(6) 情報技術を活用した取組み、(7) 「織部賞」について、(8) 「円空大賞」について、(9) 県内の公立文化施設について
- 2 文化活動の担い手の声より  
(1) 学校関係者と邦楽関係者との連携、(2) 文化活動の担い手の交流、(3) 地域の文化活動の発信、(4) 地道な文化活動の評価、(5) 県民参加型文化活動の推進、(6) 県民自身による岐阜の魅力の再認識、(7) 行政や教育現場の職員配置

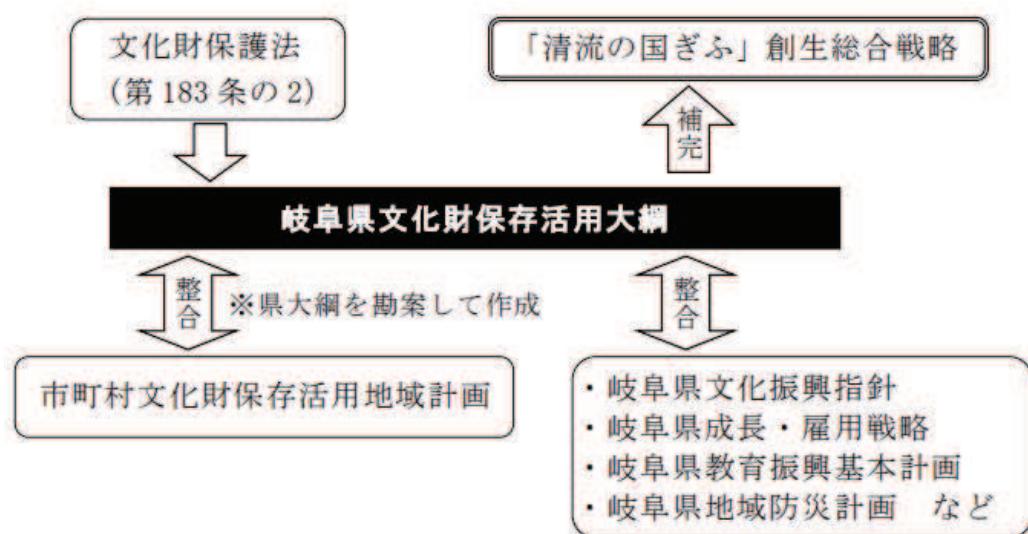
## 2 岐阜県文化財保存活用大綱（令和3年3月策定）

### （1）岐阜県文化財保存活用大綱の位置づけ

本大綱は、文化財保護法第183条の2に規定される「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」に相当し、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の取組みに関する基本的な方針として策定する。

また、本県の総合計画である「「清流の国ぎふ」創生総合戦略」における文化的分野の個別指針として位置づけ、文化財の保存・活用等と関連をもつ本県の文化・観光・教育・防災等の分野別計画とも整合を図った。大綱の期間は設けられていない。

#### ＜大綱の位置づけと各種計画等との関連＞



### （2）岐阜県文化財保存活用大綱策定の経緯

岐阜県文化財保存活用大綱の「はじめに」「1 大綱策定の背景と目的」において、以下のとおり、述べられている。

我が国においては、昭和 25 年（1950）に文化財保護法が施行され、本県においては、昭和 29 年（1954）に岐阜県文化財保護条例が施行された。…（中略）…  
平成 30 年（2018）6 月の文化財保護法の改正により、都道府県は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（「文化財保存活用大綱」）を定めることができ、市町村は、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（「文化財保存活用地域計画」）を作成することができるとしたことを踏まえ、本県では、文化財のより適切な保存・活用を計画的、継続的に推進するために「岐阜県文化財保存活用大綱」を策定する。

### （3）岐阜県文化財保存活用大綱の内容

概要は、以下のとおりである。

#### はじめに

- 1 大綱策定の背景と目的
- 2 大綱の位置づけ
- 3 大綱の期間
- 4 SDGsとの関わり

#### 第1章 文化財の保存・活用の現状

##### 1 文化財の法制度

- (1) 文化財保護法に基づく制度
- (2) 岐阜県文化財保護条例に基づく制度
- (3) 文化財の開発に係る制度

##### 2 本県の概要

- (1) 岐阜県の成立、(2) 産業、(3) 地形・地質、(4) 動植物
- 3 本県の文化の特徴
- (1) 歴史と文化財：先史、古代、中世、近世、近現代
- (2) 圏域ごとの特徴：岐阜圏域、西濃圏域、中濃圏域、東濃圏域、飛騨圏域

##### 4 本県の文化財の状況

- (1) 指定文化財：①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物
- (2) 選定・登録・選択文化財
- (3) 埋蔵文化財
- (4) 未指定文化財
- (5) その他：①世界遺産、②無形文化遺産、③日本遺産

##### 5 本県の文化財の被災状況

#### 第2章 文化財の保存・活用に関する方針と措置

##### 1 本県の課題

- (1) 文化財を知るための課題
- (2) 文化財を守るための課題
- (3) 文化財を育てるための課題
- (4) 文化財を活かすための課題

##### 2 本県が目指す文化財の保存・活用の方針

##### 3 本県の文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

###### (1) 文化財を知るための課題

①文化財の正確な把握、②県民への文化財の情報発信、③博物館等における文化財の魅力に触れる機会の充実

###### (2) 文化財を守るための課題

①文化財の保護の徹底、②市町村による「文化財保存活用地域計画」の作成の推進、③所有者等による「文化財保存活用計画」の作成の促進、④文化財のデジタルアーカイブ化、⑤県と市町村等の連携強化、⑥災害を見据えた体制作り、⑦県補助金の充実

(3) 文化財を育てるための課題

①担い手の育成、②専門人材の育成・充実、③県民が文化財の保存・活用に参加できる仕組みづくり、④学校教育、社会教育との連携

(4) 文化財を活かすための課題

①人づくりへの寄与、②まちづくりの推進、③観光振興との連携の促進

### 第3章 市町村への支援の方針

#### 1 市町村の現状

#### 2 本県の役割

#### 3 市町村への支援

(1) 「文化財保存活用地域計画」等の作成に関する支援

(2) 各種情報提供

(3) その他の支援：市町村と県との文化行政連携推進会議

(4) 歴史的建造物の活用に関わる建築基準法の適用除外に関する支援

### 第4章 防災・災害等への対応

#### 1 平時の備え

(1) 市町村間の相互支援体制

(2) 文化財レスキュー事業の実施体制

(3) 文化財防災センターとの連携

#### 2 発災時に係る対応

(1) 被災文化財相談窓口の解説

(2) 文化財レスキュー事業

(3) 文化財防災センターとの連携

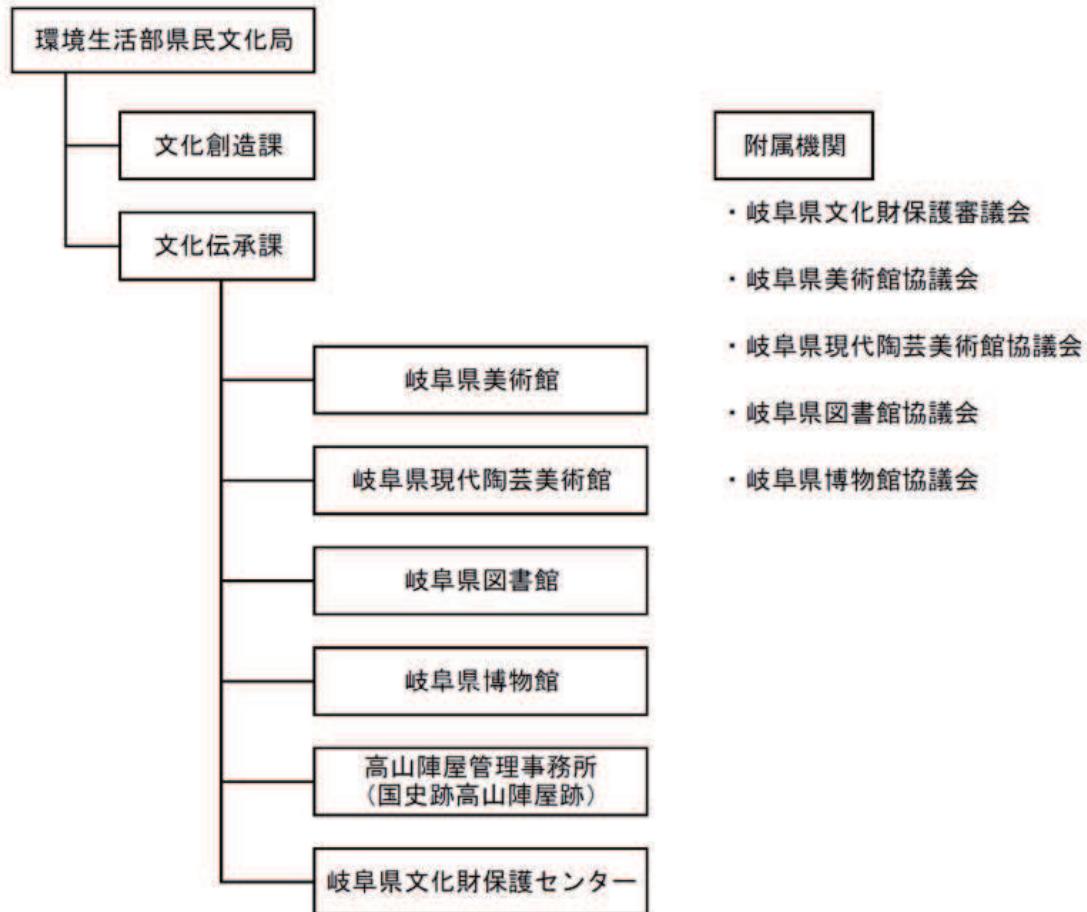
#### 3 防犯対策

### 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

#### 1 本県の文化財行政

(1) 文化行政の一元化

(2) 文化財行政所管課



### (3) 関係部局

#### 2 他の機関との連携

- (1) 文化財保護指導員
- (2) その他団体等との連携

①文化財保護協会、②文化財保存活用支援団体、③県民ボランティア、④その他の市民団体等

#### 参考資料

- 1 本県が実施した主な文化財調査
- 2 文化財行政に関する年表（主なもの）

### 3 新・岐阜県都市公園活性化基本戦略

#### 「新・岐阜県都市公園活性化基本戦略」【令和3～7年度】の概要



#### (1) 新・岐阜県都市公園活性化基本戦略策定の経緯

##### ア 新・岐阜県都市公園活性化基本戦略策定の経緯

上記戦略の「I はじめに」に、策定の経緯が記載されている。

平成28年10月に「岐阜県都市公園活性化基本戦略」（以下、「戦略」という。）を策定し、県営都市公園の持つポテンシャルに着目して、「観光振興の拠点として、交流人口拡大に貢献する公園」、「経済活動の活性化、県民活動の充実に貢献する公園」、「周辺地域の地域資源と相互に連携することによるブランド力向上に貢献する公園」といった視点で取組みを進めてきました。

戦略の対象とした、花フェスタ記念公園（可児市）、ぎふ清流里山公園（美濃加茂市）、養老公園（養老町）、世界淡水魚園（各務原市）の4公園については、県外からの来園者が過半を占めるなど観光資源として高いポテンシャルを有しているもの

の、近年は入園者数の減少・停滞や施設の老朽化など様々な課題が顕在化してきたこともあり、この5年間、各公園の活性化に向けて戦略に基づく各般の施策を実行してきました。その成果として、各公園には、季節の花々、遊具、食をはじめとした魅力的なコンテンツが徐々に充実してきており、4公園の入園者数は、戦略策定当初（平成28年度）の621万人から令和元年度には、86万人増となり700万人を超えるに至りました。これは、岐阜県の観光入込客全体の約15%を占めるものであり、今や県営都市公園は、本県の主要な観光施設として認知されてきていると言えます。

今般、策定から5年が経過し、戦略期間が満了することから、これまでの5年間に取り組んだ事業の検証と次なる5年間の展望を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5箇年度を対象とした新たな方向性を示す「新・岐阜県都市公園活性化基本戦略」（以下、「新戦略」という。）を策定することとしました。昨今の県営都市公園を取り巻く環境の変化は凄まじく、コロナ社会の対応をはじめとした新たな挑戦についても、本県の実情を踏まえ反映しています。

各公園の基本コンセプトの具体化に向け、テーマと基本方針に基づき、より知恵と工夫を凝らしつつ、魅力を向上させた効果的な取組みについて他の県営都市公園への横展開を強化することで、一層の誘客効果を図ります。そして、地域の発展と活性化に資する公園施策や、アフターコロナを見据えた新たな取組みを通じて、これからの中社会や生活、いわば新たなライフスタイルに対応した、さらにはその実現をけん引する公園づくりを進めていきます。

イ 「II 新戦略の策定」において、「1 これまでの5年間の検証」「2 次なる5年間の展望」については、要約、以下の記載がある。

## 1 これまでの5年間の検証

### （1）戦略に基づく取組み

#### ア 基本コンセプト

- ・花フェスタ記念公園：世界に誇るバラ園を中心に花による感動をつたえる
- ・ぎふ清流里山公園：人と自然が共生する里山の暮らしと文化に親しむ
- ・養老公園：健康長寿の願いと命への感謝が込められた自然と歴史をたどる
- ・世界淡水魚園：川が育む豊かな自然と文化にふれ、生き物に親しむ

#### イ 取組方針

- ・料金無料化による入園者増と園内消費の拡大
- ・公園の特徴を表す名称への変更
- ・年間を通して固定客確保のための園内の環境整備
- ・民間投資による公園の魅力向上

### （2）戦略に基づく取組みによる実績

- ・花フェスタ記念公園：ウエルカムガーデン、モロッコ・ロイヤルローズガーデン
- ・ぎふ清流里山公園：大樹の遊具、屋根付き広場、ジップライン、宿泊施設
- ・養老公園：屋外トイレの新設・洋式化、養老天命反転地のリニューアル

- ・世界淡水魚園：にじいろ噴水の整備、移動動物園、大型迷路
- (3) コロナ禍における公園の取組み
- ・非接触利用の促進：ドライブインシアター、フードデリバリーサービス
  - ・普及啓発：ミナモキャラバンによるコロナ啓発
  - ・混雑緩和対策：事前予約制の導入、夜間利用、入館制限
  - ・屋外空間の活用：オープンカフェの設置、三密を避けた屋外イベント
- 2 次なる5年間の展望
- (1) 県営都市公園の配置
- (2) 社会情勢
- ・交通インフラの整備
  - ・産業の集積
  - ・観光交流
  - ・県営都市公園の利用動向
  - ・スマート化社会
  - ・気候変動と生物多様性
- (3) ライフスタイル
- ・コロナ社会の到来
  - ・今後の都市公園の役割：地域経済の発展、健康・子育て等

## (2) 新・岐阜県都市公園活性化基本戦略の概要

「II 新戦略の策定」において、「3 新戦略」については、要約、以下の記載がある。

### 3 新戦略

#### (1) 新戦略の骨格

ア 今後の県営都市公園が果たす役割・新戦略のテーマ

イ 実現に向けた基本方針

- ①岐阜のゲートウェイとしての機能の強化
- ②安全・安心な空間・サービスの提供
- ③成功体験の横展開による自走型運営の確立
- ④プロモーションの強化
- ⑤社会的貢献の推進

ウ 戰略の成果と新戦略の取組

エ 入園者の推移・推計

オ 地域ごとの都市公園の役割

#### (2) 基本方針に基づく具体的な施策

ア 岐阜のゲートウェイとしての機能の強化

- ・周遊拠点としての機能強化

- ・県産品を活用した「食」の充実
  - ・広い県域を活かしたアウトドア活動の展開
- イ アフターコロナ社会における新たな生活様式への対応
- ・暮らしの一部としての公園
  - ・癒やしの場・健康活動の充実
  - ・新技術の積極的導入
- ウ 成功体験の横展開による自走型運営の確立
- ・集客の強化
  - ・園内消費の拡大
  - ・民間投資の誘導
- エ プロモーションの強化
- ・広域的な知名度の向上
  - ・ターゲット層の分析・設定
  - ・イベントの展開
- オ 社会的貢献の推進
- ・SDGsの推進
  - ・生物多様性の保全
  - ・災害対応
- (3) 各公園における重点的な展開
- ア 花フェスタ記念公園：世界に誇るバラ園を中心に花による感動をつたえる
- イ ぎふ清流里山公園：人と自然が共生する里山の暮らしと文化に親しむ
- ウ 養老公園：健康長寿の願いと命への感謝が込められた自然と歴史をたどる
- エ 世界淡水魚園：川が育む豊かな自然と文化にふれ、生き物に親しむ
- オ 岐阜県百年公園：緑豊かな空間で心身の健康を育む
- カ 各務原公園：子育て世代に安全・安心な遊び場を提供する。

### (3) 新・岐阜県都市公園活性化基本戦略の「III 評価指標」

「III 評価指標」において、要約、以下の記載がある。

#### 1 アウトカム指標

- (1) 入園者数（6公園）：1000万人（令和元年度774万人）
- (2) 園内収入（指定管理施設及び指定管理者自主事業）：令和元年度の20%増
- (3) SNS（インスタグラム）への投稿数：100万件（令和2年度20万件）

#### 2 アウトプット指標

- (1) 新技術等への対応：各公園2事業以上
  - ・案内アプリ開発、自動運転実証、飲食のデリバリー運営、キャッシュレス化
- (2) 県産品の活用：各公園2事業以上

- ・新メニュー や土産物の開発、農畜水産物や地場産品を活用したイベント等
- (3) 地域経済への波及効果：各公園 2 事業以上
- ・地域資源、施設、団体等と連携した地域活性化対策
- (4) 環境保全への対応：各公園 2 事業以上
- ・電気自動車充電設備の整備、ソーラー発電施設の整備、電気自動車の導入、生物多様性保全活動等

(4) 新・岐阜県都市公園活性化基本戦略の「IV 推進体制」

「4 推進体制」において、要約、以下の記載がある。

学識経験者、花き振興、子育て支援、観光振興、報道、産業、公園所在首長、行政など幅広い分野の有識者からなる「岐阜県都市公園活性化懇談会」において、新戦略の達成度の検証を行う。

「岐阜県都市公園活性化懇談会」は、県営都市公園の活性化を目的に平成28年1月から12回にわたり開催された。なお、新戦略策定に当たり令和2年度には、第10回（9月16日）、第11回（12月15日）、第12回（2月9日）で議論した。

#### 4 平成記念公園活性化基本計画

「第1章 基本計画の前提」「1 目的」で述べられているとおり、本計画は、平成28年10月に策定された「岐阜県都市公園活性化基本戦略」で示された戦略テーマ及び取組方針をもとに、平成記念公園が交流人口の拡大や県民活動の充実等に資する公園となるよう具体的な手法を策定するものである。

「第2章 与条件等の整理」「第3章 活性化に関する基本的な方針」「第4章 活性化基本計画」「第5章 運営管理方針」「第6章 集客強化計画」からなる計画であり、平成29年7月に策定された。

ぎふ清流里山公園に公園の名称が変わった現時点においても、存続している基本計画であり、第3章第2のぎふ清流里山公園において、報告する。

#### 第4 県有文化施設及び県営都市公園の予算：107億1130万2000円

県有文化施設及び県営都市公園に関する主な事業について、掲載する。

令和2年度においては、コロナ禍のため、コロナ感染対策防止の予算が計上されるなど、補正予算が多く計上されている。令和3年度の状況も監査対象範囲に含まれていることや現状に近い予算状況を把握する必要があるため、令和2年度の「令和2年度当初予算案の決定内容（知事査定後）」ではなく、「令和3年度当初予算案の決定内容（知事査定後）」から、主な対象事業を掲載している。

また、各課において記載した金額は、主な対象事業の合計額であることから、全部の事業を含むものではない。また、事業によっては、本監査の対象外の施設についての予算を含むものもある。

以上より、各課の金額は、県有文化施設及び県立都市公園の事業全部についての予算の概算を示すものとして、参考にしていただきたい。

### 1 文化創造課：19 億 0583 万 6000 円

文化施設感染防止対策費（コロナ関連）（国補）	142 万 4000 円
県有文化施設において、消毒液、サーモカメラ等の感染症拡大防止策を実施。	
県民ふれあい会館管理運営費	3 億 7551 万 8000 円
OK B ふれあい会館の施設維持管理及び運営に係る指定管理料。	
県民ふれあい会館管理運営費（管理その他）	71 万 5000 円
OK B ふれあい会館の指定管理料を除く管理その他の経費。	
県民ふれあい会館指定管理料（コロナ対策事業費）	2300 万 0000 円
OK B ふれあい会館の新型コロナウイルスに対応する指定管理料。	
ぎふ清流文化プラザ駐車場精算機等借上げ費	569 万 6000 円
ぎふ清流文化プラザの駐車場に自動料金精算機を設置するために必要な経費（リース代）。	
ぎふ清流文化プラザ管理運営費	1 億 9984 万 5000 円
ぎふ清流文化プラザの維持管理及び運営にかかる指定管理料。	
ぎふ清流文化プラザ管理運営費（管理その他）	111 万 8000 円
ぎふ清流文化プラザの指定管理料を除く管理その他経費。	
ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金	1239 万 2000 円
ぎふ清流文化プラザの利便性を確保するための環境整備に要する経費を補助。	
共生社会推進文化振興事業費補助金	1218 万 8000 円
ぎふ清流文化プラザの基本コンセプト「障がい者の文化芸術の拠点」に基づき、障がいの有無に関わらず県民誰もが「ともに」文化芸術活動を行う「tomoni プロジェクト」を推進し、地域に根差した共生社会の実現を目指す。	
ぎふ清流文化プラザ地歌舞伎開催事業費	4955 万 6000 円
ぎふ清流文化プラザを舞台に、全国有数の保存会が存在する伝統芸能「地歌舞伎」の県内外への発信及び振興等を目的とした公演を実施する。	
ぎふ清流文化プラザ地歌舞伎開催事業費（コロナ分）	1044 万 4000 円
ぎふ清流文化プラザを舞台に、全国有数の保存会が存在する伝統芸能「地歌舞伎」の県内外への発信及び振興等を目的とした公演を実施する。	
ぎふ清流文化プラザ大道具等整備事業費補助金	226 万 6000 円
ぎふ清流文化プラザにおいて開催される地歌舞伎や文楽、獅子芝居公演で使用する舞台の大道具整備と、エントランスホール装飾に要する道具を整備。	
飛騨センター管理運営費	2 億 4427 万 7000 円
飛騨センターの施設の維持管理及び運営にかかる指定管理料。	
飛騨センター管理運営費（管理その他）	1000 万 0000 円
飛騨センター活用推進協議会への負担金。	
文化施設指定管理者指導監督事務費	102 万 3000 円
指定管理者による適正な施設管理等を確保するための事務費等。	

文化施設設備整備費	850万0000円
県有文化施設の管財課営繕工事対象外修繕にかかる経費。	
県民ふれあい会館設備改修事業費	2億9501万6000円
長寿命化計画に基づくOKBふれあい会館における改修事業費。	
ぎふ清流文化プラザ設備改修事業費	1億4713万0000円
長寿命化計画に基づく、清流文化プラザの更新工事。	
飛騨センター設備改修事業費	2億4277万4000円
長寿命化計画に基づく、飛騨センターの更新工事。	
文化施設映像配信環境整備事業費（コロナ関連）	1000万0000円
指定管理者や貸館利用者が開催する文化芸術の映像をライブ配信できる設備を整備。	
芸術文化振興事業費補助金	4348万2000円
（公財）岐阜県教育文化財団の文化振興事業を補助する。	
（公財）岐阜県教育文化財団運営費補助金	6031万4000円
（公財）岐阜県教育文化財団の職員に係る人件費補助金。	
（公財）岐阜県教育文化財団運営費補助金	1315万6000円
（公財）岐阜県教育文化財団の運営に係る運営費補助金。	
県有文化施設等文化芸術振興補助金	200万0000円
（一財）地域創造による指定管理者への間接助成事業。県有文化施設の利活用を促進するとともに、県有文化施設等が地域において自主的に実施する文化・芸術活動を支援し、事業コンテンツの質を高めるための事業。	
障がい者音楽祭開催事業費補助金	550万0000円
「障がい者音楽祭」をぎふ清流文化プラザで開催。	
文化公演動画配信促進事業費補助金	5300万0000円
県内の芸術家等が実施する動画配信を伴う公演について支援。	
岐阜県青少年美術展開催費	399万3000円
青少年への美術の普及のため広く県内の幼児・児童・生徒等から作品を公募し、一般に公開する。	
岐阜県青少年美術展開催事業費（補助職員）	256万9000円
青少年美術展に係る会計制度任用職員の人件費。	
岐阜県青少年美術展開催事業費（補助職員旅費）	7万6000円
青少年美術展の会計制度任用職員旅費。	
岐阜県民文化祭開催費補助金	1440万0000円
国民文化祭の成果の継承及び県民の美術・文化活動への参加等の促進による地域文化の振興等を図るための事業を補助する。	
清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金（ぎふ美術展）	3650万0000円
清流の国ぎふ芸術祭「第3回ぎふ美術展」を開催。	
清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金（アート体験）	1608万1000円
「アート体験プログラム-アートラボぎふ-」として、県民に美術に親しむ機会を提供する。	
清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金（アート体験）	185万2000円

県分	
「アート体験プログラム-アートラボぎふ-」として、県民に美術に親しむ機会を提供する。	
岐阜県文化芸術振興基金積立金	3万1000円
文化芸術振興基金の積立金	

## 2 文化伝承課：27億0114万1000円

キャッシュレス決済実施事業費（通常分）	44万3000円
県有施設のキャッシュレス決済にかかるプロバイダ利用料等。	
キャッシュレス決済実施事業費（枠外分）	273万2000円
県有施設のキャッシュレス決済手数料等。	
文化施設感染防止対策費（コロナ関連）（国補）	187万3000円
県有文化施設において、消毒液、赤外線カメラ購入により感染症拡大防止策を実施。	
文化施設感染防止対策費（コロナ関連）	215万5000円
県有文化施設において、消毒液、赤外線カメラ購入により感染症拡大防止策を実施。	
県有施設管理費（補助職員）（コロナ関連）	809万4000円
会計年度任用職員（第3種雇員）人件費（コロナ関連）。	
県有施設管理費（補助職員旅費）（コロナ関連）	36万4000円
会計年度任用職員（第3種雇員）旅費（コロナ関連）。	
美術館管理運営費	317万6000円
美術館の運営、施設管理に要する経費（維持管理費を除く）。	
美術館管理運営費（維持管理）	1億3593万2000円
美術館管理運営費の内維持管理費分。	
美術館管理運営費（環境整備分）	2572万5000円
性能が低下した空調機フィルターを交換。	
美術館非常勤専門職等設置費	594万5000円
美術館館長の人件費。	
美術館管理運営費（管理その他）	71万6000円
非常勤館長の設置に伴う旅費。	
美術館協議会委員報酬	15万8000円
美術館協議会委員人件費。	
会計年度任用職員（美術館非常勤専門職）	5331万6000円
美術館に設置する専門職等人件費。	
会計年度任用職員（美術館非常勤専門職旅費）	177万8000円
会計年度任用職員（非常勤専門職）の旅費。	
会計年度任用職員（補助職員）	227万8000円
会計年度任用職員（第1種雇員）設置に係る人件費。	
会計年度任用職員（補助職員旅費）	18万0000円

会計年度任用職員（第1種雇員）の旅費。	
教育普及活動費	106万1000円
開かれた美術館を目指し、県民文化の振興のため、ワークショップやアートツアーなど教育普及活動に要する経費。	
パイプオルガン400回記念演奏事業費	433万0000円
海外の著名な演奏家を招聘し、パイプオルガン400周年記念事業として、演奏会を開催。	
美術館展示費	1億3438万9000円
美術館における常設展示、企画展示、アートまるケットの開催等。	
美術館展示費。	912万9000円
会計年度任用職員（第3種雇員）人件費。	
美術館展示費。	12万0000円
会計年度任用職員（第3種雇員）旅費。	
収集管理費	836万2000円
美術品収集委員会等の運営、資料の調査、収蔵作品の修復、管理に要する経費。	
美術品取得基金繰出金	21万7000円
美術品取得基金の運用収益。	
現代陶芸美術館推進費	468万6000円
現代陶芸美術館の管理・運営及び教育普及等に要する経費。	
現代陶芸美術館推進費（維持管理）	211万6000円
現代陶芸美術館推進費のうち維持管理費分。	
現代陶芸美術館推進費（指定管理）	5032万6000円
セラミックパークMINOへの負担金。	
現代陶芸美術館協議会委員報酬	14万7000円
岐阜県現代陶芸美術館協議会委員人件費。	
会計年度任用職員（現陶非常勤専門職）	3434万5000円
現代陶芸美術館に設置する専門職等人件費。	
会計年度任用職員（現陶非常勤専門職旅費）	90万0000円
会計年度任用職員12名の旅費。	
会計年度任用職員（補助職員）	229万6000円
会計年度任用職員にかかる人件費。	
会計年度任用職員（補助職員旅費）	6万8000円
会計年度任用職員の旅費。	
現代陶芸美術館非常勤専門職等設置費	985万9000円
現代陶芸美術館の館長、顧問人件費。	
現代陶芸美術館管理運営費（管理その他）	3万5000円
現代陶芸美術館の館長旅費。	
収蔵品データベース等システム管理費	39万6000円
収蔵品に関する画像や目録をデータベースに蓄積し、そのデータを来館者やインターネット利用者に発信するためのシステム維持経費。	
収蔵品関連図書購入費	27万3000円

収蔵品収集のための専門書等の購入経費。	
美術品等収集費	1570万0000円
美術品等収集のための購入経費。	
魅力発信事業費	329万6000円
現代陶芸美術館の魅力を発信するため、講演会やワークショップ等を開催する経費。	
現代陶芸美術館アウトリーチ事業費	36万5000円
県内の小中学校において、収蔵作品を展示する「学校美術館」を実施に要する経費及び児童生徒の展覧会観賞用印刷物の製作に要する経費。	
現代陶芸美術館展示	2956万4000円
産業と文化の振興に資することを目的として、常設展示及び企画展示等を開催する経費。	
海外陶芸美術館との交流事業費	2280万0000円
台湾の新北市立鶯歌陶瓷博物館と覚書に基づき、展示を実施。	
課題解決型図書館サービス提供事業費（能動的課題解決支援）	66万5000円
県民の関心の高い分野や社会的課題に対し、必要な場所に出向き、司書による支援を実施。	
郷土を知り学ぶ機会創出事業費	367万7000円
郷土を知る場、学ぶ機会を提供し、県民のふるさとへの誇りや愛着の醸成を支援。主体的・能動的課題解決支援を実施し、図書館司書等が積極的に対応する。	
図書館活動推進費	243万7000円
図書館における読書サービスの向上を図ることを目的に、障がい者等の読書環境の向上を促進する。	
図書館ネットワーク推進費	545万0000円
市町村の図書館活動を支援するため、巡回による専門的助言や相互貸借資料の物流支援、研修事業を実施するために要する経費。	
会計年度任用職員（図書館非常勤専門職）	8006万7000円
図書館の管理・運営を円滑に行うための、専門職人件費。	
会計年度任用職員（図書館非常勤専門職旅費）	305万4000円
図書館の管理・運営を円滑に行うための、専門職旅費。	
図書館協議会委員報酬	14万7000円
これからの中間開催の図書館運営に関する幅広い見地から討議・議論し、より望ましい図書館とするため協議会を開催する。	
会計年度任用職員（図書館補助職員）	1932万5000円
図書館における接客業務等を円滑に実施するために、カウンターなどに配置する補助職員人件費。	
会計年度任用職員（図書館補助職員旅費）	56万8000円
図書館における接客業務等を円滑に実施するために、カウンターなどに配置する補助職員旅費。	
図書館管理運営費	1億2244万3000円

図書館の管理・運営を円滑に行うための、総合的な運営に要する経費。	
図書館整理補助員（補助職員）	469万3000円
図書館業務を円滑に遂行するために雇用する図書整理補助員にかかる人件費。	
図書館整理補助員（補助職員旅費）	18万9000円
図書館業務を円滑に遂行するために雇用する図書整理補助員にかかる旅費。	
書誌情報システム運用費	126万0000円
図書の貸出・返却・検索や図書の発注・整理・図書データ作成等を行う図書館の基幹システムの運用経費。	
書誌情報システム更新保守管理費	2113万3000円
書誌情報システム（貸出・返却・蔵書管理等を行うシステム）の維持に要する経費。	
地図資料活用推進費	309万2000円
地図の展示などによる県民への地図啓発と活用の促進を図る。	
図書館環境整備事業費	1億2179万4000円
図書館の環境整備事業を実施。	
地中埋設物調査事業費	102万8000円
図書館地上駐車場の地中にある廃棄物からの周辺環境への影響を確認する調査（水質分析等）を継続して行う。	
図書館設備等更新事業費	156万0000円
開館から25年が経過し、開館当初導入した設備等の耐用年数超過、経年劣化による不具合がある。図書館資料の円滑な提供のため、設備等を順次更新する。	
図書資料費	7250万0000円
図書、電子出版資料、逐次刊行物資料の購入に要する経費等。	
読書活動推進費	301万2000円
名誉館長の朗読会などの実施により、図書館の利用促進を促すことで県民の読書活動に対する意識の高揚を図る。	
会計年度任用職員（博物館非常勤専門職）	2881万6000円
博物館に設置する専門職人件費。	
会計年度任用職員（博物館非常勤専門職旅費）	152万2000円
博物館に設置する専門職費用弁償。	
会計年度任用職員（博物館補助職員）	454万8000円
博物館に設置する雇員人件費。	
会計年度任用職員（博物館補助職員旅費）	10万4000円
博物館に設置する雇員人件費。	
博物館管理運営費	429万1000円
博物館の運営に要する経費。	
博物館管理運営費（維持管理）	7906万8000円
博物館の維持管理に要する経費。	
旧徳山村民家保存活用事業費	1008万2000円
博物館の館外施設である旧徳山村民家の保存活用に関する地盤調査・耐震診断、基本設計・実施設計を実施。	

博物館協議会委員報酬	11万6000円
博物館協議会委員人件費。	
博物館収蔵品データベース等システム管理費	64万3000円
博物館収蔵品データベース等サーバー管理経費。	
博物館環境整備事業費	561万5000円
蛍光灯の更新（LED化）。	
博物館環境整備事業費（長寿命化計画外）	750万0000円
展示に活用する展示ケース等を購入。	
博物館ニューノーマル対応実施事業費（コロナ関連）	390万0000円
コロナ禍に対応した博物館の展示等を広く発信するため、環境整備を実施。	
博物館展示費	3500万0000円
常設展示の運営、管理、保全及び資料の借用に要する経費及び県民が長年にわたり収集、所蔵するコレクションの公開、展示（マイミュージアムギャラリー展示）に要する経費。	
展示資料購入費	300万0000円
展示品等収集のために購入経費。	
収集管理費	70万9000円
博物館が所蔵する資料紹介展、資料の調査、収蔵資料の整理・分類・保管等に要する経費。	
先端科学技術体験センター施設管理運営委託料（運営費）	1億6000万0000円
先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）の指定管理料。	
先端科学技術体験センター指定管理者監督指導事務費	19万0000円
指定管理評価員会議開催経費。	
先端科学技術体験センター環境整備事業費	2億8519万8000円
空気調和機（エアハンドリングユニット）更新。	
先端科学技術体験センター備品購入費	148万7000円
老朽化した県有備品の更新。	
指導事務費	455万8000円
所管施設、市町村との連絡等に要する事務費。	
会計年度任用職員（埋蔵文化財業務専門職）	281万7000円
文化財保護法に基づき、埋蔵物の文化財認定等の事務を行う。	
会計年度任用職員（埋蔵文化財業務専門職旅費）	6万8000円
文化財保護法に基づき、埋蔵物の文化財認定等の事務を行う専門職に係る費用弁償。	
岐阜県文化財保護審議会委員報酬	45万2000円
岐阜県文化財保護条例に基づき設置された文化財保護審議会にかかる委員報酬。	
審議会委員活動費	38万1000円
岐阜県文化財保護条例に基づき設置された文化財保護審議会にかかる委員費用弁償。	
文化財保存事業費補助金	4961万1000円

国指定文化財、県指定文化財の保護、保存事業に対する助成。	
岐阜県文化財保護協会補助金	800万0000円
岐阜県文化財保護協会に対する運営費補助。	
国指定文化財管理費補助金	300万0000円
国指定文化財の管理、小修繕に対する助成。	
県内遺跡試掘確認調査費	702万8000円
埋蔵文化財の所在の有無、本発掘調査を実施すべき範囲等を確定するため試掘確認調査を実施する。	
岐阜県古代・中世寺院跡総合調査費	870万0000円
岐阜県の古代・中世寺院の数や規模・様相等の実態を悉皆調査し、本県の仏教文化の特徴を明らかにする。	
文化財エキスパートバンク事業費	61万0000円
人材紹介や講習会開催により市町村の文化財行政を支援。	
岐阜県文化財アーカイブ事業費	704万2000円
文化財の罹災等に備え、各種文化財の調査及び記録を実施。	
岐阜県伝統文化継承者表彰	39万2000円
芸術文化の各分野において優れた業績を上げ、又は将来その成果が期待できる個人・団体を顕彰。	
地芝居大国ぎふウェブサイト保守管理等実施事業費	330万0000円
本県が誇る地域の地芝居（地歌舞伎、文楽・能、獅子芝居）の衣装、道具、楽器、台本、小屋等を写真や映像で記録し、多言語で紹介する「Webミュージアム」の保守管理等業務。	
発掘調査費	4億6481万3000円
開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業。	
発掘調査費諸費（県事業分）	122万6000円
県関係事業に伴う埋蔵文化財発掘調査諸費。	
会計年度任用職員（文財補助職員）	692万7000円
会計年度任用職員人件費。	
会計年度任用職員（文財補助職員旅費）	29万2000円
文化財保護センター補助員旅費。	
文化財保護センター運営費	113万1000円
文化財保護センターの運営及び教育普及活動に要する経費。	
文化財保護センター運営費（維持管理）	686万6000円
文化財保護センターの運営（維持管理）に要する経費。	
文化財保護センター環境整備事業費	4972万7000円
文化財保護センター北館屋上防水工事及び外壁等改修工事。	
文化財保護センター情報保守事業費	149万2000円
文化財保護センターの発掘・整理作業に使用するソフトウェアのライセンス購入費等。	
高山陣屋環境整備事業費	55万0000円
高山陣屋管理事務所の修繕に要する経費。	

会計年度任用職員（高山陣屋非常勤専門職）	6217万9000円
高山陣屋専門職等人件費。	
会計年度任用職員（高山陣屋非常勤専門職旅費）	126万6000円
高山陣屋専門職費用弁償。	
運営費	2426万9000円
高山陣屋の運営、施設管理に要する経費。	
高山陣屋運営費（補助職員）	120万6000円
高山陣屋に設置する補助職員人件費。	
高山陣屋運営費（補助職員旅費）	3万3000円
高山陣屋に設置する補助職員の費用弁償	
高山陣屋跡保存修理事業費（公共）	1億1283万0000円
国史跡の保存管理及び入場者への安全安心で快適な良い環境の提供。	
高山陣屋跡御蔵屋根葺替事業費	7048万6000円
高山陣屋の御蔵屋根の修繕のため、樽板購入及び設計を実施。	
高山陣屋防火設備改修事業費	1億0456万6000円
陣屋の史跡として全国で唯一建造物が現存する高山陣屋について、防火設備を整備する。	
高山陣屋跡整備検討委員会開催費	11万7000円
高山陣屋跡保存修理事業に係る検討委員会の開催。	
高山陣屋ウェブサイト再構築・運営委託事業費	129万2000円
高山陣屋のウェブサイトを再構築し、多言語化するとともに、館内解説等の情報の充実を図る。	
伝統的建造物等技術伝承促進事業費	320万0000円
県内の伝統的技法を支える人材及び道具の伝承の在り方を研究。	
伝統的建造物等技術伝承促進事業（補助職員）	170万0000円
伝統的建造物等技術伝承促進事業の補助員人件費。	
伝統的建造物等技術伝承促進事業費（補助職員旅費）	17万8000円
伝統的建造物等技術伝承促進事業補助職員の旅費。	
高山陣屋運営費（補助職員）（コロナ分）	436万5000円
新型コロナウイルスに対応するため、会計年度任用職員を設置。	
高山陣屋運営費（補助職員旅費）（コロナ分）	2万4000円
新型コロナウイルスに対応するための会計年度任用職員の旅費（費用弁償）。	
指導事務費	145万1000円
古式銃砲、美術刀剣の登録審査に要する経費。	
登録審査委員報酬	52万0000円
古式鉄砲、美術刀剣の登録審査員人件費。	
会計年度任用職員（銃砲刀剣類登録専門職）	283万6000円
銃砲刀剣類登録専門職に係る人件費。	
会計年度任用職員（銃砲刀剣類登録専門職旅費）	11万2000円
銃砲刀剣類登録専門職に係る旅費。	

### 3 地域産業課：5億7304万7000円

国際陶磁器フェスティバル美濃負担金	4500万0000円
陶磁器産業の発展と文化の高揚に寄与することを目的として、3年に1度開催される国際陶磁器フェスティバル美濃の開催経費の一部を負担。	
(公財)セラミックパーク美濃負担金	2019万3000円
セラミックパークMINOの管理運営事業に対する指定管理者への負担金。	
(公財)セラミックパーク美濃自主企画事業負担金	362万4000円
地元産業振興のためセラミックパークMINOの指定管理者が行う自主企画事業に対する負担金。	
セラミックパークMINO環境整備事業費	4億7813万6000円
セラミックパークMINOの適正な管理運営を図るため、老朽化や更新周期を迎えた設備等の修繕を実施。	
セラミックパークMINO環境整備事業費（維持管理分）	2009万4000円
セラミックパークMINOの適正な管理運営を図るため、老朽化や更新周期を迎えた設備等の修繕を実施。	
セラミックパークMINO負担金（コロナ対策事業費）	600万0000円
セラミックパークMINOの管理運営事業に対する指定管理者への負担金（コロナ対策分）。	

### 4 法務・情報公開課：2203万5000円

会計年度任用職員（学芸業務専門職）	934万5000円
歴史資料館において古文書の読解、整理等を行う専門職（3名）の人事費。	
会計年度任用職員（文書整理専門職）	282万6000円
歴史資料館において公文書の整理、目録化、保存管理業務を行う専門職の人事費。	
会計年度任用職員（補助職員）	231万1000円
歴史資料館の事務補助を行う補助職員の人事費。	
歴史資料館管理運営費	755万3000円
歴史資料館の運営に要する経費。民有地借上代（91万1339円）、古文書読解講習会業務委託費（50万0000円）、施設保守に関する委託料（222万8000円）を含む。	

### 5 観光資源活用課（関ヶ原古戦場活用推進室）：6億7289万0000円

関ヶ原古戦場イベント・PR等推進事業費	3億0376万1000円
関ヶ原古戦場を核とした各種イベントやPRを広域的な連携のもとで展開することにより、周遊観光の振興を図る。	
関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金	4000万0000円
関ヶ原古戦場グランドデザインに基づき古戦場の整備と活用に向けて関ヶ原町が	

実施する誘客促進事業、施設整備事業等を支援。	
岐阜関ヶ原古戦場記念館管理運営費	1475万4000円
岐阜関ヶ原古戦場記念館に係る運営費（維持管理分を除く。）。	
岐阜関ヶ原古戦場記念館管理運営費（維持管理分）	8177万4000円
岐阜関ヶ原古戦場記念館に係る運営費（維持管理分）。	
岐阜関ヶ原古戦場記念館職員駐車場用地取得費	107万5000円
岐阜関ヶ原古戦場記念館で勤務する職員等のための駐車場に係る経費。	
岐阜関ヶ原古戦場記念館非常勤職員等設置費	240万0000円
岐阜関ヶ原古戦場記念館における非常勤職員等設置費。	
岐阜関ヶ原古戦場記念館非常勤職員等設置費（旅費）	54万6000円
岐阜関ヶ原古戦場記念館における非常勤職員等に係る旅費。	
会計年度任用職員（岐阜関ヶ原古戦場記念館学芸業務専門職）	306万9000円
会計年度任用職員（岐阜関ヶ原古戦場記念館学芸業務専門職）に係る報酬及び共済費（1名分）。	
会計年度任用職員（岐阜関ヶ原古戦場記念館学芸業務専門職旅費）	16万7000円
会計年度任用職員（岐阜関ヶ原古戦場記念館学芸業務専門職）に係る旅費。	
会計年度任用職員（岐阜関ヶ原古戦場記念館管理業務専門職）	832万7000円
会計年度任用職員（岐阜関ヶ原古戦場記念館管理業務専門）に係る報酬及び共済費（3名分）。	
会計年度任用職員（岐阜関ヶ原古戦場記念館管理業務専門職旅費）	17万9000円
会計年度任用職員（岐阜関ヶ原古戦場記念館管理業務専門職）に係る旅費。	
会計年度任用職員（会計業務専門職）	279万7000円
会計年度任用職員（会計事務専門職）に係る報酬及び共済費（1名分）。	
会計年度任用職員（会計業務専門職旅費）	18万0000円
会計年度任用職員（会計事務専門職）に係る旅費。	
岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視業務委託費	1億0080万0000円
岐阜関ヶ原古戦場記念館における受付・館内監視職員の設置に係る経費。	
岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会委員等報酬	22万1000円
岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会設置に係る委員報酬等。	
岐阜関ヶ原古戦場記念館展示コンテンツ調査費	352万6000円
記念館コンテンツの充実を図るための調査経費。	
岐阜関ヶ原古戦場記念館展示費	7287万6000円
岐阜関ヶ原古戦場記念館における展示に係る経費。	
岐阜関ヶ原古戦場記念館活用促進事業費	3643万8000円
岐阜関ヶ原古戦場記念館にかかるPRや教育プログラムの開発に要する経費。	

## 6 航空宇宙産業課：1億7190万9000円

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館利用促進事業費	6700万0000円
特別イベントの開催、人材育成、展示内容の充実、観光誘客や関係機関・団体との連携強化を行い、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の利用促進を図る。	
財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営費負担金	800万0000円
(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の運営に係る県負担金。	
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館管理費	7660万4000円
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の指定管理料等。	
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者審査委員会報酬	12万6000円
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の指定管理者審査委員会に係る委員報酬。	
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館改修費負担金	505万9000円
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の施設改修に係る負担金。	
指定管理料（コロナ対策事業費）	1500万0000円
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の指定管理料（コロナ対策事業費）。	
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会負担金	12万0000円
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の管理・執行を協議する場として設置した県と各務原市で構成する「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会」の運営に係る負担金。	

## 7 都市公園課：25億7670万8000円

都市公園整備費（交付金事業）	4億8100万0000円
都市公園の既設更新等整備に要する経費。	
都市公園整備費（県単独事業）	6166万7000円
都市公園の既設更新等整備に要する経費。	
県営都市公園魅力向上再整備事業費	6億9833万3000円
「岐阜県都市公園活性化基本戦略」に基づいた公園（①花フェスタ記念公園、②養老公園、③世界淡水魚園、④ぎふ清流里山公園）の魅力向上のための整備に要する経費。	
世界淡水魚園水族館借り上げ料（建設費）	1億8991万2000円
世界淡水魚園水族館の借り上げに要する経費。	
世界淡水魚園水族館借り上げ料（維持管理料）	2億8873万6000円
世界淡水魚園水族館の借り上げに要する経費。	
川島PA土地借り上げ料	279万4000円
川島PA内の土地借り上げに要する経費。	
養老公園維持管理費（維持補修費以外）	413万1000円
養老公園国有地・水路敷貸借料及び松食い虫防除等に要する経費。	
養老公園維持管理費（指定管理者分）	1億7808万8000円

養老公園、パークゴルフ場、養老天命反転地、子どもの国の維持管理に要する経費（指定管理料）。	
岐阜県百年公園維持管理費（指定管理者分）	5170万0000円
岐阜県百年公園の維持管理に要する経費（指定管理料）。	
各務原公園維持管理費（指定管理者分）	2640万0000円
各務原公園の維持管理に要する経費（指定管理料）。	
花フェスタ記念公園維持管理費（指定管理者分）	1億9680万9000円
花フェスタ記念公園の維持管理に要する経費（指定管理料）。	
世界淡水魚園維持管理費（指定管理者分）	7762万4000円
世界淡水魚園の維持管理に要する経費（指定管理料）。	
ぎふ清流里山公園維持管理費（指定管理者分）	9106万1000円
ぎふ清流里山公園の維持管理に要する経費（指定管理料）。	
メコンオオナマズ学術調査委員会開催費	89万5000円
メコンオオナマズの学術調査に要する経費。	
ぎふ清流里山公園整備推進諸費	58万7000円
ぎふ清流里山公園事業推進に要する事務費。	
ぎふ清流里山公園周辺地域対策費	216万0000円
ぎふ清流里山公園周辺地域対策に要する経費。	
指定管理者指導監督業務費	51万8000円
指定管理者の管理運営に対する指導監督等に要する経費。	
養老公園維持管理費（債務負担分）	84万5000円
養老公園の維持管理に要する経費（キャッシュレス決済の運用経費）。	
花フェスタ記念公園維持管理費（債務負担分）	175万2000円
花フェスタ記念公園の維持管理に要する経費（キャッシュレス決済の運用経費）。	
指定管理料（コロナ対策事業費）	1億0000万0000円
指定管理者のコロナ感染対策に要する経費。	
県営都市公園活性化戦略推進事業費	1億2042万8000円
「岐阜県都市公園活性化基本戦略」に基づき、公園の活性化に向けた事業の実施に要する経費。	
県営都市公園多言語ポータルサイト構築運用事業費	126万8000円
県営都市公園に関する基本情報を一元化・多言語化し、利用者に向けたより効果的な情報発信を行うことを目的とした、外部サーバーを用いたウェブサイトの構築・運用に要する経費。	

## 8 地域スポーツ課：20億8773万6000円

ぎふスポーツフェア開催費負担金	1200万0000円
「ぎふスポーツフェア」開催に係る負担金。	
「高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン」推進費	1803万9000円
高橋尚子氏を大会長とする国際ハーフマラソン「高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン」の実行委員会に参画し、「ぎふ」の観光資源を積極的にPRするために要す	

る経費。	
ホストタウン・スポーツ交流促進事業費（コロナ対策）	1億 3371万 6000円
岐阜メモリアルセンターエリア等における東京 2020 オリンピック・パラリンピック事前合宿受入れ、ホストタウン交流にかかる感染症対策経費。	
スポーツ施設管理事業費（指定管理）	6億 8418万 1000円
県有スポーツ施設の施設管理に要する経費（指定管理料）。	
指定管理料（コロナ対策事業費）	9000万 0000円
県有スポーツ施設の施設管理に要する経費（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う増額分）。	
県有スポーツ施設指導費	102万 8000円
県有スポーツ施設の管理運営に要する経費。	
岐阜メモリアルセンター駐車場設備整備費	2143万 7000円
メモリアルセンター駐車場設置の課金機等のリースに要する経費。	
スポーツ施設整備事業費（1000万円以上）	1億 7127万 5000円
県有スポーツ施設の計画的、効率的な改修・維持補修工事等を実施するために要する経費。	
スポーツ施設整備事業費（長寿命化計画）	5億 9146万 8000円
県有スポーツ施設の計画的、効率的な改修・維持補修工事等を実施するために要する経費。	
岐阜メモリアルセンター等財産購入費	3億 6459万 2000円
岐阜メモリアルセンター隣接地の駐車場整備に係る経費。	

## 第5 県有文化施設及び県営都市公園の管理状況と監査の視点

### 1 県有文化施設における監査の視点

物品管理、施設管理、契約、指定管理、基本計画（グランドデザイン）の視点とともに、監査に臨んだ。物品管理については、美術品や図書という特質があることから、購入や寄附など取得時における手続を重視した。また、美術品等を維持管理するためのスペースの管理や利用者の調整、一者随意契約、再委託のほか、著作権の点についても、意識して監査に臨んだ。施設全体に関わることであるが、施設ごとに、根本となる目的や基本計画（グランドデザイン）が設定されているかどうかについても重視をした。県有文化施設において、指定管理者制度を導入している施設があるが、その点は、「3 指定管理者制度における監査の視点」において、報告する。

### 2 県営都市公園における監査の視点

（1）都市公園法第5条、第6条において、①管理許可（売店、飲食店、簡易宿泊所等）、②設置許可（売店、飲食店、簡易宿泊所等）、③占用許可（電柱、展示会、博覧会、競技会、集会、工事用施設等）が規定されている。また、岐阜県都市公園条例第4条において、④制限行為（物品の販売その他これに類する行為をすること。業とし

て写真又は映画の撮影をすること。興行を行うこと。展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと等) の許可が規定されている。当該規定に基づき、確実に手続が執られているかを確認した。

また、遊具等の施設設備の保守点検が確実になされているか、修繕が先延ばしとなっていないかなどについて、現場往査をするなどして、確認した。

なお、岐阜メモリアルセンターについては、地域スポーツ課に、都市公園法上等の許可権限があるが、その他の都市公園については、都市公園課ではなく、各土木事務所に、都市公園法上の許可権限がある。

全ての県営都市公園において、指定管理者制度を導入しているが、その点は、「3 指定管理者制度における監査の視点」において、報告する。

## (2) 都市公園法、都市公園条例に基づく許可、使用料

### 都市公園法

#### 第5条（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

- 1 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
  - ① 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
  - ② 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの
- 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
- 4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第2条第5項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第5条第2項第5号に規定する事業契約の契約期間（当該契約期間が30年を超える場合にあつては、30年）の範囲内において公園管理者が定める期間とする。

#### 第6条（都市公園の占用の許可）

- 1 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

## 岐阜県都市公園条例

### 第4条（行為の制限）

- 1 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
  - ① 物品の販売その他これに類する行為をすること。
  - ② 業として写真又は映画の撮影をすること。
  - ③ 興行を行うこと。
  - ④ 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
  - ⑤ 知事が定める公園施設の内部に広告物を掲出すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、当該許可にかかる事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 知事は、第1項に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第一項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

### 第10条（使用料）

- 1 法第5条第1項、法第6条第1項、第4条第1項又は第9条第2項の許可を受けた者は、別表第四に掲げる額の使用料を、規則で定めるところにより納入しなければならない。
- 2 法第5条第1項の規定により公園施設を設ける場合又は法第6条第1項及び第3項の規定により都市公園を占用する場合で設ける期間又は占用する期間が一月に満

たない場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、別表第四一の表又は二の表により算定した額に一・一を乗じて得た額とする。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

4 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第1項及び第2項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

#### 別表第四（第10条関係）

##### 一 法第5条第1項の規定により公園施設を設け、又は管理する場合

区分	単位	金額(円)	
		設ける場合	管理する場合
売店、飲食店、簡易宿泊所その他これらに類する施設	使用する土地 1 m <sup>2</sup> 1年	210	400
駐車場、自転車預り所その他これらに類する施設	使用する土地 1 m <sup>2</sup> 1年	210	365
前各号以外のもの	知事が別に定める額		

##### 二 法第6条第1項及び第3項の規定により都市公園を占用する場合

区分	単位	金額(円)
電柱（支線柱及び支柱を含む。）	1本 1年	840
変圧塔	使用する土地 1 m <sup>2</sup> 1年	620
電線	1m 1年	60
水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの	外径 10 cm未満 外径 10 cm以上	30 60
展示会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	使用する土地 m <sup>2</sup> 1月	60
工事用施設又は工事用材料置場	使用する土地 1 m <sup>2</sup> 1月	120
前各号以外のもの	知事が定める額	

##### 三 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額(円)
物品の販売その他これに類する行為	1日	730
業として行う写真の撮影	写真機1台 1日	730
業として行う映画の撮影	1日	9900
展示会、競技会、集会その他これらに類する催し	1日	3300
広告物の掲出	広告表示面積 1 m <sup>2</sup> 1日	1650
興行	知事が定める額	

#### 四 有料公園施設を利用する場合

##### 岐阜県百年公園

区分	金額（円）
博物館	別に条例で定める額

#### （3）都市公園法、都市公園条例上の許可に関する事務分掌

##### ア 土木事務所

事務の種類	所長決裁事項	課長専決事項
13 都市公園法（昭和三一年法律第七九号）及び岐阜県都市公園条例（昭和三七年条例第四一号）の施行事務	1 法及び条例の施行に関する事務 2 条例第10条の使用料の徴収	

##### イ 地域スポーツ課

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
1 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下この項中「法」という。）及び岐阜県都市公園条例（昭和三十七年条例第四十一号。以下この項中「条例」という。）の施行事務		1 岐阜メモリアルセンターに係る法第6条第1項の占用の許可又は同条第3項の占用の変更の許可	1 部長専決事項を除く岐阜メモリアルセンターに係る法及び条例の施行に関する事務
3 岐阜県長良川球技場条例（平成二年条例第三十三号。以下この項中「条例」という。）の施行事務			1 条例の施行に関する事務

### 3 指定管理者制度における監査の視点

（1）県有文化施設14のうち6つの施設において、指定管理者制度が導入されている。岐阜県先端科学技術体験センターは、文化伝承課が担当である。OKBふれあい会館・サラマンカホール、飛騨・世界生活文化センター、ぎふ清流文化プラザについては、文化創造課が担当である。セラミックパークMINOは、地域産業課が担当である。岐阜かかみがはら航空宇宙博物館は、航空宇宙産業課が担当である。

県営都市公園8つ全てにおいて、指定管理者制度が導入されている。都市公園課が担当する都市公園の指定管理の状況は、以下のとおりである。

また、地域スポーツ課が担当する岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場（球技メドウ）は、県の出資団体である公益財団法人岐阜県スポーツ協会が指定管理者である。

県有文化施設及び県営都市公園における指定管理

番号	県有文化施設	主管課（担当課）	指定管理者
1	セラミックパークMINO	地域産業課	(公財)セラミックパーク美濃
2	岐阜県先端科学技術体験センター	文化伝承課	サイエンスワールド運営グループ
3	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	航空宇宙産業課	(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
4	OKBふれあい会館・サラマンカホール	文化創造課	ふれあいファシリティズ
5	飛騨・世界生活文化センター	文化創造課	飛騨コンソーシアム
6	ぎふ清流文化プラザ	文化創造課	(公財)岐阜県教育文化財団
番号	県営都市公園	主管課（担当課）	指定管理者
1	養老公園	都市公園課	イビデングリーンテック株式会社
2	岐阜県百年公園	都市公園課	昭和造園土木・名岐サービスJV
3	ぎふワールド・ローズガーデン	都市公園課	花フェスタ記念公園運営管理グループ
4	ぎふ清流里山公園	都市公園課	ぎふ清流里山公園みらい創造グループ
5	世界淡水魚園（オアシスパーク）	都市公園課	株式会社オアシスパーク
6	世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）	都市公園課	㈱江ノ島マリンコーポレーション
7	各務原公園	都市公園課	株式会社技研サービス
8	岐阜メモリアルセンター	地域スポーツ課	(公財)岐阜県スポーツ協会
8	岐阜県長良川球技場（球技メドウ）	地域スポーツ課	(公財)岐阜県スポーツ協会

\* 岐阜県長良川球技場については、岐阜メモリアルセンターと一体として監査を実施した。

## （2）指定管理者制度の概要

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成15年の地方自治法改正により導入された制度である。

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいい（地方自治法第244条第1項）、その設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならないこととされ（同法第244条の2第1項）、岐阜県では、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年岐阜県条例第1号）その他公の施設ごとに制定されたその設置及び管理に関する条例がある。

ア 指定管理者制度について、地方自治法第244条の2が規定している。

### 第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）

（中略）

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当

該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

イ 岐阜県の県有文化施設及び県営都市公園については、以下のとおり、条例において、定められている。例として、都市公園条例を挙げる。

#### 第9条の2（指定管理者の指定）

- 1 知事は、別表第二に掲げる都市公園又は都市公園の一部の区域（以下「管理公園」という。）の管理を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。
- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、申請書に管理公園の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事が定める期日までに申請しなければならない。
- 3 知事は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適當な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
  - ① 管理公園を県民が平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
  - ② 管理公園の管理に関する事業計画が、管理公園の適正な管理のために適切なものであること。
  - ③ 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。
  - ④ 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者でないこと。

- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、別表第二の第一欄に掲げる管理公園ごとに、同表の第二欄に掲げる要件を満たしていること。
- 4 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

#### 第9条の3（指定管理者の指定の取消し等）

- 1 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- ① 管理公園の管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
  - ② 前条第3項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。
  - ③ 第9条の5に規定する基準を遵守しないとき。
  - ④ 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第9条の9第1項に規定する料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に管理公園の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第三に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

#### 第9条の4（業務の範囲）

別表第二の第一欄に掲げる管理公園の管理に係る指定管理者が行う業務の範囲は、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 別表第三の第三欄「業務の範囲」

- 1 公園を管理すること。
  - 2 公園の利用者への便宜の供与に関するここと。
  - 3 公園の利用の促進に関するここと。
  - 4 第6条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。
  - 5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 第9条の5（管理の基準）

- 1 指定管理者が行う管理公園の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。
- ① 指定管理者は、管理公園の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、管理公園の使用を制限することができる。
  - ② 管理公園の管理に従事している者又は従事していた者は、当該管理に関して知

ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 前項に規定するもののほか、別表第二の第一欄に掲げる管理公園の管理の基準は、同表の第四欄に掲げるとおりとする。

#### 第9条の6（事業計画書の提出等）

指定管理者は、毎事業年度、管理公園の管理に係る事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### 第9条の7（管理の休廃止）

指定管理者は、やむを得ない理由により管理公園の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

#### 第9条の8（公示）

知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- ① 第9条の2第3項の規定による指定をしたとき。
- ② 第9条の2第4項の規定による届出があつたとき。
- ③ 第9条の3第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- ④ 前条の承認をしたとき。

#### 第9条の9（利用料金）

- 1 地方自治法第244条の2第8項の規定により別表第三に掲げる有料公園又は有料公園施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることとし、当該料金は、同表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が定める。
- 2 指定管理者は、前項の料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。

ウ 岐阜県における指定管理者制度の運用面に関しては、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインが制定されている（平成23年3月制定、令和3年4月1日改訂）。

同ガイドラインは、指定管理者の指定手続の公平性及び透明性を確保するとともに、その導入する施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成し、提供する県民サービスの質の向上に資することを目的として定められており、岐阜県が設置する公の施設に地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度を導入する際の事務手続及びその導入後の運用に関する基本的事項（募集、指定管理者制度の選定、指定管理者の運用評価など）が定められている。

### （3）監査の視点

以上より、地方自治法、条例、同ガイドラインに基づき、指定管理者制度が採用されている施設については、指定管理者の選定過程、指定管理者との連絡（管理）体制、指定管理者の評価体制などに重点をおいて、監査を実施した。

また、指定管理者が岐阜県の出資団体等である場合は、当該団体の運営についても、監査をした。

## 第2章 岐阜県の県有文化施設

### 第1 岐阜県美術館

#### 1 施設の概要

##### (1) 施設所在地

岐阜市宇佐4丁目1番地22



(出典：岐阜県美術館)

##### (2) 沿革

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 昭和 54 年 10 月 9 日  | 美術品取得基金（3億円）設置      |
| 昭和 54 年 12 月 12 日 | 第1回美術品収集委員会開催       |
| 昭和 55 年 9 月 9 日   | 第1回美術館協議会開催         |
| 昭和 57 年 11 月 3 日  | 開館（収蔵作品数 619 点）     |
| 昭和 58 年 1 月 21 日  | 博物館法 10 条に基づく博物館の登録 |
| 昭和 62 年 11 月      | 安藤基金設立              |
| 平成 3 年 3 月 29 日   | 杉山文庫基金設立            |
| 平成 8 年 1 月 1 日    | 美術館サポート制度発足         |
| 平成 24 年 1 月 11 日  | リニューアルオープン（展示室 2 等） |
| 平成 27 年 4 月 1 日   | 日比野克彦氏が館長に就任        |
| 令和元年 11 月 3 日     | リニューアルオープン（本館棟等）    |

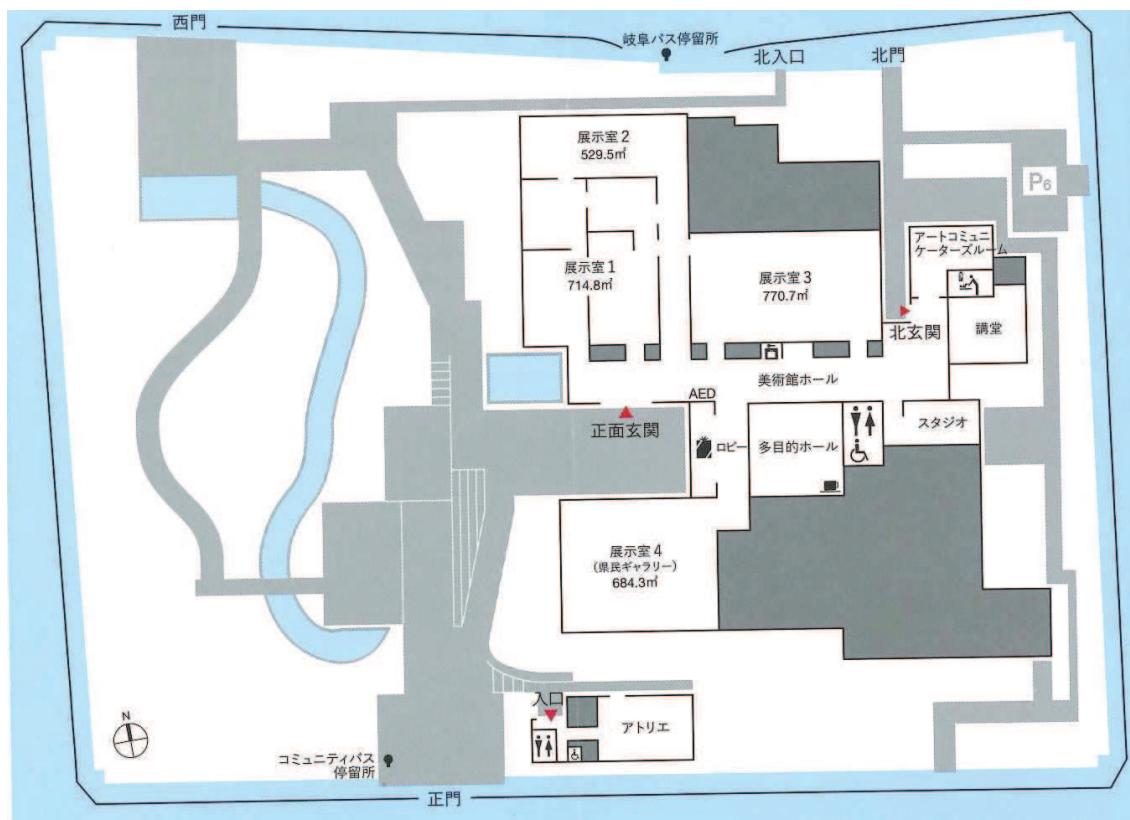
### (3) 施設の概要

敷地面積 : 28,835.71 m<sup>2</sup>

建築面積 : 7,306.79 m<sup>2</sup>

延床面積 : 8,765.67 m<sup>2</sup>

駐車スペース : 岐阜県図書館地下専用駐車場・図書館・美術館駐車場 (442台駐車可)



(出典 : 岐阜県美術館ガイドブック (岐阜県美術館発行))

#### (4) 設置目的

すぐれた美術作品を展覧することによって、県民の審美の目と心をはぐくみ、より高い文化への道を求める県民性の育成と豊かな美術活動の振興に寄与することを目的とする。

#### (5) 事務事業の概要

- ア 美術作品の収集及び展示
- イ 美術館の事業活動の中心である企画展の開催
- ウ 教育普及活動
- エ 所蔵品データベースの更新と活用

#### (6) 組織について

##### ア 岐阜県美術館の職員及び組織

岐阜県美術館には、総務部及び学芸部が置かれている。

##### (ア) 総務部の分掌事務は以下のとおりである。

- ①館内の庶務に関すること。
- ②経理並びに現金及び物品の出納管理に関すること。
- ③美術品等の管理（学芸部の分掌に属するものを除く。）に関すること。
- ④岐阜県美術館協議会に関すること。
- ⑤前各号に掲げるもののほか、学芸部の分掌に属さない事務に関すること。

（美術振興会に関すること、美術館後援会に関すること等）

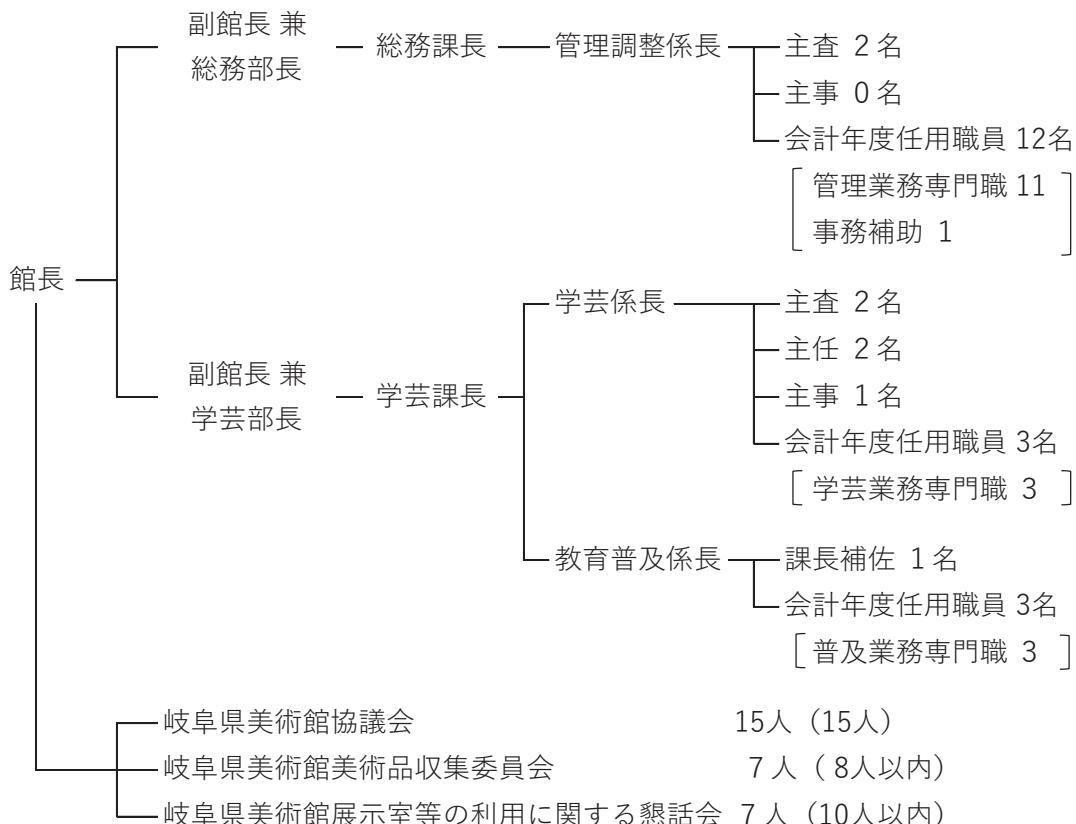
これらの事務を分掌させるため総務課が置かれ、同課に管理調整係が置かれている。

##### (イ) 学芸部の分掌事務は以下のとおりである。

- ①美術品等の収集、保管及び展示に関すること。
- ②美術品等の学術的な調査研究に関すること。
- ③他の美術館、教育機関、団体等との連絡及び協力に関すること。
- ④美術品等の利用の助言、指導及び普及に関すること。
- ⑤美術に関する解説書、目録、図録、年報及び調査研究の報告書等の刊行に関すること。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、美術館の事業に関すること。

これらの事務を分掌させるため学芸課が置かれ、同課に学芸係及び教育普及係が置かれている。

それぞれの職員数、種別は以下のとおりである（令和2年6月1日現在）。



イ 館長（岐阜県行政組織規則第157条、第160条、博物館法第4条第2項）非常勤であり、原則月2回来館している。

東京藝術大学美術学部長、先端芸術表現科教授、日本サッカー協会理事・社会貢献委員会委員長、東京都芸術文化評議会評議員、熊本市現代美術館長などを兼務している。

館長の根拠規定は、（博物館法第4条第2項）「館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。」とされている。

なお、副館長については、岐阜県行政組織規則第160条で、「所長等の事務を補佐させるため、次の表の現地機関の欄に掲げる現地機関に、それぞれ同表の職の欄に掲げる職を置く。」「十 美術館 副館長二人」と規定している。

#### ウ 学芸員

収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる役割を担っており（博物館法第4条第4号）、学芸員を有することが、博物館法に基づく施設として登録するための要件となっている（同法第12条第2号）。

県美術館には、8名の学芸員が居り、ヒアリングによれば、副館長兼学芸部長を除く各学芸員が、それぞれ展示会を担当するほか、所蔵品の保存と修復（2名）、アートコミュニケーション事業（1名）、美術館サポーター事業（1名）を行っているとのこと

である。異動が少なく、近年では、岐阜県現代陶芸美術館への異動と他の美術館からの転職が 1 人あった。

県美術館学芸課の学芸員は、毎年開催される文化庁、東京文化財研究所、独立行政法人国立美術館、全国美術館会議、岐阜県博物館協会等がそれぞれ主催の研修等に参加している。

## エ 岐阜県美術館協議会

博物館法第 20 条第 1 項の規定に基づき、岐阜県美術館協議会（以下「協議会」という）が設置されている（岐阜県美術館条例第 9 条）。

協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他知事が美術館の運営に資すると認める者の中から任命する委員 15 人以内で組織する。（美術館条例第 10 条）。

平成 22 年度からは、公募委員 1 名が選任されている。

委員の任期は 2 年で、報酬費 10,500 円である。

## 平成 29 年度から令和 2 年度の開催状況

年度	時間	出席者／欠席者	場所
平成 28	1 時間 30 分	9 名／5 名	県美術館特別応接室
平成 29	1 時間 5 分	11 名／3 名	県美術館特別応接室
平成 30	1 時間	9 名／6 名	県美術館特別応接室
令和元	1 時間	14 名／1 名	県美術館特別応接室
令和 2	未開催（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）		

## オ 岐阜県美術館美術品収集委員会

岐阜県美術館に収蔵する美術作品の選定に関する事務を適正かつ円滑に行うため、岐阜県美術館美術品収集委員会（以下「収集委員会」という）が設置されている（岐阜県美術館美術品収集委員会設置要綱）。

委員は、8 人以内で、大学教授、国公立美術館職員及びその他学識経験者の中から、館長が選任する（第 3 条）。

設置期間は美術館長が招集した日から 1 年以内であり、第 2 条の所掌事務が終了したときは速やかに解散する。委員の任期は、美術館長が依頼した日から 1 年以内とし、収集委員会が解散したときは解任される（第 5 条、6 条）。

収集委員会は、必要に応じ、美術館長が招集することになっているが（要綱第 4 条）、実際は、年 1 回開催（但し令和元年度は実施せず）されており、購入のほか、寄贈、寄託についても対象としている。

謝金は、1 回につき 9,500 円である。

### 平成 29 年度から令和 2 年度の開催状況

年度	時間	出席者／欠席者	場所
平成 28	2 時間	5 名／2 名	県美術館特別応接室
平成 29	2 時間 30 分	5 名／2 名	県美術館展示室 2
平成 30	2 時間	7 名／1 名	県美術館展示室 1 a
令和元	開催せず	—	—
令和 2	2 時間	7 名／0 名	県美術館スタジオ、特別応接室、講堂、ホール、展示室 1 a, b, c, d

### カ 岐阜県美術館展示室等の利用に関する懇話会

岐阜県美術館条例（昭和 57 年条例第 13 号）別表第 2 上欄に掲げる施設（以下「展示室等」という。）の運営について広く意見を徴することを目的として、平成 2 年、「岐阜県美術館展示室等利用審査会」が設置され（平成 2 年 4 月 1 日施行）、その後、「岐阜県美術館展示室等の利用に関する懇話会」に変更（平成 25 年 4 月 1 日施行）された。

館長は、展示室等の使用許可その他運営に関する事務を処理するにあたり、懇話会の意見を聴くことができる（第 2 条）。

談話会構成は 10 名以内で、美術に関する専門的知識を有する者及び学識経験を有する者の中から、美術館長が選任する（第 3 条）。

懇話会は、必要に応じ、館長が招集する（第 4 条）。

設置期間は、館長が招集した日から 1 年以内であり、第 2 条の所掌事務が終了したときは速やかに解散する。任期は選任日から 1 年以内で、懇話会が解散したときは解任される（第 6 条）。

報酬費は、5,000 円である。

### 平成 28 年度から令和 2 年度の開催状況

開催日時	時間	出席者／欠席者
平成 28 年 9 月 28 日	1 時間 30 分	7 名／0 名
平成 29 年 11 月 28 日	1 時間 30 分	7 名／0 名
令和 2 年 1 月 24 日	1 時間 30 分	6 名／1 名
令和 2 年 12 月 9 日	1 時間 30 分	7 名／0 名

### キ 岐阜県美術館サポーター

美術館の開放、参加、創造を理念に、美術館事業等に対する県民の参加、支援体制の確立を図るため、岐阜県美術館に美術館サポーターを設置している（岐阜県美術館サポーター設置要綱／平成 8 年 1 月 1 日施行）。

岐阜県美術館サポーター（以下「サポーター」という。）とは、美術に関する分野で知識、経験や美術に関心をもつと認められる者で、サポーターとして登録を受けた者をいい、美術館事業に対する参加、支援及び美術館後援会事業に対する参加、支援を

行う。サポーターにより美術館サポーター会が組織され、役員は事務局長の1名と若干名の事務局役員が置かれる。役員は、サポーター会総会において、館長が委嘱する。令和2年度の登録者数は58名であった。

サポーターには、所蔵品展・企画展観覧料の減免などの特典がある。

#### ク 岐阜県美術館後援会

美術の愛好家のために、美術の鑑賞、後援会、美術講座を開催し、美術館の事業に協力すること等を業務とする団体であり、岐阜県美術館内に事務所を置き、売店（ナンヤローネSHOP）及びカフェの運営も行っている。

団体職員のうち専任は2名で、県美術館職員7名が、職務専念義務の免除を得て従事している。また、売店、カフェ及び事務室の一部の使用につき、目的外使用許可がなされている。

会員は一般会員（241人。令和4年1月末時点）と特別会員（100人。令和4年1月末時点）から成り、会員には、後援会ニュース・後援会会報が配布されるほか、所蔵品展・企画展の無料鑑賞、岐阜県現代陶芸美術館の無料鑑賞、ナンヤローネSHOPの割引利用などの特典がある。

県美術館職員7名が、職務専念義務の免除を得て、後援会の会計書類のチェックや絵葉書の著作権処理などの専門性が求められる業務に従事している。

### （7）現在の施設概要

ア 休館日：月曜日（祝日の場合は翌平日）及び年末年始

イ 開館時間：午前10時～午後6時

企画展開催時の第3金曜日は午前10時～午後8時

ウ 主な館内施設

本館：展示室1～4、多目的ホール、講堂、アトリエ、特別応接室

エ 料金

#### ①所蔵品展

一般 340円（280円）

大学生 220円（160円）

高校生以下は無料

※（ ）内は20名以上の団体料金

#### ②企画展

企画展毎に設定（無料の場合もある）

オ コレクション（令和3年3月31日現在）

岐阜県の輩出した明治洋画の重鎮である山本芳翠を筆頭に、熊谷守一、川合玉堂、前田青邨、荒川豊藏など郷土関連の美術が充実している。海外の美術では、19世紀末に登場した象徴主義を代表するフランスの画家オディロン・ルドン氏とその周辺作家達の作品を積極的に収集しており、オディロン・ルドン氏の作品は255点と世界有数を誇っている。

収蔵品は、ホームページ上の「岐阜県美術館コレクション検索」で検索可能である。

文字サイズ： 大 標準 小 お問い合わせ

## 岐阜県美術館コレクション検索

[各コレクション検索トップ](#) [岐阜県美術館公式サイトへ](#)



おかげさまで岐阜県美術館はまもなく開館40周年を迎えます。  
開館時は619点だった所蔵品は、4000点を超えるまでになりました。  
コレクション検索では作品情報をご覧いただくことができます。

作家名・作品名の  
索引から検索

※作家名、作品名の頭文字から検索できます。  
◎作家名から探す ○作品名から探す

あ 行 か 行 さ 行 た 行 な 行 は 行 ま 行 や 行 ら 行 わ 行

A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U  
V W X Y Z

### キーワード検索

作家名、作品名等、気になるキーワードを入力して検索します。

※例）ルドン・バステル

ルドン

### 複合キーワードの場合

◎AND（両方とも含む） ○OR（いずれか含む）

### ジャンルから検索

国内絵画  日本書  日本書以外  水彩・素描  版画・写真

外国絵画  油彩画等  水彩・素描  版画・写真

彫刻・立体  彫刻・立体

工芸  陶磁器  ガラス  染織  その他の工芸

その他  アボリジニ  その他の作品

資料  資料

▶検索

美術作品収蔵の状況（令和3年3月末日現在） (点)

部 門	収 蔵 品			寄託品 (B)	合計 (A)+(B)
	購入	寄贈	計(A)		
日本画	86 (16)	323	409	28	437
油 彩 画	133 (22)	393	526	49	575
水彩画・素描・パステル	124 (4)	1, 150	1, 274	41	1, 315
版 画	584 (20)	710	1, 294	5	1, 299
彫 刻	39 (3)	80	119	0	119
工 芸	37 (10)	188	225	1	226
その他の作品・資料	174 0	225	399	5	404
計	1, 177 (75)	3, 069	4, 246	129	4, 375

( )は美術品取得基金保有

(8) 直近5年間の利用状況 (人)

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
美術館入館者数	205, 711	216, 652	85, 170	79, 987	85, 070
所蔵品展示	28, 147	21, 788	4, 868	19, 276	23, 995
企画展示	75, 519	104, 638	32, 714	28, 527	28, 111
教育普及事業	9, 060	20, 230	4, 321	3, 515	4, 211
県民ギャラリー等	92, 985	69, 996	43, 267	28, 669	28, 753
移動美術館等	2, 286	5, 235	30, 905	4, 222	457
参加者総数	207, 997	221, 887	116, 075	84, 209	85, 527

## 2 監査の重点及び監査手続

岐阜県美術館は、美術品という高価品を扱うことから、取得・保存に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和3年5月18日、同年9月17日及び同4年1月26日、2月18日の現地ヒアリングにおいて、総務課長、学芸課長、管理調整係係長からのヒアリングを行った。また、令和3年4月19日及び同年12月24日に、文化伝承課に対するヒアリングを行った。

資料については、アンケート調査票による照会のほか、定期監査資料（令和2年9月25日、令和3年6月29日）、美術館のホームページ、岐阜県美術館条例、岐阜県美術館管理規則、岐阜県美術館観覧料等徴収規則、岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱、岐阜県美術館収集委員会設置要綱、岐阜県美術館展示室等の利用に関する懇談会設置要綱、岐阜県移動美術館実施要綱、岐阜県美術館サポーター設置要綱、スクールミュージアム実施要綱、岐阜県美術館遺失物取扱要領、岐阜県美術館基本計画、「ゆる

り日本画 絵の中の旅展」(2016年7月9日～2016年8月21日 岐阜県美術館サポート一回)等、「ジャパン・ビューティー展 一描かれた日本美人」(2016年10月27日～2016年12月11日 岐阜県美術館)等、業務委託契約書等(岐阜県美術館所蔵品情報管理・公開システム運用保守管理委託業務)、「文化伝承課所管施設 入館者数等」、岐阜県美術館協議会委員名簿、美術振興会理事会議案書(平成29年度～令和3年度)、発注書(令和3年度岐阜県美術館催物案内 リーフレット)、現金出納簿、「岐阜県美術館 美術品収集方針」、「岐阜県美術館美術品収集について」(昭和56年美術品収集員会添付資料)、「契約事務に関する手続きについて」、「岐阜県美術館美術品収集委員会 委員名簿」、岐阜県美術館美術品収集委員会議事録要旨(平成19年度、29年度～令和2年度(令和元年度を除く))、「美術品購入(寄贈寄託)調書」・「美術品購入(寄贈寄託)調書2、岐阜県美術館美術品取得基金運用状況報告書(平成28年度～令和2年度)、緊急随意契約一覧(H28～R2年度)、随意契約をすることができる場合に該当することの説明書(空気清浄機、美術館の改修工事)、令和2年度寄贈・寄託作品一覧、令和2年度貸出物品一覧、令和2年度現物実査の結果について(報告)、物品処分等調書、登録データ作成(内容変更)、総額チェック表(備品購入費の支出済額合計と物品出納一覧表の受入額との差異の理由)、貸付先別貸付物品一覧表、貸出状況票、平成31年度物品出納一覧表、「物品の現物実査実施要領について」、運送保険契約証明書、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に基づく個別施設計画(岐阜県美術館)、請求書(6月度 粗大廃棄物収集運搬代等)、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県美術館情報セキュリティ組織及び緊急連絡体制、岐阜県職員用パソコン管理運用要領、岐阜県職員用パソコンの持ち出しに関する申請・許可記録簿、行政財産使用許可書(岐阜県美術館後援会、公益財団法人岐阜県美術振興会)、県有財産賃貸借契約書(自動販売機)、土地賃貸借契約書(駐車場)、鍵貸出簿、運転免許証等一覧、岐阜県美術館消防計画、危機管理マニュアル、行事参加者の傷害危険担保契約証券、賠償責任保険証券、2020年度教育普及事業行事一覧表、県有建築物の營繕工事等の実施の手引き、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」、職務専念義務免除一覧表(岐阜県美術館後援会、公益財団法人岐阜県美術振興会、岐阜県博物館協会、公益財団法人岐阜県岐阜文化財団)、学芸係議事録(平成30年度～令和2年度)、岐阜県美術館展示室等の利用に関する懇話会資料(令和元年及び2年)、「岐阜県美術館展示室等の利用に関する懇話会要旨」(令和元年及び2年)令和3年度美術館サポート一回会資料(こもれび会 令和3年9月20日配信)、岐阜県美術館後援会規約、基金整理簿(岐阜県美術館美術品取得基金)、「美術品取得基金 保有一覧(取得年度別)」、美術品取得基金所有美術品一覧(平成28年4月1日時点～令和2年4月1日時点)、岐阜県美術館美術品取得基金の状況(H30.4)、全部事項証明書(公益財団法人岐阜県美術振興会)、「公益財団法人岐阜県美術振興会の概要」、安藤美術基金による購入美術品一覧表、定款(公益財団法人岐阜県美術振興会)、公益財団法人岐阜県美術振興会安藤基金の設置及び管理に関する規程、公益財団法人岐阜県美術振興会杉山文庫基金の設置及び管理に関する規程、年間展示作品数(過去5年分)、学芸課職員の受講研修(過去5年間)

一覧、公益財団法人岐阜県美術振興会資産運用規程、貸出状況票、「企画展の開催方式毎の予算・会計について」、令和3年度東駐車場利用状況（台数）、遺失物に関するマニュアル（平成27年度）、平成29年度岐阜県美術館美術品収集委員会（議事録、配付資料）、平成30年度岐阜県美術館美術品収集委員会（議事録ホームページ用、議事要旨、配付資料）、学芸係會議事録（平成30年度～令和2年度）、委託業務契約書（岐阜県美術館駐車場整備工事の実施設計委託業務、岐阜県美術館電気錠取付工事の実施設計及び工事監理業務委託）、委託業務変更契約書（岐阜県美術館電気錠取付工事の実施設計及び工事監理業務委託）、環境生活部契約審査會議事要旨及び添付資料、平成30年8月23日付美術品売買契約書などの提出資料等について、書類監査を行った。

基金等の調査のため、関連団体である公益財団法人岐阜県美術振興会についても、上記のとおり、資料閲覧、ヒアリング等も行った。

さらに、関係人調査として、学識経験者であるX氏から、令和4年2月7日に（令和3年10月14日にも、関係人調査を行うか決定するため、ヒアリングをしている。）、ヒアリングを実施した。

### 3 美術品等の取得、管理、処分

#### （1）岐阜県美術館美術品収集方針

昭和56年3月開催の収集委員会資料に添付されていた「収集方針」がある。

##### 岐阜県美術館美術品収集について

美術品収集活動の成否は美術館の価値を決定づける重要な課題である。

本県美術館に収蔵される美術品は、県民の審美的目をはぐぐみ、より高い文化への道を求める県民性の育成と豊かな美術活動の進行に強い影響を与えるものと考えられる。

このため、岐阜県の地域を基盤に国際性をもつ近代美術館として、本県美術の性格を具現化するに相応しい芸術的価値の高い美術作品並びに美術資料の収集をはかる。そしてこれらは意図的かつ系統的なものとする。

基本方針による収集の範囲・基準（S54.12.12 第一回収集委員会、県議会○○）

・19世紀広範囲氣宇の近・現代の作品

・日本画・洋画・彫刻・工芸（陶芸）

（1）岐阜県にゆかりのある作家の作品で代表的な者、及びその作家の創作のねらいや過程などがうかがえる資料。

（2）日本美術の流れを展望するにふさわしい秀作品。

（3）世界美術動向の中で、特に創造性に優れた作家の秀作品。

（4）その他 本県美術館の収蔵品としてふさわしい秀作品及び資料。

ヒアリングによれば、上記「収集方針」に沿って、毎年、予算要求資料用として、美術品収集方針を定めているとのことであった。令和4年度予算要求資料用として作成した「美術品収集方針」は以下のとおりである。

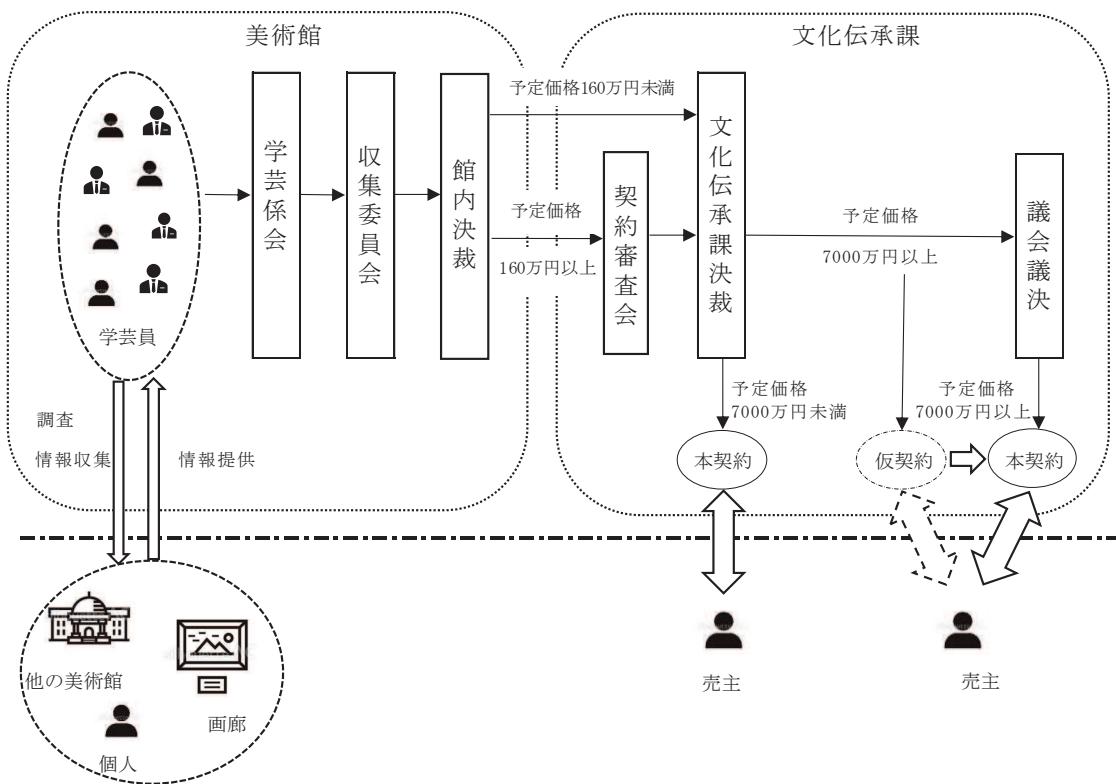
岐阜県美術館 美術品収集方針	
<b>国内絵画 (洋画)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・山本芳翠 ⇒ [REDACTED]の山本芳翠展に向けて重点的に調査・収集</li><li>・熊谷守一 ⇒ 2018年までに寄託作品の殆どを購入・寄贈により収集済み</li><li>・北 連蔵 ⇒ 山本芳翠の弟子、山本芳翠展に向けて関連重要作品を調査・収集</li><li>・その他 ⇒ 国内の動向を踏まえた上で郷土作家を中心に調査</li></ul>
<b>日本画</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・前田青邨 ⇒ [REDACTED]の前田青邨展に向けて重点的に調査・収集</li><li>・川合玉堂 ⇒ 2015年に1点購入済み、将来の展覧会における重点的収集作家として調査</li><li>・その他 ⇒ 土屋禮一他、郷土ゆかりの作家や代表的日本画家を調査・収集</li></ul>
<b>西洋絵画</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・オディロン・ルドン ⇒ [REDACTED]において2019～2022年に重点的に収集</li><li>・ルドンと同時代の画家 ⇒ 調査</li><li>・ルドンが影響を受けた画家 ⇒ [REDACTED]に購入</li><li>・ルドンが影響を与えた画家 ⇒ [REDACTED]に調査</li></ul>
<b>彫刻</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・近現代を代表する彫刻家 ⇒ 郷土関連作家を中心に調査</li></ul>
<b>工芸</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・郷土ゆかりの工芸家 ⇒ 土屋順紀、鈴木藏、加藤孝造ら人間国宝を中心に将来的個展を見据えて収集</li><li>・関係する工芸作品 ⇒ 県内所蔵家のコレクションを調査</li></ul>
<b>現代美術</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・岐阜ゆかりの現代美術家 ⇒ 全画廊で調査研究しながら収集</li><li>・美術史に足跡を残した美術家 ⇒ (公財)岐阜県美術振興会からの寄贈を考慮しながら収集</li></ul>

## (2) 美術品等の購入

### ア 購入手続の概要

- ①個々の学芸員が、他の美術館、画廊、個人等から、作品情報の収集と調査を行う。
- ②情報提供があれば、適宜、学芸係会で、収集委員会にかけるか否か、その後の段取り等を検討する。
- ③種別、作家名、作品、技法・素材・サイズ、価格の記載された作品リストを、収集委員会の3週間前を目途に、各委員に対し送付の上、収集委員会を開催し、作品調書を参考に、現物を確認しながら、委員からの意見を聴取する。
- ④収集委員会の意見をもとに、館内決裁の後、文化伝承課で決裁を受ける。
- ⑤購入予定額が160万円以上の場合、契約審査会の審査が必要となり、7000万円以上の場合は議会の議決を経なければならない。議会の議決をする場合、議会の議決を経た後本契約を締結する旨を含む仮契約としなければならない（岐阜県会計規則第132条第2項）。

### 〈美術品購入手続の流れ〉



#### 【事実関係①】

個々の学芸員による作品情報の収集と調査を経て、学芸課係会で作品を絞り込み、購入予定先との交渉を行い、美術品収集委員会で、委員が候補作品の現物を確認し、意見を述べる。収集委員会の開催時間は、作品数を考慮して決めているとのことであった。

平成 29 年度から令和 2 年度までに開催された収集委員会で審議した時間及び作品数は以下のとおりである。令和元年度は未開催であり、令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響で、購入希望予定作品の実見調査ができなかつたため、購入を見合わせることとしたとのことである。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 2 年度
時間	2 時間半	2 時間	2 時間
購入	絵画 9 点・工芸 5 点 (うち染織 1 点)	絵画 13 点・工芸 4 点 (陶芸)	無し
合計額	30,300,000 円	43,906,000 円	0 円
寄贈	絵画 68 点 (うち熊谷守一 56 点・その他段ボール素材 3 点)・資料 1 点・素描 2 点・工芸 6 点・立体作品 9 点 (素材段ボール)	絵画 26 点 (うち熊谷守一 16 点・その他段ボール素材 2 点・安藤基金より 1 点)・工芸 4 点	絵画 9 点 (ルドン 1 点)・工芸 25 点・彫刻 5 点・資料 3 点・現代美術 2 点 (うち安藤基金より 1 点)
寄託	絵画 1 点	無し	絵画 2 点

### 【規範】

岐阜県美術館美術品収集委員会設置要綱第 2 条は、「岐阜県美術館長は、岐阜県美術館に収蔵する美術に関する作品を選定しようとするときは、あらかじめ、当該作品の適否及びその価格について、収集委員会の意見を聞くものとする。」と規定する。

### 【指摘① 美術館】

収蔵しようとしている作品の適否及びその価格について、収集委員会の意見を聞くためには、一定期間の審議が必要である。

平成 29 年度と平成 30 年度の審議時間と購入作品を確認すると、合計 4 時間 30 分で、合計 31 点（絵画 22 点、工芸 9 点）を審議しており、1 作品の平均審議時間が、9 分に満たない。さらに、委員会の開催時間の中には、各候補作品をその設置場所に移動しながら確認する時間も含まれており、限られた時間の中で、充分な検討を経た意見を得ることができているのか疑問である。

十分な検討を経た意見を得るために、開催頻度や時間を増やすことを検討すべきである。

### 【事実関係②】

美術館の説明によると、「保存状態に難がある作品については、収集委員会で委員から保存及び修復方法について質問を受けることがある。その場合は、状態の詳細、展示等の利活用方法、保管方法、中長期的な修復とそれらに要する時間と費用について、順に口頭説明する。ただし、収集以前の調査では概算までしか費用は算出できないため、あくまで参考額であり、調書への記載は行わない。収集後に光学組成調査等、費用をかけて行い、実際の処置方針と費用を算出する。ただし、収集受入れにあたり、保存管理、修復が主たる審議対象となる場合は、別添「資料」を作成し、委員の意見を求める。」とのことである。

### 【事実関係③】

美術品のオークションには、WEB会員になると、過去1年間の出品物の作品情報、予想落札価・落札価格を画像と共に閲覧し、また、作家名、作品名、ジャンル（絵画・版画・彫刻）などで検索することができるものがあるところ、ヒアリングによれば、県美術館では、オークションサイトに会員登録を行い、入札に参加することは行っていない。しかし、特に、洋画部門では、『MAYER』をはじめ、国内外のオークションカタログ、追跡調査まで随時行っており、近年は最大限にオークションサイトを活用しているとのことである。

### 【事実関係④】

ヒアリングによれば、「平成30年度分までは、収集委員会の議事録を作成していたが、令和2年度より3年間遡って、収集委員会の議事要旨をホームページで公開することとしたことを機に、令和2年度以降は、ホームページに掲載する議事要旨のみを作成することとした、収集委員会の記録は、各委員のコメントを聴取したメモを取りまとめている。」とのことである。

### 【規範】

岐阜県公文書規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。(以下略)」と規定する。

### 【指摘② 美術館】

収集委員会での議論を、正確に確認し、検証するためにも、議事要旨ではなく、議事録を作成すべきである。

#### イ 岐阜県美術館美術品取得基金

##### 岐阜県美術館美術品取得基金条例

###### (設置)

第1条 美術作品及び美術に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、岐阜県美術館美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

###### (基金の額)

第2条 基金の額は、3億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

###### (運用)

第3条 知事は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預貯金等として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関に対する債務と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(運用益金の整理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

## 【概要】

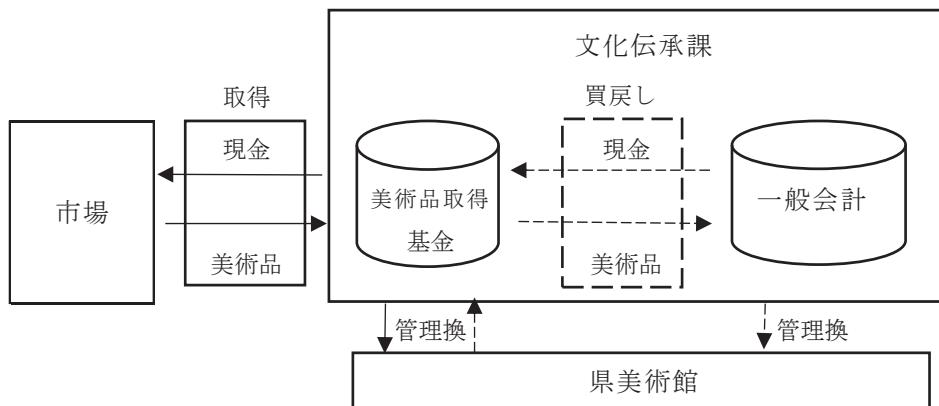
美術作品及び美術に関する資料（以下「美術品等」とする。）の取得を円滑かつ効率的に行うことの目的として、寄付（3億円）を原資とする岐阜県出捐金により、昭和54年10月9日、岐阜県美術館美術品取得基金（以下「美術品取得基金」とする。）が設置された。

世界に1点しかない貴重な美術品を取得できる機会は希少であり、いつ訪れるかを予測することも困難である。そのため、あらかじめ美術品を取得するために予算を組むことは困難であり、機会が訪れてからでは迅速に対応することができず、機会を逃す可能性が高い。そこで予算を組むことなく美術品を購入できる基金で機会に迅速に対応し、後に、一般会計歳出予算で、基金により取得した美術品の買戻しを行う。

基金で取得した美術品は、県の所有となり、買戻しが行われるまで県が管理することになるが、管理換えにより岐阜県美術館が管理活用することが可能となっている。買戻しの際は、基金内の事務手続として、美術館が管理している基金の美術品をいつたん文化伝承課の管理に戻すため、管理換えを行った後、「基金としての文化伝承課」と、「一般会計としての文化伝承課」で買戻しを行い、備品となった美術品を美術館に管理換えを行う。

美術品の取得に関しては岐阜県美術館美術品収集委員会の意見が反映される。基金は、文化伝承課が所管しているが、美術収集方針、美術品の収集管理計画等は、美術館の範疇であるとして、関与していない。

図1 美術品取得基金による美術品等取得の流れ



県美術館で購入する作品の原資は、全て同基金である。令和3年3月31日現在、基金の額は10億2903万3000円であり、定期預金、美術品などで保管・運用されている。基金の運用から生ずる収益については、一般会計歳入歳出予算に計上して整理される。令和2年度の運用益は14万4000円である。

美術品取得基金により美術品を取得した年度、購入額及び保有数（令和2年4月1日時点）、購入額は以下のとおりである。

年度	内 容	取得美術品		保有美術品	
		点数	金額 (千円)	点数	金額 (千円)
平成9	日本画1点、絵画5点（ルドン3点）、素描5点（ルドン4点）、版画20点（ルドン2点）、彫刻1点、その他1点	33	698,821	2	366,870
平成10	日本画9点（川合玉堂1点）、絵画2点（ルドン1点）、写真4点、版画2点、工芸1点（宗廣力三）	18	98,250	0	0
平成11	日本画3点（川合玉堂1点）、絵画2点（山本芳翠1点）、素描5点、版画10点（ルドン5点）	20	99,379	0	0
平成12	日本画4点（熊谷守一3点）、絵画4点（熊谷守一1点）、水彩2点、素描2点（ルドン1点）、版画5点、彫刻5点、工芸2点、その他1点	25	99,166	1	15,876

平成 13	日本画 4 点、絵画 3 点（熊谷守一 1 点）、素描 4 点（ルドン 3 点）、版画 2 点（ルドン 1 点）、工芸 2 点（宗廣力三 1 点）、彫刻 1 点、その他 1 点	17	99,806	4	22,206
平成 14	日本画 4 点（熊谷守一 1 点）、絵画 1 点、素描 1 点（ルドン）、版画 1 点、工芸 1 点（土屋順紀）	8	90,683	6	86,683
平成 15	日本画 2 点（熊谷守一 1 点、山本芳翠 1 点）、絵画 3 点（熊谷守一 1 点）、版画 6 点、彫刻 2 点	13	58,449	12	53,949
平成 16	絵画 1 点（熊谷守一）、版画 1 点（ルドン）	2	22,040	2	22,040
平成 17	絵画 2 点（熊谷守一 1 点、山本芳翠 1 点）	2	81,500	1	31,500
平成 18	無し	0	0	0	0
平成 19	無し	0	0	0	0
平成 20	無し	0	0	0	0
平成 21	無し	0	0	0	0
平成 22	版画 9 点	9	30,000	9	30,000
平成 23	無し	0	0	0	0
平成 24	無し	0	0	0	0
平成 25	無し	0	0	0	0
平成 26	日本画 1 点（前田青邨）	1	100,000	0	0
平成 27	日本画 1 点（川合玉堂）、絵画 1 点（熊谷守一）	2	34,800	2	34,800
平成 28	絵画 5 点（ルドン 1 点、山本芳翠 3 点）	5	35,740	5	35,740
平成 29	日本画 9 点（前田青邨 1 点）、工芸 5 点（土屋順紀 2 点）	14	30,300	14	30,300
平成 30	日本画 1 点、絵画 12 点（熊谷守一 9 点）、工芸 4 点（鈴木藏 1 点、加藤孝造 1 点）	17	43,906	17	43,906
令和元	無し	0	0	0	0
令和 2	無し	0	0	0	0
		186	1,622,840	75	773,870

### 【事実関係】

基金の額の内訳は表 1 のとおりであり、美術品が総額の 7 割以上を占めている。令和 3 年 3 月 31 日までに、積立のための拠出 7 億円、運用収益等 2903 万 4000 円により、基金が増加している。なお、買戻しにより支出した額は、52 億 5473 万 1000 円である。

表1 岐阜県美術館美術品等取得基金の状況（R3.3.31時点）

現金	255,163千円
美術品（75点）	773,870千円
総額	1,029,033千円

過去5年間、「基金で行った美術品の取得」及び「岐阜県美術館の予算で行った美術品の買戻し」は表2のとおりである。なお、平成31年3月29日に行われた1億5000万円の買戻しは、開館40周年記念事業に向けて予算措置されたものであり、計画的な買戻しは県全体の予算状況から行われていない。

ヒアリングによれば、平成31年、現金が不足することから、買戻しの要求をしながら交渉していたルドンの希望する作品は予算要求が通らなかつことにより取得を再検討しているとのことである。近年、基金の現金残高に合わせて、買戻しされた基金額の中で美術品の購入をしてきたが、昨年度から今年度にかけては、購入希望作品の交渉を進めてきたが、コロナにより実見調査が出来なかつたため、購入への交渉を見合わせることにしたとのことである。

表2

日付	取得	買戻し
平成31年3月29日		150,000千円
平成30年9月28日	43,906千円	
平成30年2月28日	30,300千円	
平成28年12月28日	6,120千円	
平成28年11月30日	29,620千円	
合計	109,946千円	150,000千円

### 【規範】

岐阜県美術館美術品取得基金条例第1条は、「美術作品及び美術に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、岐阜県美術館美術品取得基金を設置する。」と規定している。

### 【指摘 美術館、文化伝承課】

過去5年間に限ってみれば、取得の額（109,946千円）を買戻しの額（150,000千円）が上回っており、順調に買戻しが行われているように見える。しかし、過去5年間で差引約40,000千円（109,946千円-150,000千円=△40,054千円）の美術品が基金から減少したにもかかわらず、いまだに773,870千円の美術品が基金に残されたままであり、順調に買戻しが行われているとは言い難い。仮に、5年間で40,000千円の美術品が基金から減少したとしても、美術品がゼロになるまでに96年が必要となる。

買戻しが順調に行われなければ、美術品を取得するための現金は減少したままであり、基金の目的である美術品の取得を円滑かつ効率的に行うことが困難となる。平成

18年度包括外部監査の結果報告書は、「基金の目的である美術品の購入自体もままならない状況にあるので、基金の設置自体を条例廃止も含めて見直すべきである。」と指摘している。これに対して、岐阜県美術館は、「基金の廃止を行うことは、美術館活動の基本のひとつである収集事業の継続が困難となり、また美術品購入の機能を失する恐れがありますので、存続していきたい。」との意向を示している。これについて、所管の文化伝承課は、基金の廃止等の見直しの検討を行っていないとのことであった。

もちろん美術館にとって収集事業が大切であることや、美術品を取得する機会を逃さないため基金が必要であることも理解できるが、その資金は無限ではなく有限であり、追加の積立により資金不足を補うのにも限界がある。

よって、今後も基金を存続させ、有効に活用するためには、収集方針に沿った作品の中でも具体的に対象を絞って、美術品を購入すべきである。

また、基金は、美術品の取得を円滑かつ効率的に行うために設置されたものであり、買戻しを前提として美術品を取得している。

よって、基金で取得した品について買戻しをして、基金において減少した現金を戻すことができるよう、買戻しの計画を立てるべきである。

### 【規範】

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項は、「前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」と定めている。

### 【指摘 美術館、文化伝承課】

平成 18 年度包括外部監査の結果報告書は、「基金の目的である美術品の購入自体もままならない状況にあるので、基金の設置自体を条例廃止も含めて見直すべきである。」と指摘している。買戻しができず、基金における現金が減少したままであるならば、再度、基金を廃止することを検討すべきである。

### (3) 寄贈

#### 岐阜県美術館管理規則

第 11 条 知事は、美術品等の所有者又は権原に基づく占有者から、別に定めるところにより、寄託又は寄贈を受けることができる。

#### 岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱

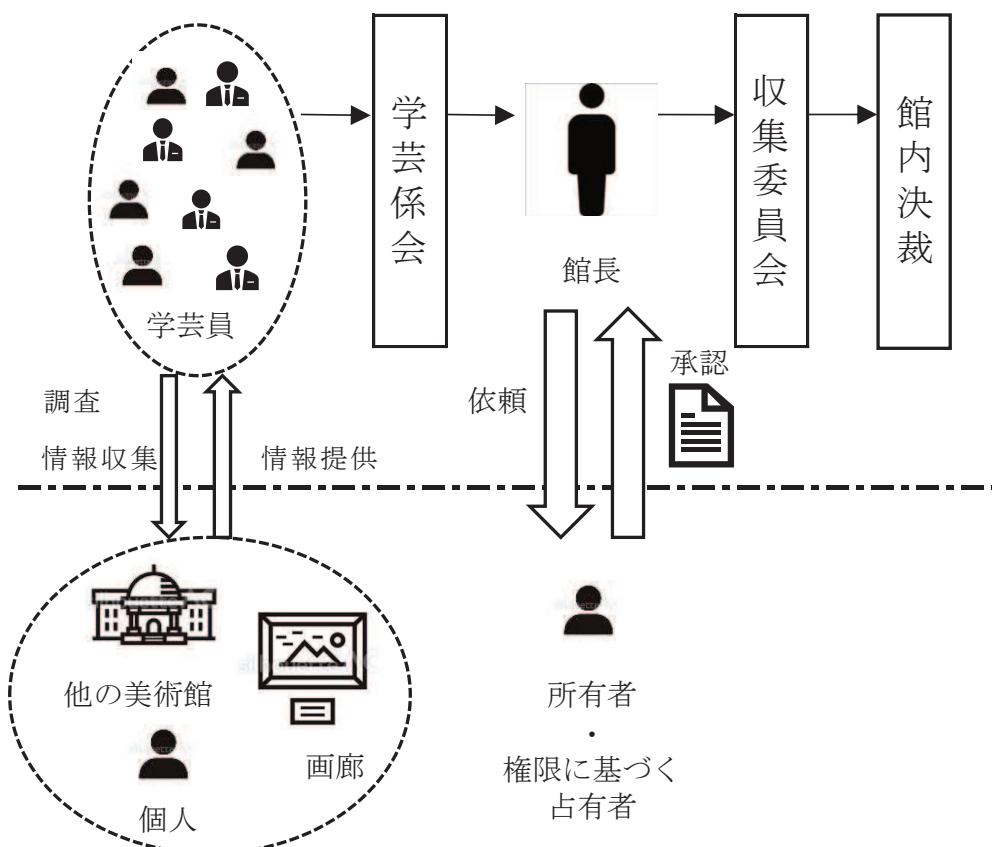
第 5 条 館長は、美術品等の所有者又は権限ある占有者（以下「所有者等」という。）に依頼してその寄託又は寄贈を受ける場合には、美術品寄贈（寄託）書（別記第 1 号様式）により所有者等の承認を得なければならない。

- 2 館長の依頼によらないで美術品等を寄贈又は寄託しようとする者は、美術品寄贈（寄託）申込書（別記第2号様式）を館長に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 館長は前項の規定により承認をしたときは美術品寄贈（寄託）承認書（別記第3号様式）を申込者に交付するものとする。
- 4 館長は、寄贈又は寄託品を受領したときは、寄贈（寄託）美術品台帳（別記第4号様式）に登載のうえ、寄贈の場合には、美術品寄贈証書（別記第5号様式）を、寄託の場合には、美術品寄託証書（別記第6号様式）を申込者に交付するものとする。

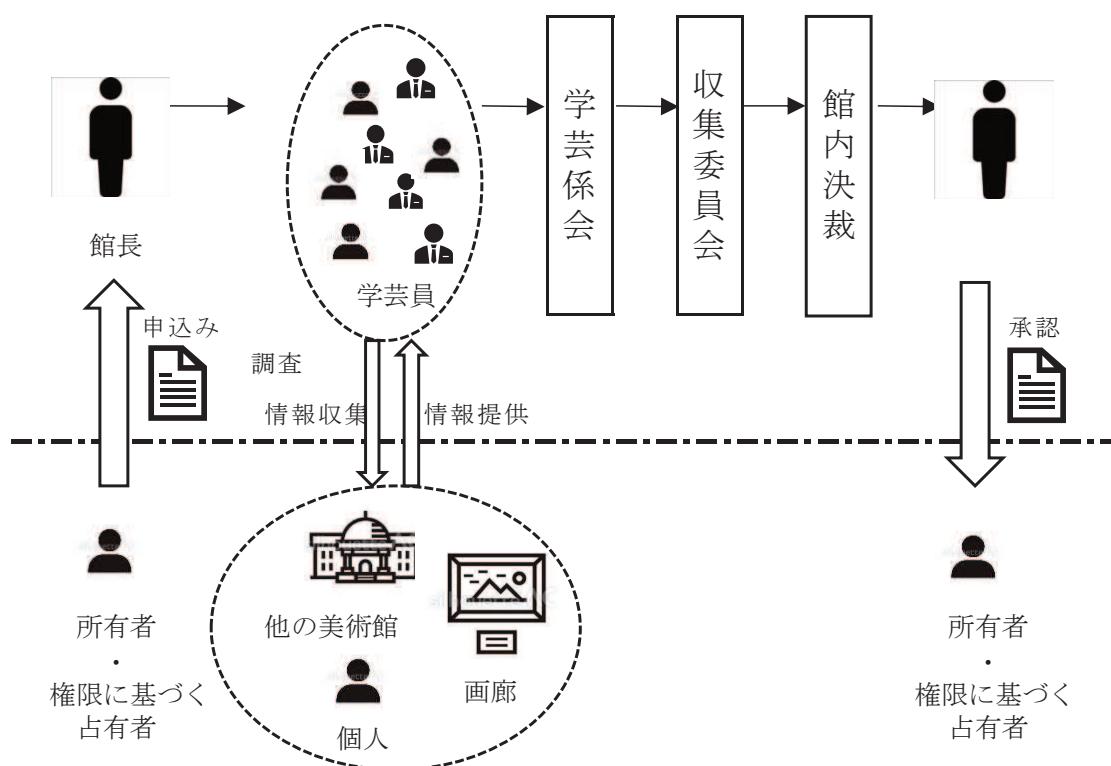
#### ア 寄贈手続の概要

- ①館長からの依頼による場合、所有者等から、美術品寄贈（寄託）申込書による承認を得る（岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱第5条第1項）。
- ②所有者等からの申込みによる場合、寄贈をしようとする者は、美術品寄贈（寄託）申込書を館長に提出し、収集委員会の意見を聞き、館長が承認したときは、寄贈（寄託）証書を寄贈者に交付する（同条第2項及び3項）。

〈館長からの依頼による寄贈・寄託の流れ〉



〈館長からの依頼による寄贈・寄託の流れ〉



令和2年度の寄贈作品は以下のとおりである。

種別	概要
絵画	ルondon (1点), 日本画 (3点), 油彩画 (5点うち郷土作家作品 3点)
彫刻	郷土作家作品 (5点) 及び資料 (2点)
陶芸	郷土作家作品 (6点), 荒川豊藏を師とする作家作品 (8点)
染織	無形重文保持者作品 (1点), 郷土作家作品 (9点), 郷土作家の師の作品 (1点)
その他	2019年アートまるケット出品作 (1点), 岐阜県美術振興会寄贈作品 (1点)

【事実関係①】

購入、寄贈、寄託候補作品はまとめて収集委員会に意見を求めている。

通常の作品よりも注意を要する作品についても、保存状態や保存方法についての確認がなされる場合は、調書に記入し、委員の質問に答えることである。

この点に関して、平成29年度収集委員会議事録（要旨）によれば、委員の「作品の表面に亀裂がある。」との発言を受け、職員が、「この亀裂であれば修復できる。」との回答が、「○○という素材に心配はないか。」との質問に対しては、「経年劣化しやすい素材であるため、既に収蔵済みの同じ素材の作品保存方法を調査する中で、同時に調達し保存方法を考えるべきと考えた。」という趣旨の回答が記録されている。平成30

年度収集委員会議事録には、委員から、経年劣化しやすい素材の寄贈候補作品について、慎重な管理を促す発言が記録されていた。しかし、令和2年度収集委員会議事要旨には、保存に関する発言は記録されていなかった。

また、委員に資料として配布される「美術品購入（寄贈寄託）調書」には、保存状態の欄があるが（非公開情報であるとしてマスキングされており、内容は確認できなかつた）、収集委員会において、具体的な保存にかかる費用に関する資料は配布されたかどうか記録上は確認できない。さらに、後述の彫刻の事例のように規格が大きい作品について、保管場所について検討されていなかつた。

#### 【規範】

岐阜県美術館美術品収集委員会設置要綱第2条は、「岐阜県美術館長は、岐阜県美術館に収蔵する美術に関する作品を選定しようとするときは、あらかじめ、当該作品の適否及びその価格について、収集委員会の意見を聴くものとする。」と規定する。

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

#### 【指摘 美術館】

収蔵の適否を適正に判断するため、維持費及び保存費用の概算を算出し、委員の質問を待つことなく、あらかじめ、資料として示し、収集委員会の議事録に、その旨記録すべきである。

#### 【意見 美術館】

美術館のコレクションを洗練化する必要があり、また収蔵にも限界があることから、①展示その他の条件整備が必要な美術品で、その場所等が確保できないもの、②維持管理等のために多額の費用を要する美術品、③寸法や重さ、維持の方法等で展示及び保存が難しい美術作品などは原則受納しないなど、基準を設け、寄贈の承認は厳格に行うことが望ましい。

#### 【事実関係②】

譲渡を含む処分や保存の条件等について、特に寄贈者との間で取決めをしていない。そのため、寄贈者の意思を考慮して、譲渡を含む処分を検討することができないとのことである。

#### 【意見 美術館】

将来、譲渡を含む処分を予定していない寄贈品であっても、保管スペースや維持費用の関係で、美術品等を維持できなくなるおそれがある。その場合は、譲渡を含む処分を検討せざるを得ない。譲渡を含む処分や保存の条件等について、寄贈者との間で決めておくことが望ましい。

(4) 公益財団法人岐阜県美術振興会

(公益財団法人岐阜県美術振興会の概要 令和2年度)

設立年月日	昭和 58 年 4 月 12 日 (財団法人岐阜県美術振興会) 平成 26 年 4 月 1 日 (公益財団法人岐阜県美術振興会)		
所在地	岐阜市宇佐 4 丁目 1-22 (岐阜県美術館内)		
所管課	岐阜県環境生活部 文化伝承課		
基本財産	591,100 千円	うち県出資額 (割合)	590,300 千円 (99.9%)
設立目的	岐阜県美術館及び岐阜県現代陶芸美術館と協調し、県民の美術文化活動をより積極的に推進するため必要な事業を行い、もって文化芸術活動の推進に寄与すること		
事業内容	令和 2 年度事業費 (予算額) 17,362 千円 (1) 美術品、資料等の提供 (2) 美術文化活動に関する情報の収集並びに提供 (3) その他この法人の目的を達成するため必要な事業		
設置基金	(1) 安藤基金 (2) 杉山文庫基金		

役職員数の状況

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

	役員	職員
常勤	0 名	0 名
非常勤	理事 6 名 (2 名)、監事 2 名	6 名 (6 名)
合計	理事 6 名 (2 名)、監事 2 名	6 名 (6 名)

うち括弧書きは県の職員数である。

常務理事：岐阜県美術館副館長兼学芸部長

理事 : 岐阜県現代陶芸美術館長

**【安藤基金】**

美術品を購入し、岐阜県美術館及び岐阜県現代陶芸美術館に寄贈するため、安藤鉢司氏寄付を原資とする岐阜県出捐金により、昭和 62 年 11 月、安藤基金が設置された。令和 3 年 3 月 31 日現在、基金の額は 677,621 千円であり、普通預金、定期預金、国債、政府保証債などで保管・運用されている。基金の運用から生ずる利益については、基金の管理等に要する経費や美術品の購入に要する経費に充てられる。令和 2 年度の運用益は 5,701 千円であり、2,600 千円が美術品の購入に要する経費に充てられた。なお、購入した美術品は、速やかに岐阜県美術館及び岐阜県現代陶芸美術館へ寄贈される。運用利息の 8 割を上限として美術品購入に充てられることとなり、その配分割合は (2 : 1) である。

平成 28 年度から令和 2 年度の間の寄贈作品

年度	種類	点数	金額	寄贈先	備考
平成 28	版画	5 点	2,700,000 円	美術館	作者生地岐阜県
平成 29	磁器	18 点	5,281,200 円	陶芸美術館	
平成 30	油彩画	1 点	1,080,000 円	美術館	作者生地岐阜県
	磁器	1 点	864,000 円	陶芸美術館	
令和元	磁器	1 点	1,380,000 円	陶芸美術館	
令和 2	その他	1 点	2,600,000 円	美術館	

【杉山文庫基金】

岐阜県美術館の振興に役立つすぐれた美術図書等を購入するため、杉山茂夫氏寄付（10,000 千円）を原資とする岐阜県出捐金により、平成 3 年 3 月 29 日、杉山文庫基金が設置された。公益財団法人岐阜県美術振興会杉山文庫基金の設置及び管理に関する規定第 4 条第 3 項は、「購入する美術図書等の選定は、岐阜県美術館長が岐阜県美術館学芸部長の意見により行うものとし、」と規定されている。当該規定をもとに、杉山文庫基金による購入希望図書リストを、館内決裁をして、購入している。

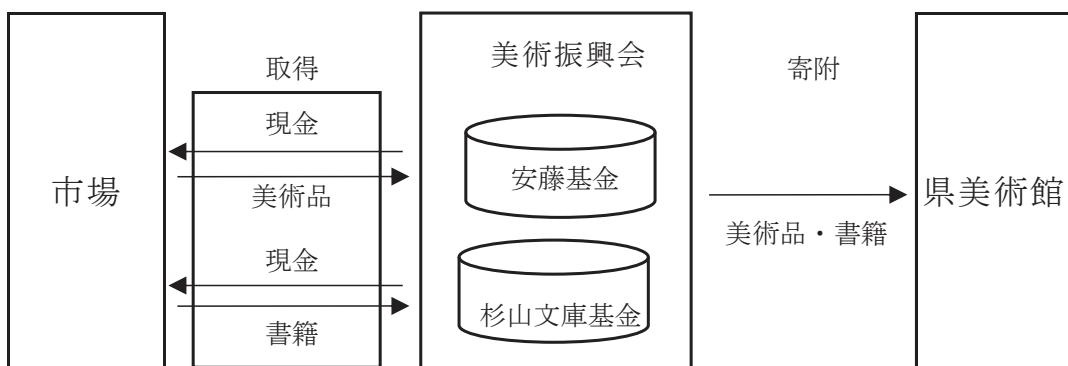
令和 3 年 3 月 31 日現在、基金の額は 9,862 千円であり、普通預金、定期預金などで保管・運用されている。基金の運用から生ずる利益については、基金の管理等に要する経費や美術図書等の購入に要する経費に充てられるが、毎年の運用益がほぼ 0 円であるため、基金を取り崩すことによって美術図書等の購入に要する経費を捻出している。令和 2 年度は取り崩された基金 49 千円が美術図書等の購入に要する経費に充てられた。

※ (財) 華陽育英会より 6,800 千円の寄附を受け、美術図書を中心とした華陽文庫が昭和 59 年 5 月に設置されたが、平成 2 年度に終了している。

平成 28 年度から令和 2 年度の間の購入書籍

年度	種類	点数	金額
平成 28	和書	1 点	13,080 円
平成 29	洋書・和書	5 点	17,180 円
平成 30	洋書・和書	4 点	49,183 円
令和元	洋書・和書	5 点	46,162 円
令和 2	洋書・和書	7 点	49,686 円

図2 安藤基金及び杉山文庫基金による美術品等取得の流れ



### 【概要】

公益財団法人岐阜県美術振興会安藤基金の設置及び管理に関する規程第4条第1項は、「基金の運用から生ずる利益については、運用益の2割以上にあたる額を取り分けた後、公益財団法人岐阜県美術振興会資産運用規程に従って運用するものとする。」と規定し、同条第5項は、「第1項の「運用益の2割以上にあたる額を取り分ける」とは、当該年度の運用益金の2割以上を毎年度末において普通預金口座（基金積増分）に預金を移動させることを言う。」と規定している。

当該規定をもとに、設立当初、基金の運用によって生じた収益の8割をもって美術品を購入するという基本方針が定められた。

### 【事実関係】

毎年、振興会から、県美術館で使用できる金額の連絡を受け、「収集作品については美術館に選定を任せるが、収益を数年プールして高額な作品を一点購入するより、毎年定期的な購入を10年、20年継続して進め、質と量ともに館蔵品の充実に寄与したい。」という安藤氏の要望に沿った作品を収集委員会で選定し、その結果を安藤氏に報告している。報告として、安藤家を実際に訪ね、作品の写真を含む作品資料（調書を含む。）を提出して説明している。

### 【規範】

公益財団法人岐阜県美術振興会安藤基金の設置及び管理に関する規程第4条第2項は、「購入する美術品の選定は、岐阜県美術館及び岐阜県現代陶芸美術館が各々の収集委員会の意見により行うものとし、収集委員会終了後、安藤鉢司氏に報告するものとする。」と規定されている。

岐阜県公文書規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。（以下略）」と規定する。

### 【指摘 美術館】

安藤氏に対して報告を行った事実を跡付けるため、報告の日時、場所及び報告の概要の記録を残すべきである。

### 【事実関係】

安藤美術基金による購入美術品一覧表や杉山文庫購入書籍一覧表には、作品名、購入年月日、購入金額などの記載はあるが購入先の記載がない。なお、購入先を調べることができる書類は保管してあるとのことである。

### 【規範】

岐阜県公文書規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。(以下略)」と規定する。

### 【指摘 美術館】

購入した美術品や書籍の一覧表を作成する場合、作品名、購入年月日、購入金額といった情報の他、購入先も重要な情報の1つである。購入先を調べることができる書類は保管されているものの、一覧表の網羅性を高める観点から、購入先を一覧表への記載事項に含めるべきである。

### (5) 寄託

#### 岐阜県美術館管理規則

##### (寄託及び寄贈)

第11条 知事は、美術品等の所有者又は権原に基づく占有者から、別に定めるところにより、寄託又は寄贈を受けることができる。

### 【概要】

①館長からの依頼による場合、所有者等から、美術品寄贈（寄託）申込書による承認を得る（岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱第5条第1項）。

②所有者等からの申込みによる場合、寄託をしようとする者は、美術品寄贈（寄託）申込書を館長に提出し、収集委員会の意見を聞き、館長が承認したときは、寄贈（寄託）証書を寄託者に交付する（同条第2項及び3項）。

### 【事実関係】

平成29年度から令和2年度までの寄託作品は以下のとおりである。

年 度	内 容	点 数
平成 29	絵画 1 点	1
平成 30	絵画 1 点	1
令和元	無し	0
令和 2	絵画 2 点	2

美術館によると、「要修復」「状態悪い」と記載された作品については、保存費用を検討、算出し、委員から具体的な処理について質問された際は、回答する準備をしているとのことである。

しかし、上記期間の収集委員会議事録には、寄託作品に関して委員から質問は無く、寄託希望作品の維持費に関する記載は無かった。

#### 【規範】

岐阜県美術館美術品収集委員会設置要綱第2条は、「岐阜県美術館長は、岐阜県美術館に収蔵する美術に関する作品を選定しようとするときは、あらかじめ、当該作品の適否及びその価格について、収集委員会の意見を聴くものとする。」と規定する。

また、地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 美術館】

収蔵の適否を適正に判断するため、寄託作品の維持費及び保存費用の概算を算出し、委員の質問を待つことなく、あらかじめ判断材料として示し、収集委員会の議事録に、その旨記録すべきである。

### (6) 貸出

#### 岐阜県美術館管理規則

##### (美術品等の貸出し等)

第7条 知事は、美術品等（寄託を受けたものを除く。）を、国立の美術館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）に基づく美術館その他これらに準ずると認められるもの（以下「美術館等」という。）に貸し出すことができる。

- 2 前項の規定による貸出しを受けようとする者は、美術品等貸出許可申請書（別記第六号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の許可をしたときは、美術品等貸出台帳（別記第七号様式）に登載し、美術品等貸出許可書（別記第八号様式）を当該申請者に交付するものとする。

##### （貸出期間）

第8条 美術品等の貸出期間は、30日以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、当該美術品等の返還を求めることができる。

##### （貸出しを受けた美術館等の遵守義務）

第9条 第7条第2項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 当該美術品等が滅失し、又は毀損したときは、当該美術品等を原状に回復し、及びそれによって生じた損害を賠償すること。
- 二 当該美術品等の運搬及び維持管理に要する経費を負担すること。

三 第7条第2項の許可に係る利用の目的又は利用の場所を変更しないこと。

四 貸出期間満了の日までに指定された場所に返納すること。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

(借用書の提出)

第10条 第7条第2項の許可を受けた者は、当該美術品等の引渡しを受ける際、  
美術品等借用書（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。

### 【貸出手続の概要】

①県美術館は、国立の美術館、博物館法に基づく美術館その他これらに準ずると認められるものに、美術品等を貸し出すことができる（管理規則第7条第1項）。

②貸出しを受けようとする者は、美術品等貸出許可申請書を知事に提出し、その許可を受ける（同条第2項）。

③許可に先立ち、学芸係会で、貸出の可否を協議する。

④3ヶ月以上にわたる貸出の場合は、知事承認の本課決裁を取る。

⑤貸出作品は貸出先が保険をかけている。

### 【事実関係①】

規則上、貸出期間は原則30日となっているが、実際の貸出状況を確認すると、ほとんどの作品の貸出期間は約3ヶ月となっている。

### 【規範】

岐阜県美術館管理規則第8条（貸出期間）第1項「美術品等の貸出期間は、30日以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。」

岐阜県公文書規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。（以下略）」と規定する。

### 【指摘 美術館】

貸出期間が30日を超えるのであれば、「知事が特に必要があると認めるとき」の要件を満たしていることを記録上、明確にすべきである。

### 【意見 美術館】

「30日以内」の基準は現代に合わなくなっていると思われる。

規程の合理性を確認し、貸出期間の見直しを検討することが望ましい。

### 【事実関係②】

令和2年度の作品の貸出実績は以下のとおりである。

①公立美術館 20点

②私立美術館 67点

③私企業 1点

私企業に対する貸出については、作品の状態やセキュリティを考慮して、展示場所や方法についての条件を付すことで貸し出すことを決定した。

#### 【意見 美術館】

貸出先の私企業では、その企業のギャラリーに作品が展示された。地域に根差したギャラリーで、公益性も認められ、貸出しを認めるとの判断は理解できなくはないが、貸出先として認められる「博物館法に基づく美術館その他これらに準ずると認められるもの」に基づく美術館に該当するかは疑問である。

貸出先の基準を見直し、改定について検討することが望ましい。

#### 【事実関係③】

県美術館は、平成19年7月9日、彫刻（評価額750万円）の寄贈を受け、美術館ホール北壁（展示室3入口と情報コーナーの間の壁面）に設置していたが、規格が大きいため、隣接する県図書館に依頼し、平成22年2月10日から、事実上期間を定めない貸与の形式で現在に至るまで、常設してもらい、毎年、県美術館において現物実査を行っている。

監査委員事務局から、「県の組織内であり、借受書は不要だが、経緯記録した方がいい。」との指導を受け、貸出状況票が作成されている。

#### 【規範】

##### 岐阜県会計規則

###### （管理換え）

第94条 収支等命令者は、その管理する物品を他の機関の収支等命令者の管理に移すため管理換えをしようとするときは、当該他の機関の収支等命令者と協議しなければならない。

2 収支等命令者は、前項の規定による協議が調つたときは、物品管理換調書（送付）により管理換えの決定をし、管理換えを受けるべき収支等命令者にその旨を通知するとともに当該物品を送付しなければならない。

#### 【指摘 美術館】

県美術館の収集方針に適う作品であるからこそ、県美術館に、寄贈を受けたはずであり、まずは図書館からの引揚げ（元の場所に戻す）を検討すべきである。

#### 【意見 美術館】

仮に、展示スペースの確保が出来ない場合、図書館と、本彫刻に関する管理換えの協議を進めることが望ましい。

#### 【事実関係④】

ヒアリングによれば、貸出は全て無償で行っている。他方、借入は有償の場合があるとのことである。

#### 【規範】

岐阜県財産条例第7条は、「物品は、公益上必要があるときは、無償又は時価より低

い価額で貸し付けることができる。」と規定する。

一方、博物館法第23条は、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と規定する。

#### 【意見 美術館】

有償で貸出する場合（「博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合」について、検討し、管理規則等に記載することが望ましい。貸出を全て有償とすると、借入の際、有償となり、かえって事業費が嵩む恐れがあるため、有償で借入する施設に対して有償で貸出することが考えられる。

### （7）借入

#### 【借入手続の概要】

- ①展覧会の出品作を決定したのち、所蔵者と出品交渉を行う。
- ②内諾を得たのち、借用依頼文書を提出し承諾書を受理する。
- ③美術品の借用と引き換えに借用書を交付する。
- ④展覧会終了後、美術品を返却し、借用書を回収する。
- ⑤借入作品には保険をかけている。

### （8）作品の管理

#### 【概要】

作品の管理は、所蔵品情報管理・公開システムによるデータ管理と「美術品購入（寄贈寄託）調書」により行っている。

##### ア 所蔵品情報管理・公開システムの登録事項

- ①制作年、②ジャンル、③技法、④素材・材質、⑤寸法（cm）
- ⑥作者生地、⑦作者没地、⑧国籍

##### イ 「美術品購入（寄贈寄託）調書」の項目

- ①作品名、②作者名、③ローマ字／原語（生年、生地～没年、没地）、  
④国籍、⑤種別、登録番号、⑥制作年、寸法（cm）、⑦材質、装丁、  
⑧署名、年記、付属品等、⑨価格（評価額）、⑩所有者／ディーラー、  
⑪著作権者、⑫作品写真、⑬作者の履歴、⑭作品選定理由、⑮保存状態、  
⑯来歴・展覧会出品歴、⑰参考文献

※同調書2は、作品選定理由・保存状態・来歴・展覧会出品歴・参考文献・評価参考資料・その他が自由記載形式となっている。

#### 【事実関係①】

ヒアリングによれば、「平成元年頃、ハイビジョンシステムを導入し、オリジナルのデータベースを構築したが、維持費がかかるとして予算がつかなくなり、使用できな

くなった。そのため基本的には「美術品購入（寄贈寄託）調書」により管理を行っている。同調書には手書きで記載している。作品の公開時期は、作品カード（調書とは別物）や年報に記載している。「美術品購入（寄贈寄託）調書」のファイルは、プライバシー性の高い情報があり、秘匿情報が多いため、保管室に収容されている。職員が調書のコピーをとることを原則禁止するなどの運用がなされている。美術館職員の中で、学芸員（正職員）の8名のみが、鍵を借りて、保管室に入ることが可能である。」とのことであった。

#### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

また、全国美術館会議・美術館の原則第6条は、「美術館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で保存して次世代に引き継ぐ。」と定める。

#### 【意見 美術館】

美術品が、どのような来歴を持つかが重視されるようになっている。一朝一夕にできることではないが、来歴を核としたコレクション情報の強化を意識した情報管理を進めることができが望ましい。

この点、独立行政法人国立美術館では、作品詳細のほか、「来歴」「文献」「展覧会歴」を情報項目に加え、ホームページ上でも公開している。

#### 【指摘 美術館】

エクセルを利用する等して、出展の頻度等の作品の情報を一覧できるようにし、利用していない作品、頻度の低い作品の有効活用を検討すべきである。

#### 【事実関係②】

日常管理において、修復を含む保存処置が必要か否かは、分野担当者、保存修復担当者、専門技術者による状態調査で確認、検討している。24時間常駐の警備員による人的管理及び機械警備の外部委託を行っている。また、温湿度管理等、24時間施設管理を行っている。

#### （9）作品の処分

#### 【事実関係】

保管スペースが足りず、一部の作品を常時展示する状況にある。美術館ホール等から作品を移動しなければいけない時、施錠可能な倉庫に一時保管している。

#### 【意見 美術館】

国際博物館会議（ICOM→倫理規定「収蔵品の除去」）も美術館長協会（AAMD）もアメリカ博物館同盟（AAM）も、作品売却は、別の作品を購入する目的に限定するべきであるとしているものの、作品売却を否定していない。

また、アメリカ博物館同盟（American Alliance of Museums）では、collection

management policy の策定を推奨しており、そこにおいては、一般的な要素として、処分 (Deaccessioning/Disposal) の項目を上げている。これによれば、処分は、美術館のコレクションを洗練化 (refine) するための手段でもあるとのことである。

作品及び資料を適切に管理するためコレクション・マネジメント・ポリシー (どのように作品を扱うかの方針) の策定することが望ましい。コレクションの処分は、美術館の使命を推進するためのみに行われる事を確認し、処分の具体的な基準、意思決定のプロセス、手順、収益の使途を明確にすることが望ましい。

#### 4 事業

##### (1) 所蔵作品展

###### ア 開催状況

所蔵作品展を、原則として、年3回行っている。

平成 28 年度から令和 2 年度の開催状況は以下のとおりである。

年度	開催回数	延べ日数	入場者数（1日平均）	展示作品数（借用）
平成 28	3回	300 日	28,147 人 (94 人)	741 点 (10 点)
平成 29	3回	295 日	21,788 人 (74 人)	641 点 (22 点)
平成 30	1回	72 日	4,868 人 (68 人)	230 点 (2 点)
令和元	1回	105 日	19,276 人 (184 人)	142 点 (5 点)
令和 2	3回	255 日	23,995 人 (95 人)	301 点 (無し)

###### イ 収支

平成 28 年度から令和 2 年度の常設展観覧料の予算額・決算額は、以下のとおりである。

年度	予算額（千円）	決算額（千円）	差額（千円）
平成 28	45,029	39,446	5,583
平成 29	38,816	41,648	△2,832
平成 30	44,691	53,218	△8,527
令和元	53,382	39,368	14,014
令和 2	53,112	41,317	11,795

平成 28 年度から令和 2 年度の所蔵作品展開催経費の予算額・決算額は以下のとおりである。撤収と次の展示を一括して業者に発注することがある等の事情があるため、企画毎の収支を出すことは難しいとのことであった。

年度	予算額（千円）	決算額（千円）		差額（千円）
平成 28	31,864	29,837		2,027
平成 29	44,483	39,016		5,467
平成 30	24,309	9,529		14,780
令和元	9,217	9,023		194
令和 2	85,212	57,608		27,604

## （2）企画展

### 【概要】

開催方式は、県単独の予算で行う方式と実行委員会方式の 2 種があり、それぞれ県美術館オリジナルの独自企画、企画買取り及び協同企画の 3 種類がある。いずれも 1 館で開催する場合と巡回する場合がある。

令和 2 年度に開催された企画展は以下のとおりである。いずれも県単独の予算で行う形式であり、大橋翠石展は県単独開催（当初は共同企画を予定していたが、他館がコロナのため開催中止）、岸田劉生展、ロートレック展は他の美術館等との協同企画であった。

- 1 「明治の金メダリスト 大橋翠石展 虎を極めた孤高の画家」
- 2 「岸田劉生展～写実から、写意へ～」
- 3 「三菱一号館美術館共同企画 1894 Visions—ロートレックとその時代」

### ア 実行委員会方式

県美術館と新聞社等のメディアによる実行委員会を組織し、それぞれの出資金等によって予算が賄われるという方式である。メディアによる宣伝効果で入場者数の増加が見込めるというメリットがある一方、赤字となった場合、県費で補う事ができないというデメリットがある。

新型コロナの影響もあり、近年は美術館や博物館の入場者数が減少傾向にあることから、実行委員会方式での企画展実施も減少しているとのことである。

## イ 企画展の開催方式毎の予算・会計

企画展の各開催方式の予算及び会計の一例は以下のとおりである。

企画展名	素材転生 (Beyond the Material)	ミレーから印象派への流れ	最後の印象派展
方式	県単独 (独自企画)	県単独 (企画買取)	実行委員会
会期	R3. 4. 24 ～R3. 6. 26 ※1	R3. 10. 1 ～R3. 10. 21 ※2	H27. 11. 14 ～H28. 1. 17
出品作品数	62	69	85
入場者数 (人)	2, 935	6, 938	12, 404
県事業費 (円)	22, 321, 000	26, 552, 000	9, 900, 000
財源内訳	観覧料	3, 960, 000	6, 162, 000
	助成金	1, 000, 000	0
	国庫補助金	6, 812, 000	8, 078, 000
	配当金	0	0
	一般財源	10, 549, 000	12, 312, 000
			9, 776, 000

※1 R3. 5. 24～R3. 6. 20 は緊急事態宣言により臨時休館

※2 R3. 9. 5～R3. 9. 30 は緊急事態宣言により臨時休館

### 【事実関係】

岐阜県美術館に対するアンケート調査票の結果によると、継続的に提携・連携している市町・他施設はないとのことであった。

他方、美術館からは、「過去に、愛知県美術館、三重県立美術館と3館連携事業を6年にわたって行った。昨年度は三菱一号館美術館との協同企画としてお互いの所蔵品を併せて2館で展覧会を開催した。今年度、福井県立美術館に当館の所蔵品を貸し出し、2～3年後に福井県立美術館の所蔵品展を当館で開催する予定である。現在開催中の「美の系譜」展では2年前にポーラ美術館で開催した「ルドン展」での協力連携をもとに、ポーラ美術館の所蔵品を主に借用して企画展を創り上げている。次年度の「塔本シスコ展」は4館を巡回するが、企画段階から当館の学芸員が関わり最初の開催館である世田谷美術館での広報がのちの当館での展覧会広報にもつながると考えている。また、愛知県美術館、メナード美術館、豊島区立熊谷守一美術館との共同研究を行っており、その成果の一部を愛知県美術館学芸員が図録に寄稿している。以上のことより、特に明文化していないが、他館、他施設と連携しながら企画展を創り上げている。」との説明があった。

### 【規範】

文化芸術基本法第5条の3は、「国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。」と規定する。

### 【意見 美術館】

他館や他施設との連携により、規模が大きくなると展示作品が充実するのはもちろ

のこと、経費負担が下がる、図録の発注数が増え単価が下がるなどの経済的なメリットがある。

また、学芸員が、他の館の学芸員と接することにより人脈ができ、ノウハウを教え合えるし、互いに刺激となり切磋琢磨するなど人材育成にもつながる。

充実した所蔵品を有するメリットを活かし、1人の作家の作品について、所蔵品展の共同開催を継続的に行うなど、他館、他施設との継続的な連携関係について、検討することが望ましい。

### (3) 評価

#### 【事実関係】

ヒアリングによると、展示毎に、入場者に対するアンケートを実施しており、改善点の指摘に対しては、即座に対応しているとのことである。

また、予算作成時、入場者数見込みを出しているが、所蔵品展及び企画展を通じて、入場者数達成についての評価は行っていない。

#### 【規範】

博物館法第9条（運営の状況に関する評価等）第1項は、「博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 美術館】

所蔵品展及び企画展をより充実させかつ効率的に行うため、事後評価を行い、入場者数増加のための具体的方策を検討すべきである。

## 5 施設の管理

### (1) 駐車場用の借地

#### 【事実関係】

7つある駐車場のうち、P7 (1285.96 m<sup>2</sup>) を、平成7年8月から、賃借している。地代は、平成8年度から平成13年度まで年額607万9080円、同14年度及び同15年度は年額516万7212円、同16年度から令和3年度は年額435万3540円となっており、随時値下げ交渉を行っているが、土地の買い上げについての検討はなされていない。

施設の概要を示したとおり、美術館来場者が利用できる駐車場は、P1図書館地下駐車場(210台)、P2図書館地上駐車場(86台)、P3南駐車場(25台)、P4西駐車場(47台)、P5軽自動車駐車場(13台)、P6おもいやり駐車場(6台)、P7東駐車場55台(合計442台)であるが、稼働率の確認はしていない。

#### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定し、岐阜県公有財産規則第13条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の

注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

**【指摘 美術館】**

平成7年8月から令和3年までに支払った賃料総額は、1億2900万円以上となる。稼働率など稼働状況を確認し、費用対効果の観点から、必要な駐車場か否かを判断すべきである。また、必要であれば、必要とする期間を考慮した上で、当該土地、他の近隣地の購入を検討すべきである。

**(2) サポーター室**

**【事実関係】**

2階のアトリエをサポーター室として使用しており、クリスマス会も行われる（コロナの影響で、直近2年は多目的ホールを使用）。総会は会議室で行う事が多かった（コロナの影響で、直近2年は書面決議）とのことである。

**【規範】**

地方自治法第238条の4第7項は、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定する。

**【指摘 美術館】**

サポーターが、美術館の1室を団体の行事のために占有・使用しているのであれば、他の団体の使用と同様に、行政財産の使用許可（目的外使用許可）を申請させ、使用期間中の使用料を免除する内容で許可する必要がある。

サポーターによる部屋の独占使用についての位置づけを美術館と管財課で協議し、行政財産の目的外使用許可等の必要な手続を検討すべきである。

**(3) 防犯カメラ**

**【事実関係】**

防犯カメラが設置されており、過去、つきまとい事案が発生した際、警察に画像の確認をしてもらったことがあるが、防犯カメラ及び取得情報の取扱いに関する規定はない。

**【規範】**

岐阜県個人情報保護条例第1条は、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定する。

また、同第3条は、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」と規定する。

**【意見 美術館】**

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

#### 【改善報告】

県美術館は、「岐阜県美術館防犯カメラ設置、管理及び運用に関する規程」及び同取扱細則を制定し（令和4年1月13日から施行）、改善したため、報告する。

#### （4）遺失物の管理

##### 【事実関係】

「遺失物に関するマニュアル」が策定されているが、「第3 遺失物に関する事案が発生した場合は、必ず総務部職員に伝え、情報は総務部内全員が情報を共有し、また、担当職員にも連絡する。第4 遺失物が発見された時は、迅速に被害者に報告する。また、発見されなかった場合も迅速に被害者に報告する。」という簡単なものであり、遺失物があり、遺失者不明の場合の取扱いについては記載がない。

##### 【規範】

遺失物法第4条第1項は、「拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。」とし、また、同第2項は、「施設において物件（埋蔵物を除く。第三節において同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。」とした上で、同法第13条第1項は、「第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県遺失物取扱要領は、庁内における遺失物の取扱いについて、必要な事項を定めている。

##### 【指摘 美術館】

拾得者から遺失物の交付を受けた場合、法の定めに従い、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出する旨マニュアルを改正すべきである。

##### 【改善報告】

遺失物法及び岐阜県遺失物取扱要領に定めるもののほか、県美術館内の遺失物の取扱いについて必要な事項を定めた「岐阜県美術館遺失物取扱要領」を制定し（令和4年1月13日から施行）、改善したため、報告する。

## 6 債権・契約

#### （1）美術館の改修工事

##### 【事実関係】

美術館の改修工事について、「美術品の保存・展示に適した環境を維持するために、厳密な温湿度設定に対応できるように施工する必要がある。また工事に用いる資材か

ら発生するアンモニアや有機酸のガスにより、美術品が破損するため、ガス発生が少ない資材の選定や、施工後のガスの状況が美術品の保管に適した環境になっているなど、通常の建物改修工事とは異なる美術館の事情に応じた厳密な施工監理が求められる。加えて、今回の改修工事対象施設には、当初設計者の思想、感情が表現された著作物が含まれているため、人格権（同一性保持権）を侵害しないように仕様書とおりに施工することが求められるが、仕様書を変更する必要が生じた場合には、予め著作者から許諾を得るなど調整が必要となり、調整が不調の場合、著作者から差し止め請求などがなされ、工事の遅延や中止につながる恐れがある。これらの特別な事情から、競争入札では美術品保全環境や改修工事の出来栄え、完成時期に影響を及ぼすことがある。」との事情があり、委託する事業者が美術館開館当初の設計コンセプト策定をはじめ総括的な基本設計・実施設計を一貫して実施、これまでも当館での工事施工において管理業務を実施したことを理由として、同社との間で、改修設計、工事監理について随意契約を締結している。

ヒアリングによれば、著作物に該当すると明文化されたものはないが、県美術館の建物は「法人著作物」に該当するものとして、改修等の際にはその都度、設計会社に確認を行っている。建築当時の契約書は、保存期間が経過したとして、破棄され存在しない。

#### 【規範】

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は、「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定する。

岐阜県会計規則取扱要領第141条関係の第1項は、「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合」について規定があり、「(二) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定する。

また、著作権法20条は、第1項で、「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」とし、第2項で、「前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。」として、「二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」の場合を除外している。

#### 【指摘① 美術館、文化伝承課】

美術館の改修等工事において、厳密な施工監理が求められることは理解できるが、他の公立美術館の改修工事において、一般競争入札が行われていることからすれば、緻密な施工管理が求められることをもって、性質又は目的が競争入札に適しないとはいえない。

建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変は、著作物の同一性を保持する権利保護の対象外とされていることからすれば、総合評価落札方式、指名競争入札、一般競争入札による選定を選択肢として検討すべきである。

#### 【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県公文書規程第 68 条第 1 項では、公文書の区分ごとの保存期間が定められており、同条第 4 項では、「完結文書の保存期間は、第一項第七号に定めるもの及び法務・情報公開課長が別に定めるものを除き、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。（＊以下略）」と定められている。

また、同規程第 68 条第 5 項では、「前項の規定にかかわらず、常用文書（注：例規文書、原簿、台帳等で常用に供するものをいう。岐阜県公文書規程第 35 条第 4 項）の保存期間は、当該文書を常用に供する必要がなくなった日の属する年度の翌年度の初日から起算する。」と定められている。

なお、同規程第 73 条第 1 項では、「主務課長（注：学校においては、それぞれの事務を分掌する責任者）は、保存期間が満了する文書について、その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、法務・情報公開課長が定める日までに文書取扱責任者（注：学校においては、教頭及び事務部長又は事務長）に協議しなければならない。」とされ、同条第 2 項では、「文書取扱責任者は、前項の協議があつたときは、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の延長の期間その他必要な事項を文書管理システムに登録することにより当該文書の保存期間を延長することができる。（＊以下略）」と定められている。

#### 【指摘② 美術館、文化伝承課】

著作権（著作者人格権）の及ぶ範囲や内容は、その改修工事の可否や進行に影響を与える重要事項である。

その著作権及び著作者人格権の取扱いの拠り所となる設計・建設当初の契約書につき、これを同建物管理上常用に供するもの（常用文書）と解する又は保存期間の延長申請を行う方法等により、破棄せず保管すべきである。

#### （2）図録の印刷発注

#### 【事実関係】

県美術館は、後援会分と併せて、図録の印刷を発注しているが、会計は別であり、請求書もそれぞれ分かれている。図録の著作権は県に帰属しているが、県と後援会との間で、契約も協定も交わされていない。

#### 【規範】

岐阜県会計規則（契約書の作成）第 109 条は、「収支等命令者は、契約を締結しようとするときは、次条に定める場合を除き、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。この場合において、当該事項のうち契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。」と規定する。

また、岐阜県公文書規程第 3 条の 2 は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。（以下略）」と規定する。

#### 【指摘 美術館】

図録の印刷発注の会計が別であったとしても、図録の著作権が県に帰属している以上、許諾の根拠や条件等の取決めが必要である。後援会との間の権利関係を明確にし、その内容を文書化すべきである。

#### （3）行政財産の目的外使用料の未納

##### 【事実関係】

平成 30 年、本館棟の改修工事のため、館内で営業していた喫茶店の業者に対し、立退きを求めたところ、業者はこれを不服として、その行政財産使用許可にかかる使用料 27 万 1081 円の支払いを拒否した。県美術館は、催告を 12 回行っているが、未だ支払われていない。

##### 【規範】

地方自治法第 240 条第 2 項は、非強制徴収公債権及び私債権について、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」と規定する。地方自治法施行令第 171 条の 2 では、「普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りではない。（中略）三 前二号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。」と規定している。そして、「相当の期間」とは、「債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して普通地方公共団体の長が決すべきであるが、その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することのないよう配慮すべきである。一般的にはおおむね一年を限度とすべきであろう」と解釈されている（「新版 逐条地方自治法」第 9 次改訂版 松本英昭著 1036 頁参照）。

他方、地方自治法施行令第 171 条の 5 では、「普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履

行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。(中略) 2 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。3 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」と規定されている。

#### 【指摘 美術館】

行政財産の目的外使用許可にかかる使用料（地方自治法第 225 条。非強制徴収公債権）について、督促をした後相当の期間（1 年程度）を経過していると考えられるため、提訴等の措置を執るか検討すべきである。

### 7 職員の管理

#### 【事実関係①】

所定労働時間は 9 時半から 18 時 15 分であるが、時間外勤務命令簿を確認したところ、特定の職員の時間外勤務が多く見られた。

また、鍵の貸出簿に、時間外勤務命令簿に記載がない職員が、鍵を取り扱っている旨記載されているなど、鍵の貸出簿と時間外勤務命令簿の記載が合致しないケースが散見された。

#### 【規範】

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 37 条（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

- 1 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務を命ずることができる。
- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。
- 3 前項に規定する勤務を命ずる時間及び月数の上限その他必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 【指摘 美術館】

「職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすること」、「公務のため臨時又は緊急の必要がある場合」など時間外勤務命令の要件を満たしているのかを確認した上で、時間外勤務命令をすべきである。時間外勤務命令がない状態で、時間外勤務をさせることは、労働管理として問題である。

### **【事実関係②】**

ヒアリングによれば、Outlookに各自が予定を入力した後、学芸課長が全体の予定表を作成し、全員に配布し、係長が各職員の業務量を把握した上、負担を標準化するようしているとのことであった。一方で、学芸係会議事録には、何度か、Outlookへの入力を求める発言が記録されており、業務の把握が徹底されていない状況がうかがわれた。

### **【規範】**

岐阜県労働安全衛生管理規程第3条（所属長の責務）では、「所属長は、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の実現に努めなければならない。」と規定し、同第4条（職員の責務）は、「職員は、この規程に基づき実施する安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。」と規定する。

### **【指摘 美術館】**

職員が相互に、従事している業務内容や予定を把握することは、円滑な業務遂行に資するし、管理者が職員間に業務量の偏りが生じないよう配慮する目安となる。

全員の作業工程表を作成し、誰が何をしているか共有化して、適切な労務管理を行うべきである。

### **【事実関係③】**

岐阜県職員倫理憲章 美術館実行計画の2は、「税の重みを深く認識し、無駄のない行政を進めます。・経費の節減を徹底し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めます。・前例にとらわれず、常に業務を点検しながら見直しを図ります。」と規定するが、取組事項には、時間外勤務縮減が挙げられていない。

### **【意見 美術館】**

適正な労務管理を行うべく、時間外勤務縮減を取組事項に入れることが望ましい。

この点、「岐阜県職員倫理憲章 図書館実行計画」には、「管理職員による組織のマネジメントを強化し、職員に時間管理の重要性を徹底するとともに、職員間における仕事量の均一化や事務の効率化の促進等により、時間外勤務の縮減に努めます。」と規定しており、参考になる。

### **【規範】**

岐阜県内部統制実施マニュアル4頁は、「3 各様式の記入方法」「様式の概要」において、「『独自項目』は、共通項目以外の各所属の固有業務等に関するリスクについて、各所属において独自に設定するものです。」と記載されている。

### **【意見 美術館】**

美術館の内部統制において、時間外勤務縮減、全員の作業工程表を作成・共有などについて、「独自項目」を定めることが望ましい。

## 8 情報公開

### 【事実関係①】

県のホームページには、協議会の会議は一部公開と記載されており、議事要旨は過去3回分が、掲載されている。しかしながら、協議会の開催は、ホームページその他で県民に告知されておらず、過去に傍聴希望がなされたことはない。

### 【規範】

博物館法9条の2（運営の状況に関する情報の提供）は、「博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。」と規定する。

### 【意見 美術館】

県美術館は、博物館法第10条の登録施設として、地域住民等との相互理解を深め、連携及び協力を推進する必要がある。

協議会は、博物館の運営に関し協議する場であり、広く県民に傍聴の機会を保障するため、その開催日時等が決定し次第、ホームページなどで告知することが望ましい。

### 【事実関係②】

県美術館のホームページには、美術館関係法規が掲載されているところ、岐阜県美術館条例は、令和元年12月24日、同管理規則は令和3年3月19日に、それぞれ最終改正がなされているが、令和3年9月17日時点において、美術館のホームページは、更新されていなかった（具体的には、展示室等の使用許可等を行う者が、知事であるところ、教育委員会となっている、条例の施行に関して必要事項を定める規則を「規則及び教育委員会規則」とするとされていたほか、納入する観覧料の変更が反映されていなかった。）。

### 【規範】

博物館法第9条の2は、「博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。」と規定する。

### 【指摘 美術館】

美術館の関連法令等について、適時、更新すべきである。

### 【改善報告】

令和4年2月14日時点では更新されていたので、改善報告とする。

### 【事実関係③】

県美術館のホームページの研究報告のページには、研究紀要、平成23年以前の研究が掲載されているとして平成23年以前の年報、展覧会図録／報告書のページが設けられており、その報告書等の表題と執筆者等の情報が掲載されているが、その殆どが内

容を閲覧することができない状態である。

また、年報のページには、平成 28 年度ないし平成 30 年度・令和元年度の 3 年度分の年報が掲載されており、中身が閲覧できるようになっている。

#### 【規範】

全国美術館会議「美術館の原則」第 1 条では、「美術館は、美術を中心とした文化の価値を継承・発展、さらに創造することに努め、公益性・公共性を重視して人間と社会に貢献する」とされている。

#### 【意見 美術館】

美術を中心とした文化の価値を承継・発展させるためには、研究の成果や資料を広く共有することが必要であり、広く研究の成果や資料をホームページ上で閲覧できるようにすることが望ましい。

また、年報も 3 年度分に限定せず、全ての年度分を閲覧できるようにすることが望ましい。

なお、愛知県美術館のホームページは、1992 年度から 2019 年度の年報が掲載され、閲覧できるようになっている。

## 9 美術館の運営

#### 【事実関係①】

美術館に勤める学芸員の異動について、近年では、岐阜県現代陶芸美術館への異動と他の美術館からの転職が 1 人あったとのことであった。

他方、美術館の説明によると、「各美術館・博物館学芸員はそれぞれ専門性を元に採用されているため、他の館への異動は困難である。近年には、岐阜県現代陶芸美術館に教育普及を専門として 1 名が異動、過去 6 年間に 4 名の学芸員が民間経験者枠で採用されている。」とのことであった。

#### 【意見 文化伝承課、美術館】

岐阜県における施設間の連携を図ること、他施設に異動して美術館に戻ることによって美術館以外の施設における視点が得られる可能性があること、職場内において特定の学芸員が長時間勤務を行うことが固定化することを避けるためにも、定期的に、人事異動を検討することが望ましい。岐阜県現代陶芸美術館のほか、博物館、教育委員会等との間における人事交流を行うことが考えられる。

#### 【事実関係②】

美術館に対するアンケート調査票の結果によると、各年の個別の事業計画は作成されているが全体的な基本事業計画については作成されていない。

また、個別事業計画に対する達成度・課題等に関する評価は行っていない。

#### 【規範】

全国美術館会議「美術館の原則」第 5 条は、「美術館は、設置目的・使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る」とする。

### 【指摘 美術館】

毎年、全体的・個別的事業計画に対する達成度・課題等に関する評価をすべきである。

### 【事実関係③】

岐阜県美術館は、岐阜県現代陶芸美術館と定期的に協議することなく、岐阜県現代陶芸美術館が開館（平成14年）する際、岐阜県美術館では陶芸に限らず郷土の工芸（染織、漆芸など）を収集していることから、各々分けて収集していくことを両館で合意したことである。

ヒアリングによれば、「現代陶芸美術館は世界の陶磁器を広く収集し、美術館は郷土作家を中心に調査・研究している。工芸作品は、陶芸美術館の収集方針を見て重ならないようにしている。また、双方の学芸員が同一作家を調査することは日常的にあり、協同調査によって積極的に情報を共有する場合がある。山田光展、伊藤慶二展など、美術館で郷土作家展として開催、収集したのち、現代陶芸美術館においても収集、展示されたことがある。同一作家の収集については、互いの館の所蔵品を把握した上で、異なるタイプの作品を検討する等、個別に対応する。著名な郷土作家については、双方で複数所蔵し、合同で企画展ができるレベルの所蔵をも心がけている。」とのことであった。

また、県美術館の説明によると、「県美術館の陶磁器を含む工芸分野はもともと、東濃の方たち（人間国宝の作家を含む。）が東濃だけでなく県庁所在地岐阜市にある美術館で広く紹介してほしいという強い思いで出来上がったという経緯がある。郷土の陶芸が東濃で収まることは、地方性をさらに強めることでもあり、より広く検証することが求められる。」とのことであった。

### 【意見 美術館、現代陶芸美術館】

陶磁器について、県美術館と現代陶芸美術館との双方で実施するよりも、現代陶芸美術館が全て担当する、少なくとも収集品が重複しないよう十分調整するなど、両施設の役割分担について、明確にすることが望ましい。東濃の方の思いは理解できるところはあるが、両施設の役割分担を明確にすることで、限られた予算で、より洗練されたコレクションの形成が可能となる。

東濃の陶磁器を広く紹介することは、県美術館のホームページのコレクション検索で、現代陶芸美術館の所蔵品を検索できるようにすることが考えられる。この点、国立美術館のホームページでは、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館及び国立国際美術館の作品の検索が可能となっている。

### 【事実関係④】

美術館として、今後、数年間にわたる事業計画（グランドデザイン）を策定していない。

### 【規範】

全国美術館会議「美術館の原則」第5条は、「美術館は、設置目的・使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る」とする。

#### 【指摘 美術館】

魅力的なコレクションを形成するには、美術館の目的に沿った収集方針の策定、学芸員の調査・研究、人的交流及び経験を活用した情報収集を行い、これに基づき収集した美術作品を、適切に物理的に保管し、またデータベース化するなどして有効に管理活用する必要がある。

この点、県美術館には、基金の買戻しが順調に行われていない、収納場所が不足している、人事異動が少ない等、即時に対応することが困難な問題を、長期的視点を持って解決する必要がある。

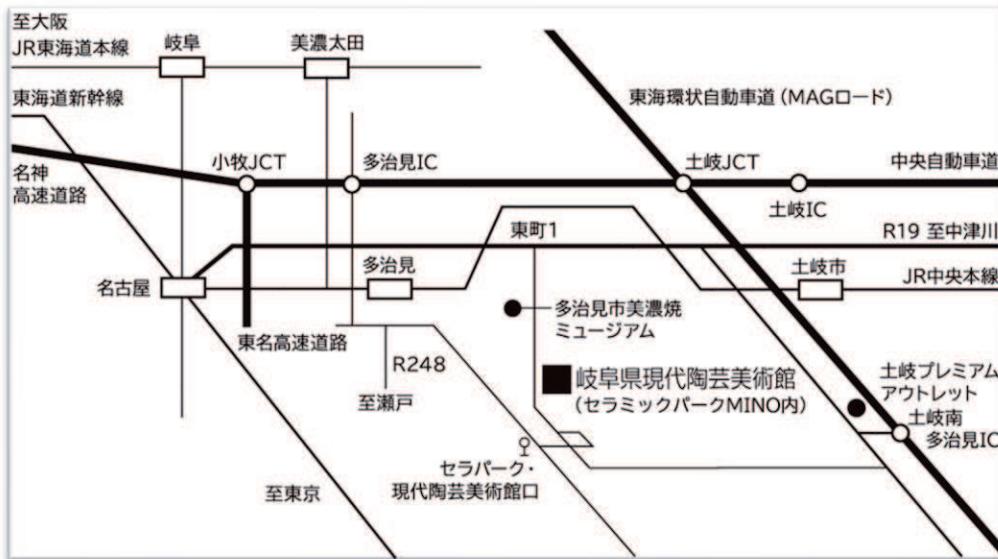
資源を有効に活用するためには、その目標となる基本計画が必要である。中長期的な視点から、県美術館の全体的な事業計画を作成すべきである。

## 第2 岐阜県現代陶芸美術館

### 1 施設の概要

#### (1) 施設所在地

多治見市東町4-2-4 セラミックパークMINO内



(出典：現代陶芸美術館ホームページ)

#### (2) 目的

岐阜県現代陶芸美術館（以下、「現代陶芸美術館」という。）が位置する岐阜県東濃西部地域（多治見市・土岐市・瑞浪市）は、全国有数の陶磁器産地であり、このことが本地域の最大の地域特性となっている。近現代の陶磁器に特化した美術館として、地域の陶芸文化の中核・シンボルに位置づけされるとともに、厳しい経済環境に置かれている地場産業の再生・活性化の因子となり得るような、新たな商品価値（新たな生活文化の提案・創造、新しい産業デザインの発見、個性的商品開発等）の創造につながる陶磁器情報の提供と、広く県民に陶芸を紹介することを目指している。

#### (3) 沿革

- 平成 4年 9月 東濃西部3市1町首長・地元選出議員により美濃焼テーマパーク建設の知事要望
- 平成 5年 9月 美濃焼テーマパーク（仮称）構想推進連絡協議会発足
- 平成 8年 3月 首長会議「地元構想」を決定  
9月 第10回協議会「基本構想」を承認
- 平成 9年 3月 第13回協議会「基本計画」「企画運営調査」承認
- 平成 12年 7月 建設工事合同起工式 建設工事着手
- 平成 13年 10月 岐阜県現代陶芸美術館条例の制定・公布

平成 14 年 4 月 現代陶芸美術館開設準備事務所設置（教育委員会）  
10 月 現代陶芸美術館開館  
平成 29 年 4 月 美術館の所管が教育委員会から、知事部局・環境生活部となる

#### （4）施設概要

延面積 4,572 m<sup>2</sup>（うち展示室 1,318 m<sup>2</sup>、収蔵庫 500 m<sup>2</sup>、エントランスホール 183 m<sup>2</sup>、プロジェクトルーム 104 m<sup>2</sup>）



（出典：現代陶芸美術館ホームページ）

現代陶芸美術館では、貴重な美術作品を自然災害などから保護するために、並進振子免震システム（天井から 32 本の鉄製アームで展示室を約 5 メートル吊り下げているため、地震発生時に大きく揺れた場合でも、展示室は定点を保つ構造）を導入している。

また、施設では、タイルや煉瓦など、地元の陶磁器製品を建物に多用している点も特徴である。



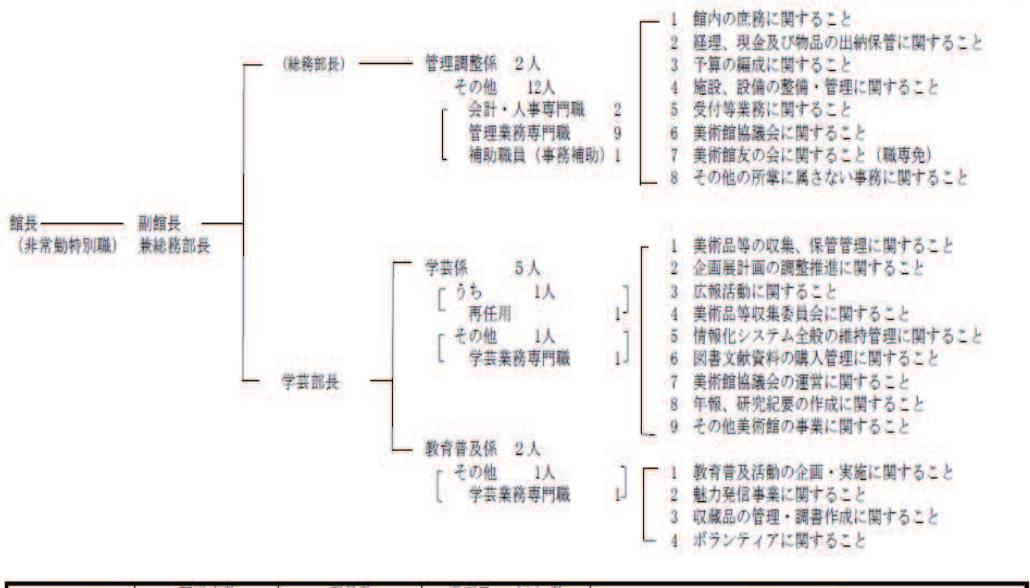
## (5) 組織について

### ア 岐阜県現代陶芸美術館の職員及び組織

岐阜県現代陶芸美術館には、総務部及び学芸部が置かれている。それぞれの分掌事務、職員数、種別は以下のとおりである（令和3年6月1日現在）。

第2 組織及び構成  
1 組織図及び定数・現員調

令和3年6月1日現在



職名	配当定数 A	現員数 B	過不足 (△)数 B-A	備考
職員				
事務職員	人 4	人 3	人 △1	非常勤館長1人
学芸員	人 6	人 8	人 2	職員 1人（過員配置） 再任用 1人（過負配置）
技能職員	人 —	人 —	人 —	
計	人 10	人 11	人 1	
臨時的任用職員				
会計年度任用職員		人 14		会計・人事専門職 2人 学芸業務専門職 2人 管理業務専門職 9人 補助職員(事務補助) 1人
非常勤特別職			人 1	館長

備考 配当定数欄（ ）内書きは、暫定定数。

## (6) 収蔵作品

### ア 収蔵の状況（令和3年4月末現在）

部 門	收 藏 品			寄託品 (B)	合計 (A)+(B)
	購入	寄贈	計(A)		
個人作家作品	296	645	941	19	960
実用陶磁器	193	104	297	48	345
産業陶磁器	300	466	766	0	766
その他（資料等）	0	23	23	0	23
計	789	1238	2027	67	2094

収蔵品は、ホームページ上の「収蔵品データベース」で検索可能である。

(ホームページ上の「収蔵品データベース」)

#### イ 収蔵予算の推移

##### ①第1期（平成10～14年度）

年1億800万円（合計5億4000万円）の予算により457点（購入と寄贈の合計）を収蔵

##### ②第2期（平成15～24年度）

年3600万円（合計3億6000万円）の予算を予定していたが、途中から予算減額（平成21～24年度は予算なし）のため、1億3千余万円で1087点（購入と寄贈の合計）を収蔵

##### ③第3期（平成25年度以降）

年1500万円程度の予算で、472点（購入と寄贈の合計）を収蔵

#### （7）開館時間等

ア 開館時間：午前10時～午後6時（入館は午後5時30分まで）

イ 休館日：月曜日（祝日の場合は翌平日）及び年末年始

\*設備改修工事のため令和3年11月8日から令和4年9月上旬まで休館中

#### (8) 観覧料

ア コレクション展：一般 340 円、団体（20人以上）280 円  
大学生 220 円、団体（20人以上）160 円

イ 特別展：1人につき 1500 円の範囲内で展覧会ごとに異なる観覧料

\*特別展開催時は、特別展入館券にてコレクション展も観覧可能。

\*幼児、小・中・高校生及びこれらに準ずる者は無料。

\*文化の日に観覧する場合は無料。

#### (9) 利用状況

直近 5 年間の利用状況 (人)

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
入館者数	30,113	33,645	69,852	24,976	29,714
常設展	11,949	8,981	18,077	12,350	10,281
企画展	18,164	24,664	51,775	12,626	19,433
教育普及事業	618	783	1,932	1,498	438
参加者総数	30,731	34,428	71,784	26,474	30,152

## 2 監査の重点及び監査手続

現代陶芸美術館は、陶磁器に特化した美術館として、多数の陶磁器類を収集保管していることから、美術品の収集保管に関する一連の手続に着目して監査を実施した。また、公の施設であるセラミックパーク M I N O を、一括して指定管理させ、指定管理者に対して、現代陶芸美術館部分の経費を負担金として支出している点に特色があることから、経費負担に関する仕組みや経費負担の推移に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和 3 年 8 月 3 日及び同年 10 月 26 日の往査において、指定管理者及び担当課（文化伝承課、地域産業課）のヒアリングを行った。また、令和 3 年 4 月 19 日及び同年 12 月 24 日に、文化伝承課に対するヒアリングを行った。

書類監査については、アンケート調査票による照会のほか、定期監査資料（現代陶芸美術館、令和 2 年 12 月 25 日、令和 3 年 7 月 14 日）、定期監査資料（地域産業課、令和 2 年 9 月 1 日、令和 3 年 8 月 26 日）、出資出捐団体監査資料（平成 31 年 1 月 9 日）、岐阜県現代陶芸美術館及びセラミックパーク M I N O のパンフレット、ホームページ、岐阜県現代陶芸美術館条例、岐阜県現代陶芸美術館管理規則、岐阜県現代陶芸美術館の利用に関する取扱要綱、岐阜県現代陶芸美術館観覧料等徴収規則、岐阜県現代陶芸美術館美術品等収集委員会設置要綱、セラミックパーク M I N O 条例、同施行規則、セラミックパーク M I N O の管理に関する基本協定書、セラミックパーク M I N O 管理運営業務仕様書、公益財団法人セラミックパーク美濃関係規程の届出について（危機管理規程、個人情報保護規程、情報公開規程、文書規程）、公益財団法人セラミックパーク美濃定款、「セラミックパーク美濃 役員等名簿」、令和 2 年度事業計画、令和 2 年度事業報告書、指定管理者評価結果票（平成 27 年度～令和元年度）、「セラミ

ックパークM I N Oの概要」等、歳出事項別明細帳書（補正）、公有財産台帳、施設利用アンケート、セラミックパークM I N O利用促進協議会規約、セラミックパークM I N O利用促進協議会議事要旨、公益財団法人セラミックパーク美濃会計処理規程、公益財団法人セラミックパーク美濃運営経費の負担に関する規程、セラミックパークM I N Oの利用料金等に関する規程、「セラミックパークM I N Oの利用料金等に関する規程」の一部改正について、行政財産使用許可書（ショップ&ギャラリー、レストラン）、行政財産使用許可期間更新申請書、委託業務契約書（飲食事業）、セラミックパークM I N O飲食施設運営委託業務仕様書、県有施設中長期保全計画（総括表、詳細）、岐阜県県有建物長寿命化計画、「時間外勤務、休日勤務命令簿」、セラミックパークM I N Oの指定管理者指定申請に係る審査結果について（令和2年11月13日）、令和2年度第1回岐阜県指定管理者制度等運用委員会議事録（令和2年6月4日）、令和2年度第4回岐阜県指定管理者事前審査会議事要旨、セラミックパークM I N O指定管理者立入調査票、負担金支払いの督促、業務委託契約書（建築設備維持管理及び警備業務）、セラミックパークM I N Oの管理に係る第三者への委託について、岐阜県現代陶芸美術館協議会議事要旨（平成28年度～令和2年度）、アンケート調査結果（平成27年度～令和2年度）、岐阜県現代陶芸美術館運営方針、文化伝承課所管施設入館者数等、「館外との連携」、委託業務契約書（「神業ニッポン 明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼」展印刷物製作業務委託、現金出納簿、現代陶芸美術館美術品等収集方針、岐阜県現代陶芸美術館美術品等収集委員会（書面開催）議事要旨（令和2年度）、物品目録、等の提出を受け、美術品等貸出許可書、美術品等借用書、預かり書、年度現物実査の結果について（報告）、行政財産使用許可書等（美術館ミュージアムショップ、岐阜県現代陶芸美術館友の会）、自動車運転免許証所有者台帳・職員自家用車自動車台帳、県有建築物の營繕工事等の実施の手引き、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」、「職務に専念する義務の免除の取扱について（通達）」、「募集内容・応募方法」等を閲覧した。

また、関連団体として、出資団体である公益財団法人セラミックパーク美濃についても、上記のとおり、ヒアリング及び書類監査等を行った。

### 3 指定管理者との経費分担

#### （1）占有面積による経費分担

##### 【事実関係】

セラミックパークM I N Oは県の公の施設であるところ、指定管理者に施設の管理を一括委託しており、施設内に現代陶芸美術館が県直営で存在しているため、経費区分が不可能なものが存在する。そのため、現代陶芸美術館は、指定管理者との間で、平成18年に「岐阜県現代陶芸美術館管理委託に関する協定書」を締結し、維持管理業務に係る経費（維持管理業務は、設備・警備業務等の委託費、通信運搬費関係、燃料費関係、光熱水費関係、人件費関係、その他消耗品費、修繕費、賃借料、手数料等施設全体共通部分に係るもので経費区分が不可能なもの）を負担金として支出している。

同協定書は、施設の屋内部分を、①現代陶芸美術館が占有する部分、②公益財団法人セラミックパーク美濃が占有する部分、③共通部分の3つに分けて、①②の面積比に応じ、経費区分不可能な経費を負担することとしている。平成28年4月1日に見直された同協定書別紙2の「経費負担の割合に関する計算表」は、以下のとおりであり、この計算表に基づき、維持管理経費の負担割合は、現代陶芸美術館45.69%：公益財団法人54.31%とされている。

## 別紙2

### 経費負担の割合に関する計算表

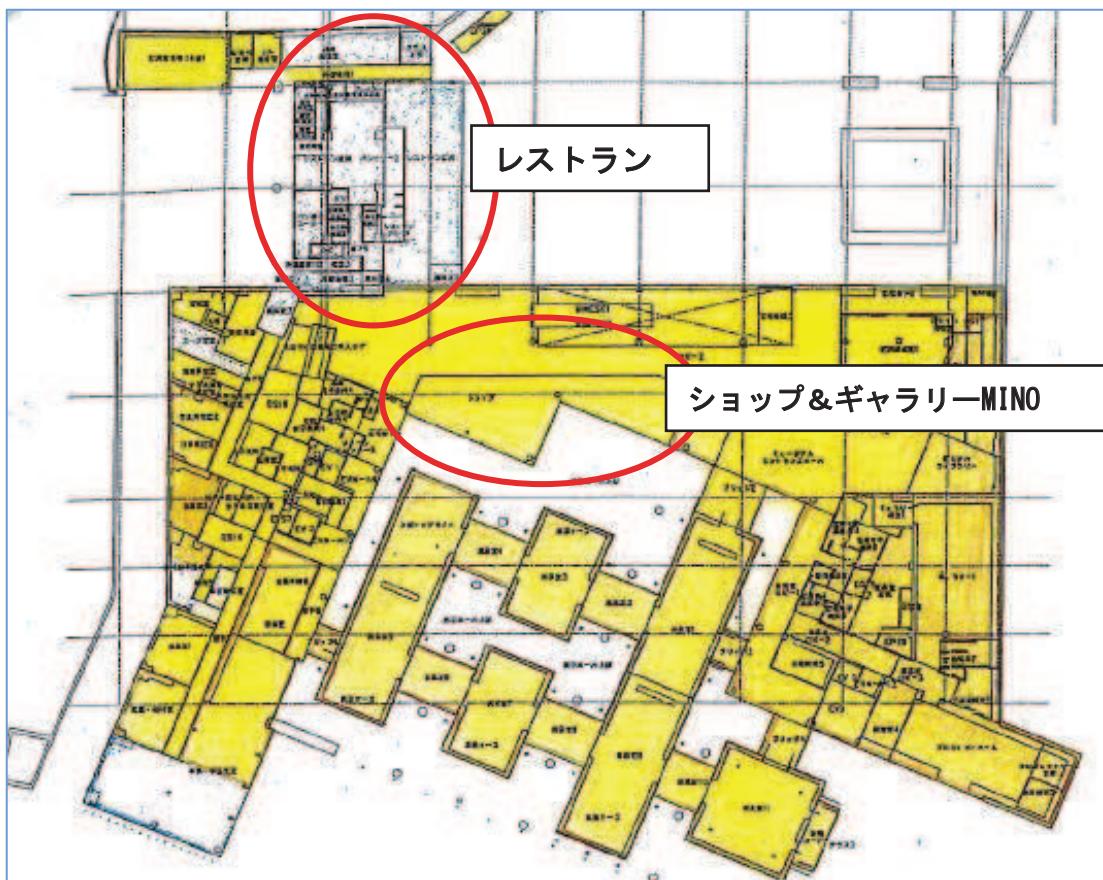
セラミックパークMINOを甲の部分、乙の部分、共通の部分に区分けし、甲の部分と乙の部分との面積比を経費負担の割合とする。

(単位: m<sup>2</sup>)

区分	甲(美術館)	乙(公財)	共通	合計
地下2階	1,099.68		971.19	2,070.87
地下1階	614.39		200.15	814.54
1階		4,366.42	1,218.22	5,584.64
2階		180.23		180.23
レストラン		416.88		416.88
茶室		65.32		65.32
3階	2,367.21	204.17	1,351.31	3,922.69
4階	522.96		517.43	1,040.39
作陶施設		239.09		239.09
エントランスキャノピー			124.58	124.58
合計	4,604.24	5,472.11	4,382.88	14,459.23
面積比	45.69%	54.31%		

※維持管理経費の負担割合は、甲45.69%、乙54.31%とする。

指定管理者（公益財団法人）が、現在では自主事業として運営する3階の「ショップ&ギャラリーMINO」のスペース164.14m<sup>2</sup>は、開館当初、地元陶磁器文化・産業の支援や発展のため、現代陶芸美術館と公益財団法人が協力していた経緯があり、③共有部分とされている。一方で、公益財団法人が自主事業として運営するレストランのスペースは、②公益財団法人セラミックパーク美濃が占有する部分とされている。



### 【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

### 【指摘 現代陶芸美術館】

経費負担の割合に関する計算に当たり、指定管理者の自主事業スペースを共有部分とするのは合理的と思われない。現代陶芸美術館管理委託に関する協定書別紙2の面積比を見直すべきである。

### (2) 管理経費の削減

#### 【事実関係】

現代陶芸美術館は、「岐阜県現代陶芸美術館管理委託に関する協定書」に基づき、以下のとおり、毎年4000万円以上の経費を負担している。

金額の単位は「円」

年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
負担金	44,304,867	47,621,560	45,577,329	46,415,780	43,303,183

現代陶芸美術館の管理経費の契約主体は指定管理者であるため、現代陶芸美術館が

主体となって管理経費を削減することはできない。すなわち、管理経費削減については、指定管理者を信頼し、指定管理者頼みの仕組みとなっている。この点、セラミックパークM I N Oでは、その基本協定書において、「支出額が経費節減努力により当初予算額を下回ったときには、余剰金からその経費節減効果額を控除した後の金額の20%に相当する額を精算する。」として、指定管理者の経費節減努力を促すシステム設計をしている。しかし、直近5年度のうち4年度については、そもそも余剰金が発生していないため、指定管理者が経費削減努力をしても、これが指定管理者に還元される仕組みが機能していない。現代陶芸美術館と、指定管理者は、毎月意見交換会を実施しているものの、指定管理者の経費削減努力を促す上記基本協定書の仕組み自体は、機能していないと評価せざるを得ない。

#### 【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 現代陶芸美術館、地域産業課】

現代陶芸美術館の経費負担は、セラミックパークM I N Oの指定管理者を信頼したものとなっており、経費削減努力が働きにくい。現状の制度が機能していないのであれば、経費の削減額の一定割合を指定管理者に還元するなど別の制度設計を検討すべきである。

## 4 美術品等の取得、管理、処分

### (1) 収集

現代陶芸美術館は、美術品等収集方針を以下のとおり定めている。

#### 基本的収集計画

1. 個人作家の陶芸  
個人作家によって制作された美術作品としての陶磁器。
2. 実用的陶磁器  
作家が実用のために制作した少量生産の陶磁器。
3. 産業陶磁器  
モダン・デザインの系譜としての、産業デザインや名窯などの陶磁器。

この収集の3本柱に沿って、19世紀末以降（日本の作品は明治期以降、海外の作品についてはアルヌーヴォーの時期以降）における国内外の陶芸・陶磁器の展開を示す、コレクションを目指して、作品調査・収集活動を行う。

収集は、上記収集計画に基づき、毎月2回開催される学芸部会で検討し、諮問機関である収集委員会で意見聴取して、館長決裁により決定している。

収集委員会の過去5年度の開催時間と審議内容の概要は、以下のとおりである。な

お、令和2年度については、新型コロナウイルス感染防止対策のため書面開催とし、より現物に近い状態で評価するため、静止画だけでなく、動画により、あらゆる角度から作品を確認できるようにして実施したことである。

金額の単位は「円」

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
場所	館内	館内	館内	館内	書面開催
人数	5人	4人	5人	4人	5人/5人
時間	2時間	2時間	1.5時間	1.5時間	—
購入	12点	34点	13点	7点	3点
分類	個人作家9点、産業陶磁器3点	個人作家3点、産業陶磁器31点	個人作家2点、産業陶磁器11点	個人作家4点、産業陶磁器3点	個人作家2点、産業陶磁器1点
合計額	15,348,000	15,686,000	15,673,216	15,686,000	5,655,000
寄贈	37点	21点(うち安藤基金より18点)	18点(うち安藤基金より1点)	7点(うち安藤基金より1点)	4点
寄託	無し	無し	2点	無し	無し

### 【事実関係】

ヒアリングによれば、収集委員会では、少なくとも過去15年くらい反対意見を受けたことはない。令和2年度の収集委員会議事録要旨によると、購入候補作品3点、寄贈候補作品4点について諮問されているが、価格については、寄贈候補作品1点について「やや安いようにも思われる」との意見、全体として「御値打ちに入手できてよかったです」との意見があるほかは、価格について意見聴取した形跡は見られない。

### 【規範】

現代陶芸美術館美術品等収集委員会設置要綱第2条は、「委員会では次の事項について各委員から意見を聴取する。(1)収集しようとする美術品等の芸術性及び価格等の審査に関すること。(2)収集しようとする美術品等と収集方針との適合性の審査に関すること。(3)寄託を受けようとする美術品等の審査に関すること。(4)その他美術品等に関する専門的事項に関すること。」と規定する。

また、公文書規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」と規定する。

### 【指摘 現代陶芸美術館】

収集委員会において、価格の審査を実施し、議事録に残すべきである。

## （2）岐阜県美術館との収集調整

### 【事実関係①】

岐阜県美術館は、陶磁器（寄贈品を含む。）154点を所蔵している。

岐阜県美術館へのヒアリングによれば、岐阜県美術館は、「岐阜県にゆかりのある作家の作品で代表的なもの」を収集方針としており、現代陶芸美術館の「国内外の陶芸・陶磁器の展開を示すコレクションを目指す」という収集方針とは異なるため、それぞれの方針に基づき収集しているとのことである。しかし、現代陶芸美術館は、収集の重点として「岐阜県の館として、岐阜県ゆかりの陶芸家の作品の収集は特に重視しながら、体系的な陶芸史の構築」を目指すとしており、両館の収集方針は重複している。

また、岐阜県美術館へのヒアリングによれば、現代陶芸美術館と収集品が重複しないようにはしており、両館で相互に貸出しすることで、収集品を有効利用しているとのことであった。しかし、岐阜県美術館が、基金を利用して、平成29年度に陶磁器3点、平成30年度に陶磁器4点を取得した点について、例えば、平成30年度に美術館が収集した作家（人間国宝、重要無形文化財「瀬戸黒」の保持者）の瀬戸黒茶碗について、岐阜県美術館としては、これまで瀬戸黒の茶碗を所蔵していなかったことから収集を要したとのことであり、現代陶芸美術館が瀬戸黒茶碗を所蔵しているかは不明とのことであった（現代陶芸美術館のデータベースによれば所蔵している。）。また、同年の岐阜県美術館収集委員会の議事録を確認したところ、委員から、岐阜県美術館が同氏の作品を所蔵しているか質問があり、これに対する回答はあるものの、現代陶芸美術館を含め県としての収集状況に基づいて議論された形跡はない。

### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

### 【指摘 美術館、現代陶芸美術館】

県が、限られた予算の範囲内で陶磁器を収集する場合、岐阜県美術館と現代陶芸美術館の両館で相互に貸出が容易であることから、収集品が重複しないよう十分調整すべきである。また、陶磁器を収集する場合、収集委員会には、自館の収蔵状況だけではなく、両館の収蔵状況を提供した上で意見を求めるべきである。

## （3）基金

### 【事実関係①】

岐阜県美術館には「岐阜県美術館美術品取得基金条例」に基づく基金が存在するが、現代陶芸美術館に同様の基金は存在しない。使用できる基金関係は、安藤基金を利用して、公益財団法人岐阜県美術振興会から寄贈を受けるケースのみである。現代陶芸美術館の収集予算は、近年では年間1500万円であるが、過去には予算凍結されていた時期もある。平成28年度には、収蔵を目標として寄託を受けていた作品について、購

入の機会があったが、通常の予算措置以上の金額であったため、所蔵者との交渉と特別予算の検討を重ねる間に、収蔵の機会を逃したことがある。

#### 【事実関係②】

「第1 岐阜県美術館」で報告したとおり、美術品を購入し、岐阜県美術館及び現代陶芸美術館に寄贈するため、安藤基金が設置されている。安藤基金で購入した美術品は、速やかに岐阜県美術館及び現代陶芸美術館へ寄贈される。直近5年度の寄贈では、平成29年度に陶器18点（5,281,200円）、平成30年度に陶器1点（864,000円）、令和元年度に陶器1点（1,380,000円）が現代陶芸美術館に寄贈されている。寄贈を受けた場合には、館長等が安藤氏宅へ出向き、口頭による報告を行っている。

#### 【規範】

公益財団法人岐阜県美術振興会安藤基金の設置及び管理に関する規程第4条第2項は、「購入する美術品の選定は、岐阜県美術館及び現代陶芸美術館が各々の収集委員会の意見により行うものとし、収集委員会終了後、安藤鉢司氏に報告するものとする。」と規定されている。

岐阜県公文書規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。（以下略）」と規定する。

#### 【指摘 現代陶芸美術館】

安藤氏に対して報告を行った事実を跡付けるため、報告の日時、場所及び報告の概要の記録を残すべきである。

#### （4）収集・寄贈手続

#### 【事実関係①】

現代陶芸美術館では、国際陶磁器フェスティバル美濃のグランプリ受賞作品、金賞受賞作品の寄贈を受けている。入賞等作品については、審査の上、寄贈を受けることがある。国際陶磁器フェスティバル美濃の作品群は大型のものが多いため、収蔵庫のスペースを圧迫させる要因にもなる。平成14年の開館以降、国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会から寄贈を受けた作品数は、以下のとおりであり、令和3年4月末現在、現代陶芸美術館が収蔵している個人作家作品941点のうち165点（17.5%）を占めている。

ヒアリングによれば、現代陶芸美術館では、近年、新収蔵作品展を実施しているので、一度も展示していない美術品は存在しておらず、少なくとも一度は展示されていることである。

年度	H15	H17	H20	H23	H24	H26	H27	H30	合計
グランプリ金賞	18	5	5	3	0	4	0	2	37 点
入賞	68	3	0	0	1	2	1	1	76 点
入選	1	19	0	10	9	11	0	2	52 点
合計	87	27	5	13	10	17	1	5	165 点

### 【意見 現代陶芸美術館】

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会からの寄贈作品は、同フェスティバル期間中に、セラミックパークMINOという同じ施設内で展示されていた物であるから、新収蔵作品として公開する必要性に乏しいように思われる。また、収蔵庫のスペースを増やしても、いつかは限界を迎えることになる。よって、国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会からの寄贈については、収蔵の必要性、将来的な展示見込みを踏まえて、寄贈を受けるかどうか慎重に検討することが望ましい。

### 【事実関係②】

現代陶芸美術館が寄贈を受ける場合、特に国際陶磁器フェスティバル美濃の作品など、通常の陶磁器というより、繊細な作品や大型の作品も多い。しかし、寄贈を受ける際、維持費の見込額を検討しておらず、収集委員会にも維持費について意見を求めていない。

### 【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

### 【指摘 現代陶芸美術館】

寄贈を受ける場合、保存費用を概算算出し、判断材料とすべきである。

## （5）展示と保管

### 【事実関係①】

ヒアリングによれば、展示方針は、まず学芸部会で議論し、館長決裁で決定している。学芸部会では、3年分の展示企画のスケジュールを策定している。だいたい、年間、オリジナルの企画1つと、買取企画2つの構成である。展示に際し、図録作成の場面などにおいて著作権が問題となる場合は、作家、作家遺族、著作権協会等の著作権者に、都度、確認をとっている。

### 【意見 現代陶芸美術館】

確認作業をする事務負担からすれば、著作権に関する条項を契約書に盛り込むなどして、管理することが望ましい。

### **【事実関係②】**

ヒアリングによれば、現代陶芸美術館では、近年、新収蔵作品展を実施しているので、一度も展示していない美術品は存在しておらず、少なくとも一度は展示されているとのことである。また、標準的な展示サイクルとしては、一概には言えないものの、10年程度が目安として考えられることであり、平成14年度に開館した現代陶芸美術館においては、展示頻度の少ない作品群の検証をするのは時期尚早との見解であった。現代陶芸美術館では、作品ごとに展示貸出記録をデータベース化しており、展示頻度の低い作品を容易に検索することができることであった。そこで、展示頻度の低い作品（これまで一度しか展示したことのない作品）数について確認したところ、全ての作品のデータベースが整っていないため、件数を把握することは困難とのことであった。

### **【規範】**

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

また、全国美術館会議・美術館の原則第6条は、「美術館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で保存して次世代に引き継ぐ。」とする。

### **【指摘 現代陶芸美術館】**

データベースを整理し、展示頻度等の情報を一覧できるようにするとともに、利用していない作品、頻度の低い作品の有効活用を検討すべきである。

## **(6) 保険**

### **【事実関係】**

館内での美術品の移動等については、運輸業者に委託して行うことが多いが、職員が行う場合もある。県有美術品について破損等があった場合、県の責任で修復等を行うことになるが、その際の損害保険等には加入していない。県の同種施設全般も、同様の取扱いをしているとのことである。

### **【意見 文化伝承課、現代陶芸美術館】**

施設内の美術品事故に対応する損害保険料を確認した上で、美術品の移動頻度、評価額を踏まえ、保険加入を検討することが望ましい。

## **(7) 貸出と借入**

### **【事実関係】**

現代陶芸美術館における直近5年度の美術品の貸出・借入の状況は、以下のとおりである。

①貸出

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
公立美術館 (うち県美術館)	73 点 (0 点)	155 点 (0 点)	109 点 (0 点)	83 点 (0 点)	15 点 (0 点)
私立美術館	1 点	1 点	1 点	1 点	0 点
その他	0 点	17 点	3 点	1 点	5 点
合計	74 点	173 点	113 点	85 点	20 点
貸出料	—	—	—	—	—

②借入

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
公立美術館 (うち県美術館)	2 点 (2 点)	386 点 (0 点)	53 点 (0 点)	0 点 (0 点)	0 点 (0 点)
私立美術館	0 点	4 点	0 点	0 点	0 点
その他	25 点	663 点	128 点	0 点	154 点
合計	27 点	1,053 点	181 点	0 点	154 点
借入料	私立美術館等、有償で借り入れることがある				

【事実関係】

現代陶芸美術館が、有料で収蔵品を貸し出すことはないため、現代陶芸美術館管理規則には、有料貸出についての規定は存在しない。一方、借入に当たっては、有償で借り入れることもある。

【規範】

岐阜県財産条例第 7 条は、「物品は、公益上必要があるときは、無償又は時価より低い価額で貸し付けることができる。」と規定する。

一方、博物館法第 23 条は、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と規定する。

【意見 現代陶芸美術館】

有償で貸出する場合（「博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合」）について、検討し、管理規則等に記載することが望ましい。有償で借入する施設に対して有償で貸出することが考えられる。

（8）処分

【事実関係】

令和 2 年度の現代陶芸美術館協議会議事録によれば、収蔵庫 A は 3 種のスペースからなり①大型作品用（1 階平置きスペース）の空きはなく作品が溢れている状況、②中型作品用（1 階棚）はほぼ埋まっており、床にも作品を置いている状況、③小型作

品用（2階棚）は8割埋まっている状況であった。また、寄託作品を収蔵する収蔵庫Bの空きは3分の1ほどであった。そこで、令和2年12月に6,869,000円をかけて収蔵庫の棚の改修を行い、①大型作品用は約45%増、①②の作品収納を整理して、収蔵庫Aの空きスペースを約20%にした。しかし、今後も収集を継続していく限り、収蔵庫のスペース確保の問題は生じてくることになる。ヒアリングによれば、現代陶芸美術館が収集した美術品を、売却、処分することは、想定していないとのことである。

#### 【意見 現代陶芸美術館】

国際博物館会議（ICOM→倫理規定「収蔵品の除去」）も美術館長協会（AAMD）もアメリカ博物館同盟（AAM）も、作品売却は、別の作品を購入する目的に限定するべきであるとしているものの、作品売却を否定していない。

また、アメリカ博物館同盟（American Alliance of Museums）では、collection management policy の策定を推奨しており、一般的な要素として、処分（Deaccessioning/Disposal）の項目を上げている。これによれば、処分は、美術館のコレクションを洗練化（refine）するための手段でもあるとのことである。

作品及び資料を適切に管理するためコレクション・マネジメント・ポリシー（どのように作品を扱うかの方針）の策定することが望ましい。コレクションの処分は、美術館の使命を推進するためのみに行われる事を確認し、処分の具体的な基準、意思決定のプロセス、手順、収益の使途を明確にすることが望ましい。

## 5 情報管理

#### 【事実関係】

「U S Bメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（令和2年度）」によると、①使用期間令和3年3月30日から31日のデータ移動目的のU S Bメモリについて、取扱管理者確認欄に押印がされていなかった。

#### 【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、U S Bメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、U S Bメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、U S Bメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、U S Bメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

#### 【指摘 現代陶芸美術館】

U S Bメモリの使用終了を確認し、取扱管理者の押印をすべきである。

## 6 施設管理

#### 【事実関係】

セラミックパークM I N Oの建物全体の延床面積は 14459.23 m<sup>2</sup>であり、そのうち 4572.24 m<sup>2</sup>が現代陶芸美術館の部分である。建物の表示登記は行われているが、公有財産台帳の登記年月日が記載漏れとなっている。

#### 【規範】

岐阜県公有財産規則第 26 条（財産台帳）第 1 項は、「部局長は、その所管する公有財産について法第 238 条の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳（別記第 6 号様式）を備えなければならない。」と規定する。

また、同 3 項は、「部局長は、その所管する公有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由により変動があったときは、直ちに、財産台帳及び付属書面を整理しなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 文化伝承課】

登記しているのであれば、「登記年月日」について、公有財産台帳に登録すべきである。

## 7 職員の管理

#### 【事実関係】

現代陶芸美術館の館長は、実行委員会の理事である。館長ほか国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会に従事する職員は存在するが、職務専念義務免除に関し、通達に基づく台帳は整備していない。

#### 【規範】

職務に専念する義務の免許の取扱について（昭和 31 年 5 月 17 日人第 308 号総務部長通達）は、「本庁各課長及び各現地機関の長は、職員が、別記団体の役員その他の地位を兼ねその事務を行う場合には、次の様式による職務専念義務の免除に関する台帳を作成し、整理をすること。」とする。

別記 ○国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会

○岐阜県現代陶芸美術館友の会

#### 【指摘 現代陶芸美術館】

職務専念義務の免除に関する台帳を作成し、整理すべきである。

#### 【改善報告】

令和 4 年 2 月に、台帳を作成し、整理したことから、改善報告とする。

## 8 運営方針と評価軸

### （1）博物館自己点検システム

博物館自己点検システムとは、（公財）日本博物館協会が開発したもので、点検結果は各館がその特徴を知り、改善すべき課題は何かを検討するための参考にするものである。現代陶芸美術館は、運営について検討していくなかで参考としているが、評価項目の基準値については、美術や陶芸、化石等の様々な分野（状況が異なる）のデータから定めているため、あくまでも参考として用いている。

### 【事実関係】

現代陶芸美術館のホームページには、博物館自己点検システムに基づく自己点検・自己評価結果が掲載されているが、いつの時点のものか不明である。

### 【規範】

博物館法第9条（運営の状況に関する評価等）は、「博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定する。

また、博物館法第9条の2は、「博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。」と規定する。

### 【指摘 現代陶芸美術館】

博物館自己点検システムに基づく結果について、いつ実施したものか、年度等を明記すべきである。なお、博物館法第9条に忠実に、自己点検・自己評価を実施していることは評価できる。

## （2）運営方針と評価軸

### 【事実関係】

現代陶芸美術館は、平成14年の開館に当たり、以下のとおり、「岐阜県現代陶芸美術館運営方針」を運営協議会に諮問の上、決定している。

#### 運営方針

- 1 県民と陶芸とを、楽しく感動をもって結びつける新しい文化の拠点をめざします。
- 2 豊富な陶芸作品を展示し、わかりやすい情報を提供して、県民の創作意欲を高める場をめざします。
- 3 県内外の美術館や資料館とネットワークを形成し、広い視野に立った美術館活動をめざします。
- 4 セラミックパーク MINO や陶芸作家と連携し、開かれた美術館をめざします。
- 5 デザインなど他分野との提携を強め、国際的な情報を提供して、陶磁器産業の発展に寄与する美術館をめざします。

定期監査資料によれば、現代陶芸美術館の重点事項として、県民の陶芸美術に関する知識・教養の向上、および県陶磁器産業の発展のため事業を推進し、加えて地域振興・観光誘客を強化するとしている。また、セラミックパークMINOと連携強化し、「ぶらり立ち寄る美術館」を目指すこととしている。具体的には、①コレクション展・企画展の開催（来館者満足度の向上）、②設備・備品の整備（収集保存と展示の機

能の向上)、③「ぶらり立ち寄る美術館」を目指して(魅力発信事業・東美濃歴史街道協議会等)、④教育普及活動の推進(児童・生徒来館対策等)、⑤海外の陶芸美術館との交流(台湾・新北市立鶯歌陶瓷博物館との連携)を取組みの柱とするとしている。

ヒアリングによれば、現代陶芸美術館では、企画展について自己評価する取組みは始まっている。しかし、設置目的や運営方針自体についての評価軸を定め、P D C Aサイクルを回していく取組みまではできていない。令和2年度の岐阜県現代陶芸美術館協議会においても、運営方針に係る個別評価を設定すべきことが指摘されている。

#### 【規範】

全国美術館会議「美術館の原則」第5条は、「美術館は、設置目的・使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る」とする。

#### 【指摘 現代陶芸美術館】

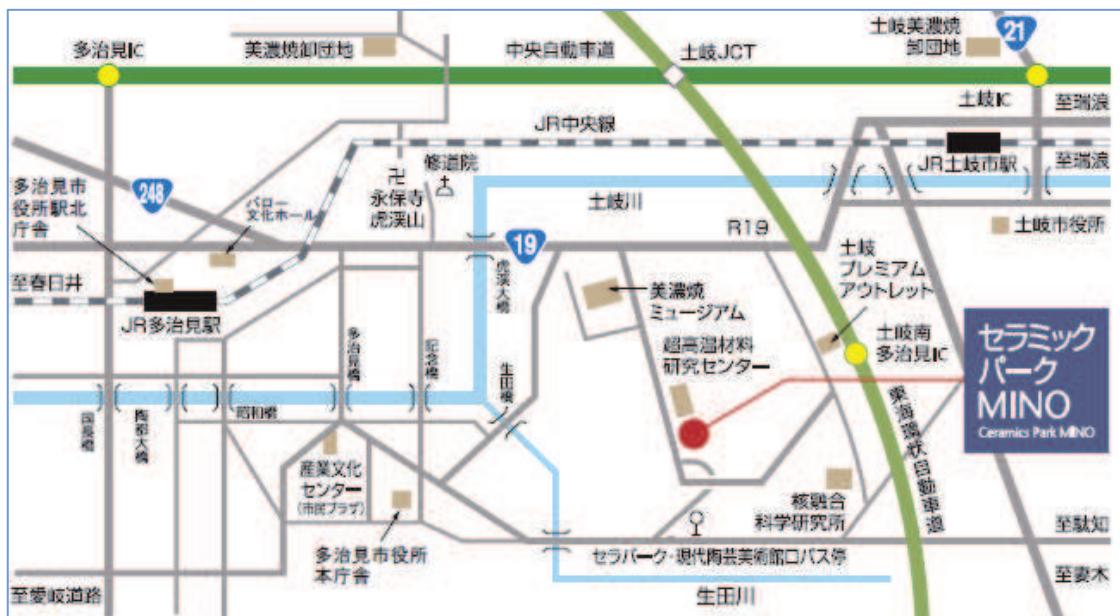
設置目的や運営方針を実現するための個別評価軸を設定すべきである。その評価軸に基づき、P D C Aサイクルを回す取組みをすべきである。

## 第3 セラミックパークMINO

### 1 施設の概要

#### (1) 施設所在地

多治見市東町4-2-5



#### (2) 施設の設置目的

地域における陶磁器にかかる産業と文化の融合を目的とし、岐阜県現代陶芸美術館と連携して陶磁器産業の育成を図り、もって岐阜県の産業の発展及び観光の振興に資するため、多治見市に設置する。

#### (3) 沿革

平成11年3月：財團法人セラミックパーク美濃設立

平成14年10月：セラミックパークMINOオープン（国際陶磁器フェスティバル美濃'02開催）

平成17年7月：国際陶磁器フェスティバル美濃'05開催

平成18年4月：財團法人セラミックパーク美濃を指定管理者として選定

平成20年8月：国際陶磁器フェスティバル美濃'08開催

平成21年4月：財團法人セラミックパーク美濃を指定管理者として選定

平成23年9月：国際陶磁器フェスティバル美濃'11開催

平成24年4月：財團法人セラミックパーク美濃を指定管理者として選定

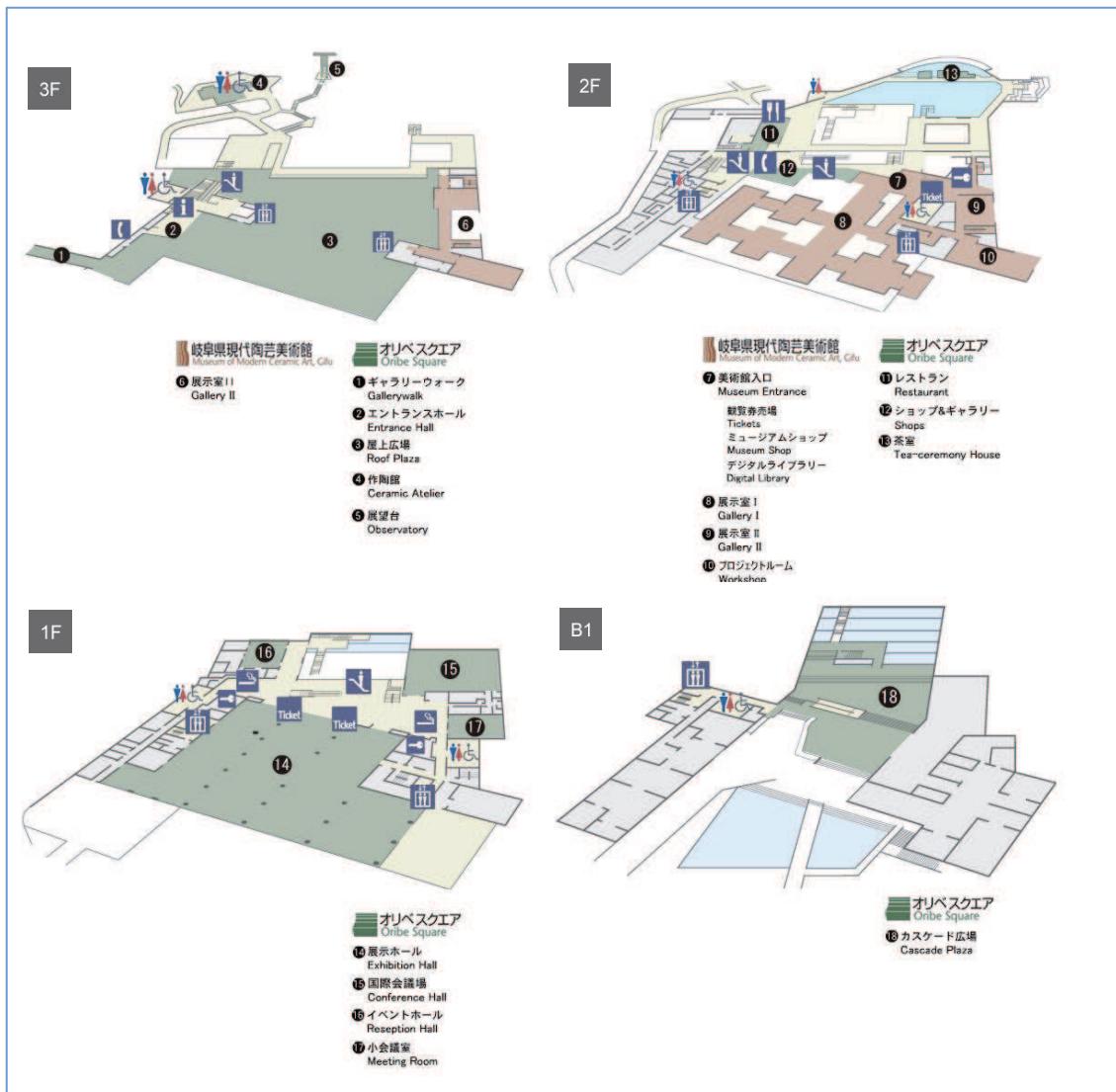
平成25年4月：公益財團法人セラミックパーク美濃として運営開始

平成26年9月：国際陶磁器フェスティバル美濃'14開催

平成27年4月：公益財團法人セラミックパーク美濃を指定管理者として選定

平成 29 年 9 月：国際陶磁器フェスティバル美濃'17 開催  
 平成 30 年 4 月：公益財団法人セラミックパーク美濃を指定管理者として選定  
 令和 3 年 4 月：公益財団法人セラミックパーク美濃を指定管理者として選定  
 令和 3 年 9 月：国際陶磁器フェスティバル美濃'21 開催

#### (4) 施設の内容



#### ア 施設の概要

敷地面積：173,132.55m<sup>2</sup>、建築面積：7,954.65m<sup>2</sup>

延床面積：14,459.23m<sup>2</sup>

階数：本館棟地上 3 階・地下 1 階、ロッジア棟(茶室) 1 階、作陶館 1 階、展望台 2 階

構造：鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨コンクリート造

工事期間：平成 10 年 10 月～平成 14 年 7 月

イ 主な施設の概要（写真：ホームページより）

○展示ホール



展示会、見本市等の各種イベントに最適なオープンスペース（区分利用が可能）で、「国際陶磁器フェスティバル美濃」の会場でもある。

面積：2,237m<sup>2</sup>（分割利用時：A - 1,041m<sup>2</sup>、B - 787m<sup>2</sup>）

天井高：9m 及び 4.5m

床：コンクリート金コテ押さえ樹脂系塗装（平均耐荷重：1t/m<sup>2</sup> 4t トラックが積載物込走行可能）

○国際会議場



昇降式ステージ、音響・照明設備、同時通訳（2ヶ国語）設備を備えた会議場

約300人まで収容可能で、国際会議や講演会・式典に加え、中規模の展示会の開催も可能

面積：409m<sup>2</sup>

天井高：4.8m 及び 16.6m

床：木製フローリング

耐荷重：500kg/m<sup>2</sup>

収容人数：シアター形式 300人

○茶室



水辺に浮かぶ茶室で本格的な茶会を開催出来る。地元陶芸家の抹茶茶碗無料貸出サービスも行っている。

面積：83m<sup>2</sup>

施設構成(1)小間席…茶室（四畳半台目）、(2)広間棟…主室（12畳）、(3)水屋、勝手

（5）指定管理業務の概要

ア 地域に根付く美濃焼文化を活用し、地域の産業と観光を発展させる事業

- ①美濃焼の文化・産業振興に資するイベントの企画及び開催
  - ②陶芸文化の普及啓発を目的とした作陶体験施設の運営
  - ③現代陶芸美術館の施設運営支援及び里山自然環境を体験する憩いゾーンの整備
  - ④陶磁器産業文化の振興、発展及び地域の健全な発展に寄与するイベント委託業務
  - ⑤陶磁器産業・文化の振興、発展及び地域の健全な発展に寄与する公益目的事業に対する施設の貸与
- イ 貸館施設の貸与、管理等の運営  
 ウ 美濃焼及び県産品を来館者にPRするための物販施設の運営  
 エ 来館者及び施設利用者の利便性向上のための飲食施設の運営

#### (6) 指定管理者が行う業務に要する経費等

指定管理者は、本施設の管理運営に必要な費用について、負担金収入、利用料収入、その他収入で賄うものとする。なお、県は、本施設の管理運営に必要な経費として、予算額の範囲内で年度ごとに負担金を支払う。この場合の支払時期や方法については協議の上決定する。なお、額の確定後は、運営によって過不足が生じた場合でも、原則として負担金の変更は認めない。

指定管理者は、指定管理業務から余剰金が発生した場合、原則としてその20%に相当する額を県及び3市に対して精算する。この場合において、支出額が経費節減努力により当初予算額を下回ったときには、余剰金からその経費節減効果額を控除した後の金額の20%に相当する額を精算する。ただし、欠損金が発生した場合、県及び3市による追加負担は行わない。

#### (7) 直近5年間の利用状況

年度	来館者数(人)				
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
開館日数	359	359	359	360	359
来場者数	223,993	250,259	249,991	184,556	83,962
(内)美術館	30,115	32,283	68,413	24,912	29,406
貸館稼働率(%)					
展示ホール	42.6	52.4	36.8	49.7	22.9
国際会議場	21.7	27.3	33.1	30.6	31.3
イベントホール	34.3	39.3	36.2	36.4	19.0
小会議室	37.9	44.8	40.4	44.7	19.0
茶室	14.2	21.2	12.5	8.1	5.0
屋上広場	25.9	28.7	21.7	10.6	8.4

## 2 監査の重点及び監査手続

セラミックパークM I N Oは、平成 14 年の開館前から、現在の指定管理者が管理することが予定されていた点に特色があるが、指定管理者制度である以上、ガイドライン等に従った運用が履行されているかに着目して監査を実施した。また、指定管理料ではなく、県と地元 3 市が負担金を分担して、運営している点に特色があり、施設管理費も高額であることから、負担金の推移や使途に着目し、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和 3 年 8 月 3 日及び同年 10 月 26 日の往査において、指定管理者及び担当課（文化伝承課、地域産業課）のヒアリングを行った。また、令和 3 年 4 月 19 日及び同年 12 月 24 日に、文化伝承課に対するヒアリングを行った。

書類監査については、アンケート調査票による照会のほか、定期監査資料（岐阜県現代陶芸美術館、令和 2 年 12 月 25 日、令和 3 年 7 月 14 日）、定期監査資料（地域産業課、令和 2 年 9 月 1 日、令和 3 年 8 月 26 日）、出資出捐団体監査資料（平成 31 年 1 月 9 日）、岐阜県現代陶芸美術館及びセラミックパークM I N O のパンフレット、ホームページ、岐阜県現代陶芸美術館条例、岐阜県現代陶芸美術館管理規則、岐阜県現代陶芸美術館の利用に関する取扱要綱、岐阜県現代陶芸美術館観覧料等徵収規則、岐阜県現代陶芸美術館美術品等収集委員会設置要綱、セラミックパークM I N O 条例、同施行規則、セラミックパークM I N O の管理に関する基本協定書、セラミックパークM I N O 管理運営業務仕様書、公益財団法人セラミックパーク美濃関係規程の届出について（危機管理規程、個人情報保護規程、情報公開規程、文書規程）、公益財団法人セラミックパーク美濃定款、「セラミックパーク美濃 役員等名簿」、令和 2 年度事業計画、令和 2 年度事業報告書、指定管理者評価結果票（平成 27 年度～令和元年度）、

「セラミックパークM I N O の概要」等、歳出事項別明細帳書（補正）、公有財産台帳、施設利用アンケート、セラミックパークM I N O 利用促進協議会規約、セラミックパークM I N O 利用促進協議会議事要旨、公益財団法人セラミックパーク美濃会計処理規程、公益財団法人セラミックパーク美濃運営経費の負担に関する規程、セラミックパークM I N O の利用料金等に関する規程、「セラミックパークM I N O の利用料金等に関する規程」の一部改正について、行政財産使用許可書（ショップ&ギャラリー、レストラン）、行政財産使用許可期間更新申請書、委託業務契約書（飲食事業）、セラミックパークM I N O 飲食施設運営委託業務仕様書、県有施設中長期保全計画（総括表、詳細）、岐阜県県有建物長寿命化計画、「時間外勤務、休日勤務命令簿」、セラミックパークM I N O の指定管理者指定申請に係る審査結果について（令和 2 年 11 月 13 日）、令和 2 年度第 1 回岐阜県指定管理者制度等運用委員会議事録（令和 2 年 6 月 4 日）、令和 2 年度第 4 回岐阜県指定管理者事前審査会議事要旨、セラミックパークM I N O 指定管理者立入調査票、負担金支払いの督促、業務委託契約書（建築設備維持管理及び警備業務）、セラミックパークM I N O の管理に係る第三者への委託について、岐阜県現代陶芸美術館協議会議事要旨（平成 28 年度～令和 2 年度）、アンケート調査結果（平成 27 年度～令和 2 年度）、岐阜県現代陶芸美術館運営方針、文化伝承課所管施設入館者数等、「館外との連携」、委託業務契約書（「神業ニッポン 明治のやきもの

幻の横浜焼・東京焼」展印刷物製作業務委託、現金出納簿、岐阜県現代陶芸美術館美術品等収集方針、岐阜県現代陶芸美術館美術品等収集委員会（書面開催）議事要旨（令和2年度）、物品目録、等の提出を受け、美術品等貸出許可書、美術品等借用書、預かり書、年度現物実査の結果について（報告）、行政財産使用許可書等（美術館ミュージアムショップ、岐阜県現代陶芸美術館友の会）、自動車運転免許証所有者台帳・職員自家用車自動車台帳、県有建築物の營繕工事等の実施の手引き、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」、「職務に専念する義務の免除の取扱について（通達）」、「募集内容・応募方法」等を閲覧した。

また、関連団体として、出資団体である公益財団法人セラミックパーク美濃、補助金等交付団体である国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会についても、ヒアリング及び書類監査等を行った。

### 3 物品管理

#### 【参考報告 地域産業課】

セラミックパークM I N Oでは、指定管理期間中に県から指定管理者への貸付備品（管理物品）に変更が生じた場合、管理システムを更新するとともに、基本協定変更協定書を締結して、貸付備品を更新している。

指定管理期間中に、基本協定書記載の貸付物品に変動が生じることはある得ることであり、この場合の取扱いは、施設毎に異なっている。しかし、基本協定書に基づき備品の貸付手続をしていることからすれば、その更新も基本協定書の変更によって一元的に行われることが望ましいといえる。実務上の取扱いとして参考になる。

### 4 施設管理

#### （1）公有財産台帳

##### 【事実関係】

セラミックパークM I N Oの建物について表示登記は行われている。しかし、公有財産台帳に記載のある建物6件について、登記年月日が記載されていない。

##### 【規範】

岐阜県公有財産規則第26条（財産台帳）第1項は、「部局長は、その所管する公有財産について法第238条の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳（別記第6号様式）を備えなければならない。」と規定する。

また、同3項は、「部局長は、その所管する公有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由により変動があったときは、直ちに、財産台帳及び付属書面を整理しなければならない。」と規定する。

##### 【指摘 地域産業課】

登記しているのであれば、「登記年月日」について、公有財産台帳に登録すべきである。

## (2) 防犯カメラ

### 【事実関係】

監視カメラは、県が設置したものと、指定管理者が設置したものがあり、全部で 46 台あるが、防犯カメラの運用管理に関する規程は存在しない。

### 【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条は、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定する。

また、第 3 条は、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」と規定する。

### 【意見 地域産業課、指定管理者】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成させることが望ましい。

## (3) シール販売機

### 【事実関係】

「焼くならマグカップも」のシール販売機はショッピング＆ギャラリー M I N O の管理物であるが、行政財産の目的外使用許可を得た範囲の外に設置されている。

### 【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、行政財産を本来の目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。



### 【指摘 地域産業課】

シール販売機の設置場所についても目的外使用許可を申請させるか、目的外使用許可を得ているショッピング＆ギャラリー M I N O 内に設置させるべきである。

### 【改善報告】

監査人の指摘を受け、ショッピング＆ギャラリー M I N O 内に移動するよう指示があり、その後、令和 3 年 8 月 31 日、シール販売機は撤去されたため、改善報告とする。

## (4) 茶室

### 【事実関係】

平成 9 年に作成された国際陶磁器テーマパーク（仮称）基本計画及び同事業化計画報告書によれば、茶室の位置づけとして、この地域が東濃研究学園都市として研究者や外国人の来客も見込まれるため、「もてなしの場」として茶室を利用してもらう中で、美濃焼茶陶の日本文化における重要性と、その美の水準の高さを知ってもらうこと、また、茶の湯を通して陶磁器ファンやイベント来場者の「交流の場」として利用してもらうことを目的として設置された。そこで、一流の陶芸作家の茶陶を無料で貸し出している。

茶室の利用率は、目標稼働率 20% とされているところ、平成 29 年度は 21.2%、30 年度は 12.5%、令和元年度は 8.1%、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響もあり 5.0% にとどまっている。ヒアリングによれば、近年は、SNS を通じて、コスプレの撮影場所として利用されることもあるとのことである。

【意見 指定管理者、現代陶芸美術館】

指定管理者は、岐阜県現代陶芸美術館と連携し、陶磁器に興味をもつ来館者の茶室利用を促進する企画を立案するなどして、茶室稼働率を向上させる取組みをすることが望ましい。

（5）建物著作権と文書管理

【事実関係】

セラミックパーク M I N O は、建築界のノーベル賞とも評されるプリツカー賞を受賞した建築家の設計によるものである。ヒアリングによれば、建築物たる施設の修繕が必要となる場合には、その都度、設計事務所に確認した上で実施しているとのことである。平成 9 年度に設計事務所と締結した基本設計委託契約書は、文書作成年度から 15 年間保存した後、廃棄されている。

【規範】

岐阜県公文書規程第 68 条第 1 項では、公文書の区分ごとの保存期間が定められており、同条第 4 項では、「完結文書の保存期間は、第一項第七号に定めるもの及び法務・情報公開課長が別に定めるものを除き、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。（＊以下略）」と定められている。

また、同規程第 68 条第 5 項では、「前項の規定にかかわらず、常用文書（注：例規文書、原簿、台帳等で常用に供するものをいう。岐阜県公文書規程第 35 条第 4 項）の保存期間は、当該文書を常用に供する必要がなくなった日の属する年度の翌年度の初日から起算する。」と定められている。

なお、同規程第 73 条第 1 項では、「主務課長は、保存期間が満了する文書について、その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、法務・情報公開課長が定める日までに文書取扱責任者に協議しなければならない。」とされ、同条第 2 項では「文書取扱責任者は、前項の協議があつたときは、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の延長の期間その他必要な事項を文書管理システムに登録することにより当該文書の保存期間を

延長することができる。（＊以下略）」と定められている。

【指摘 地域産業課】

著名建築家の設計であるという建物の性質からして、著作権（著作者人格権）の及ぶ範囲や内容は、その改修工事の可否や進行に影響を与える重要事項である。今後は、その著作権及び著作者人格権の取扱いの拠り所となる設計・建設当初の契約書につき、これを同建物管理上常用に供するもの（常用文書）と解する又は保存期間の延長申請を行う方法等により、破棄せず保管すべきである。

（6）遺失物・拾得物の管理

【事実関係】

指定管理者は、「拾得物等取扱いマニュアル」を策定しており、「拾得物届出」、「遺失物届出」の様式も作成した上で、ファイル管理している。落とし主が現れたり、廃棄したりしたものは処理済みとし、未処理の案件と分けて管理をしているとのことである。

## 5 契約

（1）再委託契約

【事実関係】

指定管理者は、再委託の承認について、5年分をまとめて提出している。  
「清掃業務」などの複数年にわたる継続契約については、業務名、委託先の名称と所在地、契約額を明示している。

しかし、「建築基準法第12条点検業務」「電動リフト保守点検業務」の単年度契約については、委託先の名称と所在地、契約額が明らかになっていない。また、指定管理者は、別に単年度契約について、別途、承認手続をしていない。

【規範】

基本協定書第18条は、指定管理者が本業務の一部を第三者に委託するときは、「あらかじめ当該第三者の名称及び所在並びに委託業務の内容を明らかにして」承認を得なければならないとしている。

【指摘 指定管理者、地域産業課】

単年度契約についても、再委託先の名称及び所在を明示して、承認手続をとるべきである。

（2）施設管理契約

【事実関係】

指定管理者評価結果票の収支状況によれば、セラミックパークMINOの直近5年度の収支状況は、以下のとおりである。令和2年度では86,440千円の施設管理費を要しており、支出のうち施設管理費の割合が半分以上を占めていることが分かる。

(単位：千円)

年度		平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
収入	利用料金	32,801	38,750	31,295	47,595	22,698
	指定管理料	0	0	0	0	0
	その他	122,934	125,805	121,116	129,973	126,767
	合計	155,735	164,555	152,411	177,568	149,465
支出	施設管理費	123,214	130,533	91,744	93,628	86,440
	人件費	38,254	40,060	41,439	41,235	40,231
	その他	0	0	26,556	41,886	23,560
	合計	161,468	170,593	159,739	176,749	150,231
差引		▲5,733	▲6,038	▲7,328	819	▲767
経費節減努力額		127	5,909	11,298	3,235	32,403
納付金		なし	なし	なし	なし	なし

基本協定書によれば、「指定管理者は、指定管理業務から余剰金が発生した場合、原則としてその 20%に相当する額を県及び 3 市に対して精算するが、支出額が経費節減努力により当初予算額を下回ったときには、余剰金からその経費節減効果額を控除した後の金額の 20%に相当する額を精算する」とされている。直近 5 年度について見ると、令和元年度は 819 千円の余剰金が生じており、これは全て指定管理者の経費節減努力によるものであったため、指定管理者に還元されていることである。しかし、直近 5 年度のうち 4 年度については、そもそも余剰金が発生していないため、いかに指定管理者が経費削減努力をしても、これが指定管理者に還元されるシステムが機能していない。

経費節減努力を考慮する協定書の規定は、指定管理者の経費節減努力を促すための制度設計として評価できる。しかし、そもそも余剰金が発生していない年度が多く、機能不全に陥っているのではないかと思われる。施設管理費が多額であること、施設管理費の一部を岐阜県現代陶芸美術館が負担することからすると、指定管理者の経費節減努力を的確に評価し、これを促すための別の手法を検討すべきであることは、現代陶芸美術館の箇所で触れたとおりである。

## 6 施設収支と利用料金

### (1) 施設収支

#### 【事実関係】

セラミックパーク M I N O は、建設時に総事業費約 130 億円を要した施設である。財源は、地域総合整備事業債約 84 億円、一般財源約 46 億円で賄われている。

直近 5 年度の収支状況は、以下のとおりである。セラミックパーク M I N O は、指定管理料は支払われていないものの、県と地元 3 市（多治見市・土岐市・瑞浪市）が負担金を出捐比率に応じて按分負担している。その総額は、令和 2 年度は、新型コロ

ナウイルスの影響もあり、8132万5千円（県は3328万2千円）にのぼる。直近5年度の収支状況をみると、県と3市からは毎年6000万円以上の負担金が支出されているが、直近5年度のうち4年度がマイナス収支となっている。

(単位：千円)

	年度	平成28	平成29	平成30	令和元年度	令和2年度
収入	施設運営収入	32,801	38,750	31,295	44,047	20,839
	広報宣伝事業収入	373	231	124	174	47
	自主企画事業収入	16,435	16,756	13,574	13,619	1,135
	物販事業収益	17,435	24,636	24,873	24,402	18,189
	飲食施設運営事業収益				170	
	その他				14	
	値引・戻り高			▲ 95	▲ 67	
	小計	67,044	80,373	69,771	82,359	40,210
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金	106,245	109,435	107,527	115,404	124,274
(内) 県と3市負担金		62,759	62,759	62,759	68,227	81,325
(内) 県負担金		20,710	20,710	20,710	22,515	33,282
雑収益・その他		93	49	132	313	1,099
合計		173,382	189,857	177,430	198,076	165,583
支出	事業費	168,941	188,241	176,497	189,194	161,400
	管理費	8,403	4,719	5,143	6,034	5,275
	合計	177,344	192,960	181,640	195,228	166,675
収支		▲ 3,962	▲ 3,103	▲ 4,210	2,848	▲ 1,092

#### 【意見 地域産業課、指定管理者】

セラミックパークM I N Oは、建設時の多額の投下資本を回収する視点から、減価償却費を考慮した収支を把握する必要がある。また、減価償却費を考慮しない単年度収支だけを見ても、毎年県と3市からの6000万円以上の負担金収入がなければ施設を維持することはできない。施設の設置目的として、条例では、「地域における陶磁器にかかる産業と文化の融合を目的とし、岐阜県現代陶芸美術館と連携して陶磁器産業の育成を図り、もって岐阜県の産業の発展及び観光の振興に資する」という複合的な目的が掲げられている。しかし、施設自体に展示物があるわけではなく、基本的には、利用料金を徴収して、国際陶磁器フェスティバル美濃等の「場」を提供する貸館施設である。そうすると、少なくとも貸館収入等の事業収益によって、施設運営していくための不断の努力が求められる。地域産業課と指定管理者は、県と3市からの負担金収入を当然のものとせず、協働して、収支状況改善のための中長期的計画を立案することが望ましい。

## (2) 利用料金

### 【事実関係】

アンケート等の結果によれば、セラミックパークM I N Oの利用料金は、地域利用者からは割高との印象を持たれているとのことである。利用料金の設定については、平成14年の開館時に、展示ホールの利用料金を検討したことはあるが、その後は、利用料金の検討がされていない。

### 【意見 指定管理者】

指定管理者は、条例の範囲内において、利用料金を設定することができる。利用者の新規獲得や施設の認知度を高めるため、利用料金の見直しや試行を検討することが望ましい。

## 7 指定管理者

### (1) 特定者指名

### 【事実関係】

(公財)セラミックパーク美濃が、令和3年度からの5年間、特定者指名を受けている。特定者指名の理由として、令和2年度指定管理者制度等運用委員会では、①(公財)セラミックパーク美濃は、セラミックパークM I N Oを管理運営し、陶磁器産業や陶磁器文化など振興を図るために、地元3市(多治見市、土岐市、瑞浪市)、地元商工会議所及び県の出捐により設立した団体であり、そのため、運営に当たっては、地元3市と県との間で、運営費負担について合意(地元3市が2/3、県が1/3を負担するスキームが確立している。)しており、地元3市も引き続き同団体を特定者指名すべきとの意向であること、②公益財団法人の運営状況として、施設の適切な管理は勿論のこと、産業や文化の振興、施設の利用促進などに積極的に取り組んでいること、よって、①県や地元3市とともに産業・文化・地域の創出といった共通目的のために設立された団体が、同じ目的のために建設された施設を管理運営していくことで、より施設の効用・機能が発揮されると考えられ、②これまでの業務実績や取組の状況を見ても、この団体を引き続き指定管理者に指定することで良好な施設運営が期待できるとの説明がなされている。

他方、平成18年度の包括外部監査においても、「既に指定管理者制度が導入されており、その結果、財団が指定管理者となって管理運営を任せられているが、そもそも財団自体がこれを目的として設立されたことや、施設設備にかかる光熱水費等固定費の負担が大きいことからすれば、指定管理者制度を形式的に導入したとしても管理費の削減効果はなかなか期待できないと思われる。財団の管理期間が終了し、次の指定管理者を募集する場合には、本来の意味での指定管理者制度のメリットが発揮されるような抜本的な改革が行われるよう、幅広く民間からも募集を行うことが望まれる。」との意見が付されている。

### 【規範】

岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン（令和2年4月 岐阜県総務部総務課）第2「指定管理者制度の概要及び本県における導入の考え方」・2「本県における指定管理者制度導入の考え方」（2）「指定管理者の募集について」において、「指定管理者の募集は、公募によることを基本とします。」と原則論を示している。

他方、「ただし、次に掲げる例示のように、特定の団体を指定管理者として選定することについて合理的な理由が認められる場合にあっては、公募によることなく、その団体のみから指定管理者の指定に係る申請を受ける方法（以下「特定者指名」といいます。）によることとします。」と例外を示しており、具体的には、「ア 本県と密接に連携して事業を展開する団体が、その事業と一体的に公の施設の管理運営を行うことにより、その施設の効用が最大限発揮される場合」「イ 公共団体又は公共的団体が無償又は低額で公の施設の管理運営を行い、その施設の効用が十分に発揮される場合」としている。

#### 【指摘 地域産業課】

セラミックパークM I N Oを特定者指名する理由付けが、果たして妥当なのか疑問である。①の理由については、スキームが確立しており、仮に、民間団体が指定管理者となった場合であっても、同スキームを維持することは可能と考えられるし、②の理由については、施設管理のみならず、産業文化の振興等の運営は、民間団体でも、協定書や仕様書でその内容や質を取り決めることは可能と思われる。

したがって、原則論どおり、指定管理者を公募とすることを選択肢の一つとして、検討すべきである。具体的には、公募とすることのメリット・デメリット、特定者指名とすることのメリット・デメリット（県と3市は、これまでの負担金支出額と得られた効果、指定管理者を公募する場合に果たして県と3市の負担金スキームが維持できなくなるのかどうか、公募とした場合に施設の設置目的が果たされなくなるかなど）を具体的に示した上で、岐阜県指定管理者制度等運用委員会に諮るべきである。公募の方法についても、「ア 本県と密接に連携して事業を展開する団体が、その事業と一体的に公の施設の管理運営を行うことにより、その施設の効用が最大限発揮される場合」に該当するのであれば、その分、評価を高くするなどの方法が考えられる。

#### （2）アンケート

##### 【事実関係】

指定管理者は、施設内に4か所アンケート用紙を設置しているが、年間30枚ほどしか回収できていない。国際陶磁器フェスティバル美濃などの大きなイベントあるときでも、年間60枚ほどしか回収できていない。

##### 【規範】

指定管理者運用ガイドラインは、「県及び指定管理者は、指定管理者制度を導入している公の施設について、意見箱の設置、利用者に対するアンケート調査、ウェブページによる意見募集等適宜の方法により、当該施設の利用者等から広く意見の収集に努めます。」とする。

### 【指摘 指定管理者】

アンケートは、指定管理者の評価や事業改善の基礎となる重要な要素であるため、アンケート回収率を向上させる取組みを検討すべきである。

なお、令和元年度の大分市包括外部監査では、「アンケート結果を適切に評価するための量の十分性の方針の確立」として、統計学的視点からの提言がされており大変参考となる（同報告書 243 頁～244 頁）。

$$n = \frac{\frac{z^2 \times p(1-p)}{e^2}}{1 + (\frac{z^2 \times p(1-p)}{e^2 N})}$$

※ n : 必要なサンプル数（求める数）

N : 母集団の人数（本件では、利用者数）

Z : 信頼度（統計学的に Z 値といい、平均値からの標準偏差乖離度のことである。）

P : 回答比率

e : 許容誤差

詳細は、同報告書等を参照していただきたいが、必要なサンプル数であるアンケート数は、許容誤差（アンケート数と母集団である利用者との誤差。例えば、許容誤差 5%とした場合、アンケートで「満足」としている者が 80%とすると、利用者のうち 80% ± 5%、つまり 75%～85% の者が「満足」していると評価できる。）や、信頼度（アンケートがどの程度の確率で許容誤差内かを示す数値）をどのように設定するかで大きく異なることに留意する必要がある。もっとも、一般的には、許容誤差 5%、信頼度 95% で統計上は十分意味があると言われているようである。セラミックパーク MINO の利用者数（母数）20 万人、許容誤差 5%、信頼度 95%、回収比率 50% として計算すると、必要なアンケート数は 383.4 となる（統計学的には、許容誤差、信頼度、回収比率を上記のように設定する限り、必要なアンケート数は、母集団が 100 万人でも 384.0、1000 万人でも 384.1 となり、頭打ちとなる。）。

### （3）指定管理者の評価員会議

#### 【事実関係】

現地において管理運営業務評価員会議を開催しているが、指定管理の管理運営業務評価員会議等において、現地視察をして、評価をする方法をとっていない。

#### 【規範】

セラミックパーク MINO の管理に関する基本協定書第 33 条（専門家等による評価）第 1 項は、「甲は、乙による本業務の実施について、管理の基準の充足状況、本施設の設置目的の達成状況、公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等に関する評価を行うため、セラミックパーク MINO 管理運営業務評価員会議（以下「評価員会議」

という。）を開催し、本施設を熟知した専門家等から当該評価について意見を聴取する。」と定める。

#### 【指摘 地域産業課】

管理の基準の充足状況、本施設の設置目的の達成状況、公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等について、本施設を「熟知した」専門家等から評価を得るために現地視察が不可欠である。現地を視察しなければ、上記各項目について、「熟知」することはできない。

指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。

#### （4）新型コロナウイルス感染拡大と負担金の増額

##### 【事実関係】

指定管理者制度を導入する公の施設のうち、セラミックパークM I N Oは、県のみではなく、県と3市が共同して負担金を支出していることから、県と3市がどのように責任を分担するかという問題が生じる。

セラミックパークM I N Oは、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年4月4日から5月31日までの間、貸館の利用を休止した。県は、令和2年度の9月補正予算で、①新型コロナウイルス感染拡大による施設休止並びに利用減に伴い、収支予算を見直し、不足分を措置する必要があること、②主因となった施設休止、イベントの自粛は県からの要請に基づくものであることに鑑み、全額を県が負担する必要がある、との考え方の下、令和2年4月以降の新型コロナウイルスを理由に一般利用者のキャンセル分と、国際陶磁器フェスティバル美濃のキャンセル分による収入減少、新型コロナウイルスによる持続化給付金事務作業による収入増加、光熱水費の支出減少分から算出し、9,619,000円の負担金を追加支出している。

一方で、令和2年度の3月補正予算では、上記県の追加負担金を含めても、令和2年度収支予算との関連で10,350,000円が不足するとして、7,646,000円を県と3市が出捐比率に応じて按分負担することとし、負担金を増額支出している。

##### 【意見 地域産業課】

県の判断により施設 자체が休館した期間の収入減少部分を、県が全額補填するには合理性がある。一方で、県がイベントの自粛要請をしたとしても、令和2年9月の国際陶磁器フェスティバル美濃の延期を決めたのはあくまで同実行委員会なのであるから、この収入減少分を県が全額補填することに合理性はないようと思われる。このことは、令和3年1月14日から3月1日まで岐阜県が「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定され、イベントの自粛要請があった期間について、県と3市が収入減少分を按分負担していることからしても、合理的説明は困難と考えられる。今後も、新型コロナウイルスの影響は継続することが予想されるから、県と3市との間において、分担方法のあり方について、明確な基準を設けることが望ましい。

## 8 公益財団法人セラミックパーク美濃

### (1) 沿革

平成 11 年 3 月：財団法人セラミックパーク美濃 設立

平成 14 年 10 月：セラミックパーク M I N O の管理受託を開始

平成 18 年 4 月：セラミックパーク M I N O の指定管理者として運営開始

平成 25 年 3 月：公益法人認定

平成 25 年 4 月：公益財団法人セラミックパーク美濃として運営開始

### (2) 設立目的

地域に根付く美濃焼を活用し、東濃西部地域の産業・文化及び観光の振興に寄与することを目的とする。

### (3) 事業の内容

①イベント等の企画実施に関する事業

②作陶体験施設の運営に関する事業

③岐阜県現代陶芸美術館の運営支援及び自然観察会の運営に関する事業

④セラミックパーク M I N O 及びその他の関連施設の管理運営に関する事業

⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### (4) 役員

理事長：多治見市長

副理事長：岐阜県東濃県事務所長

専務理事：多治見市副市長

理 事：瑞浪市長、土岐市長、多治見商工会議所会頭、瑞浪商工会議所会頭、  
土岐商工会議所会頭、笠原町商工会会長、岐阜県商工労働部地域産業  
課課長、岐阜県現代陶芸美術館館長

業務執行理事：(公財) セラミックパーク美濃事務局長

### (5) 基本財産 10,000 千円

出捐団体	出捐金額	出捐比率
岐阜県	3,300 千円	33.00%
多治見市	3,514 千円	51.93%
多治見商工会議所	1,625 千円	
笠原町商工会	54 千円	
土岐市	627 千円	9.27%
土岐商工会議所	300 千円	
瑞浪市	393 千円	5.80%
瑞浪商工会議所	187 千円	

### 【事実関係】

(公財) セラミックパーク美濃は、県の出資出捐団体、負担金交付団体、かつ、県有施設の指定管理者に該当する。

地方自治法第 199 条第 7 項に基づき、県は、必要があると認めるときは、県が補助金等（負担金を含む。）を交付している団体、県が資本金等の 1 / 4 以上の出資を引き受けている法人、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）を対象に、財政的援助等の目的に沿った事務の執行が行われているかを主眼に監査をしている。（公財）セラミックパーク美濃は、令和 4 年 1 月 12 日に、県の財政援助団体等監査（出資出捐団体監査）を受けている。

### （6）債権管理

#### 【事実関係】

指定管理者の自主事業である飲食施設運営に関し、平成 30 年度の運営事業者への負担金、電気代、上下水道代合計 57 万 5702 円が未回収となっている。指定管理者は、これまでに、同事業者への請求や督促を繰り返しており、令和 2 年 7 月にも督促書を送付しているが、回収困難となっている。

#### 【意見 指定管理者】

電気代や水道代は、指定管理者が一括契約し、指定管理者と事業者との賃貸借契約等に基づき各月請求できる金銭として、5 年の消滅時効にかかるものと考えられる。この場合、時効更新事由に該当しない催告を繰り返しているだけでは、消滅時効期間を経過する危険があり、また、法的に効力のない催告を繰り返すことは、事務負担を増大させることになる。よって、納期限から 1 年が経過するような債権については、訴訟等の措置をとることが望ましい。

## 9 国際陶磁器フェスティバル美濃

### （1）概要

国際陶磁器フェスティバル美濃は、日本を代表する陶磁器の産地である岐阜県多治見市・瑞浪市・土岐市・可児市を舞台に、1986 年から 3 年に 1 度開催している世界最大級の陶磁器の祭典である。「土と炎の国際交流」をメインテーマに、陶磁器のデザインと文化の国際的な交流を通じて、更なる陶磁器産業の発展と文化の高揚を目指している。メインイベントである「国際陶磁器展美濃」は、国際的に認知された陶磁器コンペティションで、世界中の国と地域の作品が一堂に会す展覧会である。そのほか、来場者が、美濃焼の歴史や魅力、地域の風土を存分に感じ、楽しむことができる、4 市の陶磁器産業・地域・文化に密着した事業を多数開催している。

### （2）主催者

主 催：国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会

構成団体：岐阜県／多治見市／瑞浪市／土岐市／可児市／日本陶磁器工業協同組合連合会／日本陶磁器卸商業協同組合連合会／全国タイル工業組合岐阜県支部／岐阜県陶磁器産業連盟／多治見商工会議所／瑞浪商工会議所／土岐商工会議所／笠原町商工会／岐阜県陶磁器工業協同組合連合会／岐阜県陶磁器卸商業協同組合連合会／岐阜県タイル商業協同組合連合会／岐阜県窯業原料協同組合／岐阜県石膏型工業協同組合／岐阜県陶磁器デザイン協議会／岐阜県陶磁器デザイナー協会／岐阜県石油商業組合多治見支部／（一社）岐阜県トランク協会東濃支部／（公社）美濃陶芸協会／（一社）発明協会岐阜県支部多治見支会／（一社）多治見建設業協会／（一社）多治見青年会議所／（一社）瑞浪青年会議所／（一社）土岐青年会議所／多治見市美濃焼ミュージアム／多治見国際交流協会／日本貿易振興機構 岐阜貿易情報センター／（公財）セラミックパーク美濃／新聞社

理 事 会：多治見市長（会長）、その他理事 37 名

名誉総裁：眞子内親王殿下（'21 現在）、総裁：岐阜県知事

### （3）事業収支

（単位：千円）

年度		平成 29 (開催年)	平成 30	令和元	令和 2	令和 3 (開催年)
収入	入場料等	22,832	50	49	46	6,836
	負担金	122,500	0	22,000	86,353	64,648
	（内）県負担金	45,000	0	7,000	5,709	45,000
	補助金	25,325	0	2,210	1,650	19,080
	繰越金等	5,158	7,905	1,739	9,945	88,335
	合計	175,815	7,955	25,998	97,993	178,899
支出	国際陶磁器展事業費	74,871	0	5,012	3,128	98,017
	産業地域文化振興事業費	52,222	0	4,958	1,543	43,843
	広告宣伝事業費	31,404	0	2,751	2,963	15,239
	企画、派遣スタッフ、管理費	9,455	6,253	3,343	2,824	4,657
	合計	167,952	6,253	16,064	10,458	161,756
繰越額		7,863	1,702	9,934	87,535	17,143

\* 令和 3 年度は令和 3 年 12 月時点の決算見込の数値

### 【事実関係】

県は、地方自治法第 199 条 1 項 7 項に基づく財政援助団体等監査に関し、補助金等交付団体について、1 事業 500 万円以上の補助金等を交付した団体を対象としている。

国際陶磁器フェスティバル美濃実行員会への負担金は、交付しない年度もあるが、上記のとおり令和元年度に 7,000 千円、令和 2 年度に 5,709 千円、フェスティバル開催年の令和 3 年度には 45,000 千円の負担金が支出されているところ、国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会に対する地方自治法第 199 条 1 項 7 項に基づく監査は、平成 15 年度に実施した後は行われていない。また、監査委員事務局は、毎年、補助金等交付状況調査を実施しているが、令和 2 年度、令和 3 年度の調査に対し、国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会は回答漏れとなっている。

#### 【規範】

地方自治法 199 条 1 項 7 項は、「監査委員は、必要があると認めるとき、…（中略）…、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。」と規定する。

また、「補助金等交付状況調査記載要領」には、〈留意事項〉として、「○ 令和 2 年度に交付した補助金等（貸付金、損失補償、利子補給は除く。また、交付金、負担金で 500 万円未満のものは除く。）について、交付している全ての補助金等交付先に対し、交付先ごとに整理して記載すること。」と記載されている。

#### 【指摘 地域産業課】

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会に対する負担金に関し、監査委員事務局が行う補助金等交付状況調査に監査対象である旨の回答をすべきである。

## 10 設置目的とグランドデザイン

### （1）施設の設置目的と評価軸

#### 【事実関係】

設置目的は、条例上、「地域における陶磁器にかかわる産業と文化の融合を目的とし、岐阜県現代陶芸美術館と連携して陶磁器産業の育成を図り、もって岐阜県の産業の発展及び観光の振興に資する」ためとしており、複合的要素からなっている。令和 2 年度の指定管理者制度等運用委員会においても、「当施設は貸館の部分で当然、採算がとれるように利用率の向上に努めていかなければならないと理解していますが、このような建物がもっている地域への貢献等もありますので、一概にこの施設で収益・利潤をあげて、それをもって償還していくという考えには直接結びついていません。仮に収益だけで償還していくのであれば、利用料金は高額となり、地域の方々に展示や発表の場を与えるということを考えると、今の料金設定でやっていこうということになります。結局、県や市の運営負担金がなくとも運営できるような施設・料金形態にしていかなければならないですが、施設等の目的等を考えると、そこまでには至っていない状態です。」と説明されている。

しかし、指定管理者は、事業報告書において、稼働率と来館者数については記載しているが、利用内容が明らかになっていない。また、設置目的を達成するための評価軸がないため、設置目的と稼働率や来館者数の関係が明確でない。

### 【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とし、同第15項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定する。

また、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

### 【指摘 地域産業課】

単年度収支をみても、県と3市の負担金収入がなければ施設運営は成り立たないため、収支状況を改善させるため、貸館の稼働率向上を重視すべきことは当然である。しかし、稼働率向上が設置目的達成に直接結びつくものではない。例えば、陶磁器産業や文化と無関係の催し物による稼働率向上は、収支状況改善としての意味付けはできても、設置目的からの意味付けはできない。まずは、複合的な設置目的と、その目的達成のための評価軸を整理し、明確化すべきである。

### 【指摘 指定管理者】

貸館事業にも、複合的な設置目的を考慮するのであれば、誰が、どういった目的で利用したかは、事業評価に当たり重要な情報となる。そうであれば、アンケート集計や、事業報告書においては、単に、貸館稼働率や入館者数を記載するのではなく、誰が、どういった目的で利用したかという整理をすべきである。

## (2) グランドデザイン

### 【事実関係】

令和3年度からは、指定期間が3年から5年に延長されている。セラミックパークMINOは、そもそも（公財）セラミックパーク美濃が管理することが予定されていたことからすると、中長期的な計画を立案するのに適した施設といえる。指定管理者は、平成27年に「第1期セラミックパークMINO活性化プラン」（平成27年～29年度）を策定し、平成30年には「第2期セラミックパークMINO活性化プラン」（平成30年～令和2年度）を策定し、各界の意見を反映するため、利用促進協議会を定期的に開催することとしている。利用促進協議会は、県と3市の行政、商工団体、岐阜県現代陶芸美術館、指定管理者から構成されている。令和2年度の利用促進協議会の議事録を閲覧したところ、第1回（令和2年7月30日）の議事録は意見と回答で2頁、第2回（書面開催）の議事録は1頁となっており、その内容からしても利用促進に向けた活発な議論が行われているとは言い難い。

ヒアリングによれば、上記活性化プランは指定管理者の事業計画書と重複しており、新たなプラン策定の必要性に乏しかったことから、第3期活性化プランは策定しないことにしたとのことである。

## 【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とし、同第15項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定する。

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

## 【意見 地域産業課】

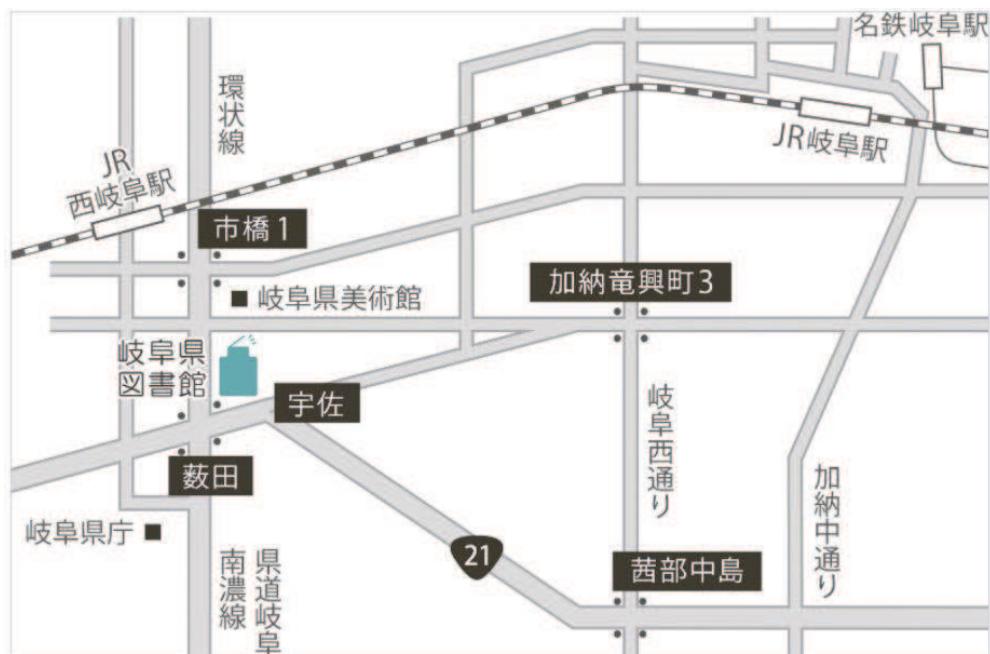
これまでと同じような団体代表者からの意見聴取のみを繰り返しても、新たなアイディアや抜本的解決案が出てくるとは思えない。指定管理者の利用促進のための取組みを否定するものではなく、また、ショップ事業やにぎわい創出による成果を評価しない訳ではない。しかし、セラミックパークMINOには、多額の資金が投じられており、今後も多額の修繕費を投入していくことが予定されていることからすると、間もなく開館20周年を迎えるこの施設を活かし切ることが是非とも必要であり、新たな発想を取り入れて、抜本的な見直しが必要な時期に来ていると思われる。県と3市は、設置目的を念頭に置きつつも、より自由な発想で施設運営を進め、収支状況を改善させるため、利用促進のための協議会には、団体代表者のみならず、地域住民を取り込むことや、場合によっては外部専門家を招いて活発な議論を求め、これを踏まえて、5年以上の中長期的なグランドデザインを策定することが望ましい。

## 第4 岐阜県図書館

### 1 施設の概要

#### (1) 施設所在地

岐阜市宇佐 4-2-1



(岐阜県図書館ホームページより)

## （2）施設の設置目的

岐阜県図書館は、県の中核図書館としての役割、機能を果たすため、県内・県外の図書館と連携し、県民のニーズに応じた資料を提供するとともに、専門的な資料である児童図書・岐阜県関係資料・地図資料の活用や、健康医療・子育て等の多様な分野の課題解決・調査研究に役立つ資料を提供する施設である。

## （3）沿革

- ・昭和 9 年 4 月 1 日 岐阜県立岐阜図書館創立（岐阜市美江寺町 26 番地）
- ・昭和 32 年 1 月 28 日 戦災で焼失した図書館を復興するため、新館舎を岐阜市大宮町岐阜公園内に建設、開館式挙行
- ・平成 7 年 7 月 7 日 岐阜県図書館開館、業務開始（書誌情報システム、分布図情報システムの稼働）、新館開館とともに、図書館コンピュータシステムの運用を開始、岐阜県教育情報ネットワークシステム（愛称スマイル）運用を開始
- ・平成 8 年 9 月 3 日 入館者 100 万人を達成
- ・平成 8 年 10 月 1 日 インターネットへの接続とホームページを開設、インターネットで蔵書検索の提供、メールレファレンスを開始
- ・平成 11 年 3 月 1 日 インターネット版予約システム稼動（図書館・公民館・高等学校図書館等）
- ・平成 12 年 2 月 1 日 横断型総合目録実験版稼動、県、岐阜市、大垣市、恵那市、海津町の図書館 5 館でスタート
- ・平成 13 年 6 月 27 日 県図書館と市町村図書館との間で相互貸借資料の搬送のための週 1 回の定期便開始
- ・平成 13 年 8 月 11 日 入館者 500 万人を達成
- ・平成 13 年 10 月 24 日 第 87 回全国図書館大会岐阜大会「2001 年・岐阜・図書館の旅－ I T 時代の図書館像を考える－」を開催。
- ・平成 16 年 3 月 12 日 岐阜大学附属図書館と相互協力に関する協定を締結
- ・平成 16 年 12 月 4 日 A V コーナー・リニューアル（DVD 対応機器へ変更、貸出対象資料の拡大、館内閲覧中心から貸出中心へ）
- ・平成 17 年 7 月 12 日 入館者 800 万人を達成
- ・平成 17 年 7 月 30 日 開館 10 周年記念「県図書館の今と昔」開催
- ・平成 17 年 9 月 9 日 貸出冊数 1000 万冊を達成
- ・平成 18 年 5 月 12 日 託児サービス開始
- ・平成 19 年 4 月 1 日 県内高校図書室との資料搬送（往復）を充実
- ・平成 20 年 3 月 1 日 入館者 1000 万人を達成
- ・平成 21 年 6 月 4 日 書誌情報システム更新、携帯電話からの予約サービス開始
- ・平成 22 年 2 月 20 日 「岐阜県図書館改革方針」策定
- ・平成 22 年 4 月 1 日 「岐阜県図書館改革アクションプラン」策定

- ・平成 24 年 4 月 1 日 施設の有料貸出を開始
  - ・平成 25 年 2 月 1 日 「歴史的音源」(国立国会図書館) の提供を開始
  - ・平成 26 年 4 月 1 日 「岐阜県図書館の運営方針 平成 26 年度～平成 30 年度」策定
  - ・平成 26 年 6 月 1 日 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの提供を開始
  - ・平成 27 年 2 月 25 日 書誌情報システム更新、新サービス「Myライブラリ」開始
  - ・平成 27 年 7 月 7 日 岐阜県図書館新館開館 20 周年記念回顧展開催
  - ・平成 27 年 8 月 11 日 入館者 1500 万人を達成
  - ・平成 28 年 1 月 24 日 紺野美沙子氏が名誉館長に就任
  - ・平成 28 年 12 月 10 日 ぎふ清流の国文庫を創設
  - ・平成 29 年 1 月 5 日 ティーンズコーナーを設置
  - ・平成 29 年 2 月 28 日 海外情報コーナー・海外教育コーナーを設置
  - ・平成 29 年 6 月 7 日 岐阜県発達障害者支援センター、特別支援学校等への出前事業を開始
  - ・平成 29 年 7 月 16 日 郷土を知り学ぶ場の創出として「おとなのための岐阜学講座」を開始
  - ・平成 29 年 12 月 12 日 ビジネス支援コーナーを設置
  - ・平成 30 年 1 月 31 日 宅配サービスを開始
  - ・平成 30 年 2 月 1 日 マイナンバーカードを貸出証として活用する実証事業を開始
  - ・平成 31 年 3 月 19 日 「第 2 次岐阜県図書館の運営方針」を策定
  - ・令和元年 7 月 7 日 電子書籍サービス  
(紀伊国屋書店学術電子図書館「KinoDen」) を開始
  - ・令和 2 年 3 月 1 日 在架資料のインターネット予約を開始
  - ・令和 2 年 3 月 3 日 岐阜女子大学附属図書館と相互協力に関する協定を締結
  - ・令和 2 年 10 月 1 日 バリアフリーコーナーを設置
- (岐阜県図書館ホームページより)

#### (4) 施設の内容

##### ア 建物概要

- ・完成年月日 平成 7 年 1 月 31 日
- ・敷地面積 約 22,074 m<sup>2</sup>
- ・延床面積 約 25,206 m<sup>2</sup>
- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）
- ・地下 1 階、地上 2 階、塔屋 1 階

##### イ 施設の管理

- ・岐阜県（直営）
- ・名誉館長：紺野美沙子氏（俳優）

##### ウ 各階の概要



(岐阜県図書館ホームページより)

(ア) 1階

- ・開架閲覧室（約19万冊の一般図書・児童図書・AV資料・雑誌・外国語資料等）
- ・閲覧席（187席）
- ・第1カウンター（本の貸出・返却、貸出証の発行、住所変更・再発行、インターネットの申し込み、書庫にある本の利用受付等、児童窓口では、絵本や児童の本の調べもの・予約を受け付けている。）
- ・第2カウンター（一般的な調べもの、資料の予約、データベースの検索、コピーの申し込みを受け付けている。）
- ・児童コーナー（絵本、児童書、紙芝居等）
- ・おはなし室（絵本の読み聞かせなどの「おはなし会」を定期的に行っている。）
- ・児童図書研究室（読みくらべ絵本、児童文学研究書・参考図書、外国絵本など）

があり、絵本や児童書の研究に利用することができる。)

- ・資料検索コーナー（「資料検索」又は館内の資料検索コーナーで、当館所蔵資料の検索ができる。）
- ・インターネットコーナー（インターネットコーナーで、調査・研究のためにインターネットの閲覧ができる。）
- ・データベースコーナー（データベースコーナーで、当館所蔵のCD-ROMやオンラインのデータベースが利用できる。）
- ・AVコーナー（CD・DVDなどのAV資料がある。）
- ・各種コーナー（ぎふ清流の国文庫、ビジネス支援、健康医療情報、海外情報・海外教育、子育て支援、ティーンズなどのコーナーがある。）
- ・授乳室
- ・対面読書室・点訳室・録音室（視覚障がい者サービス協力者が、目の不自由な方のための対面読書や録音図書の作製を行っている。）
- ・サポート活動室・控え室（当館のサポート・ボランティアが、活動するための部屋）
- ・多目的ホール（各種イベントに利用できる収容人数300人のホール）
- ・企画展示室
- ・楽書（らくしょ）交流サロン（イベント案内、ポスター掲示などを行っている。）
- ・レストラン（喫茶食事）

(イ) 2階

- ・開架閲覧室（約4万冊の郷土資料・新聞資料・地図資料が並んでいる。閲覧席は78席）
- ・第3カウンター（郷土資料の窓口では、岐阜県関係と新聞の調べもの、資料の予約、データベースの検索、コピーの申し込み、インターネットの申し込みなどを受け付けている。地図の窓口では、地図資料の調べものを受け付けている。）
- ・郷土資料コーナー（岐阜県に関する図書・雑誌（県公報、市町村例規集・広報などを含む。）がある。）
- ・岐阜県行政情報コーナー（県政に関する統計・報告書などがある。）
- ・地図・地図関連資料コーナー（広く国内外から収集した地図、衛星写真、空中写真、地図帳、地図関連資料など約14万点の地図と図書がある。）
- ・各種資料（新聞（全国紙・地方紙・専門紙など）、官報、全国の電話帳、教科書（小・中・高）、教材研究資料などがある。）
- ・マイクロフィルムコーナー（マイクロリーダーで、新聞のマイクロフィルムの閲覧ができる。）
- ・研究室（行政研究室・読書推進室）（グループ学習などに利用できる。）
- ・企画展示室Ⅱ
- ・研修室・多目的小ホール・特別会議室

エ 利用時間等

- ・開館時間 平日（火曜日～金曜日）：午前10時～午後8時  
土曜日・日曜日・祝日：午前10時～午後6時
- ・休館日 月曜日（祝日の場合は翌火曜日）  
毎月最終金曜日（図書整理日、祝日の場合は前木曜日）  
年末年始（12月28日～1月4日）  
臨時休館（図書総点検ほか）

#### （5）施設の事業

図書等の収集、保管・研究、貸出し等を中心とし、「第2次岐阜県図書館の運営方針」（令和元年度～令和5年度）というグランドデザインに基づき、年度ごとに、同運営方針の着実な実施を趣旨とする「アクションプラン」を立ち上げ、主に以下の各事項に重点を置いて事業を執行している。

##### ア 社会的課題解決の支援

- ・暮らしの安心のための支援
- ・地域の活性化や仕事への支援

##### イ 郷土を知り学ぶ機会の創出

##### ウ 世界に開かれた交流の場の創出

##### エ 中核図書館としての基盤強化と連携推進

###### （基盤強化）

- ・資料の収集・保存
- ・情報サービスの強化
- ・環境整備
- ・情報発信
- ・子どもの読書活動の支援

###### （連携推進）

- ・関係機関との連携
- ・県内市町村図書館等との連携

(6) 直近5年間の利用状況

利用統計						
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
開館日数	286日	285日	283日	270日	220日	
入室者数	532,788人	545,144人	550,198人	515,093人	234,978人	開架閲覧室入室者数
個人貸出人数	117,756人	110,216人	103,557人	90,505人	65,266人	資料を借りられた人数
貸出冊数	447,757冊	418,432冊	391,286冊	353,052冊	282,416冊	
個人1人当貸出冊数	3.8冊	3.8冊	3.8冊	3.9冊	4.3冊	
返却冊数	458,155冊	428,533冊	398,795冊	367,184冊	270,302冊	
遠隔地返却冊数	2,533冊	2,173冊	2,044冊	2,002冊	1,678冊	
貸出登録者数	3,444人	3,545人	5,219人	5,167人	3,956人	
検索件数	5,563,225件	2,504,993件	2,737,573件	2,715,346件	3,097,261件	
予約冊数	14,854冊	15,061冊	15,140冊	20,277冊	27,250冊	
A V 視聴件数	1,744件	1,944件	1,900件	1,305件	2件	令和2年度は、感染症防止のため利用停止。同年8月30日視聴コーナー廃止。
レファレンス件数	15,175件	15,223件	13,368件	12,137件	7,487件	
レファレンスマール件数	233件	241件	259件	268件	301件	
相互貸借（貸出冊数）	11,060冊	11,225冊	11,749冊	10,931冊	9,535冊	
相互貸借（借用冊数）	1,050冊	1,151冊	1,008冊	845冊	728冊	
特別貸出	75冊	1,266冊	1,766冊	1,429冊	1,819冊	
複写件数	9,660件	8,632件	8,098件	6,490件	3,592件	
出納冊数	54,585件	49,753件	46,460冊	39,673冊	29,122件	保存書架から出納した数
研究室利用者数	252人	297人	164人	128人	76人	
児童研究室利用者数	476人	454人	512人	392人	72人	
対面読書利用者数	7人	6人	11人	46人	23人	
準開架利用者数	44人	67人	95人	66人	12人	
外部DB検索件数	827件	1439件	2193件	1915件	1438件	日経テレコン他
ホームページアクセス回数	329,120件	309,569件	326,316件	373,372件	402,831件	
CD-ROM利用	47件	47件	97件	78件	54件	

令和元年度の利用統計において、閲覧室入室者数 51万5093人は、全国9位の順位である。

また、同年度における図書資料費予算 7250万円は、全国8位の順位である。

(7) 令和2年度の蔵書統計

令和2年度 蔵書統計(令和3年3月末現在)

【図書】

単位：「冊」

本館資料	一般図書	1,019,114
	地図関係図書	10,978
	特別文庫	9,966
	官報など	6,759
	点字他資料	2,643
	小 計	1,049,460
	読書活動支援資料	40,896
合 計		1,090,356

【逐次刊行物】

単位：種

雑誌	一般	1,520
	児童	9
	児研	20
	郷土	650
	地図関係	44
	小 計	2,243
	新聞	62
官報・県公報		2
加除式資料		6
保存種合計		2,313

【AV資料】

単位：点

L D	2,475
V T R	6,681
C D	13,156
カセット	3,159
D V D	1,168
合 計	26,639

【障がい者用録音図書】

単位：件

障がい者用録音図書	1,092
-----------	-------

【地図関係資料】

単位：点

地図関係	一般図	108,253
	主題図	30,645
	立体地図	124
	掛け図	94
	地球儀	15
	空中写真	5,072
	古地図	11,095
	小 計	155,298
	C D - R O M 、 D V D - R O M 等電子資料	73
	ハイビジョンソフト	1
合 計		155,372

【電子書籍】

単位：冊

電子書籍	1,775
------	-------

【電子資料】

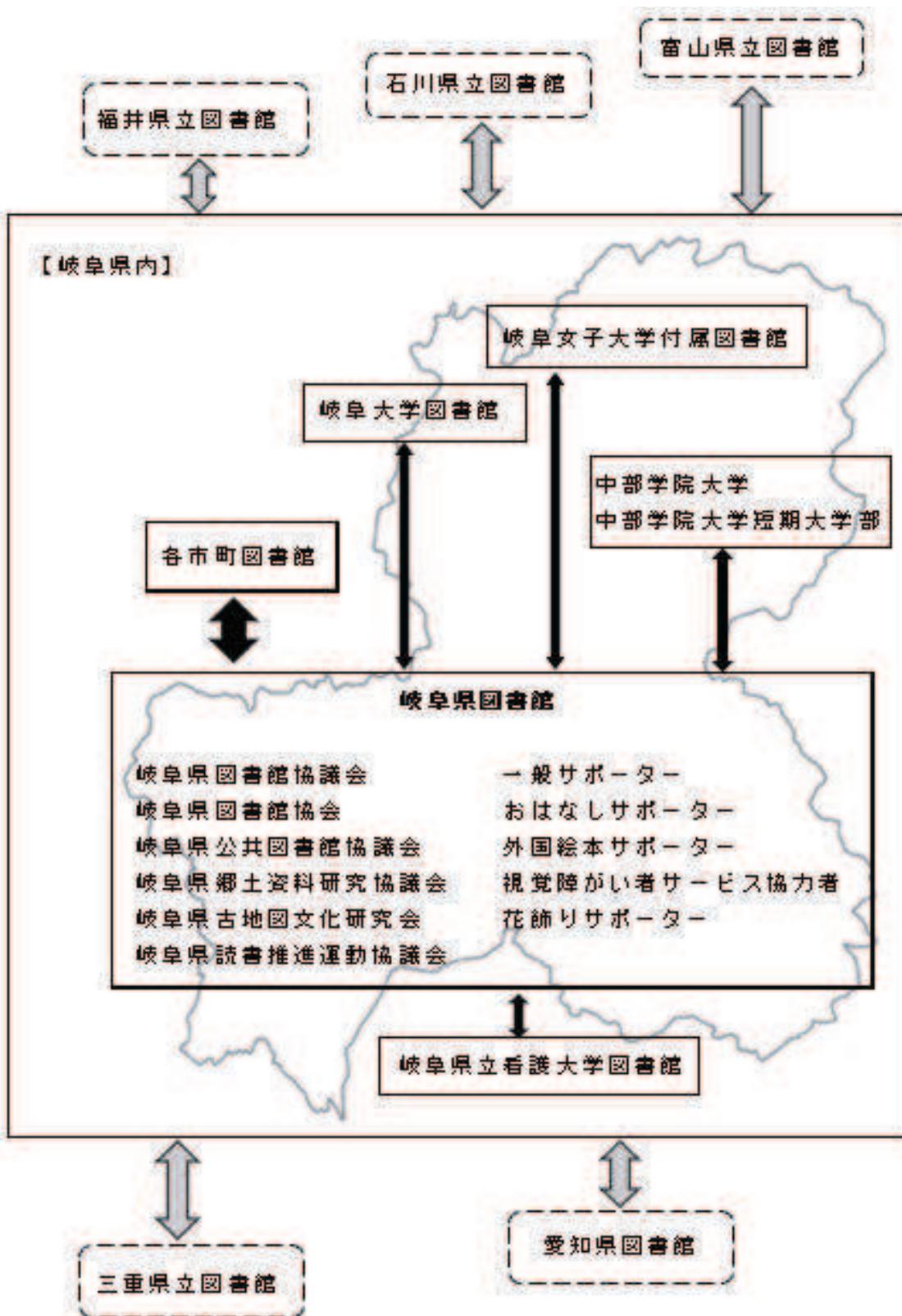
単位：枚

C D - R O M	1,114
D V D - R O M	64
その他	0
合 計	1,178

上記令和2年度の前年度（令和元年度）利用統計において、蔵書数109万6738冊は、全国18位の順位である。

## (8) 他団体・図書館との連携等

主な関係団体及び主な連携図書館については、以下のとおりである。



## 2 監査の重点及び監査手続

岐阜県における中核図書館としての役割・機能を有し、多数の県民が利用する施設であることから、文書管理、図書の管理、図書以外の物品管理及び施設管理を中心としつつ、県外図書館との連携や、古地図の収集等独自の事業を積極的に展開している点にも着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和3年5月18日及び同年9月17日の現地往査において、岐阜県図書館総務課を中心にヒアリングを行った。また、同年4月19日及び同年12月24日に、文化伝承課の担当者に対するヒアリングを行った。

具体的な監査方法としては、現地往査による関係資料の精査を基本としつつ、ホームページや各リンク先の閲覧、直近の新聞記事の確認、そして、幅広い観点から漏れなく必要事項を聴取し、関係資料の確認を行う趣旨より、アンケート調査も実施した。

現地往査及びアンケート調査回答等により得られた主な資料としては、以下のとおりであり、これらの資料一式につき書類監査を行った。

岐阜県図書館条例、岐阜県図書館管理規則、岐阜県図書館利用規程、岐阜県図書館使用料徴収規則、第2次岐阜県図書館の運営方針、岐阜県図書館令和2年度アクションプラン、図書館評価（平成28年度～令和2年度）、岐阜県図書館利用者アンケート・アンケート調査結果（平成28年度～令和2年度）、入館者数（平成28年度～令和2年度）、貸出施設利用状況月別集計表（平成30年度～令和2年度）、収支状況（平成28年度～令和2年度）、定期監査資料（令和2年12月23日）、公有財産台帳、岐阜県図書館協議会運営要綱、岐阜県公共図書館協議会会則、令和2年度第1回及び第2回岐阜県図書館協議会議事要旨、連携先市町及び大学附属図書館等との各協定書、各種委託業務契約書、岐阜県図書館サポート一等設置要綱、岐阜県図書館サポート一等に対する感謝状贈呈取り扱い基準、岐阜県図書館視覚障がい者サービス協力者設置要綱、視覚障がい者サービス用機器・記憶媒体利用要領、リクエストによる録音図書製作に関する事務処理要領、岐阜県図書館録音図書製作基準、岐阜県図書館資料収集員会設置要綱、令和3年度資料収集計画、令和3年度第7回選書委員会議事要旨、貸付先別貸付物品一覧表、岐阜県図書館寄附資料等取扱要領・図書資料等寄附事務フローシート、資料受付簿、岐阜県公文書規程、岐阜県会計規則、物品の現物実査実施要領、令和2年度現物実査結果報告書、岐阜県図書館資料取扱要項、岐阜県図書館督促及び損害賠償事務取扱要領、予約督促一覧表、平成16年度・平成25年度・平成26年度長期延滞者の督促業務の整理について、督促業務の整理手順、令和2年度督促業務の整理対象者一覧（平成16・25年度内返却期限の未返却者）、督促の効果（延滞者数）、督促資料一覧表、き損・資料の賠償について（賠償金、現物弁償）、資料き損・汚損・亡失届、破損資料事務フローシート、岐阜県図書館資料等の不用決定・除籍事務処理要領・図書館資料処分フローシート図、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県図書館業務端末使用規程、岐阜県職員用パソコン管理運用要領、岐阜県図書館写真等撮影取扱要綱、岐阜県図書館防犯カメラ設置・運用規程、岐阜県図書館危機管理マニュアル、事件事故報告書、つきまとい相談結果（警察署）、岐阜県遺失物取扱要領、岐阜県

図書館遺失物取扱要領、拾得物一覧簿県有施設中長期保全計画、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に基づく個別施設計画（岐阜県図書館）、県有建築物の營繕工事等の実施の手引き、岐阜県図書館劣化調査・計画策定等業務委託（随意契約）に係る理由説明書、図書館周辺のモニュメント一覧表、県有財産賃貸借契約書、行政財産使用許可書（目的外使用許可）、行政財産の目的外使用料の納付状況、延滞金計算書、収納状況一覧表、永久抹消登録／解体届出手続き完了のお知らせ（車両）、買取査定書、職務専念義務免除台帳、図書館鍵貸出簿（職員用）、図書館職員勤務時間、勤務時間管理帳票、時間外勤務・休日出勤及び夜間勤務命令簿、岐阜県図書館遺失物取扱要領、拾得物一覧簿、その他各関連資料等。

### 3 文書管理

#### （1）各種申込書

##### 【事実関係】

図書館の利用申込関係においては、貸出証交付申込書、貸出証再交付願、貸出証申込書（変更用）、パスワード及び電子メールアドレス登録申込書、施設利用申込書、図書館資料利用予約申込書、データベース等利用兼複写申込書及び国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用兼申込書等の各種書面の記入が予定されている。

各種申込書には、「黒のボールペン又はインクで記入してください。」との注意書が付されているものと、付されていないものとがあり、また、同注意書が付された書面においても、申込者が鉛筆で記載したものが散見された。

##### 【規範】

公文書の起案につき、岐阜県公文書規程第48条第1項第5号は、「記載事項のうち重要な事項を訂正したときは、その箇所に署名し、又は認印を押すこと。」と規定しており、鉛筆や消えるインクを用いたボールペン等により記載した文字を消すことは想定していない。

##### 【指摘 図書館】

少なくとも申込書にボールペン等で記入する旨の注意書が付された書面においては、申込者に対し、同注意書を遵守させる必要がある。また、上記各種申込書は、現地機関である図書館の職員が職務上作成又は取得した文書であって、職員が組織的に用いるものとして、図書館が保有しているものであることから、公文書に該当するものと解される。

したがって、全ての申込書において、等しく、ボールペン等で記入する旨の注意書を付した上で、申込者への注意喚起及び受領文書の確認等を徹底すべきである。

##### 【岐阜県公文書規程】

第一条 この規程は、事務の処理を適正にし、その能率的な運営を図るため、本庁及び現地機関等における公文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程において管理の対象となる公文書とは、本庁及び現地機関等の職員

(以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、職員が組織的に用いるものとして、本庁及び現地機関等が保有しているもの(以下「文書」という。)をいう。

(文書による事務処理の原則)

第三条 事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。

2 文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。

(中略)

(文書の起案)

第四十八条 文書の起案は、次に掲げるところによらなければならない。

(中略)

五 記載事項のうち重要な事項を訂正したときは、その箇所に署名し、又は認印を押すこと。

## (2) 鍵貸出簿

### 【事実関係】

図書館の鍵の管理には、鍵貸出簿が作成されているが、サンプリング調査を行った令和3年3月23日から31日の間における鍵貸出簿において、同年同月31日の「小ホール調整室」の鍵につき、その鍵返却時間が未記入であった。

### 【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。また、岐阜県職員倫理憲章図書館実行計画は、「前例にとらわれず、常に業務を点検しながら見直しを図ります。」とした上で、その取組事項として、「適正な事務処理・・・(中略)・・・に努めます。」と定める。

### 【指摘 図書館】

鍵の使用・保管業務を常に点検し、鍵の紛失等によるトラブル・リスクを回避するという管理簿作成の趣旨を徹底し、もって適正な事務処理を図るべきである。

## 4 図書の管理

### (1) 図書未返却者に対する返却督促等

#### ア 督促の管理方法

図書の未返却者に対しては、岐阜県図書館利用規程第56条・岐阜県図書館督促及び損害賠償事務取扱要領第3条に基づき、返却期限から15日以上経過から5年経過に至るまで、適時に、督促はがき、電子メール又は電話等の方法により返却督促を行う。

(督促の対象者、時期及び方法等)

第3条 督促の対象者、時期及び方法等は、次のとおりとする。

督促対象者	督促の時期	督促の方法	送付の手段	備 考
返却期限から15日以上経過した未返却者	対象者リスト出力日から1週間以内	督促状（別記第1号様式）の送付	郵便（はがき）又は電子メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はがき又は電子メールが届かなかつた未返却者に対しては個別に電話等で督促を行う</li> </ul>
返却期限から1ヵ月半以上経過した未返却者		督促状（別記第2号様式）の送付	郵便（はがき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はがきが届かなかつた未返却者に対しては個別に電話等で督促を行う</li> </ul>
返却期限から3ヵ月以上経過した未返却者		督促状（別記第3号様式）の送付	郵便（はがき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これ以降の未返却者を長期延滞とする</li> <li>・はがきが届かなかつた未返却者に対しては個別に電話等で督促を行う</li> </ul>
返却期限から5ヵ月以上経過した未返却者	対象リスト出力日から1週間以内	電話での督促	電話	
返却期限から6ヵ月以上経過した未返却者	前督促から1ヶ月以内			
返却期限から1年経過した未返却者	返却期限から1年を経過した日の属する年度内四半期に1回督促	督促状（別記第3号様式）の送付	郵便（はがき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はがきが届かなかつた未返却者に対しては個別に電話等で督促を行う</li> </ul>
返却期限から2年経過した未返却者	返却期限から2年を経過した日の属する年度内四半期に1回督促			

返却期限から3年経過した未返却者	返却期限から3年を経過した日の属する年度内四半期に1回督促	督促状（別記第3号様式）の送付	郵便（はがき）	・はがきが届かなかつた未返却者に対しては個別に電話等で督促を行う
返却期限から4年経過した未返却者	返却期限から4年を経過した日の属する年度内四半期に1回督促			
返却期限から5年経過した未返却者	返却期限から5年を経過した日の属する年度内四半期に1回督促			

### 【事実関係】

図書返却督促の実施管理のうち、特に予約のある資料に係る対象者（毎日対象者リストの出力を要する（同要領第2条第2項））については、担当職員が、出力した予約督促一覧表に、何月何日何時何分に電話して留守であった旨等を順次重ねて手記する方法で、その履歴の一次的管理が行われている。その日の担当職員は、1日に約10件前後の電話督促等を実施し、これを対象者リストに順次重ねて手記する。

予約督促一覧表

名前(ヨミ)	保有者名	返却予定期	書名 著者名 出版社名	備考
2021/07/23作成	7/23 17:38 ルス 7/27 19:11 ルス 7/24 10:25 ルス 7/29 11:39 ルス 7/25 10:44 ルス 7/31 10:07 ルス 7/26 10:35 ルス	2021.07.22	パレエ整体ハンドブック 島田 智史/著	8/5 16時トクソク行います。 8/9日も電話トクソクも再開して下さい。 036381
X 00655333	作業	2021.07.22	世界大音楽全集 器楽篇【第1】第18巻	1/103 /オ/ 18 【6書庫】 2021.07.01 1 8110597164
X 01245340	7/23 17:44 本入スミ	2021.07.22	世界史とつなげて学ぶ中国全史 岡本 達司/著	1/22.01 /オ/ 【一般1階】 2021.08.11 1 8135080334
X 02854701	7/23 17:45 ルス 7/24 10:27 ルス 7/25 10:46 ルス	2021.07.22	マス・アート・ディザイン・オーンズ/著 8/5 16時トクソク行います。 8/9日も電話トクソクも再開して下さい。 273279	8/1 10:36 ルス 8/4 18:29 未返却? 返却スミ 410.4 /オ/
X 02909532	7/23 17:49 ルス 7/24 10:29 ルス 返却スミ	2021.07.22	ITエンジニアがときめく自動化 増井 敏克/著	1/007.6 /マ/ 【PC1階】 2021.07.01 1 8136217171
X 02982603	7/23 17:50 ルス 7/24 10:30 ルス 返却スミ	2021.07.22	図解だからわかる!花木・庭木剪定のコ 生徒の女社/編	1/627.7 /ズ/ 【一般1階】 2021.07.01 1 8134779130
X		2021.07.22	一番よくわかる庭木の剪定 小池 英慈/監修	1/627.7 /イ/ 【一般1階】 2021.07.01 1 8134898133
X		2021.07.22	切る枝・残す枝がわかる!庭木の剪定 宮内 勝之/監修	1/627.7 /キ/ 【一般1階】 2021.07.01 1 8136109744

## 【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

## 【意見 図書館】

適時に管理を要する返却督促手続の正確性、担当者間における引継事務の容易性及び担当者外第三者による実施履歴の一覧性等の観点から、督促実施の内容・経緯・結果等については、一次的管理の段階から、対象者リストに順次重ねて手記する方法（手書きメモ）ではなく、PCシステム等を用いた一元的な管理方法（電子記録化）を図ることが望ましい。

## イ 図書返還請求権の法的性質及び債権管理

### 【事実関係】

図書の返却督促につき、返却期限から5年経過した日の属する年度末の未返却者で、返却の意思が認められないもの及び転居先不明となったものについては、最終処理（利用登録の表示変更、貸出状況詳細の保存及び未返却資料の除籍）が行われる（岐阜県図書館督促及び損害賠償事務取扱要領第4条第1項）。

なお、往査の際の事実聴取によれば、返却督促の行使（最終処理）を5年とする根拠については、改正民法による消滅時効に則ったものとの回答であった。

## 【規範】

岐阜県私債権の管理に関する条例第3条第1項は、「知事は、法令、条例及び規則に基づき、適正かつ効率的に私債権の管理を行わなければならない。」と規定する。

## 【指摘 図書館】

図書の貸借に基づく返還請求権の法的性質を、私法上の権利と捉えるならば、返還請求権の時効消滅には、未返却者による消滅時効の援用を要する。

したがって、未返却者による消滅時効の援用を待たず返還請求権の行使を終了させる場合には、図書の最終処理とともに、岐阜県私債権の管理に関する条例に基づき、債権放棄（同第4条）の上、議会への概要報告（同第5条）を行うべきである。

なお、図書の返還請求権について、書籍「図書館と法」（社団法人日本図書協会／鎌水三千男著）190頁以下によれば、「図書館資料の貸借の法的性格は、非権力的な公法関係に属すると整理することができる。」と記載されている。非権力的な公法関係における債権（非強制徴収公債権）においては、消滅時効の援用を要さない。

このように、未返却者に対する返却期限から5年の経過による最終処理については、いわば図書館における債権管理に属する事項といえる。

したがって、同最終処理に際する返還請求権の取扱いについては、図書返還請求権の法的性質に関する岐阜県の見解を明確にした上で、同性質に沿った適正な債権管理に努めるべきである。

### （参考）

東京都足立区立図書館においては、平成28年第2回足立区議会定例会において、図書返還請求権の放棄に関する議案が可決されている。そして、「放棄の対象となるのは、この先催告を続けたとしても、手続費用がかさむだけで返却される見込みのない本19,442冊（返却期日から10年経過した15,139冊と、返却期日から5年経過し、かつ催告先が不明な4,303冊）、金額にして2,560万円相当であり、期限を10年間としたのは民法（改正前）の消滅時効の考え方沿ったもの」と説明されていることから、同図書館においては、図書返還請求権の法的性質を私債権と捉えた上で、未返却者からの消滅時効の援用を待たず、債権管理条例等に基づき債権放棄手続を行ったものと考えられる。

## 【岐阜県私債権の管理に関する条例】

### （知事の責務）

第三条 知事は、法令、条例及び規則に基づき、適正かつ効率的に私債権の管理を行わなければならない。

（中略）

### （放棄）

第四条 知事は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

- 一 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- 二 消滅時効が完成し、かつ、債務者に強制執行の対象となる財産がないとき。

（中略）

(報告)

第五条 知事は、前条の規定による放棄をしたときは、当該放棄をした日の属する年度の翌年度において、その概要を議会に報告しなければならない。

### 【意見 図書館】

図書の返還請求権の法的構成については、上記債権としての把握とともに、所有権に基づく返還請求権（物権的請求権）としての把握も要するところ、後者の請求権については、消滅時効にはかかるない。また、図書の未返却者には、当該図書に対する所有の意思が認められないことから、取得時効も成立しない。

よって、この恒久的に残存し得る未返却図書に対する物権的請求権の管理・処理を、どのように解釈・運用するのかという観点についても、その法的性質を適確に捉えた上で、岐阜県の見解・運用を明確にすることが望ましい。

なお、特にこの観点に言及した文献や、参考になる他都道府県市区町村の図書館における運用規程等を探し出すことはできなかったが、岐阜県図書館においては、上記のとおり、岐阜県図書館督促及び損害賠償事務取扱要領第4条第1項により、未返却図書のうち、返却期限から5年経過した日の属する年度末の未返却者で、返却の意思が認められないもの及び転居先不明となったものについては、最終処理として、未返却資料の「除籍」が行われるのであるから、同「除籍」により図書館の当該図書に対する所有権は放棄されたものとし、同時点をもって、所有権に基づく返還請求権（物権的請求権）は消滅するという解釈・運用も考えられる。

### ウ 図書未返却に対する損害賠償請求等

#### 【事実関係①】

岐阜県図書館督促及び損害賠償事務取扱要領には、図書の未返却者に対する損害賠償請求を規定した条項がない。

#### 【規範】

岐阜県図書館利用規程第56条第3項は、「館長は、図書館資料の貸出しを受けた登録者等が第1項に規定する督促をしてもなお当該資料を返却しないときは、そのものに損害賠償を求めることができる。」と規定する。

#### 【指摘 図書館】

図書の返却督促を繰り返すのみならず、未返却者の回答・対応等の状況より、もはや現物での返却不能と判断される案件については、その損害額（当該図書の評価額等）を調定（地方自治法施行令第154条等）した上で、損害賠償請求権の行使を検討すべきである。また、岐阜県図書館利用規程のみでは損害賠償請求を実施しにくいのであれば、岐阜県図書館督促及び損害賠償事務取扱要領に、図書の未返却者に対する損害賠償請求に関する要件及び方法等を定めるべきである。

## 【事実関係②】

平成 16 年度、平成 25 年度及び平成 26 年度の長期延滞者で、図書館が令和 2 年度末において上記最終処理を行った件数等の詳細は、以下のとおりであり、延滞者数の合計は 56 名、資料点数の合計は 192 点に及ぶ。

なお、少なくとも近年においては、未返却者に対して、図書返還請求又は損害賠償請求の訴訟提起に至った事案は認められない。

平成 16・25 年度長期延滞者の内訳（令和 3 年 3 月 1 日現在）

リスト番号	処理状況	延滞者数	資料点数
①	督促ハガキは宛先不明等で返送されていないが、折り返し図書館まで電話等の連絡がなく、資料未返却の利用者	26名	87点
②	転居先・現住所不明等の理由により、督促ハガキを発送できなかつた・または送付したが宛先不明で、電話督促を行った利用者	9名	23点

平成 26 年度長期延滞者の内訳（令和 3 年 3 月 1 日現在）

リスト番号	処理状況	延滞者数	資料点数
①	督促ハガキは宛先不明等で返送されていないが、折り返し図書館まで電話等の連絡がなく、資料未返却の利用者	10名	50点
②	転居先・現住所不明等の理由により、督促ハガキを発送できなかつた・または送付したが宛先不明で、電話督促を行った利用者	11名	32点

## 【規範】

地方財政法第 8 条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。そして、岐阜県図書館利用規程第 56 条第 1 項は、「館長は、図書館資料の貸出しを受けた登録者等が返却期限までに当該資料を返却しないときは、そのものに対し資料返却督促状、電子メール又は電話により督促するものとする。」とし、同条第 3 項は、「館長は、図書館資料の貸出しを受けた登録者等が第 1 項に規定する督促をしてもなお当該資料を返却しないときは、そのものに損害賠償を求めることができる。」とし、図書の管理（未返却者に対する督促等）に関する事項を規定する。

## 【指摘 図書館】

図書によっては、1 冊数万円の価額を有するものが存在することにも鑑みれば、図書未返却による経済的損失は軽視できない。

したがって、図書館は、住居を把握している者（返却の意思なし）で、かつ、対象図書の合計価額が高額な案件等、その費用対効果を考慮しながら、図書返還請求又は損害賠償請求の訴訟提起を検討すべきである。

また、多数かつ高額に及ぶ悪質な図書未返却者に対しては、類似事案の発生抑制という一般予防の見地から、横領等による刑事告訴も検討すべきである。

## 【意見 図書館】

図書未返却者に対する督促の方法については、岐阜県図書館利用規程第 56 条第 1 項により、「督促状、電子メール又は電話による方法」と定められており、岐阜県図書館

督促及び損害賠償事務取扱要領においても、返却期限から 5 年経過した日の属する年度末における最終処理（未返却図書の除籍等）に至るまで、同方法に限定した督促を行っている。

しかし、図書館においては、貸出登録時において利用者の住所を把握しているのであるから、対象図書の合計価額が高額な案件等、その費用対効果を考慮しながら、より実効的な返却督促方法として、早期に未返却者の自宅を訪問する方法をも検討することが望ましい。

#### （参考）

先述した図書返還請求権の放棄を議決している東京都足立区立図書館においては、未返却者への督促方法等につき、「電話やはがき（文面、デザインを工夫）による催告、1 カ月以上の未返却者に対しての貸出停止措置は当然のこと、加えて高額本を返却しない人を対象に訪問催告（やはりこれは効果的！）も行いました。その結果、当たり前のことがですが、未返却の期間が長期化すればするほど返却率が悪くなることが明らかになりましたので、今後は、特に返却期日から 1 年以内の催告に集中し対応を強化していく考えです。」と述べている。

### （2）図書毀損・汚損又は亡失に対する損害賠償請求

#### ア 損害額

##### 【事実関係】

岐阜県図書館利用規程第 58 条第 3 項によれば、損害の賠償は現物賠償（同一図書の提供）が原則であるが、現物賠償が困難なときは、金銭賠償を求めることになる。

そして、この場合の賠償額については、同規程別表により、原則として当該図書の受入時の定価（図書受入時に登録された金額）をもって算定される。ただし、絶版等で市場においてプレミア価値が形成されている図書については、同表によりがたい図書として、館長が適切な機関、専門家等と協議した上で、その図書の定価相当額が算定される（同表備考第 4 項）。

##### 【規範】

岐阜県公文書規程第 3 条第 5 項は、「文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。」と規定する。

##### 【指摘 図書館】

岐阜県図書館利用規程別表（平成 19 年 6 月 1 日から適用）にいう「受入時の定価」に、消費税及び地方消費税が含まれるのか否かが、文言上不明確である。

金銭賠償の趣旨に鑑みれば、「受入時の定価」とは、「受入時の本体価格に消費税及び地方消費税を加えた額」である旨を明記すべきである。

##### 【意見 図書館】

市場においてプレミア価値が形成されている図書を除き、一般的に、物品は購入時から価値が減少し続けるものであり、損害賠償請求において、中古物品に関する損害額は、同程度の性状を有する類似物品における時価相当額の範囲内に限定する事例が

多い。

そうすると、図書の毀損・破損・亡失における金銭賠償において、その損害額を原則当該図書の受入価額と定める規程・運用は、相当因果関係が認められる範囲を超えた過大な賠償を求める可能性がある。

したがって、金銭賠償を求める際の損害額算定においては、現状の一括受入時の定価と定める方法が適切なのか、中古物品としての時価相当額の範囲内に減額・限定する方法が適切なのか、同一資料での賠償と金銭賠償との公平性等も含めた多角的な観点から、今一度その運用方法を協議・検討することが望ましい。

なお、協議の結果、仮に現状の一括受入時の定価と定める方法を維持する結論に至った場合に、その結果を否定する趣旨ではない。

#### (参考)

##### 【和光市図書館資料の賠償に関する要綱】

###### (賠償の方法等)

第4条 賠償の方法は、紛失し、又は毀損した図書館資料と同一の資料(未使用のものに限る。)を図書館に提供することとする。ただし、紛失し、又は毀損した図書館資料が絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な場合その他教育委員会が特に認めた場合は、金銭の納付により行うことができる。

2 前項ただし書の金銭の額は、紛失し、又は毀損した図書館資料の定価(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第23条第4項の再販売価格(同条第1項に規定する再販売価格をいう。)をいう。以下同じ。)の額に2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算出率を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。この場合において、定価に含まれる消費税額については、第6条の規定による届出があった日の税率を適用して計算する。

別表第2(第4条関係)

区分	算出率
紛失し、又は毀損した図書館資料が絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な場合	
取得後年数が1年未満のもの	1.00
取得後年数が1年以上2年未満のもの	0.50
取得後年数が2年以上3年未満のもの	0.33
取得後年数が3年以上4年未満のもの	0.25
取得後年数が4年以上5年未満のもの	0.20
取得後年数が5年以上のもの	0.10
その他教育委員会が特に認めた場合	1.00

備考 取得後年数は、図書館に図書館資料が納入、寄贈又は寄託された日から起算して計算する。

#### イ 損害賠償請求の相手方

##### 【事実関係】

図書を毀損・汚損又は亡失させた者に対する損害賠償請求につき、岐阜県図書館督促及び損害賠償事務取扱要領第 58 条第 1 項は、「利用者（利用者が小学生以下の場合は、その保護者）」と規定する。

しかし、往査の際の事実聴取においては、該当者が中学生以上であっても、未成年者の場合には、事実上その保護者に対して損害賠償請求を行っているとのことであった。

#### 【規範】

地方公務員法第 32 条は、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定する。

また、岐阜県職員倫理憲章図書館実行計画は、「法令に照らして判断・行動し、疑惑や不信を抱くことのないよう努めます。」と定める。

#### 【指摘 図書館】

図書を毀損・汚損又は亡失させた者が中学生以上の未成年者の場合には、上記要領に則り、損害賠償義務者である当該未成年者に対して請求すべきである。

#### 【意見 図書館】

民法不法行為における責任能力は、概ね 12 歳から 13 歳を基準に、その者の個別具体的事情・成育状況等を考慮して判断されるものであり、小学生以下か否かで一律・形式的に判断されるものではない。

また、未成年者が責任能力を有する場合であっても、当該未成年者の行為と同人保護者の監督過失との間に相当因果関係が認められる場合には、同保護者が自ら損害賠償義務を負うことになる。

したがって、損害賠償義務者の範囲については、その保護者が義務を負う場合を一律「利用者が小学生以下の場合」に限定することなく、むしろ図書館利用者との関係（書籍「図書館と法」（社団法人日本図書協会／鎌水三千男著）190 頁以下によれば、「非権力的な公法関係」においては、「利用者が未成年者」の場合に、保護者が損害賠償義務を負う旨を規定し、もって現状の請求態様（事実上の運用）に、法的根拠を持たせることが望ましい。

#### （参考）

##### 【堺市立図書館管理運営規則】

###### （損害賠償）

第 17 条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、図書館資料、施設、附属設備その他器具備品等を破損し、滅失し、又は紛失したときは、直ちに教育長に届け出るとともに、これを原状に回復し、代物を弁償し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 利用者が未成年者である場合における前項に規定する責務は、その保護者が負うものとする。

### (3) 現物実査

#### 【事実関係】

平成 28 年度から令和 2 年度までにおける現物実査において、不明な図書資料の数は、それぞれ以下のとおりである。

令和 2 年度現物実査報告書によれば、同年度における不突合原因は、いずれも亡失であり、その具体的理由は、「排架違い・利用者の盗難等により、所在が判明しない。」である。

なお、現在、図書資料の盗難防止については、盗難防止装置の設置及び「トイレへの図書持込禁止」の表示を行った上で、令和 2 年度には、防犯カメラのデジタル化及び「防犯カメラ作動中」の表示という措置がとられている。

不明図書資料数一覧表

年 度	合計数 (冊)
平成 28	374
平成 29	174
平成 30	111
令和元	73
令和 2	23

#### 【規範】

岐阜県会計規則第 92 条の 3 は、「収支等命令者は、原則として毎年度一回以上その管理する物品（消耗品を除く。）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならない。」と規定し、これを受けて、物品の現物実査実施要領第 1 条（3）は、「物品が正常な状態で維持管理されていること。」を現物実査の目的と規定する。

また、岐阜県公文書規程第 3 条の 2 は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」と規定する。

#### 【指摘 図書館】

現物実査の結果についての報告書末尾に、「※現物実査実施機関の長の確認事項例」として、「2 不突合が発生しないよう再発防止策に取り組んでいるか。」という事項が記載されていることにも鑑みれば、防犯カメラの設置等、具体的な再発防止策を協議の上、措置を講じた場合には、事後的に、その措置状況の検証を行えるよう、協議の経緯、具体的な再発防止策の選択理由及び協議結果等につき、文書を作成して保存すべきである。

#### 【意見 図書館】

現物実査報告書によれば、図書資料に関する不突合の具体的理由は、「排架違い・利用者の盗難等により、所在が判明しない。」とのことである。

したがって、不突合の再発防止策としては、盗難防止装置の設置等利用者の盗難防止対策のみならず、排架違いに対しても、同事象が起きる原因を調査し、具体的な再発防止策を協議・検討の上、措置を講じることが望ましい。

## 5 物品管理（図書以外）

### （1）借入物品

#### 【事実関係】

図書館2階ギャラリーには、平成22年2月10日に岐阜県美術館から借り受けた彫刻（清水九兵衛氏作成に係る彫刻「FIGURE-D」）が、以降現在に至るまで常設されている。

同彫刻は、平成19年に美術館が寄附を受けたところ、規格が大きく美術館には設置できないとして、隣接する図書館に貸し出されたものである。また、図書館によれば、同彫刻については、美術館に保管されているものと一対で完成形のものと認識しており、美術館への返還を希望しているとのことである。

#### 【規範】

岐阜県会計規則第94条第1項は、「収支等命令者は、その管理する物品を他の機関の収支等命令者の管理に移すため管理換えをしようとするときは、当該他の機関の収支等命令者と協議しなければならない。」と規定する。

#### 【意見 図書館、美術館】

本彫刻においては、規格が大きく美術館には設置不可という理由で、10年以上もの長期にわたり図書館へ貸し出されているのであるから、今後も美術館が再建築又は大幅リニューアルされる等の特段の事情がない限り、本来の管理者である美術館へ返還される現実的 possibility はないと考えられる。

したがって、図書館は、美術館への本彫刻の返還を希望するのであれば、美術館との間で、その具体的な返還方法及び時期等の協議を早急に進め、また、協議の結果、返還の現実的 possibility が見出せない等の理由で協議不成立に至った場合には、やむを得ず本彫刻に関する管理換えの協議を進め、今後は、図書館の収蔵品として、実態に即して図書館が適切に管理することが望ましい。

### （2）車両管理

#### 【事実関係】

岐阜県図書館における令和2年12月23日定期監査資料において、物品処分として、車両（カローラバン）「飛驒44さ6054」の売却が記載されているところ、同売却に関する書面「永久抹消登録／解体届出手続き完了のお知らせ」には、車両として「岐阜400ち2580」が記載されている。

現地往査において事実関係の聴取を行ったところ、当該車両は、過去に図書館へ移管してきたものであり、その際にナンバーは変更済みであり、定期監査資料の記載が誤りであるとのことであった。

### **【規範】**

地方自治法第 199 条第 1 項は、「監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。」とし、同条第 4 項は、「監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県公文書規程第 3 条第 2 項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定し、岐阜県職員倫理憲章図書館実行計画は、「前例にとらわれず、常に業務を点検しながら見直しを図ります。」とした上で、その取組事項として、「適正な事務処理、会計処理（中略）に努めます。」と定める。

### **【指摘 図書館】**

少なくとも毎会計年度 1 回以上、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理を監査し、現況を正確に把握した上で、適正な事務処理及び会計処理を担保するという定期監査の制度趣旨に鑑みれば、単に過年度の内容等を踏襲することなく、いずれも正しく物品の現状を把握した上で、正確な情報を提供し、定期監査資料に反映させる必要がある。

したがって、図書館においては、管理車両を含めた物品の異動につき、常に点検を行い、現況を正確に把握するとともに、その事務処理を複数名で確認する運用・体制作りを行う等、具体的な再発防止策を検討・実行すべきである。

## **6 施設管理**

### **(1) レストラン**

#### **【事実関係】**

図書館 1 階には、喫茶食事ができるレストランが入り（プロポーザル方式）、行政財産の目的外使用許可に基づく使用料が支払われているが、平成 23 年度から令和 2 年度までの過去 10 年間において、期限内に同使用料が納付された実績はなく、納期限後の納付及び延滞金の支払いが継続している。

### **【規範】**

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項は、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定し、同規定を受けて、岐阜県図書館長は、以下の条件を附して、レストランの営業等による当該区画の使用を許可している。

## 【行政財産使用許可書】

### 4 使用料及び延滞金

(2) 使用料は、館長の発する納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。

### 9 使用許可の取消し又は変更

(1) 館長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

- 一 使用者がこの許可条件に違反したとき。
- 二 県において使用許可物件を必要とするとき。

## 【指摘 文化伝承課、図書館】

既に過去 10 年間において、期限内に使用料が納付された実績はなく、納期限後の納付及び延滞金の支払いが継続している。かかる現況に鑑みれば、利用者の便宜上、使用許可期間中における許可の取消しまでは行わないとしても、少なくとも次年度又は次々年度の更新時期をもって一区切りとし、再度プロポーザル方式等により、より適切な運営・管理者の公募を検討すべきである。

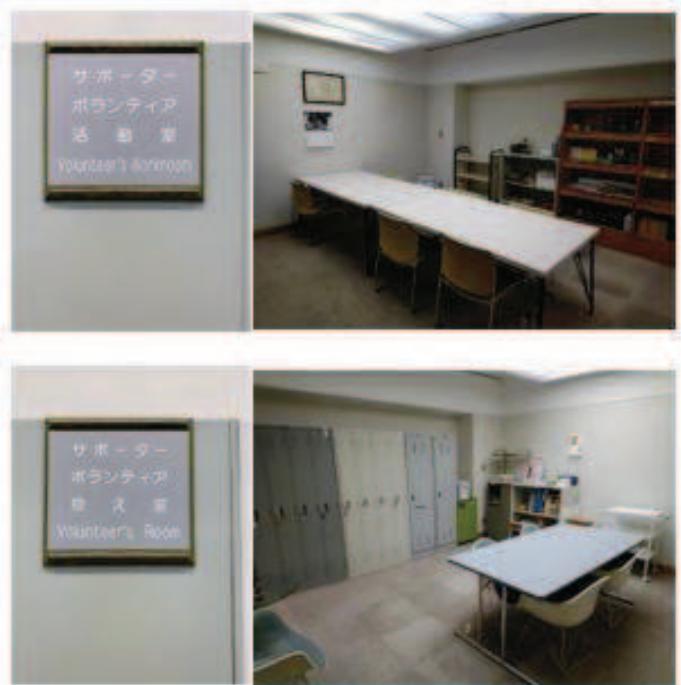
### (2) サポーター・ボランティア活動室及び控え室

#### 【事実関係】

図書館 1 階の第 2 カウンター東側には、「サポーター・ボランティア活動室」と「サポーター・ボランティア控え室」が設けられている。同各部屋の設置経緯等の詳細については、確認できなかった。

サポーター・ボランティアとは、岐阜県図書館サポーター等設置要綱に基づき、図書館館長が認めた者を登録・育成・指導し、図書館の行う利用者サービスをボランティアとして実施活動する団体であり、サポーター・ボランティアは、同各部屋において、火曜日・水曜日の午後、図書等の修理作業を行うとともに、休憩室として同室を利用している。

なお、同各部屋には、サポーター・ボランティア活動に要する物品（いずれも図書



館の所有に係る物品）が置かれ、同活動の専用室として利用されており、一般の図書館利用者が同各部屋に立ち入る又は利用することは予定されていない。

### 【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項は、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とし、行政財産の使用許可基準につき、岐阜県公有財産規則第 15 条第 1 号は、「当該行政財産を利用する者の利便を図るため、食堂、売店等の施設を設置するとき。」と規定する。

### 【指摘 図書館】

図書館サポーター・ボランティアが行う活動は、図書の修理作業等、いずれも図書館利用者の利便を図るために業務であり、図書館職員の指揮下において実施されるものと解される。

しかし、図書館職員の指揮下にはあるものの、あくまでも図書館職員ではないサポーター・ボランティアという私人の団体が、図書館利用者の利便を図るために、図書館内に設置された施設（活動室及び控え室）を専用的・排他的、かつ、継続的に利用する態様で活動・休憩していること、そして、サポーター・ボランティアによる同各部屋の使用実態につき、一般論として、専ら図書館業務の補助のみを行い、一時的であってもその他私用での利用が一切ないとまでは断言し得ない（全てを確認・把握することもできない。）点をも考慮すれば、同団体に対しては、同各部屋の利用に関する目的外使用許可を行った上で、その活動・使用目的に鑑み、使用料を全額免除するという方法・運用を図るべき、又は、少なくとも図書館において、サポーター・ボランティア活動室及び控え室の設置経緯並びに利用実態等を調査・確認し、管財課との間で、岐阜県公有財産規則第 15 条の行政財産使用基準に照らし、目的外使用許可の要否に関する協議を行った上で最終結論を出し、同協議の内容・結果を文書にて保存すべきである。

### （3）つり銭用現金

#### 【事実関係】

往査の際に聴取した事実によれば、職員個人が、つり銭の用に供するための現金を、コインケースに入れて準備しているとのことであった。

### 【規範】

岐阜県会計規則第 31 条は、「出納員又は分任出納員は、第 26 条の規定により現金（繰替払をする場合にあつては、繰替払後の残額）又は給付証券を収納したときは、その日に現金払込書（第 10 号様式）により指定金融機関等に払い込まなければならぬ。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。」とし、岐阜県会計規則取扱要領は、同規則第 31 条に関し、「出納員又は分任出納員は、つり銭を必要とする場合においては、あらかじめ定めた一定額の範囲内において、指定金融機関等へ払い込むべき収納金の一部を留め置くことができるものとする。」と規定する。

### 【指摘 図書館】

公金と私金との混同は、不適切な会計処理が発生するリスク要因であることから、一時的な処理であっても職員個人の私金をもって、つり銭の用に供すべきではなく、事前に準備した公金（留め置いたつり銭）において対応すべきである。

### 【意見 文化伝承課、図書館】

現地機関におけるつり銭の準備方法については、主に、収納金留め置き方法と、つり銭交付方法とが考えられるところ、岐阜県会計規則取扱要領は、前者の留め置き方法を採用している。

しかし、図書館においては、現地機関が直接収納する主な現金は、図書資料等の賛写料金程度のものであり、留め置き方法によっては、十分な量・金種のつり銭を確保することは難しいものと考えられる（ゆえに、やむを得ず図書館職員個人が、つり銭用の現金を、コインケースに入れて準備している状況が生じたものであろう。）。

したがって、現地機関である図書館において、つり銭への対応を職員が迫られないよう、大垣市会計規則等を参考に、現状の収納金留め置き方法で対応困難な理由・原因を調査の上、その調査結果によっては、つり銭の準備方法につき、つり銭交付方法の採用を検討することが望ましい。

### （参考）

#### 【大垣市会計規則】

##### （つり銭資金の交付）

第 51 条の4 会計管理者は、出納員が現金を収納する場合において、つり銭の用に供するため必要な資金（以下「つり銭資金」という。）を交付し、その保管を命ずることができる。

2 つり銭資金の交付については、支出の手続の例によるものとする。

##### （つり銭資金の返還）

第 51 条の5 出納員は、交付を受けたつり銭資金について、年度終了後又は用務終了後 7 日以内に返還しなければならない。

### （4）著作物

#### ア 建物

#### 【事実関係①】

図書館の建物については、現地機関である図書館及び所管課である文化伝承課のいずれにおいても、庭園及び外観・内観ともに、設計事務所の設計による著作物であり、ゆえに修繕等に際しては、逐次、同設計事務所との間で協議・了承を得て実施することを要するとの認識を有する。

ただし、現図書館建物の建設当時（平成7年）の契約書は、図書館及び文化伝承課

のいずれにも現存せず（「保存期間満了により破棄済みと思料される。」との説明であった。）、著作権の帰属先、修繕等に際する協議の要否及びその範囲等の詳細については、書面上確認することができない。

### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定し、岐阜県公有財産規則第13条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県公文書規定は、文書保存期間等につき、以下のとおり規定する。

### 【岐阜県公文書規程】

#### (保存期間)

第三十五条 前条第二項の文書分類表に記載する完結文書の保管又は保存の期間（以下「保存期間」という。）の区分は、三十年、十五年、十年、五年、三年、一年及び事務処理上必要な一年未満の期間とし、文書の区分ごとに、次の各号に定める基準により設定しなければならない。

(中略)

- 2 完結文書の保存期間は、前項第七号に定めるもの及び法務・情報公開課長が別に定めるものを除き、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。ただし、四月一日から五月三十一日までの間において施行する前年度の会計に係る文書にあつては、その施行の日の属する年度の初日から起算する。
- 3 前項の規定にかかわらず、例規文書、原簿、台帳等で常用に供するもの（以下「常用文書」という。）の保存期間は、当該文書を常用に供する必要がなくなつた日の属する年度の翌年度の初日から起算する。

#### (保存期間の延長等)

第四十一条 文書取扱責任者は、法務・情報公開課長に引き継いだ保存文書のうち保存期間が満了する文書について、毎年度その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、法務・情報公開課長が定める日までに、延長が必要であると認めるときは当該保存文書の延長の期間その他必要な事項を、延長の必要がないと認めるときは廃棄することを文書管理システムに登録することにより法務・情報公開課長に申請しなければならない。

- 2 法務・情報公開課長は、前項の申請があつたときは、これを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の保存期間を延長することができる。
- 3 文書取扱責任者は、主務課において保存している文書（文書管理システムに保存しているものを含む。）の保存期間を延長するときは、主務課長の承認を得た後、文書管理システムに登録することにより当該文書の保存期間を延長することができる。この場合において、延長の必要がない文書については廃棄の登録を行わなければならない。

### 【指摘 文化伝承課、図書館】

図書館の建物を常に善良な管理者の注意をもって、その良好な状態を維持・管理するためには、当然に、同建物に関する権利関係を正確に把握する必要がある。

そして、同建物に関する著作権の帰属先（通常は、成果物の著作権に関する対価も含めて設計委託料等が算出されており、建物の完成・引渡しとともに著作権は県に帰属する契約内容と思料される。）及び著作者人格権に関する取扱いは、著作物である同建物の管理に直接関わる重要な事項である。

したがって、図書館及び文化伝承課は、同建物を管理する者として、その著作権及び著作者人格権の取扱いの拠り所となる設計・建設当初の契約書につき、これを同建物管理上常用に供するもの（常用文書）と解する又は保存期間の延長申請を行う方法等により、破棄せず保有し続けるべきである。

### 【事実関係②】

著作物である図書館建物の劣化調査及び改修工事計画策定等の業務委託に際し、図書館は、同建物を設計した業者との間で随意契約を行っている。そして、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情につき、①「意匠上の問題がないかについて設計者に確認を行うことが必須である」こと及び②「特殊な建築構造であり、その構造や使用部材の意図について設計者に確認を行うことが必須である」ことを理由として挙げる。

### 【規範】

建物の修繕等においては、著作者人格権のうち「同一性保持権」が問題となり得るところ、著作権法は以下のとおり規定し、修繕等における改変を適用除外としている。

#### 【著作権法】

##### (同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

(中略)

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

### 【指摘 文化伝承課、図書館】

少なくとも著作者人格権（同一性保持権）の適用除外となる建物の修繕に関する工事等（劣化調査及び改修工事計画策定業務等を含む。）については、同工事等に際して逐次設計者に問題の有無等につき確認を行うことを要しないものと思料される。

そのため、図書館建物の修繕に関する劣化調査及び改修工事計画策定等の業務委託については、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情の説明のうち、①著作物の観点は理由として適切ではなく、②特殊建築物に対する構造・部材の熟知という観点のみから、その要件該当性を判断することになる。

したがって、劣化調査及び改修工事計画策定等の業務委託については、再度上記②の観点のみから、随意契約における要件該当性を検証した上で、その結果を文書として保存するべきである。また、今後、同種の建物修繕等に関する業務委託を行う場合には、特別の事情につき、著作物の観点を判断要素とせず、その他の性質・目的等の観点から、その要件該当性を慎重に判断すべきである。

#### 【意見 図書館】

なお、建物の構造・部材の熟知については、建物建築時における設計図等をもって相当程度は把握可能なものと考えられる。

したがって、随意契約が一般競争入札の例外である点に鑑み、「特殊建築物」の一事をもって特段の事情ありとは即断せず（そうであれば、特殊建築物については、建築時に落札さえすれば、以降の修繕工事等（修繕工事に先立つ劣化調査及び改修工事計画策定等の業務委託を含む。）は全て随意契約にて受注可能となってしまい、一般競争入札を原則とする趣旨に悖る。）、他の設計・建設業者の見解を聴取する等した上で、それでもなお構造・部材を熟知している建築時の設計業者による修繕工事等が、経済性及び効率性の観点から合理性・相当性が肯定できるかにつき、慎重に判断することが望ましい。

### イ モニュメント

#### 【事実関係】

図書館周辺（敷地内）には、ワンモアタイム（黒川晃彦氏、1995年制作）、水辺の花（志水晴児氏、1995年制作）、HE L I X（脇田愛二郎氏、1995年制作）、風景の断片（マルタ・パン氏、1995年制作）、波切り石（山口牧生氏、1995年制作）、吹雪（安田侃氏、1995年制作）、M i c h e l l e（朝倉響子氏、1995年制作）の彫刻やオブジェ等の著作物たるモニュメントが設置されている。

同各モニュメントについては、岐阜県のアートワーク計画に基づき、平成6年度の工事請負費で執行されたものようであるが、平成29年度に至るまで、備品登録や工作物登録がされず、その所有者も不明な状況であった。

そこで、平成29年度において、岐阜県の関係各部署が事実関係を調査の上、同各モニュメントについては、いずれも岐阜県の所有物であり、所管課である文化伝承課において工作物として登録し現在に至るが、現地機関である図書館においては、その詳細（著作権の帰属を含む。）を把握できていない。

#### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定し、岐阜県公有財産規則第13条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 文化伝承課、図書館】

図書館敷地内に設置された同各モニュメントの日常管理（清掃・点検等）については、事実上図書館の協力なしでは不可能と思料されるところ、その良好な状態を維持・管理するためには、その前提として、同各モニュメントに関する権利関係（著作権を含む。）を、図書館が正確に把握する必要がある。

したがって、文化伝承課及び図書館は、同各モニュメントの権利関係（著作権を含む。）に関する情報・取扱いを共有した上で、日常管理の方法等につき協議を行い、職員の異動に伴う業務引継ぎも含めて円滑に行えるよう、その協議結果を文書化して保管すべきである。

#### （5）迷惑行為者

##### 【事実関係】

図書館利用者による特定職員に対するつきまとい行為があり、警察署等への相談を行った事例が認められる。

##### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定し、岐阜県公有財産規則第13条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県職員倫理憲章図書館実行計画には、「1 法令を遵守するとともに、自らを厳しく律します。」とし、その取組事項として、「職務執行に対する不法・不当要求には、職員個人や担当窓口のみの対応に任せず、所属全体で対応するとともに、危機管理部門等関係部署との連携を密にし、協働して対処に当たります。」と定めるとともに、「4 常に危機に備える意識を持ち、事故や不祥事を防止します。」とし、その取組事項として、「各種危機管理対応マニュアルを参考にしながら、想定される事案ごとに連絡方法や役割分担を定めるなど、所属内の危機管理体制を整備します。」と定める。

##### 【意見 図書館】

図書館は、危機管理マニュアル（令和3年4月1日更新）を策定し、問題事例に遭遇した際には、警察署への相談を行っているが、刑事罰の対象行為にまでは至らない不当要求行為に対しては、民事の問題に留まるものとして警察対応が困難な場合が想定される。

したがって、利用者等による職員への不当要求行為に対しては、初期段階において、弁護士等専門職との連携を積極的に図って適切な対応に努め、もって職員・職場の安心・安全を確保することが望ましい。

#### （6）入館禁止

##### 【事実関係】

岐阜県図書館管理規則第10条は、以下のとおり迷惑行為者等に対する「入館禁止」及び貸出禁止を規定する。

また、岐阜県図書館利用規程第62条は、以下のとおり迷惑行為者等に対する「入館禁止」及び「退去命令」を規定する。

一方、上記各規則及び規程の上位規範に位置づけられる岐阜県図書館条例第6条第2項は、以下のとおり迷惑行為者等に対する「退去命令」を規定するに留まり（同第12条により過料の規定あり。）、「入館禁止」を規定していない。

#### 【岐阜県図書館管理規則】

（入館又は貸出しの禁止）

第十条 知事は、条例若しくは条例に基づく規則に違反し、若しくは知事の指示に従わない者の入館又はその者への図書館資料の貸出しを禁止することができる。

#### 【岐阜県図書館利用規程】

（入館の禁止）

第六十二条 館長は、次の各号の一に該当する者に対して、敷地内及び庁舎内（以下「館内」という。）に立ち入ることを禁止し、又は退去を命ぜることができる。

- 一 館内の秩序を乱し、又は騒がしい行為等により他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- 二 酗釈者その他他人に著しく不快感を与える者
- 三 施設等を故意に汚損又は破損するおそれのある者
- 四 前各号に掲げる者に準ずると認められる者
- 五 岐阜県図書館条例（平成二十三年条例第四十号。以下「条例」という。）若しくは規則の規定又は館長の指示に従わない者。

#### 【岐阜県図書館条例】

（遵守義務）

第六条 図書館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、研修室等の使用者が第二条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

- 一 図書館の施設及び設備並びに図書館資料を毀損し、又は汚損しないこと。
  - 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
  - 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
  - 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
  - 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項
- 2 知事は、前項の規定に違反した者に対して、当該職員をしてその行為をやめる

ことを指示させ、これに従わないときは、図書館から退去することを命ずることができる。

(過料)

第十二条 第三条第二項の規定による停止の命令又は第六条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

## 【規範】

岐阜県図書館条例第13条は、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」と規定する。

### 【指摘 文化伝承課、図書館】

法律に基づく行政の観点からは、一般的に、下位規範が上位規範にない規制を設け、又は上位規範の規制を超える厳しい内容の規制を設けることはできないものと解される。

なお、近年、岐阜県土岐市図書館で迷惑行為を繰り返した者に対して土岐市教育委員会が行った入館禁止処分（全面的かつ無期限の入館禁止処分）につき、岐阜地方裁判所は、法令に特別の定めがないことを一つの理由として、図書館利用規則に基づく同処分を違法として取り消す旨を判示し、名古屋高等裁判所での控訴審においては、入館禁止規定も条例の委任の範囲内等として、同処分を適法と判示した事例がある（本報告書作成時現在において判決確定情報等は未確認）。

上記事例に対する司法の判断が、最終的にどのような結論に至るかは、これを注視することとし、少なくとも事案によって、裁判所の評価・判断が分かれ得る以上、紛争のリスクを回避する必要がある。

したがって、下位規範である岐阜県図書館管理規則及び岐阜県図書館利用規程に基づく入館禁止規定を、有効的・安定的に機能させるためには、その上位規範たる岐阜県図書館条例において、迷惑行為者等の該当要件を明確化した上で、該当者に対する入館禁止規定を設けるべきである。

### （参考）

上記事案を踏まえて、岐阜県土岐市議会は、令和3年8月27日から同年9月28日までを会期とする「令和3年第4回定例会」において、地方自治法に基づく公の施設の利用制限について、制限対象となる基準の明確化を目的とした「土岐市図書館設置条例の一部を改正する条例について」（議第46号）を議案として提出し、以下の条例改正案にて、可決されている。

## 土岐市図書館設置条例の一部を改正する条例

土岐市図書館設置条例（昭和46年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（利用の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館の利用を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すと認められる者
- (2) 建物又は図書館資料等を故意に汚損するおそれのある者
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## （7）利用促進・広報

### ア レファレンスサービス

#### 【事実関係】

レファレンスサービスとは、図書館司書が、調査、研究に必要な資料の紹介をしたり、資料を探す手伝いをしたりすることであり、岐阜県図書館では、以下の各場所に設置されており、来館のほか、e-mail、電話、文書による問合せも受け付けています。

- ・岐阜県郷土関係：2階 第3カウンター
- ・地図関係：2階 第3カウンター
- ・児童書関係：1階 第1カウンター児童窓口
- ・そのほか：1階 第2カウンター

#### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定し、岐阜県職員倫理憲章図書館実行計画は、「8 県民との対話を大切にし、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。」とした上で、その取組事項として、「情報発信に当たっては、県のホームページやマスコミなど、多様な広報媒体を効果的に活用するとともに、お役所言葉、専門用語など、形式的で堅苦しい表現を避け、県民目線で、誰にでも分かりやすい、丁寧な表現に心掛けます。」と

定める。

#### 【意見 図書館】

令和2年度第2回岐阜県図書館利用者アンケート調査結果によれば、レファレンスサービス利用者の77.3%が「満足」と回答しており、利用者にとって有意義なサービスであることは明らかである。

しかし、「レファレンスサービス」という横文字の名称からは、全年齢の利用者をして直ちにそのサービス内容が明確とは言い難く、有意義なサービスへの接触・利用機会を逃している利用者も相当数存在するものと思料される。

したがって、県民（利用者全体）目線で、誰にでも分かりやすい、丁寧な表現に心掛けるという観点からは、各窓口（カウンター）において、簡易な日本語表記（又は横文字と併記で）に努めることが望ましい。

なお、図書館のホームページにおいては、レファレンスサービスの表記が、「調べもの相談（レファレンスサービス）」と日本語との併記となっている。

また、図書館のホームページにリンクのある国立国会図書館が運営する「レファレンス協同データベース」を閲覧すると、具体的調査・相談結果を一覧することができ、レファレンスサービスの有用性を認識・体験することができる。このような有意義なサービスの提供実態を、今後もホームページ等の媒体を効果的に活用し、より積極的に広報していくことが望ましい。

#### イ データベース

##### 【事実関係】

図書館においては、データベースコーナーで、以下のとおり外部データベースを含め各種データベースの利用ができる。

外部データベースの検索件数は、平成29年が827件、平成30年が1439件、令和元年が2193件、令和2年が1915件と、新型コロナウイルスによる来館者の減少を加味して考慮すれば、基本的には利用者数は増加傾向にあるといえ、各回の岐阜県図書館利用者アンケート調査結果によても、利用者が今後強化すべき機能やサービスの上位に、「データベース等本以外の様々な媒体の資料の充実」が挙げられている。

## 外部データベース一覧

当館が契約するインターネット等を介したデータベースの一覧です。

分野	データベース名	概要等
全般	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス	国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、インターネット公開されているもの、図書館向けに公開されているものの閲覧・複写ができます。 (利用には岐阜県図書館の貸出証が必要となります)
辞典・事典	ジャパンナレッジ Lib	『日本大百科全書』、『日本人名大辞典』、『日本国語大辞典』など 50 以上の事典・辞典類が検索できます。
新聞・雑誌等記事検索	閑蔵 II ビジュアルフォーライブライマー	朝日新聞(1984 年 8 月～)、『AERA』(1988 年 5 月創刊号～)、『週刊朝日』(ニュース面 2000 年 4 月～)、『知恵蔵』最新版、朝日新聞縮刷版(1945～1989 年)が検索できます。(利用回数・プリントアウト制限あり)
	岐阜新聞電子縮刷版サービス	明治期～1か月前までの記事を日付・キーワードで検索できます。
	中日新聞・東京新聞記事データベース	中日新聞記事(1987 年 4 月以降の市民版をはじめ、1989 年 4 月以降の愛知・岐阜・三重等の地方版)、東京新聞記事(1997 年 4 月以降)が検索できます。
	WebOYA-bunko	大宅杜一文庫雑誌記事索引の Web 版。明治時代～最新までの約 520 万件の雑誌記事索引をキーワード等で検索できます。
法律情報	官報情報検索サービス	昭和 22 年 5 月 3 日～直近(当日発行分は午後 3 時～)の官報(本紙、号外、政府調達公告版)が検索できます。また、明治 16 年 7 月 2 日～昭和 27 年 4 月 30 日の官報は「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」で検索できます。 (検索は職員が代行して行います)
	D1-Law(判例体系)	現行法規(主要 34 法令以外は平成 13 年以降)、判例体系(要旨、本文、判例評釈)、法律判例文献情報が検索できます。
ビジネス	Mpac-マーケティング情報パック	市場規模やマーケティング情報パックでの商品の売れ行き、家計の支出トレンド、消費者の声等が収録されています。 (プリントアウト制限あり)
	JRS 経営情報サービス	経営管理、人事労務、特許情報、税務等、中小企業経営に活用できる 15,000 件の情報が収録されています。
	MieNa 市場情報評価ナビ	商圈分析レポートや、岐阜県と愛知県の商圈における居住者特性、消費購買力、将来人口等の地域特性を調べることができます。
	東洋経済デジタルコンテンツライブラリー	東洋経済新報社の経済・ビジネス・企業情報誌を検索・閲覧できるデータベースです。『週刊東洋経済』、『会社四季報』等が収録されています。
	日経テレコン 21	日本経済新聞朝刊・夕刊や日経産業新聞(見出しと一部記事の抄録のみ:1975 年 4 月～、全文収録:1981 年 10 月～、記事イメージ:(PDF)1988 年 6 月～)、日経 MJ(見出しと一部記事の抄録のみ:1975 年 1 月～、全文収録:1985 年 10 月～、記事イメージ:(PDF)1990 年 4 月～)等日経各紙の記事の他、企業・企業人情報等が検索できます。(利用回数・プリントアウト制限あり)
	日経 BP 記事検索サービス	日経 BP 社が発行するビジネスやパソコン、医療などさまざまな分野の専門誌約 30 誌から記事をキーワード等で検索できます。『日経ビジネス』(1997 年 9 月 8 日号～)や『日経トップリーダー』(1999 年 4 月号～)等が収録されています。
	BI コモンズ電子ライブラリ	機械情報産業の専門図書や、調査会社のレポート、一般財團法人機械振興協会経済研究所の報告書等を閲覧できます。
健康医療	CD・Eyes50	株式会社東京商エリサーチが提供。日本の大企業から中小企業まで、約 50 万社の最新企業情報を収録。企業名や所在地、代表者等の 29 のキーワードを組み合わせて検索が可能。CD-ROM
	医中誌 Web	国内医学論文情報(1964 年～)のインターネット検索サービスです。
農業	ルーラル電子図書館ライブラリープラン	食べもの・農業・環境について、『現代農業』(1985 年 1 月～)、『日本の食生活全集』(1984～1993 年)、『食品加工総覧』(1999 年～)等の雑誌記事検索ができます。
音源	歴史的音源	歴史的音源アーカイブ推進協議会がデジタル化した 1900 年初頭から 1950 年頃までに国内で製造された SP 盤等に収録された音源を聴くことができます。
文学	日本古典文学大系本文データベース	岩波書店刊行の旧版『日本古典文学大系』(1957 年～)収録の 556 作品について、全文検索ができます。

## 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定し、岐阜県図書館令和2年度アクションプランは、「1 社会的課題解決の支援（2）地域の活性化や仕事への支援」として、「データベース体験会等を実施する。」と定めている。

## 【意見 図書館】

電子書籍や、サービスを一定期間利用する権利に対して料金を支払う制度（サブスクリプション）が拡大する昨今の社会情勢に鑑みれば、今後、益々データベースの有用性は高まるものと思料される。

したがって、図書館（特に1階窓口）及びホームページ等における広報、社会人のみならず、高校生・大学生等の就職活動世代へ向けたデータベース体験会の実施、そして、「調べもの相談（レファレンスサービス）」との有機的統合等、より積極的なデータベースの利用促進を図ることが望ましい。

### ウ 古地図

#### 【事実関係】

図書館の2階には、地図情報の資料として、空間的・時間的な情報を持つ地図及び地図関連図書が約15万点収蔵されており、主な収蔵資料は、以下のとおりである。

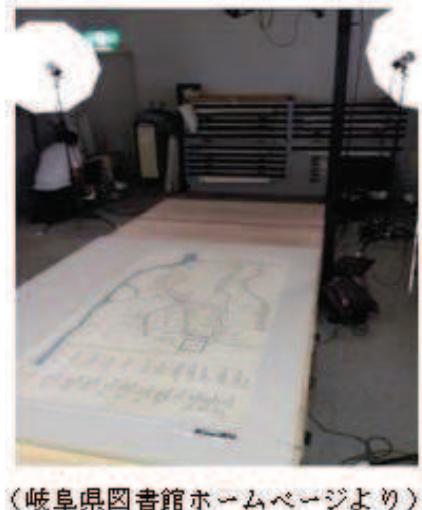
同地図資料については、県内はもとより、全国からのレファレンス（相談等）にも対応しており、また、平成13年度からは、所蔵する約1万1000点の古地図の一部につき、毎年デジタル化作業を実施し、図書館のホームページより検索・閲覧が可能となっている。

- ・国土地理院発行の地形図（世界の官製地図等）
- ・旧ソ連製地図：中国、旧ソ連、インドなどのアジア地域を中心とした地図
- ・外邦図：旧陸軍参謀本部陸地測量部が作製した国内外の地図
- ・古地図：世界図、日本図、都市図、名所旧跡図等
- ・AMS地図：AMS（旧米国陸軍地図局）が作製した戦前・戦後の地図

また、元県立高校校長である学芸員（岐阜県古地図文化研究会副会長）を中心として、古地図を用いた企画として、「古地図散歩」や、学校教育の一環としての「わくわく地図教室」、岐阜関ヶ原古戦場記念館の開館を記念した「古地図の世界～古地図にみる関ヶ原の戦い」等が実施されている。

## 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理



（岐阜県図書館ホームページより）

し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定し、岐阜県図書館令和2年度アクションプランは、「2 郷土を知り学ぶ機会の創出」として、「地図資料・郷土資料のデジタル化」の実施を定めている。

#### 【意見 図書館】

地図資料の収集並びにデジタル化及びオープンデータ化は、現行（第2次）の図書館の運営方針（グランドデザイン）における4つの視点のうち1つを構成する事業であり、各年度のアクションプランにおいても具体的な指針が設定されている。

しかし、地図資料のオープンデータ化が近年の事業であることを考慮してもなお、令和2年度第2回岐阜県図書館利用者アンケート調査結果において、デジタル化した郷土・地図資料の画像をホームページで公開していることを「知らなかった」と回答する者が60.9%を占めており、その認知度は低い現状にある。

また、蔵書（図書）の収納スペースが絶対的に不足しており、同不足状況を解消するため、新たに可動式書架の購入を予定する一方で、地図資料の収集スペースは、図書館2階の相当な面積を占めている。

したがって、図書館建物の有効な運用、岐阜県図書館の特色として収集に注力する地図資料の利活用等の観点から、図書館のホームページ等における紹介、古地図散歩等人気のある既存事業の実施・結果報告・さらなる拡張等により、地図資料事業に関する積極的な広報に努めることが望ましい。

なお、古地図の中には、AMS（旧米国陸軍地図局）が作製した戦前・戦後の地図があり、岐阜県内においては、戦前・戦中における各務原飛行場周辺の地図も存在していた。同所周辺には、現在、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館という県有施設があることから、同施設と図書館とで、古地図を用いた連携事業を企画するという方法も考えられる。

このようにして、地図資料の利活用においては、図書館のみならず、県内各文化施設との連携を積極的に検討し、双方施設における利用者促進という相乗効果をも図ることが望ましい。

#### エ 多目的ホール、研修室及び特別会議室等

##### 【事実関係①】

図書館の中には、有料貸出施設（使用目的・団体等より使用料の減免あり。）として、以下の各施設を有するところ、令和2年度における年間稼働率は、それぞれ以下の数値である（ただし、新型コロナウイルスの影響を受けた数値であり、毎年度における平均的稼働率を示すものではない。）。

- ・多目的ホール：年間稼働率 38.6%
- ・多目的小ホール：3.6%
- ・研修室1：40.9%
- ・研修室2：44.5%
- ・特別会議室：9.5%

### 多目的ホール（1階）

収容人数	296人（車いす席含む）
利用用途	講演会、研修会、会議、音楽会
付属設備	<p>プロジェクター（固定・PC、DVD、ブルーレイ対応）、スクリーン（固定）、ワイヤレスマイク4本、ピンマイク2本、有線マイク4本、マイクスタンド大3本・小2本、演台1台、司会台1台、花台1台、ホワイトボード2台、案内用ボード1台、長机6本、椅子10脚、ピアノ1台、譜面台5台、難聴者用骨伝導補聴器8台</p> <p>※同時に接続できるのは、無線マイク4本（ピンマイク含む）、有線マイク4本までです。</p>



### 多目的小ホール（2階）

収容人数	91人
利用用途	講演会、研修会、説明会
付属設備	<p>プロジェクター（固定・PC、DVD、ブルーレイ対応）、スクリーン（固定）、ワイヤレスマイク2本、ピンマイク2本、有線マイク1本、マイクスタンド小1本、ホワイトボード1台</p> <p>※同時に接続できるのは、ワイヤレスマイク（ピンマイク含む）2本、有線卓マイク1本までです。</p>



### 研修室1（2階）

収容人数	基本形：スクール形式／54人
利用用途	講演会、研修会、説明会、会議
付属設備	プロジェクター（固定・PC対応）、スクリーン（固定）、演台1台、案内用ボード1台、ホワイトボード1台、長机18本、椅子54脚 ※研修室2を他者が利用されている場合は、プロジェクター、ブラインドの利用は制限されます。



### 研修室2（2階）

収容人数	基本形：口型／30人
利用用途	研修会、会議
付属設備	ホワイトボード（固定）1台、案内用ボード1台、長机10本、椅子30脚



### 研修室（全室）

※研修室1と研修室2の間のパーテーションを取り外して一部屋として利用できます。

収容人数	スクール形式／84人
付属設備	ワイヤレスマイク2本、ピンマイク1本、有線マイク1本、マイクスタンド大・小各1本 ※同時に接続できるのは、ワイヤレスマイク（ピンマイク含む）2本、有線マイク2本までです。

### 特別会議室（2階）

収容人数	72人
利用用途	講演会、研修会、説明会、会議
付属設備	プロジェクター（固定・PC、DVD、ブルーレイ対応）、スクリーン（固定）、ワイヤレスマイク2本、ピンマイク1本、有線マイク2本、マイクスタンド小2本、長机37本、椅子74脚、演台1台、司会台1台、花台1台、応接8人分 ※同時に接続できるのは、ワイヤレスマイク（ピンマイク含む）2本、有線マイク2本までです。 ※水以外の飲食禁止。机・椅子を動かす際は職員の指示を受けてください。



#### 多目的ホール（1階）

##### | 入場料徴収なし

	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
平日	6,180円	13,620円	7,440円	19,800円	21,060円	27,240円
土日祝	7,440円	17,280円	-	24,720円	-	-

##### | 入場料徴収あり

	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
平日	8,070円	17,910円	9,850円	25,980円	27,760円	35,830円
土日祝	9,850円	23,470円	-	33,320円	-	-

#### 多目的小ホール（2階）

##### | 入場料徴収なし

	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
平日	2,200円	4,820円	2,620円	7,020円	7,440円	9,640円
土日祝	2,620円	6,080円	-	8,700円	-	-

##### | 入場料徴収あり

	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
平日	2,830円	6,290円	3,450円	9,120円	9,740円	12,570円
土日祝	3,450円	8,280円	-	11,730円	-	-

#### 研修室（2階）

##### | 研修室1のみ

	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
平日	1,360円	2,620円	1,570円	3,980円	4,190円	5,550円
土日祝	1,360円	2,620円	-	3,980円	-	-

##### | 研修室2のみ

	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
平日	1,050円	2,100円	1,250円	3,150円	3,350円	4,400円
土日祝	1,050円	2,100円	-	3,150円	-	-

##### | 研修室全室（1+2）

	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
平日	2,100円	4,300円	2,720円	6,400円	7,020円	9,120円
土日祝	2,100円	4,300円	-	6,400円	-	-

#### 特別会議室（2階）

	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
平日	4,720円	9,430円	5,450円	14,150円	14,880円	19,600円
土日祝	4,720円	9,430円	-	14,150円	-	-

(岐阜県図書館ホームページより)

### **【規範】**

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

### **【意見 図書館】**

図書館が有する上記各施設は、いずれも規模・設備等に比して利用料が安価な設定であり、多目的ホールについては、収容人数が300人という大規模なものであり、かつ、専門的な音響等機材をも有する本格的な施設である。

したがって、図書館が有するこれら各施設については、図書館窓口やホームページ等をより積極的に活用して広報に努め、広く県民に周知させた上で、その利用率を向上させ、もって施設利用料収入の増加を図ることが望ましい。

### **【事実関係②】**

上記各施設の空室状況の確認については、令和元年12月2日より、インターネットにおける「県有施設予約システム」（岐阜県総務部管財課財産企画係）において、図書館以外の県有施設も含めて一元的・横断的に行うことが可能となっており、県民の利便性の向上が図られている。

しかし、図書館ホームページの「フロアガイド」における「1階・その他」・「多目的ホール」及び「2階その他」・「研究室・多目的小ホール・特別会議室」において、「施設貸出・予約」という項目が、リンク切れとなっており、上記「県有施設予約システム」へ接続できない状態にある。

### **【規範】**

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定し、岐阜県職員倫理憲章図書館実行計画は、「8 県民との対話を大切にし、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。」とした上で、その取組事項として、「情報発信に当たっては、県のホームページやマスコミなど、多様な広報媒体を効果的に活用するとともに、お役所言葉、専門用語など、形式的で堅苦しい表現を避け、県民目線で、誰にでも分かりやすい、丁寧な表現に心掛けます。」と定める。

### **【指摘 図書館】**

ホームページは、利用者の入口という観点から重要な機能を有するものであり、また、「県有施設予約システム」は、図書館等の県有施設に対する利用者のアクセス、利便性、利用率の向上に資する有用なシステムといえる。

したがって、図書館ホームページのうち、「県有施設予約システム」へのリンク切れの箇所につき、修正・更新すべきである。

### **【改善報告】**

上記各リンク切れの箇所については、図書館ホームページの修正・更新作業が行わ

れ、同ホームページにおける「施設貸出・予約」ページを介した上で、「県有施設予約システム」（外部サイト）へ接続できる状態となり、改善された。

#### (8) バリアフリー

##### 【参考報告 図書館】

岐阜県図書館においては、以下のとおり各種のバリアフリー化が図られており、障がいの有無に関わらず、広く県民の図書資料等へのアクセスが容易となっている。

この点については、施設の目的や対象利用者等にも関する事項であり、一概に他施設と比較すべき事項ではないが、他の県有施設（特に都市公園）においてバリアフリー化が課題となっている現状にも鑑み、先進的な取組事例として、参考に報告する。

- ・図書館入口（敷地内はゆるやかなスロープで段差なし。点字ブロックの設置）
- ・全館バリアフリー（入口は90cm以上あり、車椅子が通行可能。床は平らで、書架の間は広く、車椅子やベビーカー等でもゆったりと通行可能）
- ・多目的トイレ（手すり、ドアは引き戸、十分な広さ、児童コーナー奥のトイレには、おむつかえ用のベビーシートが設置されている。）
- ・授乳室（専用の小部屋を用意）
- ・相談窓口（テーブルが低い設計）
- ・公衆電話（車椅子用に電話台の下に空きあり。）
- ・エレベーター（低い位置に操作盤、鏡の設置あり。）
- ・障がい者、ベビーカー使用者、妊婦用駐車スペース（雨に濡れない地下設置）
- ・点字案内（エレベーターの操作盤、階段の手すり等）
- ・対面読書室（専用の部屋にて、図書館の音訳協力者が資料を音訳する。）
- ・車椅子、歩行補助器、ベビーカー、カートの無料貸出
- ・拡大読書器（文字や図を拡大して読むための読書器あり。）
- ・「よむべえ」（図書や文書等の印刷物をスキャナーで読み取り、音声で読み上げる機器あり。）
- ・助聴器（耳に当てるだけで聞こえやすくなる助聴器あり。）
- ・筆談器
- ・低床作業椅子（高さ25cmほどの低い椅子、書架の低いところにある本を座ったまま探すことができる。）
- ・双眼ルーペ（ハズキルーペ）
- ・読書補助具（リーディングトラッカー）（前後の行を隠し、1行ずつ集中して読むことができる。）
- ・読書補助具（リーディングルーペ）（文字を2倍に拡大し、1行ずつ集中して文章を読むことができる。）
- ・呼び出し機（振動で図書館職員の助けを呼ぶことができる。）
- ・コミュニケーションボード（ボードにある文字や絵などを指差して、自身の気持ちを職員に伝えることができる。）

- ・視覚障がい者用ソフトウェア（PC-Talker:音声ガイドを頼りにパソコンを操作するソフト、MyBook III:DAISY 図書や青空文庫など、デジタル化された録音資料を聞くことができるソフト、NetReader II:インターネット上のページを音声で読み上げるソフト、EasyReader:音声と文章が組み合わさったマルチメディア DAISY を再生するソフト）
- ・録音図書再生機（プレクストーク）（活字を読むことが困難な利用者のための、録音図書再生機）
- ・活字文字読み上げ装置（テルミー）（活字を読むことが困難な利用者のための、音声コード読み取り機、広報物などに添付されている音声コードを読み取り、音声で聞くことができる。）
- ・大活字本（目の不自由な利用者、視力の弱い利用者のために、活字が大きくなつた本を用意している。）
- ・外国語の利用案内（英語、中国語、ポルトガル語、韓国語の利用案内を用意している。）

## 7 アクションプラン（事業計画）

図書館においては、「第2次岐阜県図書館の運営方針」（令和元年度～令和5年度）というグランドデザインを策定した上で、年度ごとに詳細な「アクションプラン」を立ち上げてこれを実施している。

### 【参考報告 図書館】

岐阜県図書館は、各年度末に、アクションプランに対する「図書館評価」を行い、次年度のアクションプランにその評価結果を反映させるという、P D C A サイクルを継続的・効果的に実施している。

また、「図書館評価」とは別に、毎年度2回の利用者アンケートを実施し、同アンケート調査結果に基づき、詳細なデータ分析を行っており、同分析結果もまた、上記P D C A サイクルを補完している。

これら一連の流れは、日々多様化する県民のニーズに沿った資料の収集・サービスの提供に資するものと思料するため、参考として報告する。

## 第5 岐阜県高山陣屋

### 1 施設の概要

#### (1) 施設所在地

高山市八軒町1-5



#### (2) 施設の沿革、根拠等の概要

##### ア 沿革

岐阜県高山陣屋（以下「高山陣屋」という。）は、徳川幕府の直轄領（幕領）となつた元禄5年（1692年）から慶応4年（1868年）までの176年間、飛騨の国に派遣された25代の代官、郡代が統治政務を行つた施設。

全国に60数か所あったとされる陣屋の中で、まとまつた建物が残されているのは、唯一高山陣屋だけであり、昭和4年12月に国史跡の指定を受けた。

明治維新以降は地方官庁として使用され、昭和44年に飛騨県事務所が移転したのを機に、昭和45年から平成8年まで、3次にわたり約20億円をかけて修理復元した。復元した施設としては昭和55年から開館している。

##### イ 施設概要

施設としては、御役所、表門、蔵番長屋、供待所、門番所、郡代役宅、渡廊下、御蔵、土蔵、書物蔵、ポンプ小屋がある。

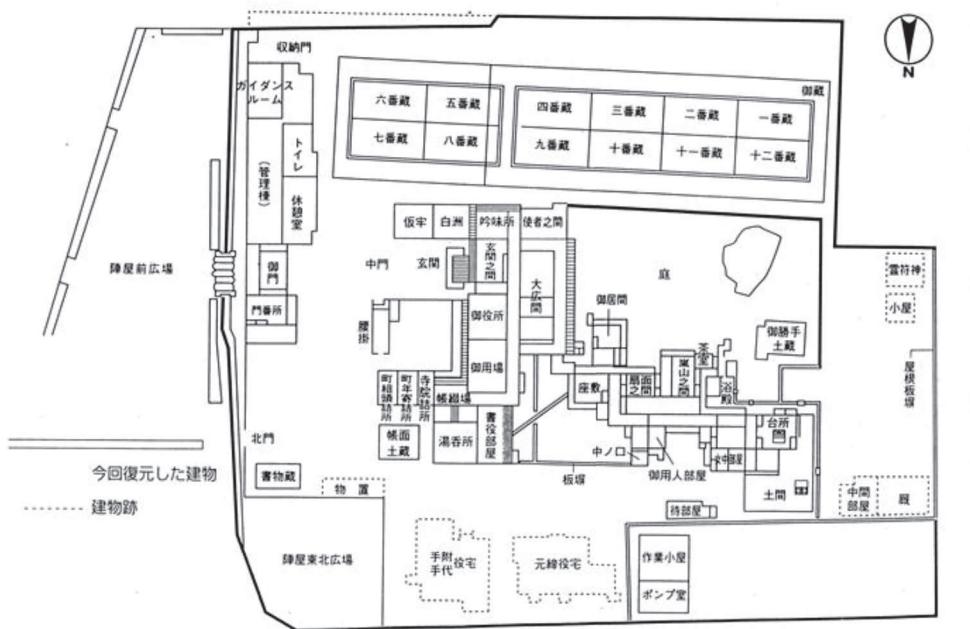
敷地面積 11,219.05 m<sup>2</sup> (国史跡指定面積)

施設の建設は、建築年月日は文化 13 年閏 8 月 9 日であり、昭和 45 年～昭和 49 年に、現存する御役所主屋、御蔵、表門、門番所が復旧修理され、昭和 55 年～昭和 58 年に御役所北側部分、書物蔵、供待所の復旧工事、平成 3 年～平成 4 年に蔵番長屋の復元、平成 5 年～平成 8 年に郡代役宅の復元、あわせてポンプ小屋と渡廊下の整備がされて、現在の状態となっている。



(高山陣屋ホームページより)

#### ◆高山陣屋見取図



#### ウ 施設の設置及び管理の根拠

高山陣屋については、岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例、岐阜県高山陣屋入場料徴収条例、岐阜県高山陣屋入場料徴収条例施行規則、岐阜県高山陣屋管理規則が定められており、教育機関として位置づけられている。

なお、国史跡としての指定を受けている範囲としては、高山陣屋の施設のほか、表門前の広場も含まれているが、表門の前の土地は、高山市の所有であり高山市が管理している。

#### エ 営業日・開館時間・休館日

営業日：年間 362 日（12月 29 日、31 日、1月 1 日のみ休館）

開館時間：8 時 45 分から 17 時 00 分（11月から 2月は 16 時 30 分まで）

※8月は 18 時 00 分まで開館時間を延長する場合がある。

#### オ 入場料

個人 440 円、団体 390 円（30 人以上）、高校生以下無料

#### （3）直近 5 年間の利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
有料入場者数（人）	29万0488	27万6294	27万0346	28万9308	6万0085
無料入場者数（人）	6万0136	5万6289	5万3761	5万6478	4万3519
入場者数合計（人）	35万0624	33万2583	32万4107	34万5786	10万3604
入場料収入（円）	1億2244万8000	1億1697万9000	1億1455万9000	1億2367万4000	2634万4000

#### （4）担当事業

##### ア 高山陣屋の維持保存

全国で唯一主要建物が現存する徳川幕府の代官所である高山陣屋を、県民の誇りとして保存する。現在は平成 25 年に見直しを行った保存修理事業の計画に基づき、「屋根葺替工事・監理・設計」、「屋根葺替用くれ板購入」、「樽へぎ実演用原木購入」等を行っている。

高山陣屋の保存修理及び整備の方針については、専門的な立場からの意見聴取を行うため、史跡高山陣屋跡保存整備専門家会議が毎年開かれている。

##### イ 高山陣屋の公開

地元はもとより、全国及び海外から訪れる方に親しまれる高山陣屋として広く公開しており、コロナ禍による影響を受けた令和 2 年度は入場者が 10 万人台、入場料収入は 2600 万円台に落ち込んだが、平成 27 年から令和元年までの 5 年間において、年間 32 万人以上の入場者があり、入場料収入は 1 億円を超えており、外国人の入場者も 10 万人以上が来場しており、国際的な観光施設としても利用されている。

#### ウ 高山陣屋の活用

陣屋が有する歴史資源の保存活用のため、学芸員（2名）を配置し、高山陣屋の歴史について歴史資料に基づき調査研究をし、その成果を常設展や企画展で発表するなどしている。その他、一般・小中学生それぞれを対象とした講座やイベントを実施している。このようにして近世歴史研究の拠点として施設を活用している。

高山陣屋の公開活用及び運営に関する方針に対する意見聴取を行うことを目指して、コロナ禍で中止する年を除いては岐阜県高山陣屋運営懇話会が毎年開催されている。

### 2 監査の重点及び監査手続

高山陣屋は、国史跡として重要な文化財であり、岐阜県における重要な観光施設の側面もあることから、文化財の維持・保存の活動としての適切性や観光施設としての経済的機能に着目して、監査を実施した。同年4月19日及び同年12月24日に、文化伝承課の担当者に対するヒアリングを行った。

具体的な監査手続としては、令和3年6月14日の現地ヒアリングのほか、10月25日の往査において、所長を始めとする管理調整係からのヒアリングを行った。また、令和元年度高山陣屋要覧、「国史跡 高山陣屋（高山陣屋管理事務所）事業概要」、岐阜県高山陣屋管理規則、高山陣屋入場料徴収条例、定期監査資料（令和3年11月26日、令和2年11月13日、令和元年10月28日）、高山陣屋のホームページ、パンフレットのほか、アンケート調査票による照会回答及び添付資料として、保存修理事業計画、利用者数の資料（平成28年～令和2年度）、公有財産台帳（建物）、岐阜県高山陣屋運営懇話会開催要綱、高山陣屋ウェブサイト再構築・運営管理委託業務契約書、現金出納簿、借用・寄贈資料一覧、「寄付資料（炉用 柏葉釜）の受納について」、観光券契約書、令和2年度現物実査結果報告書、令和3年度現物実査実施計画書、「施設に関するルールの確認及び共通認識」と題する書面、行政財産使用許可書（高山陣屋グッズの販売）、自動車保険証券、安全管理取組計画、火災時対処マニュアル、賠償責任保険証券、火災保険証券、現状変更許可申請書、防犯カメラ運営要領等の提出を受け、確認を行った。さらに、現地往査等において、岐阜県高山陣屋管理事務所消防計画、撮影取材等申込書、入場料減免申請（承認）書、物品管理台帳、勤務時間管理帳票、銃砲刀剣類登録証、岐阜県高山陣屋運営懇話会資料（令和元年度、令和3年度）、岐阜県高山陣屋入場料取扱要綱、入場料特別扱一覧表、受領・返却確認用紙、外部記録媒体管理簿、行政財産使用許可書、観光券契約書、入金調書、寄附資料、特別展資料（平成29年度、平成30年度、令和元年度）、史跡指定書、史跡追加指定申請書、高山陣屋ウェブサイト再構築・運営管理業務プロポーザル募集要領、ふれ愛コンサート、高山陣屋ギャラリー協力会設置要綱等の提出を受け、書類監査を行った。

### 3 利用者の管理

#### （1）施設利用の規約

### **【事実関係】**

施設の利用については、岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例、岐阜県高山陣屋入場料徴収条例、岐阜県高山陣屋入場料徴収条例施行規則、岐阜県高山陣屋管理規則が定められているが、同管理規則第4条は、「陣屋の管理運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。」と規定されている。

しかし、開場時間以外の施設利用の条例規則は存在せず、当該施設においては、「施設に関するルールの確認及び共通認識」とのタイトルのメモが存在するだけである。当該メモについても、当該ルールについての条例等の根拠や、ルールを定めた主体も明らかとなってはいない。

施設利用者の中には、カメラ撮影をする者がいる。また、施設を毀損する者など迷惑行為を行う利用者もいないわけではない。

そのほか、観光目的以外の結婚式の前撮り等の会場に利用させているが、独自の利用許諾により利用させている。

### **【規範】**

地方自治法244条の2第1項は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定する。

### **【指摘 文化伝承課、高山陣屋】**

利用者に対する説明責任を果たすべく、明確なルールが必要な状況である。

そのため、施設利用に関するルールを条例で定めるべきである。施設利用のルール化にあたっては、カメラ撮影の可否や、迷惑行為を行う利用者に対する退去命令等を可能にするなど、現状に即したルール作りを行うべきである。

## **(2) 入場料の減免措置**

### **【事実関係】**

高山陣屋の入場料については、岐阜県高山陣屋入場料徴収条例が定められている、減免に関しては、岐阜県高山陣屋入場料取扱要綱が定められているほか、入場料特別扱一覧表という取扱いの内規を定めている。当該一覧表には、「高山陣屋入館優待券」が記載されている。優待券については借入物品に対する謝礼としての提供や講座参加者への提供など自由な使い方がなされている。

上記の優待券による入場料の減免措置に関しては、減免措置を行った対象に対する確認する申請書等が存在しておらず、誰に対して減免を行ったかが不明確である。

### **【規範】**

岐阜県高山陣屋入場料徴収条例施行規則第4条では、入場料の減免について、減免を受けようとする者は、入場料減免申請書を提出し、知事が承認したときは入場料減免承認書を通知することが定められている。

### **【指摘 高山陣屋】**

優待券の使用について条例に沿った運用に見直し、減免措置の対象については、申

請書等の書類を提出させるべきである。

### 【規範】

岐阜県高山陣屋入場料徴収条例第2条5項には、「公益その他特別の理由があると認めるとき」に減免措置をすることが出来ると規定している。

### 【指摘 高山陣屋】

岐阜県高山陣屋入場料取扱要綱第3条第1項（10）「前各号に準ずる者で、所長が特に必要と認める者」として、入場料特別扱一覧表を設けることにより、事実上、自由に減免できる状態となっている（上記取扱要綱第3条第1項では、「第2条第4項の規定により入場料を減免することができる。」とあり、条項が異なる点は描いておく。）。これは、岐阜県高山陣屋入場料徴収条例第2条5項にある「公益その他特別の理由があると認めるとき」という文言に反する状態にも捉えられてしまう可能性がある。

したがって、①条例の文言「公益その他特別の理由があると認めるとき」に、観光目的など優待券を付与する場合についても条例上の減免事由として加えるのか、②岐阜県高山陣屋入場料取扱要綱第3条第1項において、優待券の付与が「公益その他特別の理由があると認めるとき」に該当する条件を明示して、(10)「前各号に準ずる者で、所長が特に必要と認める者」の前に、新たな号を設けることを検討すべきである。

### （3）利用者向けアンケート

#### 【事実関係】

高山陣屋の事務事業の重点項目として、高山陣屋の公開や活用が挙げられているが、一般利用者のアンケートについては、売店横に設置されている記入式の利用者向けアンケート（名称「ふれ愛アンケート」）が実施されている。

現在はコロナ禍の状況を踏まえ、記入式のアンケートは撤去し、アンケートそのものが実施できていないが、直近に回収されているアンケートとしては、令和2年3月分までが存在する。

しかし、令和2年1月・2月・3月の各月のアンケートは、6人・2人・5人と1桁の人数分のアンケートしか回収できていない。

#### 【意見 高山陣屋】

高山陣屋は、単なる歴史的建造物という側面のみならず、これまでの実績を見ても非常に多くの入場者（コロナ禍の令和2年度で年間10万人以上）が存在しており、観光施設という側面から見ても優秀な施設である。

しかし、その運営計画にあたって参考になる利用者の意見を取り入れるアンケートは、月当たり数名と利用者に対してあまりにも少人数であり、利用者の意見が取り入れられているとは言い難い。

アンケート回収の数が少数となっているのはアンケートの回収方法に原因があると考えられることから、コロナ禍も考慮して、スマートフォンを活用する等してより多くの利用者の要望を取り入れられるアンケートを実施することが望ましい。

## 4 情報管理

### （1）防犯カメラ

高山陣屋においては、全部で合計7台の防犯カメラを設置しており、防犯カメラの運用規程を定め、施設の防犯に対する監視を行っている。

### （2）写真撮影

#### 【事実関係】

写真撮影に関しては、著作物に関して許可が必要な物品については職員において把握し、個別に撮影禁止の案内を張り出すなどしているが、施設の利用規約については、「施設に関するルールの確認及び共通認識」とのタイトルのメモが存在するだけであり、写真撮影を禁止する条例等の根拠規程が存在していない。

なお、撮影許可については、「撮影・取材等申込書」を提出してテレビカメラの撮影などについて管理を行っている。

#### 【規範】

地方自治法244条の2第1項は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 文化伝承課・高山陣屋】

施設内の写真撮影についても、明確なルールを条例等の根拠に基づき定めるべきであり、その際、撮影許可についての申請書等の書類も条例等に合わせて整理すべきである。

### （3）調査研究の広報

#### 【事実関係】

毎年の調査研究の結果を、企画展として開催し、合わせて企画展の内容を資料としてまとめ関係者に配布しているが、当該冊子は非売品であり、関係者に配布するのみに止めている。

#### 【意見 高山陣屋】

調査研究の内容を広く示す意味で、ホームページ上で資料を閲覧できる様にすることが望ましい。

## 5 物品管理

### （1）所有者不明物品

#### 【事実関係】

所長室には、現在の所長就任以前から存在する外部の者から提供された寄附物品と思われる物品が展示されているが、寄附の記録がなく寄附物品かどうかも確認が取れない状況となっている。



### 【規範】

岐阜県会計規則第 87 条（出納通知）は、「収支等命令者は、物品の受入れをしようとするときは、物品登録調書により、出納員に対し出納通知をしなければならない。」とし、同第 96 条は、「出納員は、保管中の備品には、形状又は性質に応じて備品整理票その他適宜の方法により品目、番号及び県名を表示しなければならない。」と規定する。

また、同第 86 条（寄附による取得）は、「収支等命令者は、物品の寄附申込みがあったときは、次に掲げる事項を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。」と規定する。

### 【指摘 高山陣屋】

物品の受け入れについて適切に管理し、備品としての登録を行うなどし、寄附物品については寄附申込書を作成するなどの手続に従って受入れを行うべきである。

## （2）寄附物品の受入

### 【事実関係】

寄附物品の決裁資料を確認したところ、決裁資料のなかに、令和 2 年度及び令和 3 年度の寄附は、「寄附申出書」の書式はあるが、岐阜県が作成したもので、申込者の印があるものがなかった。令和 3 年度のものについては、決裁資料内に寄附の申し込みがあった事実を確認できる一応の資料はある。しかし、令和 2 年のものについてはないため、寄附の申し込みがあった事実を裏付ける資料がなかった。

### 【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

岐阜県会計規則第 87 条（出納通知）は、「収支等命令者は、物品の受入れをしようとするときは、物品登録調書により、出納員に対し出納通知をしなければならない」旨を定める。また、同第 83 条により、「消耗品」は、「備品及び動物以外の物」品のほか、「取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品」と定める。

**【指摘 高山陣屋】**

岐阜県会計規則に定める寄附採納手続及び物品登録をすべきである。

**(3) 物品の借入**

**【事実関係】**

高山陣屋は、高山市民等から多数の物品について貸与を受けているが貸与者からは、年度末に承諾書の取り付けを行い、その際に施設の優待券（入場無料券）を付与している。

一部の貸与者に対しては、貸借料を支払っているが、賃貸借契約書は存在しておらず、その金額の根拠は不明である。

**【規範】**

岐阜県会計規則第 86 条の 2 により、物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない。

**【指摘 高山陣屋】**

借入物品については、賃貸借契約書を作成するなど借入の根拠となる契約書を作成し、賃借料の支払いの根拠を明確にすべきである。

また、借入の際に貸借料を支払う場合と優待券による対応をする場合との差について、その判断基準を明確化すべきである。

**(4) 市民ボランティアによる展示物の預り**

**【事実関係】**

高山陣屋は事務室間のスペース等に、月 1 度程度のサイクルで、地域住民が持参した絵画などを展示している。展示する物品については預り管理簿が存在しており、受付物品を管理簿で管理している。高山陣屋の説明によると、高山陣屋ギャラリー協力会という任意団体が、高山陣屋の要請もあり、高山陣屋ギャラリー協力会設置要綱に基づき展示物を展示しているとのことである。同団体による行政財産の目的外使用許可の手続は執られていない。



### 【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項は、施設の目的を妨げない限度において使用を認め、岐阜県公有財産規則第 16 条には、公有財産の目的外使用許可の申請手続が規定されている。

### 【指摘 高山陣屋】

展示物が、団体の物品を展示する目的で展示されている場合、本来の高山陣屋の利用とは異なる目的での利用になるため、行政財産の目的外使用許可が必要となる。また、高山陣屋ギャラリー協力会設置要綱と岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例等との関係性も不明確である。

行政財産の目的外使用許可を必要とする場合、使用料の減免措置等を行うかどうかも含めて検討する必要がある。

管財課とも協議の上、行政財産の目的外使用許可手続及び使用料の減免について、検討すべきである。

### （5）物品の保管

#### 【事実関係】

アンケートによれば、施設の資料の保管庫の容量は既に使用率 90% となっているが、今後、資料を購入する予定はないものの、企画展等での一時的な資料借用や市民県民等からの資料寄贈に対応するためには、保管庫の拡充は必要である。これまで、市民から多くの寄附物品が存在しており、高山市内で関連する歴史資料等の寄附の打診は今後も予定されている。

なお、保管されている物品の中には、登録が必要な銃砲刀剣類として刀剣 3 本、火縄銃 4 丁が存在し、登録を行っている。

### 【意見 高山陣屋】

高山市は、その歴史的背景から施設に関連する物品が市内の民家等に存在している可能性があり、今後、歴史資料となりうる物品について、市民から寄附の申入れをす

る可能性が存在している。今後どの程度の物品までが受入れ可能か、受入れ可能な物品を超える寄附の申入れがあった場合の受入れの可否の基準などを具体的に検討し、計画しておくことが望ましい。

## 6 施設管理

### （1）高山陣屋の維持保存の概要

#### 【事実関係】

高山陣屋は、維持保存のための修繕計画については令和8年まで策定されている。高山陣屋は、国史跡である為、文化財保護法の規定により現状変更には文化庁に「現状変更許可申請書」を提出する必要がある。

令和3年度には、高山陣屋防災設備改修工事を行っている。同工事は、使用している消防設備の機能及び操作性の拡充を目的とした工事であり、改修の概要としては、消火栓・放水銃等の更新、配管の改修、炎感知器の新設、貯水槽の増設等である。これらの工事の為に、施設内の庭の松の木を伐採するなどの必要性があり、文化庁に対して現状変更許可申請を行っている。

### （2）公有財産台帳の記録

#### 【事実関係】

公有財産台帳の記録として、高山陣屋の建築年月日の記載は、「M01/09/08」と記録されているが、実際の建築年月日は文化13年閏8月9日であり、正確な建築年月日が反映されていない。

#### 【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 高山陣屋】

正確な建築年月日を記録するため、現在の記録を訂正すべきである。

### （3）高山陣屋の保存修理及び整備の方針

#### 【事実関係】

高山陣屋の屋根は榑（くれ）と呼ばれる屋根材が使われており、榑を用いた屋根の葺き替えを行う職人が少なくなってきたことから、平成30年度より「高山陣屋榑へぎ技術研究会」を立ち上げ、高山陣屋の建物に関する歴史や飛騨の匠の技術を研究し、その伝統的な技術の伝承と人材の育成を図ってきている。

その他、令和2年度は、令和3から4年度に実施する「防火設備改修事業（消火栓6基から8基、放水銃5基から13基）」のための工事設計、発掘調査を実施している。

令和3年度は樽を用いた屋根葺替工事に着手しており、それまでの研究を生かして、研究を行ってきた職人と共に、伝統的な技術を利用した屋根の葺き替えを順次進めている。



#### 【参考報告 高山陣屋】

高山陣屋のように古い建築物については、その維持保存を行うには、当時の建築技術が必要不可欠である。

特に、このような古くからの技術は、現代では利用される事も少ないとから、技術を担う職人そのものが現代において存在しない事態も懸念される。

このような状況の中、施設の維持保存を考える施設自身が中心となり、地域の職人と共に必要な技術を研究し、実践に移すことは素晴らしい取組みであり、その他の施設（特に維持保存が重要な施設）の今後の参考になることから参考報告とした。

#### （4）鍵の管理

##### 【事実関係】

鍵の管理のルールが存在せず、管理簿も存在しない。

##### 【規範】

岐阜県公文書規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定する。

##### 【指摘 高山陣屋】

鍵の管理についてはルールを文書化し、管理簿を作成すべきである。

## 7 基本計画（グランドデザイン）等

#### （1）施設の目的

##### 【事実関係】

国史跡であり文化財としての維持・保存が最も重要とされているが、博物館類似施設として、資料の収集・保管・調査研究・展示等を行っている。また、観光都市高山

の中心にあり、観光施設としての側面もある。

往査の際、本施設（管理事務所）の活動目的を尋ねたところ、「文化財としての維持・保存を中心としている。観光については、求められているものの、予算や人が足りておらず、観光施設としては周囲の要望を受け入れての活動を行っている。」との説明であった。

アンケートの結果によると、各年の個別の事業計画は作成されているが、全体的な基本事業計画については作成されていない。

#### 【規範】

岐阜県文化財保存活用大綱（第2章）によれば、岐阜県の課題として文化財を守り、将来に向けて伝えていく必要性がある一方で、文化財を地域の貴重な財産として活用していく視点も重要とされている。

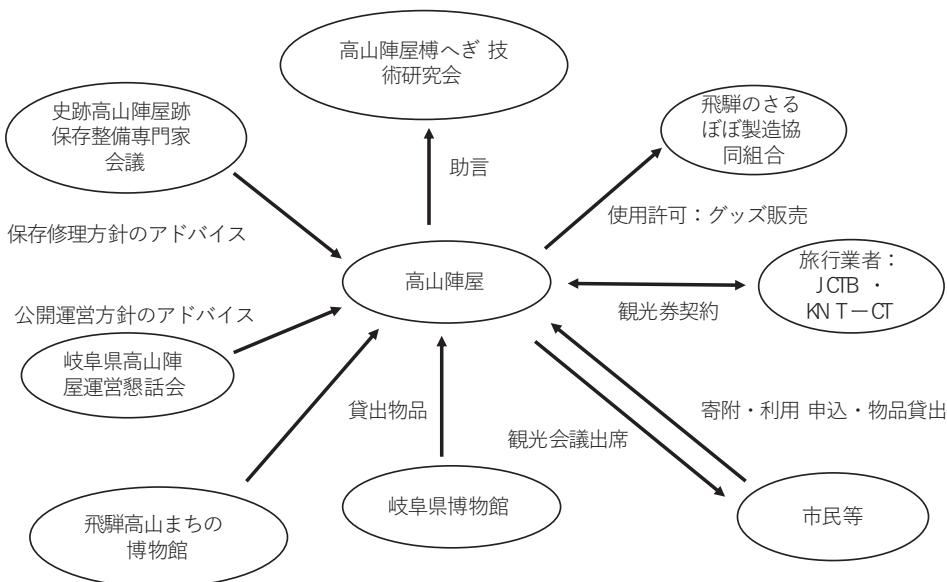
#### 【意見 高山陣屋】

文化施設においては、文化財としての維持・保存が中心となるが、観光施設としての機能も求めているのであれば、各施設において、その役割についての重要性に応じて、事業計画を建て、必要であれば予算や人の配置も検討することが望ましい。

その際、基本事業計画を作成することが望ましい。高山陣屋においては、高山陣屋の維持保存と観光施設等の活用が施設運営の目的とされているが、維持保存の観点からすると、観光施設として利用することで観光客による施設の損壊等に繋がることもあり、保存と活用という二つの方向性について、どのように調和的に利用していくかを考えておく必要がある。

根本的な今後の将来像を明確化する意味でも、文化施設に関する県の事業計画を参考に施設全体の基本事業計画を作成することが望ましい。

## (2) 各施設との連携



### 【事実関係】

アンケートによると提携・連携している市町や他施設が存在しているが、市町や他施設との協定書などは存在していない。

### 【意見 高山陣屋】

今後の活用を推進していく上で、必要な市町や他施設とは協定等を締結することが望ましい。

## (3) 指定管理者制度

### 【事実関係】

岐阜県の平成27年度の包括外部監査においては、高山陣屋の指定管理者制度の導入について検討するよう意見が出されている。

これに対して県としては、文化財保護法第119条において、文化財保護法上の文化財の管理義務は、基本的に所有者が有するとあり、法令において、所有者に管理義務があるとされるのは、現場に所有者が在任していないと、予算執行や工事進捗管理、日々の適切なメンテナンスなどに支障が生じるためと考えている。

仮に、指定管理者制度を導入した場合、数年の期間で管理者が変更になる可能性をはらみながら、管理が行われる。その場合、主務課である本庁の文化伝承課と、現場を管理する指定管理者で実際の管理を行っていくことになると思われる。少なくとも下記の業務は、支障が生じると考えていることである。

○予算要求及び予算執行、その他管理業務（例えば、工事進捗管理）において、本庁の負担が大きくなると考えられるが、現場にいない状態でこれらの業務をこなすこと

は至難の業であること。

○運営に必要な各業務（管轄手による施設管轄、学芸業務専門職、インバウンド対応専門職、説明専門職、警備専門職、高山陣屋博へぎ技術研究会運営）に専門性があり、経験を積んでいる者が対応にあたることが必要であるが、数年ごとに従事者が入れ替わってしまうと、対応しきれなくなってしまうこと。

○地元市村（高山市、飛騨市、下呂市、白川村）の各観光部局、文化部局、教育委員会との連携及び情報共有。

○新聞、T V等のマスコミ対応が年間通して頻繁にあること。

○企画展等イベント開催には、学芸業務専門職はもとより、多大な人的エネルギー及び関係者の協力が必要であること。

○地歌舞伎公演（本庁観光関係課）や伝統芸能公演（本庁文化関係課）等、本庁の事業を高山陣屋において実施する場合があるが、指定管理者との連携によってこれらを首尾よくこなすことは困難を極めると思われること。

○コロナ禍である現在は、その活動・実施に影響を受けているものの、下記の各組織団体及び関係者との協力・連携が必要であること。

- ・地元消防署（合同消防訓練）
- ・地元警察署（高山陣屋内で年末年始特別警戒出発式を実施）
- ・「高山陣屋自衛消防隊」（合同消防訓練）
- ・「史跡高山陣屋跡保存整備専門家会議」開催
- ・「高山陣屋運営懇話会（旧高山陣屋運営協議会）」開催
- ・「高山陣屋語り部ボランティアの会」の運営
- ・「高山陣屋ギャラリー協力会」の運営
- ・「高山陣屋邦楽協力会」の運営

以上の理由から、高山陣屋においては、指定管理者制度の導入には、強く反対しているとのことである。

ただし、警備業務等、民間業者に委託できる業務については職員の負担等を考慮して今後外部委託を検討しているとのことである。

#### 【意見 高山陣屋】

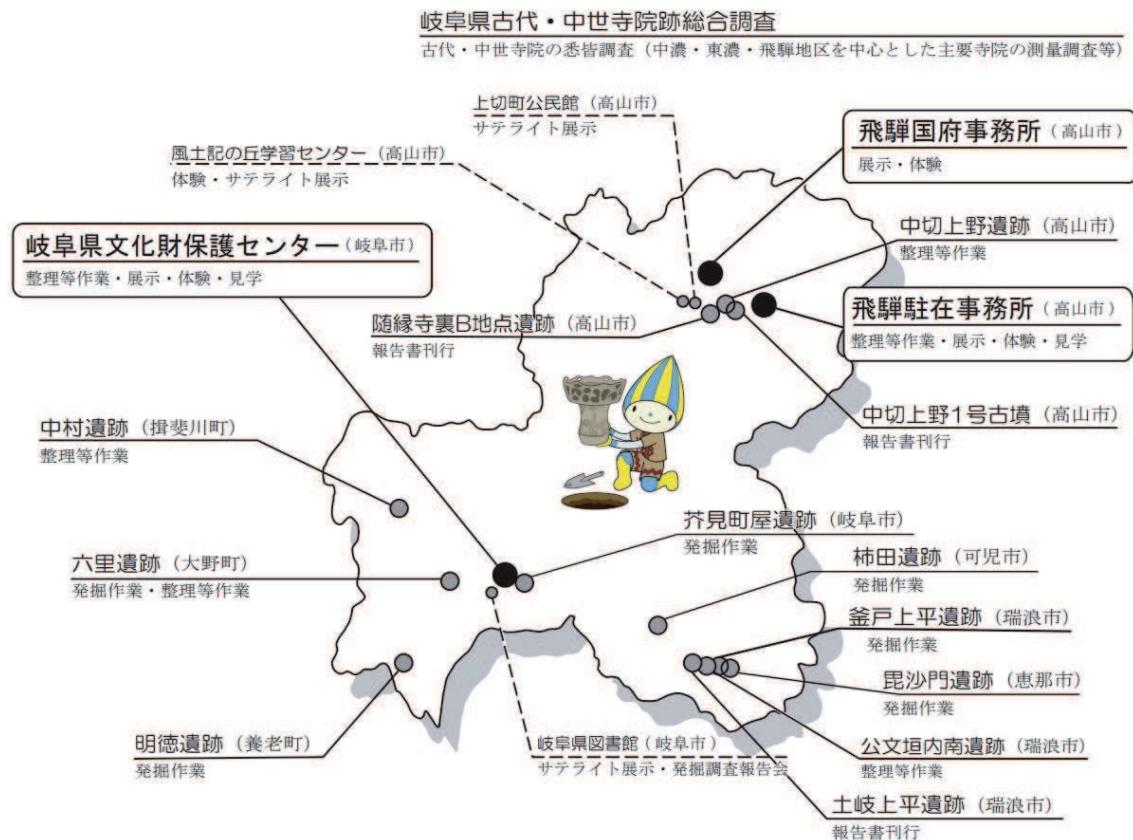
指定管理者制度を導入することについて、ハードルが高いのであれば、まずは、警備業務等、民間業者に委託できる業務を検討することが望ましい。民間業者への外部委託を進めていき、県職員の業務について整理した上で、再度、指定管理者制度の導入の可否を再検討することが望ましい。

## 第6 岐阜県文化財保護センター

### 1 施設の概要

#### (1) 施設所在地

- ①岐阜県文化財保護センター：岐阜市三田洞東1-26-1
- ②岐阜県文化財保護センター飛騨駐在事務所：高山市丹生川町坊方2109
- ③岐阜県文化財保護センター飛騨国府事務所：高山市国府町名張字峠1425-1



#### (2) 施設の設置目的 (岐阜県文化財保護センターのホームページ内「センターの仕事」より抜粋)

「自然豊かな私たちの郷土岐阜の各地には、何万年もの昔から多くの人々が暮らしてきた確かな足跡が数多く残っています。一方、道路整備やダム工事などの開発を進めて行く過程で、現状のままでは保存できない文化財もたくさんあります。

岐阜県文化財保護センターでは、このような国民的財産である埋蔵文化財を発掘調査などによって正しく記録し保存すると共に県民の皆様にその成果を広く公開し、また積極的に活用することにより、ふるさと岐阜の歴史と地域の埋蔵文化財に対する県民の皆様の理解と関心の向上に努めています。」

なお、岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例第2条に基づき設置されている。

### (3) 沿革

平成 2 年度まで国、公社、公団及び県等の開発事業に伴う発掘調査は県文化課において実施していたが、業務量の急増により、平成 3 年度に財団法人岐阜県文化財保護センター（平成 15 年度財団法人岐阜県教育文化財団文化財保護センターに改組）を設置し、発掘調査を実施してきた。

平成 21 年度に県の教育機関となり、引き続き発掘調査事業を行うとともに、教育行政の一端を担うこととなった。

平成 29 年 4 月 : 県教育委員会から知事部局に移管された。

平成 3 年 4 月 1 日 : (財) 岐阜県文化財保護センター設立  
(穂積町 : 本巣県事務所内)

平成 5 年 3 月 31 日 : 飛騨出張所開所 (清見村 : 中央公民館内)

平成 6 年 4 月 1 日 : 本部事務所移転 (岐阜市 : 岐阜総合庁舎内)

平成 8 年 1 月 18 日 : 飛騨出張所新築移転 (国府町名張)

平成 10 年 4 月 20 日 : 三田洞整理事務所開所  
(岐阜市三田洞東 : 旧警察学校跡地)

平成 10 年 7 月 6 日 : 本部事務所移転 (岐阜市三田洞東 : 旧警察学校跡地)

平成 15 年 4 月 1 日 : (財) 岐阜県教育文化財団文化財保護センターに改組

平成 21 年 4 月 1 日 : 県の教育機関として、岐阜県教育委員会岐阜県文化財保護センターを設置

平成 24 年 12 月 1 日 : 飛騨駐在丹生川事務所設置

(高山市丹生川町 : 旧宮川上流河川開発工事事務所より移管)

平成 27 年 4 月 1 日 : 飛騨駐在事務所移転 (高山市丹生川町 : 旧飛騨駐在丹生川事務所) 旧飛騨駐在事務所を飛騨国府事務所に名称変更

平成 29 年 4 月 1 日 : 教育委員会から知事部局 (環境生活部県民文化局) に移管

### (4) 所掌事業 (岐阜県行政組織規則第 81 条の 2)

- ・埋蔵文化財の発掘調査及び研究に関すること。
- ・埋蔵文化財に係る開発事業の調整に関すること。
- ・発掘調査技術の指導及び研修に関すること。
- ・出土品の保存処理及び収蔵に関すること。
- ・埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。
- ・文化財の保護思想の普及に関すること。
- ・前各号に掲げるもののほか、岐阜県文化財保護センターの事業に関すること。

**【運営方針】**

(発掘調査)

区分	内容
発掘作業	発掘調査のてびき(文化庁)及び埋蔵文化財発掘調査共通仕様書(岐阜県文化財保護センター)等に従って行います。
整理等作業	発掘調査のてびき(文化庁)及び埋蔵文化財発掘調査共通仕様書(岐阜県文化財保護センター)等に従って、出土品の洗浄・注記、出土品の接合・拓本・実測、調査記録の整理等を行います。
報告書	発掘調査の結果を報告書として刊行します。

(普及活用)

区分	内容
出前授業	職員が出土品やパネルを学校等へ持参し、遺跡や歴史についての授業を行います。
タイムスリップ探検隊	小学校高学年の児童とその保護者を対象として、発掘作業等の体験学習を実施します。
総合教育センター研修	教員研修の一環として、遺物や発掘調査の成果などを生かした授業づくりのための講座を開催します。
バックヤードツアー	発掘された埋蔵文化財の整理等作業などの見学や作業体験を通じて、センターの業務についての啓発を図ります。
発掘調査報告会	市町村教育委員会等と連携し、県内で行われた埋蔵文化財発掘調査に関する成果を公開します。
現地見学会	発掘作業現場において見学会を開催します。
展示	センター本館、飛騨駐在事務所、県図書館などで出土品や写真・パネル等を展示します。
ホームページ	ホームページにセンターの活動内容を掲載し、埋蔵文化財に関する最新の関係情報を提供します。
年報	毎年度、発掘調査の成果を年報としてまとめ、関係機関へ配布します。

(研究・支援等)

区分	内容
研究	県内の埋蔵文化財の研究を行い、研究紀要等で成果を公表します。
出土品等の管理・貸出	出土品や関係資料等を適正に管理するとともに、貸し出しを行います。
調査支援	内自治体等が実施する発掘調査において、助言や情報提供等を行います。

## (5) 遺物の保管場所

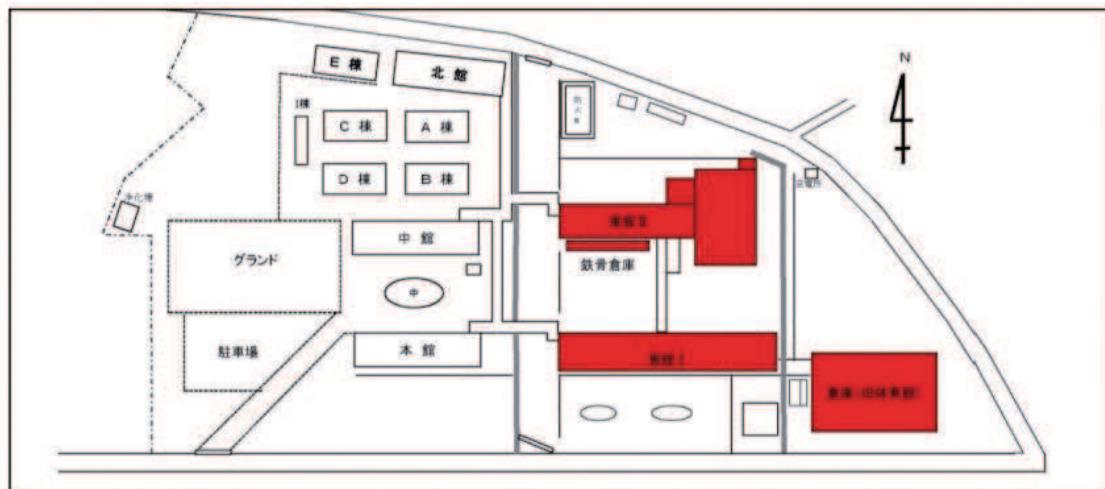


図 1-1 センター見取図

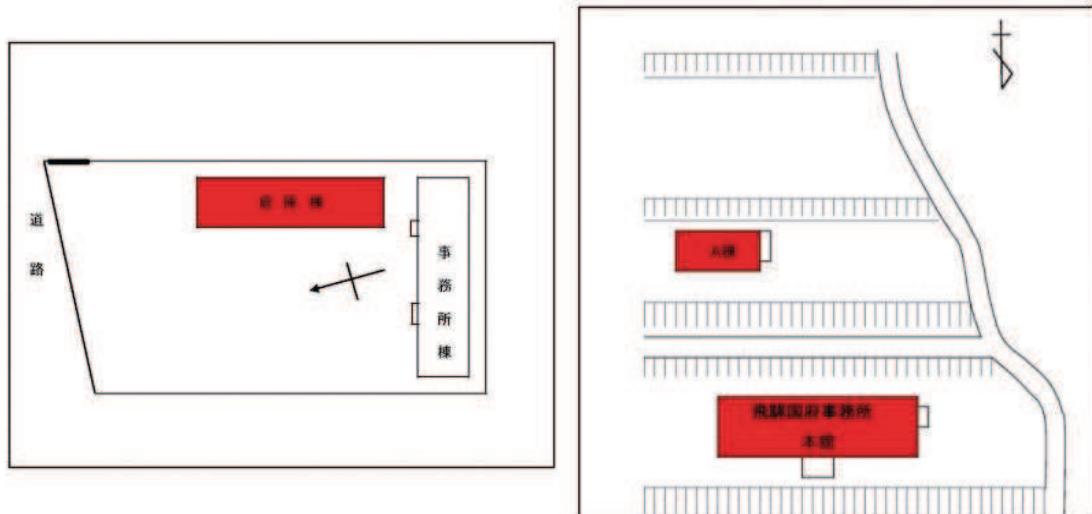


図 1-2 飛驥駐在事務所見取図

図 1-3 飛驥国府事務所見取図

## (6) 組織体制（令和2年8月1日）

岐阜県行政組織規則第81条の3において、総務課管理調整係、調査課調査第一係、調査課調査第二係、調査課調査第三係、調査課飛騨調査係を置くとされている。

所長、総務課長、調査課長、総務課管理調整係2名、調査課調査第一係5名、調査課調査第二係5名、調査課調査第三係4名、調査課飛騨調査係2名の計21名が配置されている。

## 2 監査の重点及び監査手続

岐阜県文化財保護センターは、国民的財産である埋蔵文化財を発掘調査などによつて正しく記録し保存すると共に県民の皆様にその成果を広く公開し、また積極的に活

用する役割を有することから、発掘調査の状況及び保管、さらには公開までの一連の流れに着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和3年6月8日及び同年11月19日の現地ヒアリングのほか、令和3年9月14日に飛騨駐在事務所及び飛騨国府事務所の現地ヒアリングを実施した。また令和3年10月4日には、芥見町屋遺跡の発掘作業現場の現地往査を実施した。

また、定期監査資料（令和元年9月27日、令和2年10月9日、令和3年9月24日）、岐阜県文化財保護センターのホームページ、令和2年度年報（センターこの10年（30周年））「2021 岐阜県文化財保護センター」、「第1章 出土品の取扱に関する基本的な考え方」（文化庁）、岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例、文化財保護センター管理規則、アンケート、管理活用マニュアル、岐阜県埋蔵文化財発掘調査支援業務、「R3 文書事務の解説と事例」、報告書マニュアル、支出金調書等（上保本郷遺跡整理等支援業務委託）、「上保本郷遺跡整理等支援業務委託に係る一般競争入札参加資格の確認について」、添付文書管理票（契約保証金納付免除伺）、貸付先別貸付物品一覧表（博物館、飛騨・世界生活文化センター、美濃加茂市文化振興課長、地域産業課長、下呂市教育委員会）、平成31年度上保本郷遺跡整理等支援業務委託に関する一般競争入札公告、契約審査会調書、上保本郷遺跡整理等支援業務委託特記仕様書、県有財産賃貸借契約変更契約書、自動販売機の公募に係る設置予定・結果報告書、自動販売機の設置に係る公募要領、「文化財保護センター保管出土品貸出許可申請書について」、「文化財保護センター保管出土品返却書について」、「文化財保護センター保管出土品借受書について」、支出金調書等（寿楽寺廃寺内容確認調査業務委託）、支出負担行為書等（「六里遺跡2」発掘調査報告書 印刷製本）、「平成30年度第5回高屋遺跡調査検討委員会 議事概要」、「岐阜県文化財保護センター 情報セキュリティ組織及び緊急連絡体制」、土地無償貸付契約書（高山市）、土地賃貸借契約書（高山市）、「令和2年度 各種事業年間スケジュール」、公有財産台帳、公有財産評価調書（土地）、令和2年度岐阜県発掘調査報告会アンケート、令和2年度現物実査の結果について（報告）、センター内鍵貸出簿、自動車運転管理台帳、令和2年度岐阜県文化財保護センター消防計画、アンケート調査票による照会のほか、現物実査報告書等の提出資料について、書類監査を行った。

### 3 物品管理

#### （1）廃棄処分

##### 【事実関係】

岐阜県文化財保護センターは、平成10年に現在の旧岐阜県警察学校跡地に移転した。岐阜県文化財保護センターには、畳などの警察学校時代の物品が朽ちた状態で残置されている。

なお、担当課からは、「共用の予定はない」が、「遺物の収蔵に関し、畳などが残置されていることによる不都合はない。」との回答があった。

### 【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

### 【指摘 文化財保護センター】

保管する出土品の増加に伴う収納スペースの問題がある状況において、共用することが不可能な物を保管するべきではない。畳などの使用用途もなく状態も悪い物については、破棄処分することを検討するべきである。

## 4 出土品の管理

### (1) 出土品の貸付

#### 【事実関係】

岐阜県文化財保護センターでは、出土品の貸付を行っている。貸付にあたっては、岐阜県文化財保護センター管理規則第 2 条に従い、貸付の手続が行われる。岐阜県博物館や飛騨・世界生活文化センターなどに対し、数年間にわたり返却されることなく、継続して貸付がなされている物があり、そのような貸付品については、平成 30 年の定期監査での指摘を受け、改善として、毎年度、保管証明書を徴収することとしている。

担当課からは、「将来にわたり貸し出したまま返却されないわけではないこと、また、遺物と同様に図面・写真も遺跡ごとに管理されており一部の遺物のみ他の機関で管理することは適当ではないことから、現状の貸付手続が妥当と考えている。」との回答があった。

飛騨・世界生活文化センターに対しては、平成 23 年 5 月から継続して同一物が、貸出されている。また岐阜県地域産業課に対しては、平成 14 年 9 月から継続して同一物が貸出されている。

#### 【規範】

地方財政法第 8 条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

岐阜県公有財産規則第 13 条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

岐阜県会計規則第 99 条第 1 項は、「収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによつても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない」と規定する。

また「出土品の取扱いについて」（平成 13 年 3 月 16 日社文第 1121 号 各市町村教育委員会教育長、羽島郡四町教育委員会教育長、（財）岐阜県文化財保護センター理事

長あて岐阜県教育委員会教育長通知)には、次の記載がある。

4 出土品の保存・活用は、国及び県で保有する必要がある場合を除いて、各市町村教育委員会がその責任において行うことが最も適切であるので、積極的に譲与の手続きを進めること

**【意見 文化財保護センター】**

貸し出している物について、文化財保護センターで保有する必要性を検討した上で、長期間、貸し付けている物については、譲渡や管理替えの検討をすることが望ましい。譲渡や管理替えをしないのであれば、貸出の際の決裁資料などにおいて、その理由を明記することが望ましい。

**(2) 現物実査**

**【事実関係】**

毎年更新されている管理活用マニュアルには、収納状況の一覧、遺物管理台帳一覧、掲載遺物管理台帳、未掲載遺物収納台帳、施設内収納図が組み込まれており、物品の所在地が明確になっているが、出土品は大量にあるため、ケースごとの物品管理を行っている。ケースだけでも、2万5000個近いケースがあるため(岐阜県文化財保護センターに約2万2500箱、飛騨駐在事務所に約900箱、飛騨国府事務所に約1600箱)、現物実査では、箱の中身を確認することまではせず、ケースの件数管理により現物実査を行っている。

ケースを確認する方法での現物実査は、出納管理課の定める「物品の現物実査実施要領について」に記載はなく、取扱要領も定められていない。

**【規範】**

岐阜県会計規則第92条の3は、「収支等命令者は、原則として毎年度一回以上その管理する物品(消耗品を除く。)を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県会計規則取扱要領1条関係には、「本要領により難い会計事務については、規則の規程に反しない限りにおいて、本庁各課の長又は地方機関の長が知事及び会計管理者の承認を得て取扱要領等を定めることができる。」と定める。

**【指摘 文化財保護センター】**

個別管理ではなく、ケース管理をする場合には、岐阜県会計規則取扱要領1条関係に従い、会計管理者の承認を得て取扱要領等を定めるべきである。

**(3) 保管物品の情報共有**

**【事実関係】**

博物館に対して、188点の出土品の貸付が行われている。現在の博物館職員には、岐阜県文化財保護センターの元職員の方がいるため、情報の共有が行えているということである。

また事務室の金庫内には、貴金属類の貴重な出土品（6点、平成18・19・23・28年度に出土したもの）が保管されているが、金庫内的一部の出土品については、貸出がなされた様子はない。

#### 【規範】

岐阜県文化財保護センターのホームページには、「岐阜県文化財保護センターでは、このような国民的財産である埋蔵文化財を発掘調査などによって正しく記録し保存すると共に県民の皆様にその成果を広く公開し、また積極的に活用することにより、ふるさと岐阜の歴史と地域の埋蔵文化財に対する県民の皆様の理解と関心の向上に努めています。」と記載されている。

文化庁 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会  
平成9年2月 「出土品の取扱いについて（報告）〈概要版〉

#### 第4章 出土品の活用の現状と課題及び改善方策

##### 1 出土品の活用の現状と課題

出土品の展示、貸出等の活用の状況については、展示・公開、学校教育での利用、研究目的の活用等の目的のものが多いが、総じて活発でない。また、出土品の保管・管理情報を提供する体制も整備されていない。

出土品の展示・公開は博物館等で行われる場合が多いが、出土地に建設された駅等で展示されている例もある。地方公共団体のうち出土品の展示・公開専用施設をもっているのは約45%であり、専用展示・公開施設がない地方公共団体での出土品の活用は総じて活発でない。

##### 2 改善方策

###### (1) 基本的な方向

埋蔵文化財の保護や発掘調査に対する国民の理解と協力を促進するためにも、出土品の積極的な活用を図ることが必要である。

このため、出土品の一括保管の考え方によらず、積極的な活用のため条件を整備するとともに展示・公開のための施設・体制の整備や保管している出土品に関する情報の地方公共団体間や研究機関等による共有も必要である。

###### (2) 新たな活用方法の開発

従来の活用は、公立博物館での定型的な方法による、出土品中の優品の展示・公開が中心。今後は、(ア)博物館等展示専用施設における活用の改善・充実、(イ)学校教育での活用の拡充、(ウ)各地域の住民に対する活用の工夫、(エ)民間施設を有効に利用した活用、(オ)他の地方公共団体や外国との連携、(カ)学術的な活用等、出土品の積極的な活用を推進する。

###### (3) 展示・公開施設の充実等

地方公共団体においては、出土品の展示・公開等その活用の推進のための施設の設置を進めるとともに、既存の施設についても、より積極的な活用に適した施設として充実・改善を図ることが必要。また、出土品の広範な活用のため、出土品の保管・管理や活用状況に関する積極的な情報発信が必要である。

### 【意見 文化財保護センター】

埋蔵文化財や発掘調査の成果を広く公開することは、岐阜県文化財保護センターの目的である。職員の異動があっても継続して情報共有が行われ貴重な文化財が公開されるように、博物館などとの定期的な情報共有の機会を設けることが望ましい。

#### （4）出土品の処分

##### 【事実関係】

保管している出土品は、年々増加しているため、保管スペースを圧迫し続けており、数年後には出土品の保管スペースが無くなる予定である。保管するにあたっては、「岐阜県における出土品の取扱い基準」に基づき保管が行われているが、これまで出土品を処分したことはない。

なお、担当課からは、「現在保管している遺物は「岐阜県における出土品の取扱い基準」により区分しており、全て保管・管理を要するものと整理している。また、近隣の県にも照会したが、どの県も廃棄はしていない。」との回答があった。

##### 【規範】

###### 岐阜県出土品取扱い要領

###### 第2条2項（定義）

この要領において、「区分」とは将来にわたり保存・活用の必要性・可能性の観点から出土品を分類することをいい、「取扱い」は、区分した出土品について、保管・管理その他の措置をとることをいう。

###### 第4条（区分と取扱いの時期）

出土品の区分と取扱いは、発掘調査及び出土品の整理作業、それ以降の各段階において行こなうものとする

###### 第8条（出土品の廃棄その他の措置）

基準により区分した出土品のうち、「保管を要しない」とされた出土品は、廃棄その他の措置をとることができる。

文化庁の「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が平成9年2月に策定した「出土品の取扱いについて（報告）〈概要版〉」には次のように記載されている。

## 第1章 出土品の取扱いに関する基本的な考え方

### 3 出土品の取扱いの今後のあり方

出土品の保存・活用の現状及び発掘調査事業量の増加に伴い、従来以上に出土品の保管・管理のあり方が問題となることが予想され、その取扱いの基本的な考え方と取扱いの基準を明らかにする必要がある。

出土品の取扱いに関する基本的考え方と取扱いの基準は、出土品の種類、性格、活用のあり方等に係る各地域の事情を反映する必要があり、文化庁で大枠を示し、各都道府県がより具体的な方針を定めることとするのが望ましい。

今回の報告はこのような観点から、(1)将来にわたり保存・活用を要する出土品の選択のあり方、(2)出土品の合理的な保管・管理のあり方、(3)出土品の活用のあり方について検討しましたものである。

## 第2章 将来にわたり保存・活用すべき出土品の選択

### 1 現状と課題

・・・出土品の取扱いを改善するためには、保管・管理する必要のある出土品の選択についての基本的な考え方及び一定の標準を定め、それに準拠して保管・管理の対象とする出土品の選択を行うこととする必要がある。この場合、出土品の選択に関する考え方及び標準は、大枠を文化庁で示し、それをもとに各都道府県がその地域の具体的な標準を定めることとする。

### 2 改善方策

#### (1) 基本的な考え方

出土品は、国民共有の貴重な文化的遺産であり、学術的にも豊富な情報を提供するものであるが、そのもつ重要度は一様ではない。また、出土品の種類、性格や形態も様々である。

したがって、出土品については、まず、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものであるかどうかということを基準として選択を行い、保存・活用を要するものとされたものについて将来にわたり保管・管理することとする。

#### (3) 選択を行う時期及び対象

保管・管理を要する出土品の選択は、発掘調査の段階、出土品の整理作業の段階、それ以降の段階等いずれの時点でも行うことができるものとする。選択は現在収蔵・保管されているものについても行う。

(4) 保管・管理を要しないものとされた出土品の取扱い等に関する留意事項選択の結果、保管・管理を要しないものとされた出土品については廃棄その他の処分を行うこととなるが、その場合、処理したものが、将来、無用の誤解・混乱を生ずることのないよう十分配慮するものとする。

### 【意見 文化財保護センター】

保管・管理を要する出土品の選択は、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものであるかどうかということを基準として選択（区分）することが必要である。出土品発掘直後については、「岐阜県における出土品の取扱い基準」に基づき、選択（区分）が行われている。

もっとも、選択（区分）のタイミングについては、「発掘調査の段階、出土品の整理

作業の段階、それ以降の段階等いずれの時点でも行うことができる」ものであり、出土品発掘直後だけでなく、出土から一定期間経過したあとに見直すことが可能である。岐阜県出土品取扱い要領第4条においても、各段階で「区分」を行うこととされている。

出土直後だけでなく、一定期間経過後における保管・保存を要する出土品の選択（区分）の基準を策定した上で、出土から一定期間経過した現在収蔵・保管されている出土品も含め、保管・管理を要しないものとされた出土品については廃棄その他の処分をすることを検討することが望ましい。

## 5 施設管理

### （1）保管場所の確保

#### 【事実関係】

岐阜県文化財保護センターには、出土品の劣化を防ぐ恒温・恒湿を保つ設備はなく、金属製品、木製品などの保管状況によっては朽ちる可能性がある出土品のうち一部については、保存処理を行うものの、土器などと同様に施設内に保管する方法としている。

#### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

岐阜県公有財産規則第13条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

また「出土品の取扱いについて」（平成13年3月16日社文第1121号 各市町村教育委員会教育長、羽島郡四町教育委員会教育長、（財）岐阜県文化財保護センター理事長あて岐阜県教育委員会教育長通知）には、次の記載がある。

3 出土品の積極的な活用のため、必要な施設の設置、既存施設の充実及び専門職員の配置等による体制を図ること。また広報紙、コンピュータによるネットワーク等を利用して情報発信を図ること。

同様に、「岐阜県出土品取扱い要領」には次の規程がある。

第7条2項 保管・管理をする出土品のうち、金属製や木製のもの等、腐食劣化が予想されるものは、保存処理等の措置を行い、温度、湿度等の環境調整が可能な施設で保管・管理を行うよう努めるものとする。

また、文化庁の「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が平成9年2月に策定した「出土品の取扱いについて（報告）（概要版）」には、次の記載ある。

### (1) 基本的な考え方

出土品は、国民共有の貴重な文化的遺産であり、学術的にも豊富な情報を提供するものであるが、そのもつ重要度は一様ではない。また、出土品の種類、性格や形態も様々である。

したがって、出土品については、まず、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものであるかどうかということを基準として選択を行い、保存・活用を要するものとされたものについて将来にわたって保管・管理することとする。

### (3) 選択を行う時期及び対象

保管・管理を要する出土品の選択は、発掘調査の段階、出土品の整理作業の段階、それ以降の段階等いずれの時点でも行うことができるものとする。選択は現在収蔵・保管されているものについても行う。

(4) 保管・管理を要しないものとされた出土品の取扱い等に関する留意事項選択の結果、保管・管理を要しないものとされた出土品については廃棄その他の処分を行うこととなるが、その場合、処理したものが、将来、無用の誤解・混乱を生ずることのないよう十分配慮するものとする。

## 【意見 文化財保護センター】

出土品の劣化を防ぐ恒温・恒湿を保つ設備を配置することが望ましい。

なお、担当課からは、「全ての遺物を処理するのは難しいため、内部で吟味した上で必要なもの（金属製品、木製品）については保存処理を行っている。」との回答があった。

しかし、岐阜県文化財保護センターにおいて保管・管理を行うと判断した出土品は、「将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものである」と判断したものであることが前提である。したがって、保管・管理をすることとした出土品については、全ての出土品が、地方財政法第8条及び岐阜県公有財産規則第13条に基づく、適切な管理が必要となる。そのため、保管・管理をすることとした出土品は、全てに保存処理が必要である。保存処理を行わないこととした物品は、朽ちていくこともやむを得ないと判断した出土品であるから、保管・管理をしないとする選択や処分を含めた検討が必要となる。

## (2) 倉庫

### 【事実関係】

令和3年6月8日の往査時において、倉庫（旧警察学校時代の車庫）の入口が朽ち果てており、鉄骨が崩れかけていた。

### 【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 文化財保護センター】

倉庫は、台風などの災害で倒壊する可能性もあることから、安全性等を考慮し、修繕すべきである。修繕する予定がないのであれば撤去すべきである。

#### 【改善報告】

崩れていた鉄骨は、令和 3 年 11 月 22 日に撤去されたため、改善報告とする。



### (3) 建物の老朽化

#### 【事実関係】

現在の岐阜県文化財保護センターは、旧岐阜県警察学校の施設を利用しているが、同施設は昭和 50 年頃（東館 I、東館 II、体育館については昭和 40 年）に建築されたものであり、老朽化や耐震化の問題を抱えている。

「岐阜県公共施設等総合管理基本計画」に基づく個別施設計画では、建物の主要部位の状況は次のとおりとされており、北館、東館 I、東館 II、体育館は、「部分的に劣化（安全上、機能上、不具合の兆し）」があるとされ、東館 II の屋上・屋根については、「早急に対応する必要がある」とされていた。

名称	建設年月	延面積 (m <sup>2</sup> )	耐震診断等の 結果	主要部位の状態		点検の 実施時期
				屋上・屋根	外壁	
北館	昭和50年9月	611.04	耐震性に不備有り	C	C	平成29年度
東館I	昭和40年9月	1,341.45	耐震性に不備有り	C	C	平成29年度
東館 II	昭和40年9月	1,768.54	耐震性に不備有り	D	C	平成29年度
体育館	昭和40年9月	638.20	-	C	C	平成29年度
本館	昭和52年3月	775.72	耐震性有り	A	A	平成29年度
中館	昭和52年3月	668.79	耐震性有り	A	A	平成29年度

【凡例】 A…概ね良好、B…部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）、

C…部分的に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）、D…早急に対応する必要がある

同計画では、平成 29 年度から令和 6 年までの修繕計画が策定されており、平成 29 年から長寿命化事業が行われている。同計画に基づき、平成 29 年度から令和 3 年度までの間に次の工事が行われている。執行された費用は、合計 1 億 0900 万円である。

- ・東館 II 屋上防水工事設計及び改修工事 1800 万円

- ・本館 屋上防水改修、外壁改修の工事設計 200 万円
- ・本館 屋上防水改修、外壁改修の工事 3300 万円
- ・中館 屋上防水改修、外壁改修の工事設計 200 万円
- ・本館 トイレ洋式化工事 100 万円
- ・中館 屋上防水改修、外壁改修の工事 2500 万円
- ・北館 屋上防水改修、外壁改修の工事設計 200 万円
- ・北館 屋上防水改修、外壁改修の工事 2400 万円
- ・東館 I 屋上防水改修の工事設計 200 万円

また同計画に基づく、令和4年から令和6年までの修繕計画の内容は次のとおりであり、執行予定費用は、合計2億4700万円である。

- ・東館 I 屋上防水改修の工事 1億900 万円
- ・東館 II 外壁改修の工事設計 500 万円
- ・東館 II 外壁改修の工事 1億900 万円
- ・本館・中館 空調設備更新 1000 万円
- ・本館・東館 II 高圧受変電設備改修 1400 万円

#### 【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、同第15項「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならぬ。」と規定する。

#### 【指摘 文化財保護センター】

現在の施設は、恒温・恒湿を保つ設備はなく、また、保管している出土品は、年々増加しているため、保管スペースを圧迫し続けており、数年後には出土品の保管スペースが無くなる予定である。令和6年度までの長寿命化事業を実施したとしても保管スペースの問題は解決できず、保管場所確保のための敷地の借り入れ等の新たな費用負担が生じる可能性がある。そのため、長寿命化計画との兼ね合いもあるが、「最少の経費で最大の効果を挙げるにしなければならない。」とする地方自治法第2条第14項の本旨に従い、修繕費と引越費用などのどちらが経済的に合理的か検討すべきである。

今後予定されている修繕計画を完了しても、老朽化している建物であるため、今後、更なる修繕が必要となることが、高い蓋然性をもって認められる。また、保管スペースが不足する見込みも考慮すると、建替えや移設の方が効用面だけでなく、費用面からも優位性が高いと評価される可能性も否定できない。

## 6 契約

### (1) 企画調査に関する業務

#### 【事実関係】

企画調査費に関する業務について、【競争入札不適】として、随意契約が行われている。「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」には、「特定の者以外の者が供給することができないことの説明」として、他業者に切り替えることとなると、切り替え作業の間、当該システムが利用できなくなるため、システム利用にかかる発掘業務に支障をきたすとの趣旨での記載がされている。

### 【規範】

#### 「随意契約事務処理要領」

##### 1 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書の作成

###### (3) 記載要領

###### ア 「調達する財産や役務等の内容及びその特殊性」欄

調達する財産、役務の内容、調達の目的を説明するとともに、必ず「他の類似の財産、役務等では調達の目的を達成できない事情」となる特殊性を説明すること。

###### イ 「特定の者以外の者が供給することができないことの説明」欄

特定の土地を購入する場合等、調達の目的物を特定することでおのずと契約の相手方が特定される場合は、その旨を記載すること。

目的達成のために必要とする財産、役務等を供給することができる者が数人あり、その中から特定の者を最も優れているとして契約相手に選定する場合には、必ずその特定の方法、過程を記載すること。

また、特定の者を選定するにあたって、第三者に対して意見を求めるなど客観性のある意見や審査を受けている場合にはその旨を付記すること。

また、随意契約事務処理要領では、随意説明書は、随意契約ができる場合を「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」のほか8つに区分して作成することとされており、それぞれの理由に応じて対応する様式を使用することとなっている。

区分	様式
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する場合	(a) 特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。 別紙1
	(b) 財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき。 別紙2
	(c) (a)及び(b)以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。 別紙3

### 【指摘 文化財保護センター】

他業者へ切り替えるとなると、切り替え作業の間は当該システムが利用できなくなることを理由として、随意契約が締結されているものである。

しかし、他業者へ切り替えた場合に、どれぐらいの時間支障がかかるかなどの具体的な記載がなく、随意契約理由書の記載では、「特定の者以外の者が供給することがで

きない」（地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号）に該当するのか判別できない。

随意契約の記載は、「県民の誤解や疑念を招くことのないよう契約の概要を含めて随意契約の理由をわかりやすく表現することと」（随意契約事務処理要領）されているものであるから、どれくらいの作業の支障が生じるのかを具体的に理由書に記載すべきである。また特定の者でなければ供給できないのか、供給は可能だが特別の事情があるのかを精査し、随意契約事務処理要領に従って、適切な書式を用いることが必要である。

## （2）発掘業務

### 【事実関係】

「〇〇遺跡発掘作業支援業務委託」について、一般競争入札によって業者が決定され、受注者において実施計画書が策定され、県へ提出がされる。実施計画書には、業務内容、業務体制、納入成果物、実施工程表などの発掘作業支援業務や整理等作業支援業務に必要な事項の記載がされる。実施計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、受注者において変更計画書が提出される。

受注者による業務の着手後、業務着手届の提出がなされる。業務状況については、監督員が、必要に応じて現場に立ち入り、または立会を行う。必要に応じて、受注者からの資料の提出を受ける。受注者においても履行状況の報告書が所定の書式で提出されることになっている。

各作業の実施段階において、監督員が臨場等により、作業工程ごとに実施された業務内容の品質、規格、数値等の確認を行う。確認事項や時期、頻度については、「岐阜県埋蔵文化財発掘調査支援業務 共通仕様書」において段階確認一覧表として基準化されており、次のとおり詳細な基準が策定されている。

表 1-1 段階確認一覧表

## 発掘作業

種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度
表土掘削		土質、土色の変化したとき 各グリッド完了時	深さ等	1回/1作業
グリッド設定		グリッド杭打設完了時	位置表示	1回/1作業
遺物包含層 掘削	作業員 掘削	土質、土色の変化したとき 各グリッド完了時	深さ 実施状況	1回/1作業
遺構検出	検出	土質、土色の変化したとき 各グリッド完了時	遺構検出面状況 深さ	1回/1作業
	略測	処理完了時	位置 図面	1回/1作業
遺構掘削	セクションポイント	設定時	位置	1回/1遺構
	断面観察	完了時	施工状況	1回/1作業
	断面土層記録	実測図面提出時	図面表記	基本: 2回/ 1図面/ 完成まで
遺物取上		遺物出土時	記録方法 取上方法	1回/1作業
			取上作業状況 台帳記録状況	
完掘	完掘時	完了時	完掘状況	1回/1作業
	完掘状況 記録	実測図面提出時	図面表記	基本: 2回/ 1図面/ 完成まで
景観写真撮影	撮影	撮影計画提出時 撮影時	撮影計画 撮影状況	1回/1作業
	プリント 確認	プリント提出時	打出し状況	基本: 1回/ 1作業
発掘区全域完掘	発掘区全 域完掘 発掘区全 域図	発掘区全域完掘時 発掘区	完掘状況 発掘区全域図	現地1回/ 1調査面/ 1発掘区 図面/完成ま で(概ね3回)
埋め戻し		埋め戻し完了時	完了状況	1回/1作業

### 一次整理作業

種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度
遺物洗浄		作業時 完了時	洗浄状況	1回/1作業
強化措置		作業時 完了時	措置状況	1回/1作業
注記		作業時 完了時	実施状況 台帳記録状況	1回/1作業
計測		作業時 完了時	実施状況 台帳記録状況	1回/1作業

### 整理等作業

種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度
遺構データ整理	遺構一覧表作成	作業完了時	記載内容	1回/1作業
	遺構挿図作成	各レイアウト図完了時 最終完了時	各表記 (線種、数記号等)	一般： 1回/ 1挿図：全数
	遺構写真図版作成	各図版完了時 最終完了時	レイアウト 選択写真内容 キャプション	一般： 1回/ 1挿図：全数
	分類 I	各段階作業完了時	種別・器種	1回/1作業
遺物整理	接合	各段階作業完了時	整合性	一般： 1回/

遺物整理		接着前・補強前		1 遺物：対象全点
	補強	作業完了時	補填状況・彩色状況	一般： 1回/ 1 遺物：対象全点
	計測・計量	作業完了時 ※遺物量に応じて 分割確認	各項目 質量・破片数 残存率	1回/ 1 作業 ※分割各作業
	実測台帳 作成	作業完了時	記載内容	1回/ 1 作業
	実測・拓本	各遺物作業完了時 (校正ごと)	種別・作業毎の確認 項目項目	3回/ 1 遺物 作業
	遺物観察 表作成	各遺物作業完了時 (校正ごと)	記載内容	1回/ 1 遺物 作業
	復元	各遺物作業完了時	補填状態 彩色状態	1回/ 1 遺物 作業
	トレース	各遺物作業完了時 (校正ごと)	種別・作業毎の確認 項目項目	3回/ 1 遺物 作業
	図版レイアウト 作成	各レイアウト図完了時 最終完了時	各表記 (線種、数記号等)	一般： 1回/ 1 挿図：全数
	写真撮影	各カット撮影時	撮影前確認による 撮影状況 撮影後データ	一般： 1回/ 1 カット：全 数

注) 1 表中の「確認の頻度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては作業内容及び業務実施状況等を勘案の上、作業毎設定することとする。

## 7 飛騨駐在事務所

### (1) 借地

#### 【事実関係】

岐阜県文化財保護センター飛騨駐在事務所（以下、「飛騨駐在事務所」という。）は、平成 25 年 4 月 1 日より、高山市から年間 141 万 4845 円で宅地（飛騨駐在事務所敷地）を借りている。なお、平成 24 年度の 11 月から文化財保護センターの使用が開始されており、年額 59 万 5700 円を宮川上流事務所と月割で負担している。文化財保護センター飛騨駐在事務所が高山市丹生川村に設置される以前には、平成 2 年 3 月より、岐

岐阜県宮川上流河川開発事務所として、旧丹生川村（平成 17 年に高山市と合併）から、年間 60 万円で宅地（岐阜県宮川上流河川開発事務所敷地）を借りていた。平成 25 年度からの賃料は、年額 141 万 4845 円に変更されたとのことである。

平成 24 年度には、飛騨駐在事務所の設置予定期間 26 年間と想定して、平成 25 年度以降に借用を続ける場合と購入する場合との費用の比較計算が行われているが、県として平成 2 年から賃貸している点の考慮や返却するまでを含めた検討がされてはいない。

#### 【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、同第 15 項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定する。

また、地方財政法第 8 条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 文化財保護センター、文化伝承課】

県として平成 2 年から継続して賃料の支払を続けていること、平成 25 年度に賃料が増額されていることを考慮すると、このまま、賃貸を続けることについて、経済的合理性があるのか分からぬ。

今後の文化財保護センター飛騨駐在事務所の目的や事業を検討した上で、今後、①土地の購入、②土地の返却についても、選択として、検討すべきである。

#### （2）鍵の管理

##### 【事実関係①】

飛騨駐在事務所には、岐阜県宮川上流河川開発事務所から建物とともに、鍵を引き継いでいるが、使用していない鍵が多数ある。使用していない鍵については、どの場所の鍵か把握していない。

#### 【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 文化財保護センター】

使用していない鍵について、どの場所の鍵かを確認した上で、不要な鍵について処分するか検討すべきである。

#### 【改善報告】

不要な鍵は、令和 3 年 9 月 14 日に処分された。

### 【事実関係②】

鍵の管理のルールが存在せず、管理簿も存在しない。

### 【規範】

岐阜県公文書規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定する。

### 【指摘 文化財保護センター】

鍵の管理についてはルールを文書化し、管理簿を作成すべきである。

## 8 飛騨国府事務所

### (1) プレハブ倉庫

#### 【事実関係】

岐阜県文化財保護センター飛騨国府事務所（以下、「飛騨国府事務所」という。）にはプレハブ小屋が設置されているが、老朽化のため、耐久性が低く、2階には、物を置いていない。1階には、非展示品や非掲載品が保管されている。また、2階まで上がる階段途中には、蜂の巣ができていた。他方、飛騨国府事務所では、利用していないスペースが半分以上ある。

#### 【規範】

岐阜県公有財産規則第13条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

### 【指摘 文化財保護センター】

プレハブ倉庫の老朽化により、耐久性が低くなっているのであれば、台風時などにおいて危険であるため、撤去すべきである。また、飛騨国府事務所にスペースが空いているのであれば、プレハブ倉庫の1階に置いてある非展示品や非掲載品を、飛騨国府事務所の中で保管すべきである。

### (2) 飛騨国府事務所の利用状況

#### 【事実関係】

飛騨国府事務所は、平成21年4月1日より、高山市から、無償で宅地（飛騨国府事務所敷地）を借りている。当該事務所は、災害危険地域の指定を受けているため、駐在員はない。出土品の一部を保管し、発掘作業を実施する場合には一次整理作業（遺物の洗浄・注記等）の業務場所として利用している。飛騨国府事務所に遺物21箱を保管しており、一次整理は令和4年9月16日～10月19日を予定していることである。

飛騨駐在事務所より建物面積は広いが、利用していないスペースが半分以上ある。

高山市立国府小学校など近隣小学校の遠足における休憩所か、展示室として使用す

ことがあるが、使用する頻度としては、年間数件程度である。

#### 【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、同第15項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定する。

また、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 文化財保護センター、文化伝承課】

飛騨国府事務所の利用頻度が低く、遊休施設となっている。利用状況を検討した上で、今後、飛騨国府事務所を維持するか撤退するかを検討すべきである。

#### 【指摘 文化財保護センター、文化伝承課】

飛騨国府事務所を維持するか撤退するかの方針を決めた上で、高山市からの借地について、取得するのか、無償借入を継続するのか、返還するのかを検討すべきである。

### 9 マニュアルの作成

#### 【事実関係】

岐阜県文化財保護センターには、「管理活用マニュアル」(全98頁)、「共通仕様書第1編(総則)」(全41頁)、「共通仕様書第2編(発掘)」(全110頁)、「共通仕様書第3編(整理)」(全100頁)、「文書事務の解説と事例」(全59頁)、「報告書マニュアル」(全65頁)が策定されており、毎年更新が行われている。各資料とともに、用語説明、手順、書式、収納場所などが記載されており、都度記載内容の更新が行われている。

#### 【参考報告 文化財保護センター】

各マニュアルは詳細に手続の記載が行われていて、毎年更新を行っているためであり、職員の異動等があっても、岐阜県文化財保護センターの業務内容を把握することが可能となる内容となっており、参考となる。

### 10 基本計画(グランドデザイン)

#### 【事実関係】

岐阜県文化財保護センターの収蔵庫は、東館I・II及び体育館(いずれも昭和40年9月築)であるが、建物老朽化のため、東館IIの4階には物品を置けない状況である。また飛騨国府事務所は、災害危険地域の指定を受けており、利用していないスペースが半分以上ある。

担当課によれば、今後の発掘調査・整理作業により想定される出土品の見込み量からすると、数年で収蔵スペースがなくなることが予想されている。

#### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

また「出土品の取扱いについて」（平成13年3月16日社文第1121号 各市町村教育委員会教育長、羽島郡四町教育委員会教育長、（財）岐阜県文化財保護センター理事長あて岐阜県教育委員会教育長通知）には、次の記載がある。

- 2 出土品については、博物館等における展示公開のほか、学校教育における活用、地域住民を対象とした活用、民間施設を利用した活用、他の地方自治体との連携、学術的な活用等、積極的にその広範囲な活用を図ること。
- 3 出土品の積極的な活用のため、必要な施設の設置、既存施設の充実及び専門職員の配置等による体制を図ること。また広報紙、コンピュータによるネットワーク等を利用して情報発信を図ること。
- 4 出土品の保存・活用は、国及び県で保有する必要がある場合を除いて、各市町村教育委員会がその責任において行うことが最も適切であるので、積極的に譲与の手続きを進めること

#### 【指摘 文化伝承課、文化財保護センター】

発掘調査に伴う出土品は、我が国の歴史や文化を知る上で不可欠な貴重な財産である。一方で、毎年増え続ける出土品は、膨大な量であり、その保管・管理の方法及びスペースの確保には、多くの自治体が苦慮しているところである。貴重な財産であるがゆえに、一度保管・管理することとされた出土品は、廃棄等処分されることはなく、保管場所を圧迫し続けている。

岐阜県における出土品の保管方法については、マニュアルに基づき、保管場所についても明確に整理された状態で出土品が保管・管理されていることが往々を通じて確認できた。しかし、他の自治体と同様に保管スペースの問題は喫緊の課題となっており、早急に検討を要する課題である。

また、出土品は、学術的意義だけでなく、芸術的・文化的遺産として価値を有するものであるから、国民的財産として広く活用することが求められている。岐阜県文化財保護センターのホームページにも「岐阜県文化財保護センターでは、このような国民的財産である埋蔵文化財を発掘調査などによって正しく記録し保存すると共に県民の皆様にその成果を広く公開し、また積極的に活用することにより、ふるさと岐阜の歴史と地域の埋蔵文化財に対する県民の皆様の理解と関心の向上に努めています。」と記載されているのは、まさにその通りである。収蔵庫に保管しておくだけでなく、国民が出土品を目にすることができる機関、例えば岐阜県博物館など県有施設への貸出や管理替え、他の地方自治体への貸出をさらに積極的に行うことが必要であり、出土品の扱いについて、多くの機関と連絡協議を行う機会を構築することが有用である。当該手法は、収容スペース不足の問題にもわずかではあるが、寄与するものである。

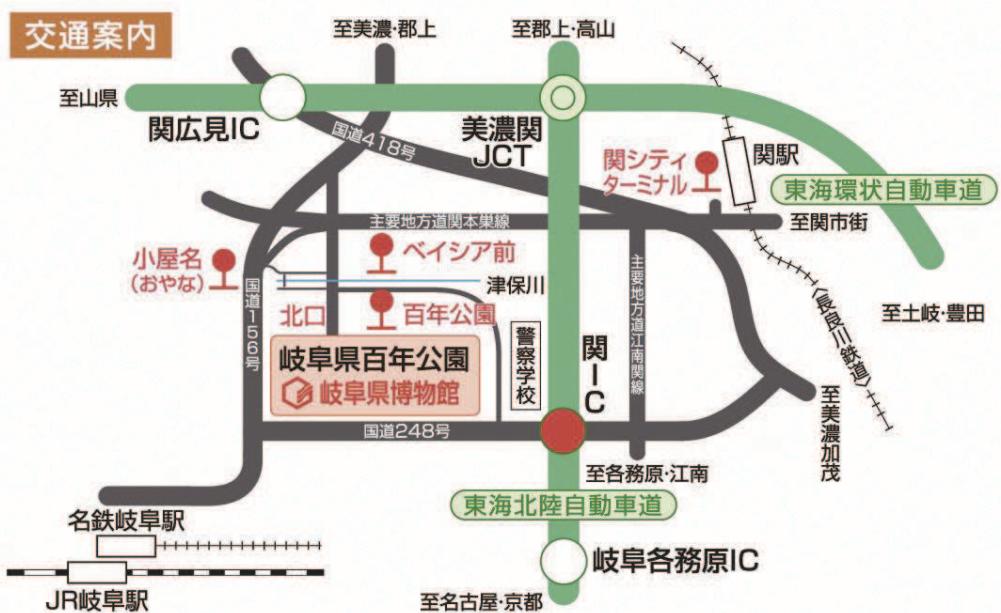
出土品の保管・管理・処分、さらには貸出・管理替えなど出土品の利活用及び他機

関との連携に加え、飛騨駐在事務所や飛騨国府事務所の在り方も含め、単年度ごとの事業計画のみならず、毎年増え続ける出土品への対応として、将来にわたる中長期的な指針・計画を定めるべきである。

## 第7 岐阜県博物館

### 1 施設の概要

(1) 施設所在地：岐阜県関市小屋名 1989



- ・敷地面積：3万8743.91m<sup>2</sup>
- ・建物延面積：資料館197.48m<sup>2</sup>、本館8708.71m<sup>2</sup>  
マイ・ミュージアム1,688.62m<sup>2</sup>
- ・駐車スペース：管理・職員用27台、身体障がい者用駐車場来館者用3台、  
一般来場者は岐阜県百年公園駐車場を利用
- ・自動販売機：1台設置

### (2) 施設の目的

岐阜県の人文、自然両分野にわたる諸資料を収集、保管、調査研究、公開し、併せて教育普及活動を行うことにより、広く県民の学習の場となり、また文化財保護の精神の涵養に役立て、新しい教養と文化の発展に寄与することを目的とする。

### (3) 沿革

- ・昭和51年 : 県内の自然・人文両分野の実物資料を収集、保管、展示、調査研究することによって、岐阜県の自然・歴史・文化の特色を明らかにし、県民の教育及び文化の発展に寄与することを目指し、総合博物館として開館。教育委員会所管。
- ・昭和62年10月 : 旧徳山村民家移築復元
- ・平成7年 : マイ・ミュージアム棟を増築して県民の秀でたコレクションを展示する県民開放型の博物館としての性格を併せ持つことになった。
- ・平成8年4月 : 高校生常設展示入館料無料化
- ・平成14年3月 : バリアフリー対策事業小型モノレール（スロープカー）完成
- ・平成17年4月 : 高校生以下入館料年間無料化（特別展入館料無料化）
- ・平成19年11月 : 文化の日博物館無料開放開始
- ・平成27年4月 : 岐阜県百年公園駐車場を無料化
- ・平成29年4月 : SNS開設
- ・平成29年10月 : 関市シティバス「百年公園前」バス停新設
- ・平成29年度 : 「県民文化局」が環境生活部内に新設され、幅広い文化行政の窓口を知事部局に一元化することに伴い、博物館も知事部局に移管した
- ・平成30年7月 : 博物館機能の全県展開本格稼働
- ・令和元年12月 : 入館者310万人を突破
- ・令和3年4月～6月 : 博物館・岐阜大学連携企画展「ぎふの鳥 ライチョウ」開催
- ・令和3年7月～9月 : 特別展「薩摩の陶と刀—響きあう美濃との歴史と文化—」開催
- ・令和3年10月～12月 : 特別展「今日から防災！—過去を知り、未来へ備えよう

一」開催

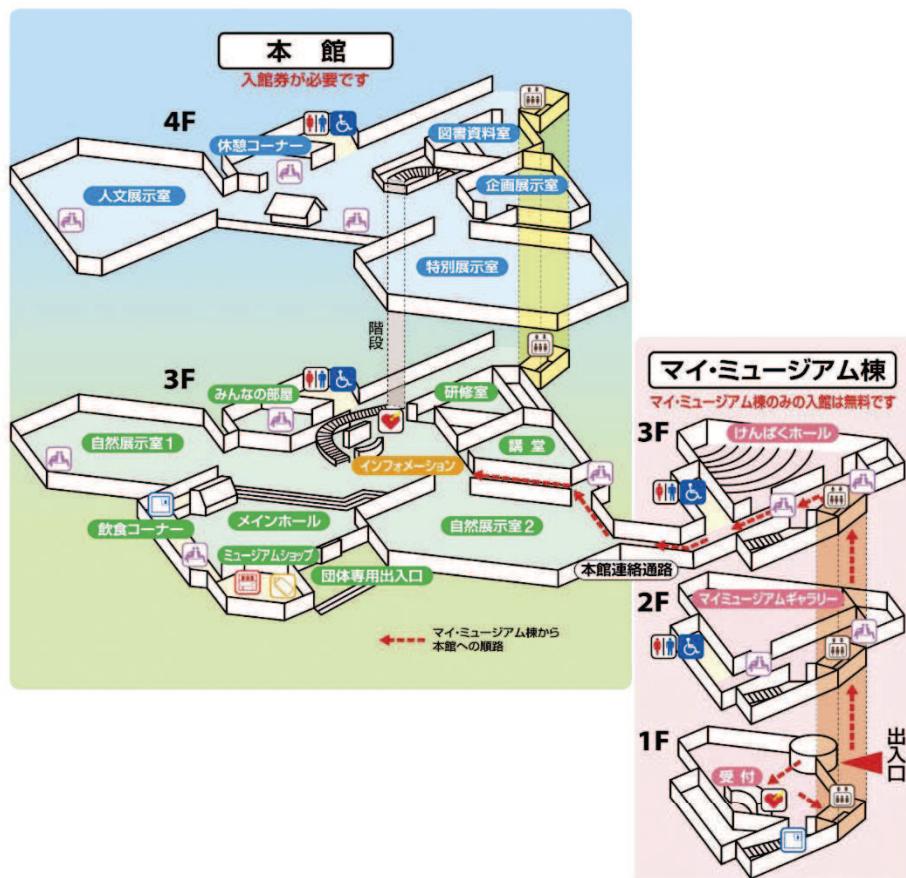
#### (4) 現在の施設概要

ア 休館日：月曜日（祝日又は休日の場合は翌平日）及び年末年始

イ 開館時間：4月～10月 午前9時～午後4時30分  
11月～3月 午前9時30分～午後4時30分

ウ 主な館内施設

- ・本館：メインホール、人文展示室、自然展示室1・2、企画展示室、特別展示室、図書資料室、みんなの部屋、ミュージアムショップ、インフォメーション
- ・マイ・ミュージアム棟：けんぱくホール、マイミュージアムギャラリー、受付



エ 収蔵資料（令和3年3月31日現在）

14万3105点（人文4828点、自然13万8277点）

オ 利用件数

年度	入館者数
平成 28	56,140 人(117,908 人)
平成 29	49,425 人(133,219 人)
平成 30	60,744 人(249,375 人)
令和元	57,236 人(158,642 人)
令和 2	39,837 人(73,784 人)

※( )内は、移動展等館外事業入場者数を含めた数値

#### (5) 組織体制（令和3年5月1日現在）

館長、副館長兼総務部長、副館長兼学芸部長、管理調整係4名（うち再任用1名）、人文係4名、自然係4名、マイ・ミュージアム係2名（会計年度任用職員1名）、教育普及係2名、その他9名（会計年度任用職員）

#### (6) 事業の概要

##### ア 資料収集活動

県内の人文・自然等に関する資料を収集する。

資料は、実物を中心とするが、必要に応じて厳密な考証に基づく復元模型を含める。寄贈、寄託、借用、購入等により収集する。

##### イ 資料の展示

###### (ア) 展示構成

常設展示と企画展示とする。

常設展示：人文・自然の2部門に分け、それぞれ総合展示と課題展示を行う。

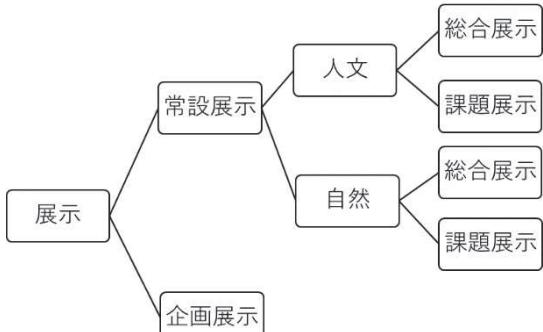
総合展示：概説的な内容とし、誰もが親しめる平易な展示とする。

課題展示：コーナー毎にテーマを設定して、概説にとどまらない、より深く理解するための展示とする。

企画展示：一定期間に、特定のテーマを設定して年に数本を行う特別展・資料紹介展などがある。

###### (イ) 展示は以下の点に留意する。

- ・生涯学習の場として、幅広い年齢層に親しめる展示
- ・資料の単なる羅列ではなくストーリー性のある展示
- ・各時代の特色やテーマの本質をとらえた展示
- ・できる限り実物資料の展示とするが、図表や模型等の資料も活用した展示
- ・できる限り資料に直接触れることのできる展示
- ・視聴覚機器などを取り入れ、見る人に強く訴える展示



- ・解説が明確で分かりやすい展示

各展示室の主題と内容は、次のとおりである。

- ・人文展示室（人文総合展示）

主題「郷土のあゆみ」・・・先史時代から近代、現代に至るまでの歴史の流れと、各時代の特色を展示する。

- ・自然展示室1（自然総合展示）

主題「郷土のさまざまな自然」・・・特色ある自然物や事象をテーマ別に系統的に展示する。

- ・特別展示室、企画展示室

一定期間に、特定のテーマを設定して、資料紹介するなど、年に数本の特別展・企画展を行う。特別展期間中の企画展示室や企画展期間中の特別展示室では、人文課題展示を行う。

ウ 調査研究活動

- ・博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行う。

- ・博物館資料の保管及び展示等に関する技術的な研究を行う。

エ 教育普及活動

- ・展示や博物館資料に関連した教育普及活動を行う。

- ・学校教育や社会教育の関係機関・団体との連携・協力に努める。

- ・サポーターとの協働活動を推進する。

- ・マイミュージアムギャラリーを運営し、個人などによって収集・所蔵されているコレクションを公開展示することにより、生涯学習の成果発表の場とするなど、県民文化の向上と交流を図る。

## 2 監査の重点及び監査手続

岐阜県博物館は、展示品等多数の物品を保管していることから、物品の管理状況に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和3年5月7日、同年6月16日及び同年10月29日の現地ヒアリングにおいて、副館長兼学芸部長、総務部管理調整係長等からのヒアリングを行った。また、令和3年4月19日及び令和3年12月24日に、文化伝承課に対して、ヒアリングを実施した。

資料については、アンケート調査票による照会のほか、岐阜県博物館のホームページ、岐阜県博物館条例、岐阜県博物館管理規則、岐阜県博物館入館料等規則、岐阜県博物館使用料等規則、博物館の登録に関する規則、岐阜県博物館報第43号(2020)、岐阜県博物館調査研究報告第41号(March, 2021)、岐阜県博物館友の会報No.130(2021/2)、自己点検・自己評価(博物館自己点検システムに基づく)、定期監査資料(令和3年6月29日、令和2年9月25日、令和元年6月7日)、「博物館概要」、「施設・設備」、岐阜県博物館資料取扱要項、「博物館登録資料の取扱いについて」、「会計規則取扱要領第1条第1項の規定に基づく承認事項」、「文化伝承課所管施設 入館者

数等」、公有財産台帳、岐阜県博物館の現状と展示データ、「令和2年度の実績と令和3年度の課題 岐阜県博物館」、来館アンケート、令和2年度岐阜県博物館協議会議事要旨、パンフレット配布先、御見積書（令和2年度 共有型レンタルサーバー式月額利用料）、現金出納簿、岐阜県博物館契約審査会設置要綱、岐阜県博物館契約審査会議事要旨、随意契約をすることができる場合に該当することの説明書、○○寺所蔵資料貸出許可申請書、「資料の寄託について」、「博物館資料の資料貸出許可について（伺い）」、令和2年度現物実査の結果について（報告）、「物品の現物実査実施要領について」、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準、岐阜県博物館情報セキュリティ組織及び緊急連絡体制、岐阜県職員用パソコン管理運用要領、岐阜県公文書規程、写真撮影禁止・写真撮影可能のポスター等、行政財産の使用許可書、博物館利用承認通知書、県有財産賃貸借契約書（自動販売機）、薬品保管管理規定、毒物・劇物受取簿、銃砲刀剣類登録証、鍵貸出簿、岐阜県博物館警備日報、運転免許等一覧表、岐阜県博物館消防計画、岐阜県博物館避難計画等、県有建築物の營繕工事等の実施の手引き、請書（MM棟エレベーター修繕）、県有施設中長期保全計画（総括表）、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」、職務専念義務免除届（博物館協会事務局用務）、兼職兼業許可、支出負担行為兼支出金調書、キャッシュレス決済管理簿、岐阜県博物館における金庫の鍵管理方法、「金庫・保管庫の鍵の管理のあり方について」（出納帳）、通帳、「入館料の現金払込の回数等の見直しに係る承認について」（会計管理者）、入館料収納状況報告書、改札案内業務、事前決裁書「刀剣類手入れ等に係る謝金の支出について」、「接收刀剣類の研磨実施計画の提出について」、確認書（電気料金及び水道料金）、令和2年度マイミュージアムギャラリー展示計画懇話会議事要旨、赤羽刀研磨委託業務に関する書類一式（支出金調書、業務委託契約書、岐阜県博物館契約審査会議事要旨、随意契約をすることができる場合に該当することの説明書、業務仕様書等）、事前決裁書「令和2年度特別企画展『みんなの恐竜学』に係る恐竜骨格等展示・輸送業務について」、増田長盛・長塚正家連署状の購入に関する書類一式（岐阜県博物館契約審査会議事要旨、随意契約をすることができる場合に該当することの説明書）、令和2年度の一者随意契約について、随意契約をすることができる場合に該当することの説明書、データベース（I. B. MUSEUM Saas）抜粋（件数管理対象物品）、動物標本に関する「資料の登録について（伺い）」、剥製に関する「伺い寄付資料の受納について」等の提出資料について、書類監査等を行った。

### 3 現金管理

#### 【事実関係】

岐阜県会計規則第31条によれば、「現金・・・を収納したときは、その日に現金払込書・・・により指定金融機関等に払い込まなければならない。」ところ、岐阜県博物館においては、出納管理課による承認（平成29年9月29日付「入館料の現金払込の回数等の見直しに係る承認について」）のもと、毎週火曜日または現金残高が4万5000円に達した日の次の日（その日が土日の場合又は休館日（月曜日）の場合は火曜日）

に払込みを行うこととされている。

## 4 物品管理

### (1) 物品の管理方法

#### 【事実関係】

収蔵資料については、岐阜県博物館資料取扱要項において、岐阜県会計規則における物品の管理方法とは異なる管理方法が定められており、一定の要件（美術工芸品でないこと、予定価格が5万円を超える購入資料でないこと）を充たす物品については件数管理で足りるものとされている。

個別管理の対象となるもの（=件数管理の対象でないもの）については、データベースへの登録に加えて、物品一覧表に物品登録を行い管理するが、件数管理の対象となるものについては、物品一覧表には「岩石・鉱物」「化石」等の対象物品の種類と数量のみが登録され、個々の物品を特定できる情報についてはデータベースにのみ登録される。

現物実査については、個別管理の対象となるものについては、会計規則及び物品の現物実査実施要領に従って、全ての物品を対象に、毎年1回以上、物品一覧表及びデータベースを使用して現物実査を行う。

一方、件数管理の対象となるものについては、岐阜県博物館資料取扱要項別添の「登録資料の出入庫管理について」により、出入庫のあった資料について、毎年1回以上、データベースを使用して現物を確認することにより現物実査を行うこととされており、出入庫がない資料については、現物実査の対象とならない。

【岐阜県会計規則と岐阜県博物館資料取扱要項の物品管理方法の対比】

	岐阜県会計規則	岐阜県博物館資料取扱要項
物品（資料）の分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品（その形状又は性質を変更することなく比較的長期にわたり使用できる物品）</li> <li>・消耗品（取得価格 5 万円以下など、会計規則 83 条 2 項記載の要件を満たすもの）</li> <li>・動物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料（博物館が収集し、保管し、又は展示する資料）</li> <li>・登録資料（資料のうち、館長が消耗品として分類することが適当でないと認めるもの）</li> </ul>
分類ごとの帳簿、供用状況の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品：物品一覧表及び物品出納一覧表（会計規則 88 条の 2 第 1 項、90 条）</li> <li>・消耗品：消耗品出納簿（同上）</li> <li>・動物：備品と同様（会計規則 92 条の 3）</li> </ul>	<p>登録資料について、以下の区分により取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品（金工品・陶磁器・漆工・刀剣・染織品）、書跡）及び購入価格が 5 万円を超える購入資料：物品一覧表に個別登録を行う（個別管理）。</li> <li>・その他の資料：物品一覧表において個別に登録せず、物品出納一覧表で件数管理する（「会計規則取扱要領第 1 条関係第 1 項の規定に基づく承認事項」、岐阜県博物館資料取扱要項第 6 条）。</li> </ul>
物品の照合	毎年度一回以上物品一覧表と対照（同規則 92 条の 3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別管理を行うものについては、毎年 1 回以上、物品一覧表及びデータベースを使用して現物を確認する。</li> <li>・件数管理を行うものについては、「登録資料の出入庫管理について」により、出入庫のあった資料について、毎年 1 回以上、データベースを使用して現物を確認する（岐阜県博物館資料取扱要項第 7 条）。</li> </ul>

（2）データベースへの登録

【事実関係】

岐阜県博物館が寄贈等により受け入れた資料のうち、一部の資料について、データベースへの登録がなされていない。

ヒアリングによれば、登録されていない資料の例として、自然科学分野の触察資料

(動物の剥製など、教育的観点から資料に直接触れることができる資料)がある。触察資料については、資料的価値が低く、また触察による損耗が考えられるため、登録はしていないとのことである。

**【規範】**

岐阜県博物館資料取扱要項第3条第3項は、「受入れた資料は、博物館データベースシステムに登載する。」と定める。

また、岐阜県会計規則取扱要領第1条関係は、「同要領により難い会計事務については、岐阜県会計規則の規定に反しない限りにおいて、本庁各課の長又は地方機関の長が知事及び会計管理者の承認を得て取扱要領等を定めることができる。」とする。

**【指摘 岐阜県博物館】**

岐阜県博物館資料取扱要項によれば、触察資料についても登録が必要となるから、触察資料も含め、受け入れた物品は登録すべきである。

仮に、このような取扱いが実情に沿わないものである場合には、岐阜県博物館資料取扱要項を改正すべきである。具体的には、同要項第3条第3項の「受け入れた資料」との文言を、「受け入れた登録資料」と改正することにより、受け入れた資料の全部をデータベースに登載するのではなく、登録資料（資料のうち、館長が消耗品として分類することが適当でないと認めるもの。同要項第2条）のみをデータベースに登載する旨が明確になると考えられる。

**(3) 寄附の手続**

**【事実関係】**

資料の寄附を受ける際の決裁書類には、維持費の見込額の記載がない。

**【規範】**

岐阜県会計規則第86条は、「収支等命令者は、物品の寄附申込みがあったときは、次に掲げる事項を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。①寄附申込者の住所、氏名及び職業②品目、数量及び評価額③維持費の見込額④諾否の意見」と規定する。

**【指摘 岐阜県博物館】**

決裁書類に維持費の見込額を記載し、維持費も考慮の対象とした上で、寄附申込みに対する諾否を決定すべきである。

**(4) 収蔵庫の容量**

**【事実関係】**

収蔵庫の使用率は90%（面積占有率）に達している。2016年度から2020年度までの収蔵資料の増加件数は下表のとおりであり、このままのペースで増加した場合、何らかの対策を講じない限り、最も残容量が少ない収蔵庫で5～10年程度で収蔵スペースがなくなる見込みとのことである。

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
収蔵資料件数	129, 213	132, 239	135, 856	139, 402	143, 105
年間増加件数	404	3, 026	3, 617	3, 546	3, 703

岐阜県博物館としても収蔵スペース確保の必要性を認識しており、確保に向けた調査を進めるとしているが、現在までのところ、具体的な調査や検討は行われていない。

#### 【規範】

博物館法第3条第1項第1号は、「博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。①実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。」と規定する。

#### 【指摘 岐阜県博物館】

岐阜県博物館における資料保管のため、展示履歴の低い収蔵物の売却等の処分のほか、整理方法の工夫など具体的な対策を検討すべきである。

#### (5) 飛騨・世界生活文化センターに保管されている物品

##### 【事実関係】

飛騨・世界生活文化センターに、岐阜県博物館の物品が保管されている。岐阜県博物館作成の「令和2年度の実績と令和3年度の課題」によれば、旧ミュージアムひだ（平成22年閉館）旧所蔵品の一部を岐阜県博物館に移し、岐阜県博物館及び飛騨・世界生活文化センターで保管している。アフリカ等の世界の工芸品等、今後の積極的な活用が見込め得ない資料が半数以上を占め、24時間空調の経費も発生しているため、何らかの対策について検討を要することである。

また、当該物品のうち飛騨・世界生活文化センター所在の物品については、同施設の指定管理者との間で管理に関する取り決めなどはなされておらず、岐阜県博物館の職員が毎年1回、一日がかりで現物実査に赴いていることである。

#### 【規範】

岐阜県会計規則第94条により、管理換えの手続が規定されている。

#### 【指摘 岐阜県博物館 文化伝承課】

岐阜県博物館による利用が見込まれないのであれば、飛騨・世界生活文化センター等への管理換えを検討すべきである。

#### (6) 毒劇物について

##### 【事実関係】

岐阜県博物館には、ホルマリン（劇物）が保管されているところ、現存量の確認頻度は年に1～2回程度である。

#### 【規範】

薬品保管管理規定第7項は、「管理体制」（2）「管理責任者である自然チーフは、薬

品の現有量の確認を、毒物及び劇物については毎月、一般薬品については年2回実施する。」と規定する。

また、薬品保管管理規定第5項「管理記載簿の管理」(3)「毒・劇物管理簿」は、「毒物及び劇物の薬品名・保管場所…(中略)…点検日・点検者等を適切に記入する。」とする。

**【指摘 岐阜県博物館】**

薬品保管管理規定に従い、劇物については毎月現有量の確認を行い、記録化すべきである。

(7) 館長室にある物品

**【事実関係】**

館長室に飾られている物品のうち、寄贈物品については寄附採納手続がとられておらず、岐阜県の所有であることを示す資料も存在しない。

**【規範】**

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

岐阜県公文書規程第3条の2の第1項は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。①条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯、②清流の国ぎふ」創生総合戦略の策定その他県の重要政策の決定又は了解及びその経緯、③個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯、④職員の人事に関する事項」と規定し、第2項は、「前項の文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合せ等（外部の者との打合せ等を含む。以下同じ。）の内容を記載するものとする。」と規定する。

**【指摘 岐阜県博物館】**

権利関係が記録上不明確であると、時間の経過によって所有権の所在が不明になるおそれがある。所有関係が不明になると、処分の必要性が生じた際にも、処分の可否を判断することができない。

寄贈物品については、寄附採納手続をとるなど、権利関係を明確にし、記録化すべきである。

## 5 スロープカー

### 【事実関係】

岐阜県博物館は高台に所在しているため、岐阜県博物館の入口に至る坂道に、スロープカー「らくらく号」が設置されており、岐阜県博物館がこれを管理しているが、同スロープカーは財産台帳に登録されていなかった。

### 【規範】

岐阜県公有財産規則第 26 条第 1 項は、「部局長は、その所管する公有財産について法第二百三十八条の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳（別記第六号様式）を備えなければならない。」と規定する。

### 【指摘 岐阜県博物館】

財産の適正な管理のため、スロープカーの財産上の位置づけ（備品、工作物等）を明確にし、財産台帳に登録すべきである。

### 【改善報告】

令和 4 年 2 月に工作物として財産台帳に登録されたことから、改善報告とする。



## 6 刀剣研磨業務の業務委託契約

### 【事実関係】

刀剣（いわゆる「赤羽刀」。第二次大戦後に武装解除の一環として G H Q に接収された刀剣のうち、美術的価値が認められて日本に返還されたもの）の研磨業務について、一者随意契約（特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき）により、岐阜県内特定地域の刀工が所属する法人格のない団体の会長との間で業務委託契約が締結されている。

契約審査会議事要旨によれば、本契約の委託先選定の理由として、高い技術を有する職人が所属し、赤羽刀の研磨を行った実績を有するのは、県内では上記団体しかなく、同団体は法人格を有していないから、同会の会長である個人を選定する旨の説明がなされている。

業務委託契約書では、契約当事者として「〇〇会 会長 〇〇」



と、会長である個人の氏名が肩書きで表記され、会長個人名の押印がなされている。

一方で、随意契約理由書には、「特定の者以外の者が供給することができないことの説明」として、「業務を委託しようとする〇〇氏（＊会長の個人名）は、〇〇会（＊上記団体名）の会長を務める〇〇市を代表する〇〇師である。当会には、〇〇市内の研師・白銀師・鞘師の多くが所属し、伝統技術を守るべく研鑽を積んでいる。〇〇氏は、高い技術を有する研師らをとりまとめ、〇〇市や〇〇資料館などが所有する赤羽刀について、よみがえらせている。高い技術を有する職人を取りまとめて赤羽刀研磨を行ってきた実績を有するものは、県内には〇〇氏以外に存在しない。したがって、〇〇氏に赤羽刀研磨を委託するものである。」とされており、会長個人への委託のようにも見える。また、検査調書の「契約の相手方」欄には会長個人の住所氏名が肩書きなしで記載されており、委託料の支払先口座も、会長の個人名義の口座となっている。

委託業務の遂行にあたっては、会長以外の上記団体の構成員である刀工も委託業務に従事し、鞘、研磨、鋸など、各人の専門分野ごとに作業を行っているところ、同業務委託に関して受託者から再委託の申請はなされていない。また、会長以外に当該業務に従事する者の氏名やそれぞれの担当業務は記録上には全く現れていない。

#### 【規範】

業務委託契約書第3条は、「乙（＊受託者）は、甲（＊委託者）の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない（以下略）」と規定する。

地方自治法施行令第167条の2第1項（随意契約）では、「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」とされ、第2号は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定する。

岐阜県会計規則第141条第1項は、「収支命令者等は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積に必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあっては一人以上）の者から見積書（第四十号様式の五）を提出させなければならない」としている。

岐阜県会計規則取扱要領第141条関係の第1項は、「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合」について規定があり、「（二）不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定する。

随意契約事務処理要領では、「随意契約をできる場合に該当することの説明書の作成」の項目で、説明書を作成しなければならない契約として、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当する契約」としている。また、「特定の者以外の者が供給することができないことの説明」（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）について、説明書に記載することとしている。

そして、随意契約事務処理要領では、「説明書は、県内部の説明資料にとどまらず、契約情報のインターネット公開における公開資料も兼ねることとなるため、県民の誤解や疑惑を招くことのないよう契約の概要を含めて随意契約の理由をわかりやすく表現すること」としている。

#### 【指摘① 岐阜県博物館】

本業務委託契約の委託先が団体であるのか、それとも会長個人であるのかが記録上不明確であるため、契約審査会議事録、随意契約理由書、業務委託契約書及び検査調書の記載を整合させ、委託先を記録上明確にすべきである。

#### 【指摘② 岐阜県博物館】

会長個人に対する委託である場合には、会長以外の刀工が従事する部分については再委託となることから、当該再委託について、書面による承諾手続を執るべきである。

団体に対する委託である場合には、再委託の問題は生じない。もっとも、作業分野ごとに特定の刀工が分業で作業をしており、業務の成否は当該個々の刀工の作業に依存することになる以上は、会長の実績だけではなく、実際に作業に従事する刀工の氏名や実績等を把握しなければ、委託業務が適切に実施されるか否かを判断することはできない。

よって、契約審査にあたっては、実際に作業に従事する刀工の氏名や実績等についても情報を収集した上で審査し、その過程を契約審査会議事録及び随意契約理由書に記載すべきである。

## 7 来館者に対する資料情報の提供サービス

#### 【参考報告 岐阜県博物館】

岐阜県博物館では、令和元年に館内 Wi-Fi を整備したことに合わせて、来館者がスマートフォンで展示室の資料情報を音声、文字により楽しむことができるコンテンツとして、民間事業者が全国の博物館・美術館等に提供している無料アプリ「ポケット学芸員」を導入した。来館者は、同アプリを利用して、岐阜県博物館が勧める 60 点の展示品の情報を閲覧することができる。

来館者を楽しませ、また知識習得にも資するサービスであり、導入の費用も要しないことから、有益な取り組みといえることから、参考報告とする。

## 8 事業計画等

#### (1) ホームページへの掲載

#### 【事実関係】

岐阜県博物館のホームページ上には、岐阜県博物館の「事業計画」という項目が設けられているものの、令和 3 年 8 月時点では、内容を閲覧できる状態になっていなかった。岐阜県博物館では従前より「事業計画」の項目において年間スケジュールを開いていたが、リンク設定に不備があったために閲覧できなくなっていたとのことである。

### **【規範】**

博物館法第9条の2は、「博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。」と規定する。

### **【指摘 岐阜県博物館】**

岐阜県博物館のホームページ上において、事業計画を閲覧できるようにすべきである。

### **【改善報告】**

令和4年1月15日時点で、ホームページの「事業計画」の項目から、岐阜県博物館の年間スケジュールが閲覧できるようになったことから、改善報告とする。

## **(2) 自己点検・自己評価**

### **【事実関係】**

岐阜県博物館は、自己点検・自己評価（博物館自己点検システムに基づく）を実施しているが、令和4年1月15日時点においては、ホームページ上に記載されている自己点検・自己評価が、いつの時点のものか不明確な状態であった。

### **【規範】**

博物館法第9条（運営の状況に関する評価等）は、「博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定する。

また、博物館法第9条の2は、「博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。」と規定する。

### **【指摘 岐阜県博物館】**

自己点検・自己評価（博物館自己点検システムに基づく）について、いつ実施したものか、年度等を明記すべきである。

なお、博物館法第9条に忠実に、自己点検・自己評価（博物館自己点検システムに基づく）を実施していることは評価できる。

### **【改善報告】**

令和4年1月30日時点においては、ホームページ上に自己点検・自己評価を実施した年月日が追加されていることから、改善報告とする。

## 第8 岐阜県先端科学技術体験センター（通称：サイエンスワールド）

### 1 施設の概要

#### （1）施設所在地

瑞浪市明世町戸狩 54



#### （2）施設の設置目的

青少年の科学への興味を喚起し、知性豊かな創造性に満ちた人材の育成を図るとともに、広く県民に生涯学習の場を提供することを目的としている。具体的には、従来までの展示や装置による人と展示物との対話ではなく、来館者一人ひとりが実際に「実験」や「科学工作」等を行う場を提供することによって、科学・技術について驚き、不思議、感動、夢を感じてもらい、さらに科学的な試作ができる自立した人材の育成を目指している。

#### （3）沿革

平成 11 年 7 月：供用開始、財団法人岐阜県研究開発財団に管理委託

平成 18 年 3 月：財団法人岐阜県研究開発財団を指定管理者に指定（指定期間：平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）

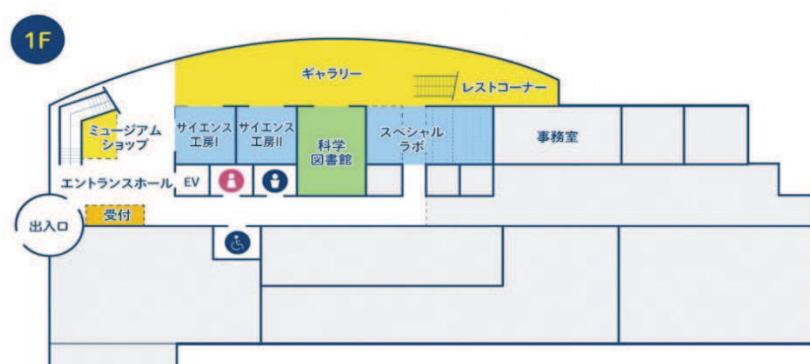
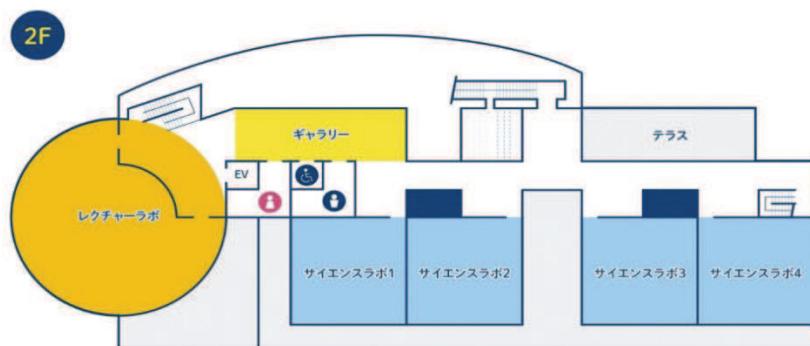
平成 23 年 2 月：トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループを指定管理者に指定（指定期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年

3月31日まで)

平成27年12月：トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループを指定管理者に指定（指定期間：平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）

令和2年12月：トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループを指定管理者に指定（指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）

#### （4）施設の内容



（図面出典：ホームページより）

敷地面積 県有地 7,132.13 m<sup>2</sup>、借受市有地 157.00 m<sup>2</sup>

施設概要 本館 鉄筋コンクリート造 地上2階建（一部3階建）

建築面積 3,498.94 m<sup>2</sup> 延床面積 5,970.15 m<sup>2</sup>

2階：レクチャーラボ（劇場型施設）収容人員 200人

サイエンスラボ（科学実験室・4室）収容人員各 48人

1階：スペシャルラボ（開放型実験室）収容人員 100人

その他：科学図書館、サイエンス工房、ミュージアムショップ、バックヤード、事務室等

駐車場：バス5台（区画あり）普通車25台程度（区画なし）

## (5) 利用時間及び休業日

- ア 利用時間：9：00～17：00
- イ 休館日：休日の翌日（当該翌日が日曜日又は休日である場合は、当該翌日の翌日以降の最初の日曜日、月曜日及び休日でない日。）、月曜日（当該月曜日が休日である場合は、水曜日以降の最初の休日及び休日の翌日でない日）及び年末年始（12/28～1/4）
- ウ 指定管理者は、あらかじめ県の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に休業し、若しくは休業日に業務を行うことができる。

## (6) 指定管理業務の概要

- ア センターの維持管理に関すること。
- イ 体験学習事業を企画し、及び実施すること。
- ウ 科学に関する資料を展示し、及び閲覧に供すること。
- エ センターを利用する者への便宜の供与に関すること。
- オ センターの利用の促進に関すること。
- カ その他仕様書に定めること。

### <常設事業>

- 1 サイエンスショー
- 2 ワークショップ運営事業

①サイエンスワークショップ、②スペシャルワークショップ（冬季限定の静電気の実験、夏休み企画運動プログラムを含む）、③わくわくワークショップ、④チャレンジワークショップ

### <企画事業>

- 1 イベント事業（公開講座）
- 2 学校等支援事業
  - ①教員向け、②生徒向け、③職場体験学習

### <自主事業>（令和3年度現在）

①サイエンスマザカフェ、②ショップ運営事業

## (7) 直近5年間の利用状況

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
入館者	117,414	103,920	103,912	102,105	28,885
利用者	123,973	107,252	108,135	105,557	31,530

\*入館者数：施設内の利用者数

利用者数：入館者数に施設外の利用者数を加えた人数

## 2 監査の重点及び監査手続

岐阜県先端科学技術体験センター（以下、「サイエンスワールド」という。）は、体験型の科学館であることから、サイエンスショーなどを担当する人的資源などのソフト面に着目して、監査を実施した。また、施設の性質上、多数の備品が存在し、毒物劇物等を含む薬品も多数存在することから、その管理状況に着目し、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和3年5月14日及び令和3年11月9日の往査において、指定管理者及び文化伝承課のヒアリングを行い、令和3年4月19日及び令和3年12月24日に文化伝承課のヒアリングを行った。また、指定管理者監査資料（平成31年1月19日）、「令和3年度包括外部監査に係る追加予備調査【事業計画説明資料】」、指定管理者評価結果票（令和元年度）、アンケート調査票による照会のほか、岐阜県先端科学技術体験センターの管理に関する基本協定書、事業計画書（平成30年度～令和3年度）事業報告書（令和元年度、令和2年度）、2020年度サイエンスワールド自主事業実施報告書、「令和2年度岐阜県先端科学技術体験センター管理業務に関する備品購入について（協議）」、「令和2年度岐阜県先端科学技術体験センター管理業務に関する第三者委託業務一覧表」、岐阜県先端科学技術体験センター指定管理評価員会議設置要綱、岐阜県先端科学技術体験センターアドバイザリー委員会規則、令和2年度子ども夢創造事業（おうちで科学ひろば）実施計画、岐阜県先端科学技術体験センターと一般社団法人岐阜県発明協会大垣支会の包括的連携に関する協定書、「サイエンスワールド・パンフレットについて」、委託業務契約書（ホームページ製作）、年度第1回指定管理評価員会議の結果（平成28年度～令和2年度）、来館者動向について（平成28年度～令和2年度）、サイエンスサポーター（SQQ）と科学行人の活動実績表や登録者リスト、工作材料費出納帳、加入保険証書、令和2年度の現物実査報告書、県購入備品貸出に関する変更協定書、実験工作材料購入申込書、再委託契約書、薬品管理簿、鍵貸出管理簿、決裁書（ホームページ用サーバのレンタルについて（令和2年度3月分））、岐阜県サイエンスワールド経理規程（小口現金、金庫の管理について等）、文書管理規程、薬品管理規程、危機管理マニュアル、事故報告書、保険証書（普通傷害補償）、岐阜県先端科学技術体験センター備品購入5か年計画、物品貸出簿、貸付先別貸付等物品一覧表、行政財産使用許可書（後援会事務局の設置、ミュージアムショップの設置）、岐阜県予算策定参考資料、工事請負契約書（エレベーター修繕工事）、委託業務契約書（エレベーター設備保守点検業務）、劣化状況調査票、「特別支援学校の当館利用について」、残業申請書、令和2年度第3回岐阜県指定管理者制度等運用委員会議事録、岐阜県先端科学技術体験センター管理運営業務仕様書、土地無償貸付契約書、「サイエンスワールド 生物管理表」等の提出資料について、書類監査を行った。

## 3 事業

### （1）サイエンスショー

サイエンスショーは、先端科学技術から生活の中の科学まで、科学のおもしろさを

エンターテイメント性あふれるライブ実験ショーで、よりわかりやすく見せるプログラムとして、レクチャーラボ（200人を収容できる劇場型施設）において実施される、常設事業の中核を占める事業である。ここでは、全9プログラムを、1プログラムにつき約1ヵ月強の期間で入れ替えて実施しており、年間400回以上の実施回数が求められている。

令和3年度のプログラムは以下のとおりである。

期間（令和3年度）	プログラム
～4月8日（木）	[A] 科学のてんびん
4月9日（金）～6月3日（木）	[B] カタチに潜んだ謎
6月4日（金）～7月29日（日）	[D] エネルギーは流転する
7月30日（金）～9月2日（木）	[H] 飛翔
9月3日（金）～9月30日（木）	[G] 宇宙船「地球号」SOS
10月1日（金）～12月9日（木）	[I] 宇宙へのあこがれ
12月10日（金）～2月1日（火）	[E] 分子の世界、原子の宇宙
2月2日（水）～	[F] 生命の探求

#### 【事実関係①】

ヒアリングによれば、これまでに指定管理者が独自にプログラムの開発をしたことなく、また、指定管理者によってプログラムのリニューアルが行われたことはないとのことである。

#### 【規範】

仕様書では、各プログラムの先端性を維持するためにプログラムの開発、リニューアルに取り組むとともに、開発に当たっては、開発計画を事前に作成し、協議することとされている。

#### 【指摘 指定管理者】

指定管理者は、プログラムの開発やリニューアルに取り組むべきである。

#### 【事実関係②】

指定管理者は、サイエンスショーのパフォーマー業務を、人員確保に専門的知識が必要であるとして、外部業者に再委託している。上記のとおり、サイエンスショーは、既存のプログラムを上演するだけではなく、プログラムの開発、リニューアルに取り組むこととされていることからすれば、サイエンスショーの参加者の具体的反応等をフィードバックして、新たなプログラム開発やリニューアルに反映させていくことが求められている。

#### 【意見 指定管理者】

再委託契約による場合、指定管理者のパフォーマーに対する直接の指揮命令権が存在しないため、サイエンスショーにおける参加者の具体的反応等をフィードバックして、新たなプログラム開発やリニューアルに反映させていくのは困難と思われる。サ

イエンスショードのパフォーマー業務は、再委託ではなく、指定管理者自身において実施することが望ましい。

## (2) 科学行人とサイエンスサポートQQ (SQQ)

### 【事実関係①】

サイエンスワールドでは、サイエンスコミュニティの県域への発展のため、以下のとおり人材ネットワークの構築事業を実施している。

#### ①人材育成事業／科学行人の養成

自治体の科学イベント、学校の授業、PTAや子ども会行事、公民館活動等において科学実験や科学工作等のワークショップを行う人材として、養成講座を受講した者を「科学行人」と称する。

#### ②講師紹介事業／サイエンスサポートQQ

PTA行事、子ども会行事、公民館活動等でもサイエンスショード、科学実験、科学工作のワークショップ等、また近年需要が増加しつつある学校の土曜授業に対応するため、これまでのネットワークを活用し外部指導者を「サイエンスサポートQQ」として組織化し、講師登録した外部指導者をセンターに設置する事務局を通じて依頼者に紹介する。年間30～40件程度の講師依頼がある。

### 【事実関係①】

ヒアリングによれば、①②事業は、指定管理業務の自主企画事業（※自主事業ではない）に位置づけられているとのことである。しかし、仕様書では、企画事業として、イベント事業、学校支援事業の記載はあるが、①②事業についての記載はなく、その位置づけが不明である。

### 【規範】

岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン（令和3年4月岐阜県総務部管財課）、第4、1、（1）指定管理者が行う業務の範囲は、「その公の施設に係る設置管理条例の定めるところにより指定管理者が行うこととされている業務の範囲として、施設の運営、維持管理等に関する内容を詳細に記載します。施設の規模や態様によっては、指定管理者が行う管理の基準や県が指定管理者に求める業務水準などと併せ、別に仕様書として示すことも考えられます。」とする。

### 【指摘 文化伝承課】

サイエンスコミュニティの人材育成は重要な課題であり、一朝一夕にはならないため、①②事業は、継続的取組みとしてよい取組みであると評価できる。また、この取組みによる成果を、指定管理者の変更にかかわらず引き継いでいく必要がある。人材ネットワーク構築事業が指定管理業務の範囲内というのであれば、協定書・仕様書上に、「人材ネットワーク構築」と例示する方法により、指定管理業務であることを明確にすべきである。

### 【事実関係②】

ヒアリングによれば、①②事業は、指定管理者による自主企画事業であるため、こ

の人材ネットワークの個人情報は、指定管理者に帰属するとの説明であった。仮に、指定管理者が変更となった場合には、個人情報保護の観点から、次期指定管理者には引き継がれず、次期指定管理者にこれを引き継ぐためには、当該個人から個別同意をとる必要があるとのことである。

#### 【規範】

岐阜県個人情報保護条例第11条は、「実施機関は、地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、当該管理に係る業務において取り扱う個人情報の保護のために当該指定管理者が講ずべき必要な措置を明らかにしなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 文化伝承課】

自主企画事業が指定管理業務である場合、当該指定管理業務において作成する文書は公文書である。県は、指定管理者との間で、①②事業にかかる文書が公文書であることを前提に、指定管理者が変更になった場合の、当該文書及び情報の取扱方法を確認すべきである。

#### 【事実関係③】

「サイエンスサポートQQ」には、外部講師だけでなく、サイエンスワールドの現役職員も登録されている。一方で、サイエンスワールドでは、指定管理業務の常設事業として「出張ワークショップ」（県内の小中学校、特別支援学校等を対象にし、来館が困難な学校へ出張し、科学実験やサイエンスショーをするもの）も実施している。

サイエンスワールド職員が、指定管理業務である「出張ワークショップ」として学校等を訪問する場合、当然、指定管理者が材料費を負担し（その後、申込者から材料費等を徴収している。）、指定管理者が指定管理業務に関して加入している保険の適用もある。しかし、同職員が、「サイエンスサポートQQ」として学校等を訪問する場合には、あくまで個人的なボランティア活動の位置づけであるから、材料費は個人負担で購入する必要があり（その後、サイエンスサポートが申込者から材料費等を徴収することになる。）、指定管理者が加入している保険の適用もない。

職員が派遣される場合の流れは、次のとおりである。①まず、サイエンスサポートの派遣要請があった場合、外部講師全員に依頼内容を伝え、希望者を確認する。②その結果、全ての外部講師から希望がなかった場合のみ、職員であるサイエンスサポートの希望を確認する。③職員が希望した場合、当該職員を派遣するが、誰も希望しなかった場合、依頼自体を断ることになることである。ヒアリングによれば、現役職員のサイエンスサポートに諾否の自由があることの周知や、諾否の確認は口頭で行っていることである。

#### 【規範】

労働時間性の判断基準について、三菱重工業長崎造船所事件判決（最一小判平成12年3月9日）は、「労働時間（以下「労働基準法上の労働時間」という。）とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否か

は、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんにより決定されるべきものではないと解するのが相当である。」としている。

#### 【指摘 指定管理者】

サイエンスワールド職員による、サイエンスサポートQQと出張ワークショップとの境界が不明確であり、実態として、職員のボランティアによる出張ワークショップとなっているおそれもある。指定管理者は、サイエンスサポートQQに現役職員を登録しない取扱いとするか、現役職員の登録を継続する場合には、職員に諾否の自由があることや、職員がボランティアを希望したことが裏付けられる書面を作成しておくなど、運用方法を見直すべきである。

#### 【意見 文化伝承課】

文化伝承課は、サイエンスワールド職員によるサイエンスサポートQQの登録状況や紹介状況を把握した上で、実態として出張ワークショップと同視できるものは指定管理料の基礎となる積算に組み込むなど、業務を適切に把握して指定管理料を積算することが望ましい。

#### 【事実関係④】

サイエンスソポーターが派遣先の実験で使用する材料は、ソポーターが外部ボランティアの位置づけであるため、サイエンスワールドが工作材料費として販売し、提供している。ヒアリングによれば、サイエンスソポーターが派遣先で液体窒素を使用した実験をすることがある。この場合、現在の販売元では、液体窒素をソポーター個人が購入することができないため、サイエンスワールド名義で購入し、施設内で保管しているケースがある。

#### 【規範】

岐阜県公有財産規則第13条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 指定管理者】

サイエンスソポーターを外部ボランティアと位置づける場合、液体窒素の管理責任はサイエンスソポーター個人にあるから、施設内での保管は避けるべきである。

### (3) みずなみロボットクラブ

#### 【事実関係】

サイエンスワールドでは、ロボットプログラミング技術を深く追求することを目的とした会員制のクラブとして、みずなみロボットクラブを設立している。クラブには団体としての規約があり、ロボカップジュニア講座参加者が要件とされ、事務局長は副館長が務めている。クラブ活動の内容として、毎月1～2回程度、サイエンスラボにおいて、先輩の話を聞いたり、ロボットの改造を協議したりしている。ヒアリング

によれば、団体という体裁をとっているものの、あくまでもロボカップジュニア講座の発展講座の位置づけであり、指定管理業務の範囲内とのことである。

ロボットクラブの位置づけについて、仕様書の第5、第2項（2）企画事業には、ア、イベント事業として「青少年の科学知識の啓発や成人向け生涯学習の事業を積極的に推進して下さい。」との記載があるが、ロボットクラブについては明記されていない。

#### 【規範】

岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン（令和3年4月岐阜県総務部管財課）、第4、1、（1）指定管理者が行う業務の範囲「その公の施設に係る設置管理条例の定めるところにより指定管理者が行うこととされている業務の範囲として、施設の運営、維持管理等に関する内容を詳細に記載します。施設の規模や態様によっては、指定管理者が行う管理の基準や県が指定管理者に求める業務水準などと併せ、別に仕様書として示すことも考えられます。」

#### 【指摘 文化伝承課】

ロボットクラブが指定管理業務の範囲内のことであれば、仕様書に、例示するなどして明記すべきである。

## 4 物品管理

### （1）備品の管理

#### 【事実関係①】

サイエンスワールド施設内には、協定書上 1200 個の備品が存在するため、現物実査は、毎年、県職員 4 名と指定管理者 4 人が 1 日で行っている。

現物実査は、リストを読み上げその物品があるかどうかの方法で確認している。水槽や、定温庫には、「J S T 連携事業備品」とのシールが貼られた、前指定管理者が取得したと思われる備品が多数存在した。しかし、県備品としての登録はなく、現在の指定管理者の備品でもないとのことである。

#### 【規範】

岐阜県会計規則第 92 条の 3 は、管理する物品（消耗品を除く）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならないとしている。また、「物品の現物実査実施要領」において、①現物と物品帳簿の整合性の確認（物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていること）、②利用状況の確認、③維持管理状況の確認をすることとされている。

#### 【指摘① 文化伝承課】

現物実査に当たっては、物品帳簿記載の備品が存在することを確認するだけでなく、存在する物品が全て物品帳簿に記録されているかを確認すべきである。

#### 【指摘② 文化伝承課】

県備品でないのであれば、前指定管理者との権利関係を明確にし、寄付採納、借入

等の手続をとるべきである。

#### 【事実関係②】

レクチャーラボには、複数のカメラ機器やサイエンスショーで使用する装置が存在したが、備品シールは貼付されていなかった。ヒアリングによると、これらの備品は、施設の設備として扱われているか、又は、備品一式として登録されているかのいずれかとのことであったが、詳細は不明であった。

#### 【規範】

岐阜県会計規則第92条の3は、管理する物品（消耗品を除く）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならないとしている。また、「物品の現物実査実施要領」において、①現物と物品帳簿の整合性の確認（物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていること）、②利用状況の確認、③維持管理状況の確認をすることとされている。

#### 【指摘 文化伝承課】

備品登録して現物実査する趣旨は、移動可能な動産類の所在を確認し、亡失を防ぐことがある。よって、カメラ機器やショーで使用する装置のような施設との一体性がなく、移動可能な備品は、備品登録の上管理すべきである。また、現物実査の趣旨から、備品登録する場合には、備品一式としてではなく全部登録するか、補助簿を用いた個数管理をすべきである。

### （2）薬品の管理

#### 【事実関係①】

「岐阜県先端科学技術体験センター薬品管理規程」に基づく薬品管理簿（様式第2号）を閲覧したところ、劇物であるアンモニア水は、在庫量が減少しているものの、使用量の欄に記載がないため、使用状況が明らかでなかった。

#### 【規範】

毒物及び劇物取締法第11条第1項は、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 指定管理者】

薬品管理簿には、使用量を確実に記載すべきである。

#### 【事実関係②】

サイエンスワールドでは、サイエンスサポーターが、派遣先の実験で使用する材料を販売している。その中には、劇物である水酸化ナトリウム、塩酸、塩化銅（II）が含まれる。ヒアリングによれば、販売時には、希釈して販売するなどして、法令の基準以下の状態で販売しているとのことである。しかし、「岐阜県先端科学技術体験セ

ンター薬品管理規程」には、自己使用の規定は存在するものの、販売による外部提供についての規定は存在しない。

【規範】

毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項は、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と規定する。

【指摘 指定管理者】

毒物及び劇物の基準値以下に希釈したものであっても、そもそも毒物及び劇物に該当するものを外部提供することが予定されているのであれば、外部提供に対応する規程を整備すべきである。

## 5 施設管理

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラが設置されているが、防犯カメラの運用管理に関する規程は存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条は、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定する。

また、同第 3 条は、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」と規定する。

【意見 文化伝承課】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成させることが望ましい。

(2) 緊急用シャワー

【事実関係】

薬品を被った際の緊急用のシャワーは、物が散乱している状態であった。



(現場往査時)



(改善後)

#### 【規範】

岐阜県公有財産規則第13条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

#### 【指摘 文化伝承課】

緊急用シャワーは、緊急時に使用できるような状態に管理すべきである。

#### 【改善報告】

令和3年11月9日以降、物が片づけられ、使用できる状態に改善された。

### (3) 建築著作権と文書管理

#### 【事実関係】

建物の修繕が必要となった場合には、設計者に都度確認して実施している。建物設計時の契約書は、廃棄されており存在しない。

#### 【規範】

岐阜県公文書規程第68条第1項では、公文書の区分ごとの保存期間が定められており、同条第4項では「完結文書の保存期間は、第一項第七号に定めるもの及び法務・情報公開課長が別に定めるものを除き、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。（＊以下略）」と定められている。

また、同規程第68条第5項では、「前項の規定にかかわらず、常用文書（注：例規文書、原簿、台帳等で常用に供するものをいう。岐阜県公文書規程第35条第4項）の保存期間は、当該文書を常用に供する必要がなくなった日の属する年度の翌年度の初日から起算する。」と定められている。

なお、同規程第73条第1項では、「主務課長は、保存期間が満了する文書について、

その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、法務・情報公開課長が定める日までに文書取扱責任者に協議しなければならない。」とされ、同条第2項では「文書取扱責任者は、前項の協議があつたときは、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の延長の期間その他必要な事項を文書管理システムに登録することにより当該文書の保存期間を延長することができる。（＊以下略）」と定められている。

#### 【指摘 文化伝承課】

建物に関する著作権の帰属先（通常は、成果物の著作権に関する対価も含めて設計委託料等が算出されており、建物の完成・引渡しとともに著作権は県に帰属する契約内容と思料される。）及び著作者人格権に関する取扱いは、著作物である建物の管理に直接関わる重要な事項である。

したがって、文化伝承課は、建物を管理する者として、その著作権及び著作者人格権の取扱いの拠り所となる設計・建設当初の契約書につき、これを建物管理上常用に供するもの（常用文書）と解する又は保存期間の延長申請を行う方法等により、破棄せず保有し続けるべきである。

## 6 契約

### （1）サイエンスショー

#### 【事実関係】

仕様書によれば、サイエンスショーのパフォーマー業務は、①ショー上演中は、パフォーマーとしてショー指揮者の指示に従い、レクチャーラボ舞台上で操作パネルのスイッチを押すなど、ショーの進行を行うこと、②サイエンスショーの入れ替え前に、事前に練習を行うこと。この場合、勤務時間外の練習に係る経費については、指定管理者が負担すること、③パフォーマー業務等の必要がないときは、センターを運営する上で必要な業務を行うこととされている。指定管理者は、パフォーマー業務を再委託しているところ、令和2年度の指定管理者収支では、パフォーマー業務は、事務局運営費の人事費として計上されていた。また、新型コロナウイルスによる令和2年度の緊急事態宣言による休館時、サイエンスショーは中止となつたが、パフォーマーは在宅勤務していたとのことである。

#### 【規範】

労働者派遣法第24条の2は、「労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。」と規定する。

#### 【意見 指定管理者】

パフォーマー業務の再委託契約を維持する場合、偽装請負の疑いが生じないよう、指揮命令権が委託先会社にあることや、指定管理者の収支上も委託費であることを明確にすることが望ましい。

## （2）再委託契約

### 【事実関係】

指定管理者監査資料によれば、指定管理者は、①サイエンスパフォーマー及び受付業務、②清掃管理業務、機械警備委託、廃棄物収集運搬業務、出入り口マットレンタル業務、③設備運転管理業務、設備保守点検、防火対象物点検、建築設備定期点検、④エレベーター保守点検業務、⑤非常用自家発電設備模擬負荷試験業務、⑥庭園管理業務、⑦建築基準法第12条定期報告業務について、一者随意契約を継続している。同資料によれば、随意契約の理由は、施設や機械の特性や過去の修繕の経歴を熟知していることなどから「効率的で高い水準の維持管理が期待できる」とされているが、理由として不十分と思われる。令和2年度の再委託契約の総額は4396万円であり、指定管理者の管理運営費支出のうち、本社支援費（本社分人件費、旅費交通費等）を除く8787万2631円の半分程度を占めている。

### 【意見 文化伝承課】

施設管理業務は再委託されているものが多く、いわゆる随意契約とされているものが多い。指定管理者の契約に地方自治法施行令167条の2第1項（随意契約）が直接適用される訳ではないが、一者契約を継続する理由としては乏しく、更に競争原理を働かせる必要がある。文化伝承課は、施設管理業務を削減できた場合に、指定管理者に還元するなど、施設管理業務経費に競争原理を取り入れるための基本協定、仕様書内容を検討することが望ましい。

## 7 指定管理者

### （1）指定管理者の評価

### 【参考報告 文化伝承課】

岐阜県先端科学技術体験センター指定管理評価員会議において、サイエンスワールドの現地視察をして、評価をしている。指定管理評価員に、施設の現状や提供しているプログラムの内容について正確に認識してもらい、具体的な評価を得られているという点で、参考になるため報告する。

### （2）指定管理料の精算

### 【事実関係①】

サイエンスショーのパフォーマー業務は再委託しているところ、新型コロナウイルスによる令和2年度の緊急事態宣言による休館時は、サイエンスショーは中止となつたが、パフォーマーは在宅勤務しており、再委託料に変更はなかつたとのことであり、新型コロナウイルスにより再委託料を免れたわけではない。また、県は、指定管理者が仕様書記載業務は行っていたため、指定管理料の減額はされていない。

### 【意見 文化伝承課】

新型コロナウイルスによる休業期間中は、県による補填が行われるべきところ、サイエンスワールドは入館料無料であるため、入館料減少による指定管理料の補填はな

いのは当然である。寧ろ、休業により指定管理者が支出を免れた経費について、精算を行うべきかを検討することになる。例えば、パフォーマー業務は労働契約ではなく再委託契約であるから、再委託契約の内容を精査した上で、指定管理料精算の必要性を検討することが望ましい。

### （3）新型コロナウイルスの感染拡大と基本協定書及び仕様書の変更

#### 【事実関係】

サイエンスワールドは、新型コロナウイルス感染拡大後の令和2年度に次期指定管理者を募集したが、仕様書に変更は見られない。具体的には、募集要項を令和2年7月7日から配布し、同日から同月22日まで応募予定者からの質問を受け付けた。応募予定者からは、「新型コロナウイルス感染症の影響を事業計画書にどこまで反映すればよいのか。影響を何年分見込むかによって申請内容が大きく異なってしまうため、統一的な見解をいただきたい。」との質問があったが、管財課の指示により、「事業計画書には新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しないものを作成していただきたい。なお、募集開始時点の募集要項にはその旨が記載されていないため、追記した募集要項をホームページにて掲載する。」と回答している。

#### 【参考報告 指定管理者】

指定管理者は、令和3年度の事業計画書において、「いつでも、どこでも、サイエンスワールド」を掲げ、オンラインを活用したワークショップ等の計画を策定し、担当課と協議した上で進めている。オンライン化は、新型コロナウイルスの影響も後押ししているが、そもそも時代の変化の要請からオンラインを活用した事業活動の広がりは検討していたとのことである。これにより、基本協定書、仕様書の求める業務水準が確保されていることであり、コロナ禍における柔軟かつ意欲的な取組みとして、参考報告する。

## 8 基本計画（グランドデザイン）

#### 【事実関係】

県の文化施設のうち、サイエンスワールドのみ、個別の設置管理条例が存在しない。岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（以下「包括条例」という。）は、以下のとおり規定している。

#### 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例

##### （総則）

第一条 公の施設の設置及び管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

##### （公の施設の設置等）

第二条 公の施設を別表第一のとおり設置する。

2 法律の規定により設置する公の施設の名称、位置等は、別表第二のとおりとする。

(管理の原則)

第三条 公の施設を管理するに当たつては、住民の利用に便利であるように使用の手続、時間、条件その他管理に関し必要な事項について、適正な考慮を払わなければならない。

(遵守事項)

第四条 公の施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、管理機関又は指定管理者で権限を有するもの（以下「管理機関等」という。）の承認を受けた者は、この限りでない。

一 常に善良な管理者の注意をもつて使用すること。

二 使用する権利を他の者に譲渡しないこと。

三 現状を変更しないこと。

四 使用目的以外に使用しないこと。

五 その他公の施設を適正に管理するために管理機関等が指示した事項

(使用の停止)

第五条 管理機関等は、使用者が前条の規定に違反した場合は、当該公の施設の使用の停止を命ずることができる。

別表第一（第二条関係）

名称	位置	種類	備考
岐阜県先端科学技術体験センター	瑞浪市	青少年の科学への興味を喚起し、知性豊かな創造性に満ちた人材の育成を図るとともに、広く県民に生涯学習の場を提供するための科学技術体験施設	

別表第三（第三条の二、第三条の四、第三条の五関係）

名称	指定の基準	業務の範囲	管理の基準
岐阜県先端科学技術体験センター（以下この項において「センター」という。）		1 体験学習事業を企画し、及び実施すること。 2 科学に関する資料を展示し、及び閲覧に供すること。 3 センターを利用する者への便宜の供与に関すること。 4 センターの	1 センターの休館日は、休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この号において「休日」という。）の翌日（当該翌日が日曜日又は休日である場合は、当該翌日の翌日以降の最初の日曜日、月曜日及び休日でない日。以下この号において同じ。）、月曜日（当該月曜日が休日である場合は、水曜日以降の最初の休日及び休日の翌日でない日）及び十二月二十八日から翌年の一月四日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるとときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日に業務を行うことができる。

		<p>利用の促進に 関すること。</p> <p>5 前各号に掲 げるもののは か、知事が別 に定めるこ と。</p>	<p>2 センターの利用時間は、午前九時か ら午後五時までとする。ただし、指定 管理者は、必要があると認めるとき は、あらかじめ知事の承認を得て、利 用時間を変更することができる。</p>
--	--	--	--

サイエンスワールドの設置目的は、包括条例別表第一の「種類」記載の事項がこれに当たることである。包括条例は、障害者支援施設や学校施設など特定の使用者を想定した施設が多く、第4条の遵守事項や第5条の使用停止に関する規定も、特定使用者を想定しているように読める。サイエンスワールドでは、下位規範である岐阜県先端科学技術体験センター管理規則において、以下のとおり遵守事項と遵守事項に反した場合の措置について規定している。

#### 岐阜県先端科学技術体験センター管理規則

##### (遵守事項)

- 第四条 センターを使用する者は、条例第四条第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 センターの施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
  - 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
  - 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
  - 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
  - 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項
- 2 知事は、センターを使用する者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、センターから退去を命ずることができる。

また、サイエンスワールドは、指定管理期間は5年間であるため、5年毎の事業計画が策定されることになるが、設置目的に対する長期的なグランドデザインが存在していない。加えて、サイエンスワールドの敷地には、地籍調査の結果、瑞浪市の市有地が存在することが明らかとなつたが、これを県が取得するのか、使用貸借し続けるのかの検討がされていない。

##### 【意見 文化伝承課】

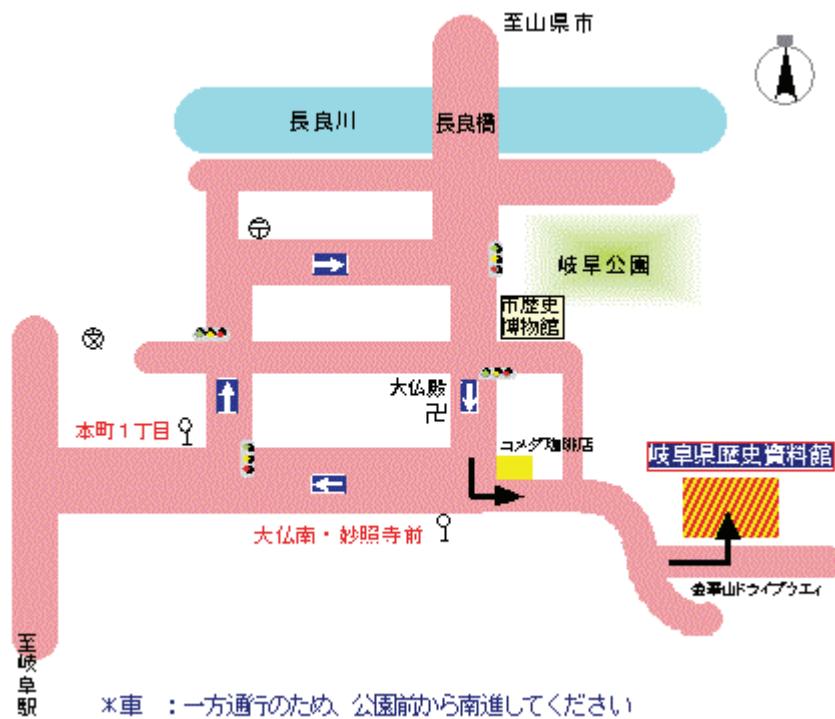
不特定多数者が自由に入館できるサイエンスワールドにおいては、包括条例ではなく、個別条例で、設置目的や遵守事項及びこれに違反した場合の措置について明記することが望ましい。また、敷地内にある瑞浪市からの無償借地を取得するのかどうかなど長期的な視点で見るべき課題も多い。したがって、指定管理期間である5箇年度

を超えた長期間のビジョンとして、基本計画（グランドデザイン）を作成することが望ましい。

## 第9 歴史資料館

### 1 施設の概要

(1) 施設所在地：岐阜市夕陽丘4



(歴史資料館のホームページより)

### (2) 施設の目的

「県の歴史、民俗及び行政に関する資料の収集、保存及び研究に関する事務を行うため、岐阜市に岐阜県歴史資料館を設置する。」(岐阜県行政組織規則第61条第1項)、「歴史資料館の所掌事務は、県の歴史、民俗及び行政に関する資料の収集、保存及び研究に関することとする。」(同第62条第1項)とされている。

### (3) 沿革

昭和38年 : 「岐阜県史編纂事業」の開始。

昭和48年3月 : 「岐阜県史編纂事業」(全22巻発行)終了。

昭和52年7月1日 : 総務部総務課が所管する「公の施設」として開館。

「置県100年」(1971年)を記念して、収集や所在確認された歴史資料の散逸や消滅を防ぎ、後世に残す目的。

昭和58年4月 : 教育委員会事務局文化課に移管。

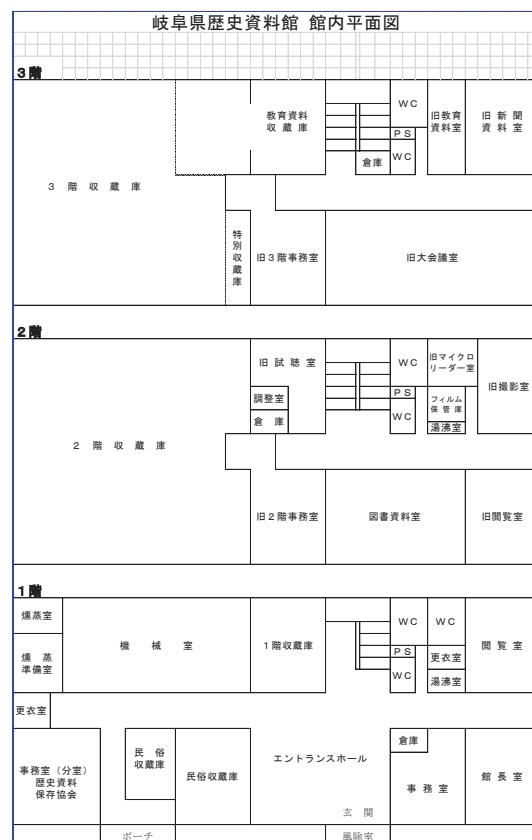
県教育センターの中学校社会科研修講座の担当を引受。

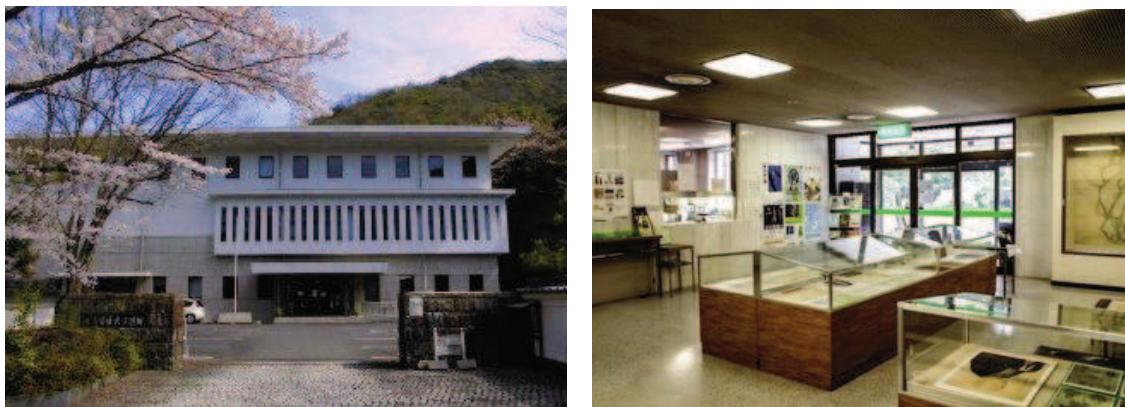
平成8年3月 : 「岐阜県教育史」編纂事業の開始。

平成 16 年 4 月	: 地域県民部県民政策室所管。指定管理者制度を導入。 (財)岐阜県教育文化財団を指定管理者とする。 資料の保管及び閲覧に供することを指定管理業務とする。
平成 18 年 4 月	: 県組織改正で、所管課が環境生活部人づくり文化課となる。
平成 19 年 4 月	: 全ての業務を指定管理業務とする。
平成 21 年 4 月	: 総務部法務・情報公開課の直営施設となる。 県の財政状況危機により、「公の施設」の位置づけを廃止。 企画展示事業、教育普及事業などの事業を休止。 文書の保存管理など資料館の核となる機能に集中し、閲覧・貸出の機能については継続することとされた。
平成 22 年 4 月	: 行政組織規則上、法務・情報公開課の現地機関として設置。
平成 27 年 4 月	: 学芸員 1 名の配置。

#### (4) 現在の施設概要

- ・敷地面積 : 3622 m<sup>2</sup>
- ・建物 (3 階建) : 建面積 599 m<sup>2</sup>  
延面積 1783 m<sup>2</sup>  
収蔵庫 556 m<sup>2</sup>、閲覧室 139 m<sup>2</sup>  
エントランスホール 93 m<sup>2</sup>  
駐車スペース 8 台分
- ア 開館日 : 月曜日から金曜日  
(祝日・年末年始の休日は閉館)
- イ 開館時間 : 午前 9 時～午後 5 時  
(閲覧 : 午前 9 時～午後 4 時 30 分)
- ウ 館内施設 (県民利用) :
  - 1 階展示ホール・閲覧室
  - エ 収蔵資料 : 約 47 万 5000 点  
(古文書約 42 万 4000 点、公文書約 3 万点、図書約 2 万 1000 点)
  - オ 利用件数 (平成 28 年度～令和 2 年度)





(歴史資料館ホームページより)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入館者数	1959人	1834人	1633人	1510人	463人
資料閲覧者数	309人	277人	296人	290人	124人
資料閲覧件数	1750件	2473件	1912件	3651件	920件
資料撮影件数	1680件	2018件	1828件	3314件	873件
資料掲載件数	72件	65件	72件	54件	44件
資料貸出件数	10件	15件	11件	6件	2件
資料相談	149件	119件	134件	152件	62件
ホームページアクセス件数	12218件	11754件	11376件	19060件	16198件

#### (5) 組織体制（令和3年4月）

行政組織規則第61条第2項において、「歴史資料館に管理調整係及び資料係を置く」とされている。

ア 館長、資料係7名（正職員（学芸員）1名、再任用職員1名、学芸業務専門職3名（教員OB、館所蔵古文書の目録整備等に従事）、文書整理専門職1名（公文書の整理、目録作成等に従事）、補助職1名（館業務の補助））が勤務する。学芸員は、研究等ではなく、資料の適正管理及びレファレンス等利用者支援のために配置している。

イ 管理調整係は、法務・情報公開課（県庁）の3名が兼務している。予算執行等は、法務・情報公開課が行っている。

#### (6) 事業の概要

旧家に保管されている岐阜県の歴史に関する資料（古文書等）と、保存期間が満了した県の公文書の中から、館の収集基準に基づいて受け入れた文書を収集・保存し、目録を整備して、一般県民や学術研究者の閲覧や他の公的機関などへの貸出、その他資料の利用を図っている。令和2年度は、下記の業務を行った。

ア 歴史資料（古文書等）の整理・目録化等

- ・収蔵する歴史資料約 42 万 4000 点中、約 26 万 5000 点（62.5%）について目録作成済であり、令和 2 年度は 706 点の目録を作成。
- ・収蔵する歴史資料について、企画展（毎年 1 回）の展示資料をアーカイブし、ホームページ上に解説とともに掲載している。令和 2 年度は 29 件を追加し、95 件を掲載している。令和 3 年度は 34 点の展示資料をアーカイブして、累計は 129 点となっている。

#### イ 行政資料（公文書）の整理・目録化

- ・館の資料収集基準に基づき、令和元年度末廃棄の公文書の中から、110 簿冊の公文書を選定して引継、全体で 3 万 0047 冊の公文書を保存中。
- ・令和 2 年度には、歴史資料館の「管理要綱」及び「管理要領」の改正を行い、「収集基準」に適合しない公文書 616 冊を廃棄した。保存文書目録の整備作成を順次行い、2 万 9821 冊（99.2%）まで目録を整備した（ただし、文書作成・収受から 30 年を経過していないもの及び個人情報保護等のため目録を公開することが適当でないものについては、非開示）

#### ウ 資料の利用の促進

- ・歴史資料館企画展「美濃武士のゆくえ-戦国から江戸へ-」開催  
開催期間：令和 2 年 9 月 24 日～同年 11 月 8 日  
入館者数：8444 人（場所：岐阜県博物館）
- ・古文書講座  
6 講座、1 講座 2 回 計 12 回を予定。  
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。  
令和元年度は、213 人受講。
- ・夏休み親子で古文書に親しむ会  
令和 2 年度は、開催計画なし。  
令和元年度は、1 講座 2 回 受講者数 延 16 人

## 2 監査の重点及び監査手続

歴史資料館は、「公の施設」を廃止していることであるが、博物館協会に参加し、展示をしていることから、博物館相当施設としての側面もある。また、公文書館としての役割も果たしている。そこで、文化財の維持・保存という博物館的活動のほか、公文書館としての役割に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和 3 年 5 月 31 日、同年 11 月 19 日の往査において、館長、学芸員等からヒアリングを行った。令和 3 年 9 月 22 日及び同年 12 月 22 日、法務・情報公開課に対するヒアリングを行った。

また、アンケート調査票による照会のほか、ホームページ（歴史資料館、岐阜県歴史資料保存協会）、「定期監査資料（令和 3 年 7 月 30 日 法務・情報公開課）」、「定期監査資料（令和 3 年 6 月 24 日 歴史資料館）」、「岐阜県歴史資料館の概要（令和 3 年 5 月）」、「令和 3 年度の予算と事業計画」、「岐阜県歴史資料館管理要綱」、「岐阜県歴史資

料館管理要領」、「岐阜県歴史資料館資料収集基準」、「岐阜県歴史資料館購入資料等管理取扱要領」、「閲覧室等における資料の利用に係る遵守事項等に関する定め」、「寄贈資料受領書」、「資料寄贈申込承諾書」、「○○家文書仮目録」、「資料収集基準に適合しない引継ぎ公文書の廃棄について」、「無償譲渡契約書」、「○○○○氏寄贈文書の引き渡しに係る架電記録」、「不用決定した物品の無償譲渡契約の締結等について」、「令和元年度末廃棄予定文書の移管対象文書（第1次選別）の選定について」、「令和元年度末廃棄予定文書の移管対象文書の返却について（第2次選別）」、「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書（古文書読解講座、民有地の賃貸借）」、「歴史資料館運営費 収支決算書」（平成28年度～令和2年度）、「公有財産台帳」、「令和2年度資料寄贈一覧」、「令和2年度資料貸出一覧」、「令和2年度笠松町歴史未来館貸出資料目録」、「令和2年度現物実査の結果について（報告）」、「行政財産使用許可書（岐阜県歴史資料保存協会の事務室）」、「土地使用貸借契約書（民間企業、民間人）」、「歴史資料館の収蔵力増強について」、「収蔵庫等鍵貸出管理簿」、「濃飛史艸（令和3年9月15日発行）」、「土地利用状況調査図」、「公文書の受入・目録作成・廃棄簿冊の年度別整理状況」、「デジタルアーカイブ化の年度別進行状況」、「古文書読解講習会の沿革」、「令和元年度岐阜県古文書読解講習会収支計算書」、「委託業務完了届」、「令和元年度岐阜県古文書読解講習会会場別受講者数、岐阜県歴史資料保存協会の総会資料（事業報告、事業計画等）」、「現物実査実施計画書兼確認書」、「2019年度出入庫（閲覧）一覧表」、物品の「現物実査報告書」、「貸付先別貸付物品一覧表（令和2年8月14日付飛騨高山まちの博物館）」、「飛騨郡代高山陣屋文書 1.8 高山出張所事務文書」、「令和2年度貸付物品保管証明について」、「委託業務契約書（古文書読解講座）」、「岐阜県歴史資料館の沿革」、「内部統制中間評価」（令和3年9月30日）、「令和3年度岐阜県歴史資料館企画展「幕末明治 飛騨・美濃民衆の活躍」展示資料目録等の提出資料について」、館内平面図（自動火災報知設備）に基づき、書類監査を行った。

さらに、関係人調査として、令和3年11月19日、岐阜県歴史資料保存協会の事務局長に対するヒアリングを実施した。

その他、令和3年11月15日、滋賀県公文書館を訪れ、歴史公文書専門職員等から、事業年報（令和2年度）などに基づき、説明を受けた。

### 3 行政資料（公文書）・歴史文書（古文書）の保管・管理

#### （1）行政資料（公文書）の保管・管理

##### 【概要】

毎年3月に法務・情報公開課から廃棄対象の簿冊名が記されたリストが送られてくる。その後、歴史資料館で収集対象とした現物（公文書）が6月ごろまでに送られてくる。原則として、その年のうちに文書単位で整理した目録を作成する。その後、30年後の公開までに、文書の中身を含めてもう一度確認する。令和2年度の要綱改正により、収集基準に適合しない文書を除外する、作成された目録に記載されている文書名などについて、確認するものである。

岐阜県歴史資料館管理要領第 10 条（公文書の引継）「館長は、公文書規程に基づいて廃棄される文書の一覧表から、要綱第 3 条に定める資料収集基準に基づいて、同規程の「館長に引き継ぐ文書」（同規程第 38 条第 5 項に基づいて引き継ぐ文書を除く。）を選定して、引継ぎを受けるものとする。」

この運用ルールに従っていることから、行政文書の目録化・整理等について、年間計画はない。

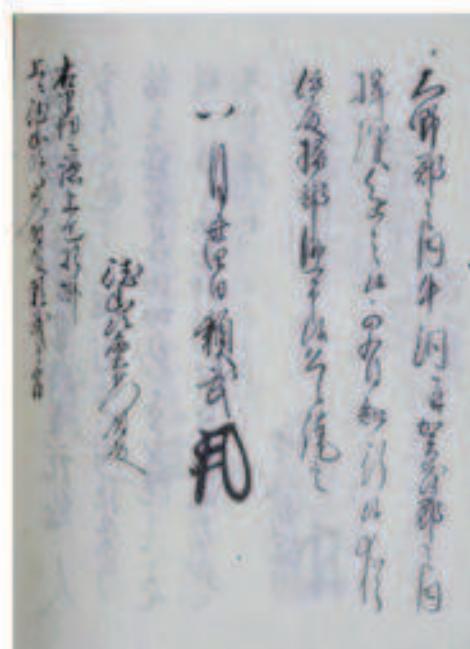
なお、令和 2 年度の廃棄簿冊は、平成元年、平成 2 年、平成 11 年の行政文書の一部である。廃棄ルールの初年度であったことから、平成 11 年については、保管している行政文書の傾向を把握するため、実施した。

行政文書の受け入れ段階においては、簿冊名のみで判断し、簿冊に含まれている文書が、収集基準に適合するか確認していなかったが、令和 2 年度からは、現物を受け入れる際に簿冊内の文書を確認している。

## （2）歴史文書（古文書）の保管・管理

### 【概要】

①寄贈を受けた歴史文書について、内容を精読し、それをもとに文書名、年代等の文書の基礎情報を中性紙の封筒に記載し、当該封筒に入れて仕分けをし、仮整理する。②文書を仮整理した内容・年代に基づき分類番号を付して、目録を作成する。③再度、内容等に誤りがないかの確認をする。この際、プライバシー等秘匿を要するものがないかを確認し、プライバシー等秘匿を要する記載は伏せることなどを検討する。④目録と現物の実数を照らし合わせて、目録作成漏れ等がないかどうかの確認をする。⑤ホームページに掲載する。歴史文書の目録については、ホームページへの公開をもって完了となるため、時間を要する作業となっている。「岐阜県歴史資料館の概要」（令和 3 年 5 月）によると、「歴史資料（古文書）の整理・目録化等」について、「平成 21 年度以降、資料の購入は行っていないが、館の収集基準に基づき、寄贈については受け入れており、平成 21 年度以降は 1 万 0569 点（平均 800 点/年）を収集している。収集した古文書については読み解し、要約を作成するとともに、分類分け等の仮整理を計画的に進め、仮整理を全完了した諸家文書毎に作成年代順で整理し枝番を付すなどした上で、目録を作成し、公開する。」と記載されている。



（歴史資料館ホームページより。  
「土岐頼武書状写」）

目録の作成状況については、平成 30 年度：3525 点の目録を作成・公開（未整理 38.8%）、令和元年度：2790 点の目録を作成・公開（未整理 38.6%）、令和 2 年度：706 点の目録を作成・公開（未整理 37.5%）となっている。

なお、令和 2 年度に、収集基準に適合しない古文書（○○○○家文書 6221 点）を返還している。

#### 【事実関係】

受け入れた歴史文書については、家毎に文書量等に差があるため、大量の資料がある家の場合、目録を完成させるまで時間を要する。長期的には目録の作成を 100%（未整理 0%）に近づける予定であるが、現状の見通しは立っていない。

#### 【規範】

岐阜県歴史資料館管理要領第 21 条第 1 項は、「館長は、寄贈又は寄託を受けた資料について、資料の件名、作成年月日その他必要な事項を記載した目録を作成しなければならない。」と定める。

#### 【指摘 歴史資料館】

歴史文書（古文書）の目録作成について、100%（未整理 0%）に近づけるようにするため、5～10 年単位で、どの家文書の目録化を完了するのか計画を立てるべきである。

### （3）現物実査

#### 【事実関係】

岐阜県歴史資料館購入資料等管理取扱要領第 5 条第 2 項は、「第 3 条第 1 項の件数管理に係る資料等の照合は、毎年度、前年度末までに作成された別記様式 3（公文書目録）、同 4（出入庫（閲覧）一覧表）及び同 5（出入庫（貸出）一覧表）並びに第 2 条第 2 項の目録（購入した資料、寄贈を受けた資料について分類整理ができたもの）から各 100 件以上を抽出して、現物を確認することにより行う。」とする。現物実査は、歴史資料館の資料係 2 名（1 名は学芸員）により行われている。会計規則の特例としてサンプリングによる現物実査を行っているが、サンプリングによる現物実査で件数が合わない場合の対応等について、取扱要領等で定めていない。なお、現在まで、サンプリングによる現物実査において、件数が合わない事例はなかったとのことである。

#### 【規範】

岐阜県会計規則取扱要領 1 条関係は、「本要領により難い会計事務については、規則の規定に反しない限りにおいて、本庁各課の長又は地方機関の長が知事及び会計管理者の承認を得て取扱要領等を定めることができる。」とする。

岐阜県会計規則第 210 条（特例）は、「大規模な災害の発生時における会計事務その他の特別の事情によりこの規則の規定により難いと知事が認めた会計事務の取扱いに關し必要な事項は、知事が別に定める。」と規定する。

岐阜県会計規則取扱要領の第 210 条関係第 2 項は、「地方自治法の体系上、県の出納

その他の会計事務に関して必要な事項は規則で定めることとされている。したがって本条に基づく取扱要領等の承認は安易には行えないものであることに留意すること。」とする。

#### 【指摘 歴史資料館】

サンプリングによる現物実査は、あくまでも例外である。サンプリングによる現物実査で現物が確認できない場合や件数が合わない場合の対応方法を、岐阜県歴史資料館購入資料等管理取扱要領において明確化すべきである。例えば、件数が合わない場合には、当該年度に書庫から持ち出した文書及び誤って戻す可能性のある場所を捜索するなどの手順を定めることが考えられる。

### (4) 閲覧等

#### 【概要】

現在、閲覧室は1階にある。2階以上は、倉庫、収蔵庫として使用しているため、外部の者は入れていない。1階の閲覧室は研究者のほか、法務局や県・市などが、所蔵されている資料の確認のため、利用している。閲覧にあたっては、ホームページ上にある申請書に、申請者本人が記入して提出している。

#### 【事実関係】

法務・情報公開課及び歴史資料館は、「岐阜県公文書規程第42条及び第74条の規定により資料館で保存する文書」等については、公文書ではないと整理し、岐阜県歴史資料館管理要綱第4条の規定により、閲覧を認めている。

#### 【規範】

岐阜県公文書規程第42条（文書の廃棄）第1項は、「法務・情報公開課長は、保存文書の保存期間が経過したときは、速やかに、主務課長に対して当該保存文書の廃棄を指示しなければならない。」と規定し、第4項は、「法務・情報公開課長は、前二項の規定により廃棄する文書のうち歴史的価値のある公文書の基準として館長が別に定めるものに該当するものについて、館長に引き継ぐものとする。」と規定する。

岐阜県公文書規程第74条（文書の廃棄）第1項は、「文書取扱責任者は、保存文書の保存期間が経過したときは、速やかに当該保存文書を廃棄しなければならない。」と規定し、第3項は、「文書取扱責任者は、前二項の規定により廃棄する文書のうち歴史的価値のある公文書の基準として館長が別に定めるものに該当するものについて、館長に引き継ぐものとする。」と規定する。

#### 【意見 法務・情報公開課】

公文書規程第42条及び第74条の文言からは、「廃棄」をするか「館長に引き継ぐ」かのどちらかであり、「廃棄」していない以上、「館長に引き継ぐ」公文書については、公文書としての性質を残していると考えられる。そのため、岐阜県情報公開条例及び岐阜県個人情報保護条例の適用を受ける余地が残っている。滋賀県においては、「滋賀県公文書等の管理に関する条例」第2条において、「歴史的文書等」、「特定歴史公文書等」（歴史的文書等のうち、滋賀県立公文書館に移管されたもの、同公文書館に寄贈さ

れ、寄託されたもの）という概念を設けている。「特定歴史公文書等」については、情報公開条例及び個人情報保護条例に規定する「公文書等」よりも、閲覧等の利用範囲が広い。

岐阜県情報公開条例及び岐阜県個人情報保護条例における「公文書」との区別の明確化のほか、要綱上認めている閲覧等の利用を条例上明確化することで、県民の知る権利を明確化することができる。

したがって、岐阜県公文書規程から、岐阜県公文書等の管理に関する条例を制定して、「歴史的価値のある公文書」について、県民が閲覧等する権利（知る権利）を明確化することが望ましい。

## （5）収蔵庫

### 【事実関係】

「歴史資料館の収蔵力増強について」（令和2年8月）によると、歴史資料館の使用残期間は21年余であるが、「歴史資料（古文書等）の収蔵庫が飽和状態にあり、その収蔵力を早急に回復する必要がある」とのことである。

「収蔵力増強計画（案）」として、「(1) 2階収蔵庫の書架整備」、「(2) 3階収蔵庫の書架整備」を検討していることである。「(1) 2階収蔵庫の書架整備」については、令和4年度の県庁舎移転に伴う不用備品（書架等）の再利用（管理換え）を基本とし、不足台数のみを新規調達することである。現在、「収蔵庫内に段積みされている歴史資料」が書架70台分（995箱×1.05÷15箱）、「旧大会議室から3階収蔵庫に移動させる教育史資料」が書架23台分、「収蔵庫外で仮置き状態にある歴史資料等」が書架25台分あることである。

### 【規範】

岐阜県歴史資料館管理要領第22条（保管の措置）は、「館長は、資料がき損若しくは汚損又は亡失することがないよう必要な措置を講じなければならない。」と定める。

### 【指摘　歴史資料館 法務・情報公開課】

「収蔵庫内に段積みされている歴史資料」が書架70台分（995箱×1.05÷15箱）、「旧大会議室から3階収蔵庫に移動させる教育史資料」が書架23台分、「収蔵庫外で仮置き状態にある歴史資料等」が書架25台分ある現状では、「資料がき損若しくは汚損又は亡失することがないよう必要な措置」を講じているとはいえない。「歴史資料館の収蔵力増強について」（令和2年8月）の具体的な計画や工程について、県庁舎移転に伴う不用備品の種類・数量も考慮に入れ、速やかに検討すべきである。

## 4 借地

### （1）借地の境界

### 【事実関係】

県は、下水道管理設用地として、民間業者から、3.06m<sup>2</sup>を無償で借りている。また、建物敷地として、民間人から、298.02m<sup>2</sup>（岐阜市夕陽丘3番1の一部）について、有

償で借りている。契約書添付図面により図面上、借地の範囲は確定しているが、現地において境界を示す杭打ち等がなされておらず明確に示すことはできないとのことである。

#### 【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

岐阜県公有財産事務処理規程 7 条は、「部局長は、その所管に属する土地について隣接地との境界に標柱を埋設し、その境界を明らかにしておかなければならない。」と定める。

#### 【指摘 法務・情報公開課、歴史資料館】

契約書添付図面、地積測量図等により、現地において境界に標柱を埋設するなどして、借地の範囲を確定すべきである。

### （2）民間人からの借地

#### 【事実関係】

昭和 11 年 10 月に、警察練習所として、敷地の一部 979.75 m<sup>2</sup>（岐阜市夕陽丘 2 番：97.75 m<sup>2</sup>、同 3 番：882.00 m<sup>2</sup>）を岐阜県が借り上げた。昭和 42 年 11 月、上記敷地のうち、722.54 m<sup>2</sup>を消防学校、257.21 m<sup>2</sup>を管財課（消防学校に隣接する宿舎敷地）に移管した。昭和 49 年 4 月、資料館準備室として、消防学校 722.54 m<sup>2</sup>を総務課に移管した。

昭和 53 年 10 月に、上記の借地 979.75 m<sup>2</sup>と県有地 3 筆 336.67 m<sup>2</sup>の土地交換（等価交換）について、所有者と覚書を交わした。覚書には、不動産鑑定評価により、借地の評価額が県有地の評価額を上回るときは、その差額に相当する面積を県が引き続き有償で借り上げる旨の条項が入っていた。所有者が上記の借地について不動産鑑定評価を依頼したところ、県有地の評価額を上回ることが判明したため、岐阜市夕陽丘 3 番を 2 筆に分筆し、借地の一部 441.93 m<sup>2</sup>（岐阜市夕陽丘 3 番 2）と県有地 3 筆 336.67 m<sup>2</sup>を所有者と交換した。

昭和 57 年 4 月、歴史資料館の敷地部分 298.02 m<sup>2</sup>（岐阜市夕陽丘 3 番 1 の一部）について、所有者と賃貸借契約を締結している。昭和 57 年 4 月時点では、年額 14 万 7430 円の賃料であったが、賃料が増額されていき、平成 7 年度以降は、年 91 万 1339 円を支払っている。昭和 57 年 4 月以降、合計 2969 万 3622 円の地代を支払っている（県としては、昭和 11 年より地代を支払っている。）。昭和 52 年 7 月の歴史資料館の開館以後、借地の購入を検討した形跡はない。

#### 【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。」と規定し、同第 15 項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の

合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定している。

また、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

#### 【指摘 法務・情報公開課】

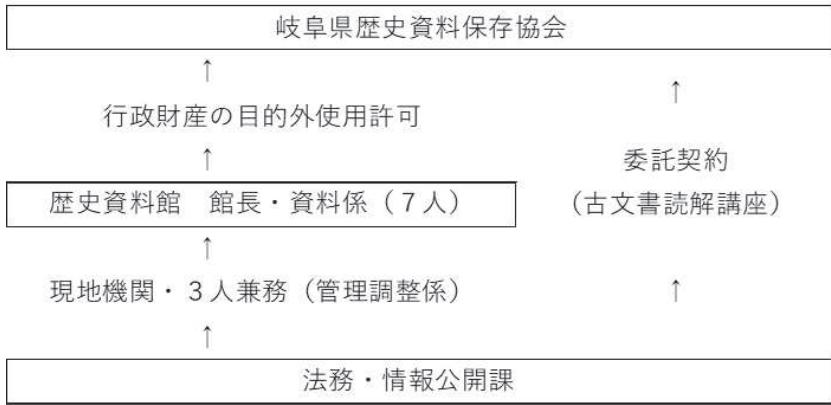
昭和57年から令和3年までの支払賃料を概算すると、2969万3622円以上の地代を支払っており、「最小の経費で最大の効果を挙げ」ているとはいえない。

今後の歴史資料館の目的や事業を検討した上で、今後、土地を購入するのか、速やかに方向性を定め、所有者と買い取りに向けた交渉を検討すべきである。

## 5 岐阜県歴史資料保存協会

### (1) 概要

岐阜県歴史資料保存 協会会則第2条（事務所）は、「本会は、事務所を岐阜市夕陽丘4番地、岐阜県歴史資料館内に置く。」と規定し、同第3条（目的）は、「本会は、岐阜県下の歴史資料、特に文書資料の調査・保存・活用及び県市町村史編纂事業の充実のため、会員相互の連絡、連携を図るとともに、岐阜県歴史資料館と協調することを目的とする。」と規定する。



### (2) 歴史資料館と岐阜県歴史資料保存協会の関係

ア 「県歴史資料館と岐阜県歴史資料保存協会の関係について」（法務・情報公開課、R3.9.22）には、「県歴史資料館は、県内の旧家等に残る古文書の散逸を防ぐため、その収集・保存を行うことを主目的の一つとしている。」「古文書の収集を効率的・効率的に、かつ、円滑に行うためには、古文書について地元に根付いた研究活動を行う県内各地の研究者とのネットワークが必要である。」「岐阜県歴史資料保存協会は、この県内ネットワークを有する唯一の団体であることから、古文書の収集を行う県歴史資料館との間に協調関係（法令や契約に基づかない任意のもの）を有している」とある。

上記会則第3条に、「岐阜県歴史資料館と協調することを目的とする」とあること

からも、一定の協調関係が想定されている。その具体的な内容は、以下のとおりである。

イ 上記会則第2条にあるとおり、事務所を歴史資料館内に置くこととしているため、岐阜県歴史資料保存協会は、毎年度、歴史資料館に対して、行政財産の目的外使用許可を得ている。

ウ 「県歴史資料館と岐阜県歴史資料保存協会の関係について」（法務・情報公開課、R3.9.22）にあるとおり、県が同協会に委託している「古文書読解講習会」は、上記アのネットワークを通じて、県歴史資料館が進める古文書の収集・保存事業について県民の関心を高め、その円滑な実施を促すとともに、当該ネットワークを更に強固なものとすることを目的として実施されている。

エ 歴史資料館は、平成21年度以降、研究誌等を発刊していないが、岐阜県歴史資料保存協会が発刊している会報誌「濃飛史艸」において、会員の1人として、歴史資料館の学芸員等が研究等を投稿している。

オ 歴史資料館の利用者が、歴史資料館の図書についてコピー（歴史資料館で対応していない）を取る場合、岐阜県歴史資料保存協会のコピー機を使って1枚10円で対応している。

また、歴史資料館が実施する企画展を、岐阜県歴史資料保存協会のホームページ上においてPRするなどしている。

その他、古文書を読んで欲しいという依頼が歴史資料館にあった場合、岐阜県歴史資料保存協会を紹介している。

### （3）古文書読解講習会

#### 【沿革】

- ・昭和43年度～：県立図書館が「近世資料読解講習会」として実施。
- ・昭和52年度：岐阜県市町村史研究連絡協議会（昭和49年9月設立。岐阜県歴史資料保存協会の前身）の自主事業として、8月4日・5日及び22日・23日に、歴史資料館3階大会議室にて、「古文書読解講習会」を開催。
- ・昭和53年度：岐阜県市町村史研究連絡協議会の自主事業として、東濃・飛騨においても、「古文書読解講習会」を開催。
- ・昭和54・55年度：岐阜県歴史資料保存協会（改称）の自主事業として、「古文書読解講習会」を開催。
- ・昭和56・57年度：一部の地域開催分について県委託事業として、岐阜県歴史資料保存協会が、「古文書読解講習会」を開催。昭和57年からは中濃でも開催し、県内4地域に拡大。
- ・昭和58年度～：県委託事業として、岐阜県歴史資料保存協会が、「古文書読解講習会」を開催。昭和58年からは、東濃開催を中止し、中・東濃講習会として中濃で開催。平成3年度からは西濃での開催を開始するなど開催地域の見直しを行いつつ、平成20年度までは実施。

- ・平成 21 年度～：岐阜県歴史資料保存協会が自主事業として、「古文書読解講習会」を開催。平成 24 年度までは自主事業として開催。
- ・平成 25 年度～：県委託事業として、岐阜県歴史資料保存協会が、「古文書読解講習会」を開催。平成 26 年度からは東濃の講習会を再開。県内 5 地域全てで入門・初級講習会、岐阜地域で中級講習会が実施され、現在の形態となる。

### 【事実関係】

古文書読解講習会について、「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」では、「1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性」について、「岐阜県歴史資料館の調査・研究機能を補う観点から、県内全地域の古文書に関する研究者等のネットワークが構築されていること。」と説明され、「2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明」について、「岐阜県歴史資料保存協会は、市町村史編纂の支援のために県歴史資料館が呼びかけて設立された団体であり、全市町村が会員となっており、県内市町村の古文書研究者等の統括的団体の役割を果たしていることから、県全域の古文書に関する研究者等のネットワークを有している。当協会以外に県全域に研究者等のネットワークを有する団体は存在しない。」と説明している。

他方、古文書読解講習会業務委託仕様書（A 4 で 1 頁）においては、「2 業務」「業務受託者は本仕様書の目的、講習内容、日程等に基づき、講習会を開催するものとする。」「3 講習内容」「入門…代表的なやさしい古文書に親しみ、学び方を覚える 初級…基本資料を中心に古文書の読解能力や取扱い方の基礎を養う 中級…やや読みにくい古代から近代までの資料を取り扱い、読解能力や時代背景を概観できる力を養う。」と規定されている。また、「4 日程等 業務受託者は、7 月から 8 月の期間内に、古文書等歴史資料に関心のある方が参加しやすいよう、県内の各地（5 地域・のべ 12 日間）において、講習会を実施する。日程や会場等については、岐阜県歴史資料館と協議の上、詳細を決定する。」「5 その他」「本仕様書以外の事項については、その都度、岐阜県歴史資料館の担当者と協議のうえ、業務を実施するものとする。」と記載されている。

### 【規範】

岐阜県会計規則第 109 条（契約書の作成）は、「収支等命令者は、契約を締結しようとするときは、次条に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。この場合において、当該事項のうち契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。<sup>⑯</sup>その他必要な事項」と規定する。

公文書規程第 3 条第 5 項（文書による事務処理の原則）は、「文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。」と規定する。

公文書規程第 3 条の 2（文書作成の原則）第 1 項は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定する。

#### **【指摘 歴史資料館 法務・情報公開課】**

古文書読解講習会業務委託仕様書は、業務の概要を示すのみであり、それ以外の詳細な事項については、歴史資料館と、「その都度」、協議して決定することを前提としている。そのため、業務の内容について具体性を欠き、担当者が交替した際に、一定の品質水準を保つことが出来るか疑問である。

仕様書の内容をより具体化すべきである。

## **6 公文書館に向けての中長期的な計画**

#### **【事実関係】**

平成 21 年度に、歴史資料館について、「公の施設」を廃止していることから、法務・情報公開課としては、歴史資料館を公文書館的な機能を有する行政組織として捉えているとのことである。

他方で、歴史資料館は、1年に1回、企画展示を行うほか、古文書講座を開催している。また、日常的に、行政文書及び古文書の閲覧等があり、県民等が利用する施設でもあるほか、資料についての整理・目録化やデジタルアーカイブ化を進めている。

また、歴史資料館については、基本計画が定められていない。

#### **【規範】**

地方自治法第 244 条（公の施設）第 1 項は、「公の施設」について、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義している。また、地方自治法第 244 条の 2 （公の施設の設置、管理及び廃止）第 1 項では、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定する。

#### **【意見 法務・情報公開課】**

展示会、古文書講座、資料の閲覧等、資料の整理・目録化やデジタルアーカイブ化が行われている現状を考慮すると、歴史資料館は、「住民（県民）の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」である。

歴史資料館について、岐阜県公文書館の設置および管理に関する条例を制定することを検討することが望ましい。また、公文書館に向けて、歴史資料館の中長期的な計画を策定することが望ましい。

## 第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館

### 1 施設の概要

#### (1) 施設所在地

不破郡関ヶ原町関ヶ原 894-55



(岐阜関ヶ原古戦場記念館ホームページより)

## （2）施設の設置目的

岐阜関ヶ原古戦場記念館は、関ヶ原の戦いの歴史を伝えること及び関ヶ原古戦場の魅力を発信することにより、関ヶ原古戦場を核とした岐阜県内広域観光の推進を図り、地域の発展に寄与することを目的とした施設である。

中山道、北国街道、伊勢街道が交差する交通の要衝として賑わい、東西の結節点であった関ヶ原において、慶長5年（1600年）「天下分け目の決戦」として繰り広げられた関ヶ原の戦い、その歴史の1ページを、グラウンド・ビジョン及びシアター等、最新の映像技術を用いて、体内で感じられる体験型の施設として設置された。

## （3）沿革

関ヶ原町の人口が、若年層の人口流出と高齢化により減少が続く中、関ヶ原古戦場への観光入込客の増加等を図る趣旨より、平成27年3月に、岐阜県と関ヶ原町において、「関ヶ原古戦場グランドデザイン」が策定された。

そして、同グランドデザインの取組みの1つである「ビジターセンターの整備」に基づき、文化財の展示や保存といった博物館機能を有する施設及び周遊観光の促進を図る観光拠点として、令和2年7月15日に完成、同年10月21日に開館した。

## （4）施設の内容

### ア 建物概要

- ・完成年月日 令和2年7月15日
- ・敷地面積 約1万2380m<sup>2</sup>
- ・延床面積 約5176m<sup>2</sup>（別館（商業棟）平屋建：約800m<sup>2</sup>）
- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建
- ・建設費 約32億6000万円

### イ 施設の管理

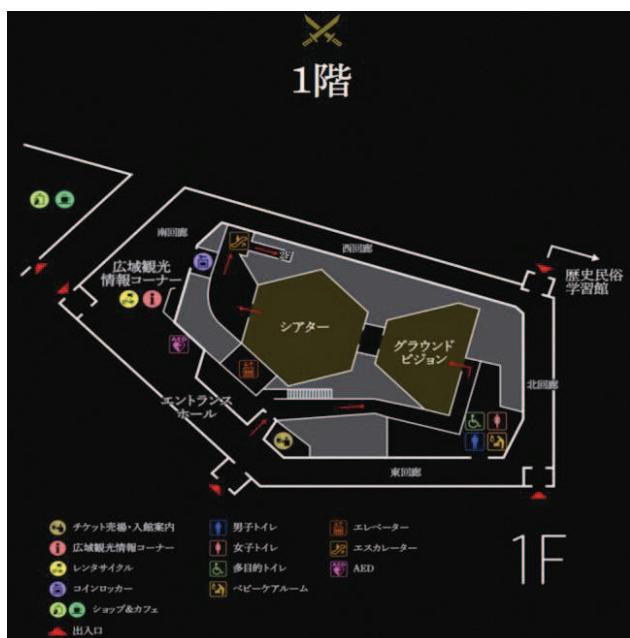
- ・岐阜県（直営）
- ・館長 小和田哲男氏（静岡大学名誉教授）
- ・アンバサダー 竹下景子氏（俳優）

### ウ 各階の概要

入館後は、1階において、全国を舞台とした東西陣営を俯瞰できる巨大な床面のスクリーン「グラウンド・ビジョン」で心の準備を行い、続く「シアター」で両軍の激突を歴史的なシーンに迷い込んだかのような迫力ある映像を体感し、その後、2階に上がり、常設展示や陣羽織を着て戦国武将になりきっての写真撮影等を行う動線となっており、入館から退館に至るまで、関ヶ原の戦いを体感できる展示方法となっている。

(ア) 1階 (関ヶ原合戦を体験)

- ・グラウンド・ビジョン  
床面スクリーン映像による合戦の「俯瞰」
- ・シアター  
大画面スクリーンと臨場感あふれる演出による合戦の「体感」
- ・広域観光情報コーナー  
各種パンフレット、関ヶ原町観光協会によるレンタサイクルや、せきがはら史跡ガイド等の総合案内



グラウンド・ビジョン

関ヶ原の戦いにいたるまでの流れとその規模の大きさをわかりやすく伝えるために、床面スクリーンを設置。俯瞰で眺めながら、日本中を巻き込んだこの戦いの行方に注目してください。

シアター

縦4.5m、横13mのオーバル（席円）型スクリーンは見るものを圧倒。音や振動、光と共に演出により関ヶ原の戦いを臨場感たっぷりに再現します。



広域観光情報コーナー

古戦場や史跡めぐりに役立つパンフレットや関ヶ原町の観光施設の情報を入手できるコーナー。レンタサイクルやせきがはら史跡ガイドをご利用の方はこちらにお越しください。

(岐阜関ヶ原古戦場記念館ホームページより)

(イ) 2階 (関ヶ原合戦の歴史に触れる)

- ・常設展示室  
貴重な武具や出土品の実物等の展示
- ・戦国体験コーナー  
体験武具・武器による武将体験



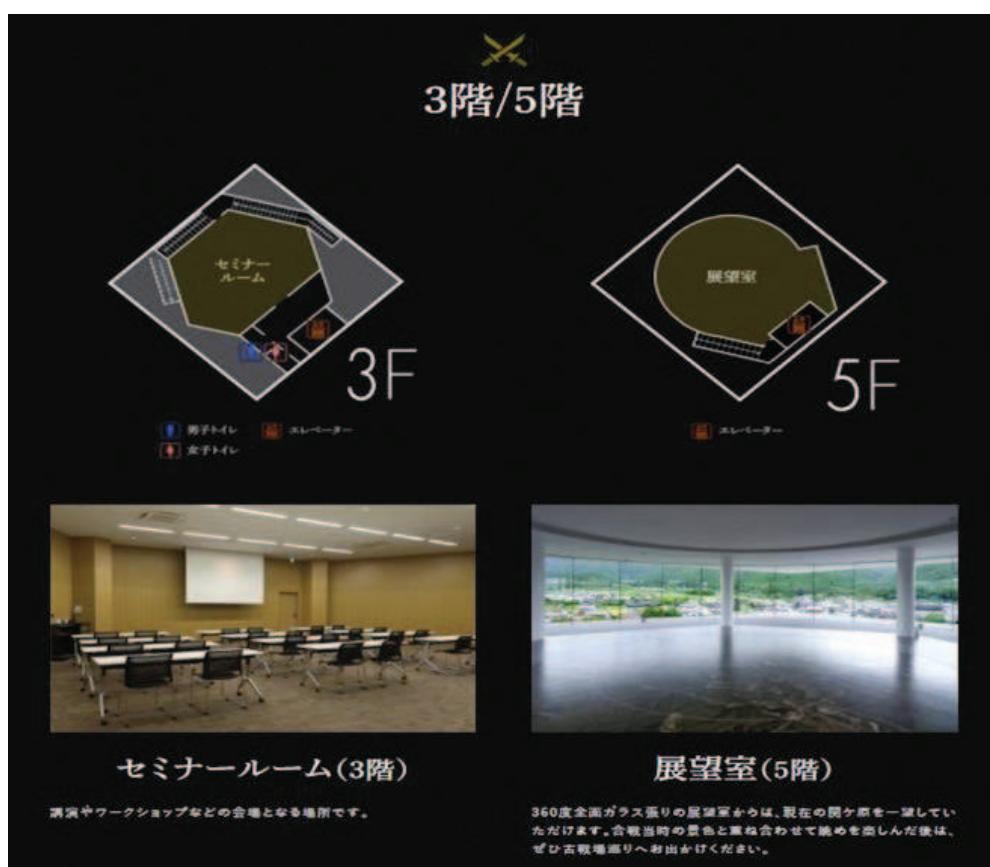
(ウ) 3階 (セミナールーム)

- ・講演会やワークショップ等の開催

(エ) 4階 (空調機械室)

(オ) 5階 (展望室)

- ・高さ 28mの記念館の最上階
- ・360 度全面ガラス張りからの眺望



(岐阜関ヶ原古戦場記念館ホームページより)

(カ) 別館

- ・レストラン及びカフェ
- ・記念館グッズ販売



(岐阜関ヶ原古戦場記念館ホームページより)

エ 利用時間等

(ア) 利用時間

- ・開館時間 午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分  
(最終入館：午後 4 時 30 分)
- ・休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）  
12 月 29 日～1 月 3 日

(イ) 入館者数制限（新型コロナウイルス感染症拡大防止策として実施中）

- ・展示室（有料エリア）への入室は事前予約制
- ・令和 3 年度現在においては、20 分毎の予約時間を、1 日 19 回分準備し、1 回あたりの最大入場者数を 30 人まで、滞在時間を 2 時間以内と制限（1 日最大 570 名）
- ・岐阜関ヶ原古戦場記念館ホームページの予約サイトにて事前予約（10 名以上の入館は電話予約）

(ウ) 入館料

金額の単位は「円」					
個人（通常時）		団体（20名以上）		年間パスポート	
一般	500	一般	400	一般	1,200
高校生・大学生	300	高校生・大学生	240	高校生・大学生	800
中学生以下	無料	中学生以下	無料		
個人（企画展開催時）		団体（20名以上） (企画展開催時)		※年間パスポート利用者は、企画展開催時、通常料金と企画展料金の差額である300円を支払う	
一般	800	一般	700		
高校生・大学生	600	高校生・大学生	540		
中学生以下	無料	中学生以下	無料		

※障害者手帳・指定難病受給者証の所持者とその介護者1名は無料（企画展開催時は特別料金）

※企画展等の開催の際は、特別料金となることがある。

(5) 施設の事業

平成27年3月に、岐阜県と関ヶ原町において策定した「関ヶ原古戦場グランドデザイン」における取組方針の1つである「ビジターセンターの整備」に基づき建設された岐阜関ヶ原古戦場記念館を拠点に、岐阜県観光連盟、関ヶ原町及び関ヶ原町観光協会等と協力し、魅力的な広域観光情報コーナーの運営、効果的な広報及び多様な広域観光の仕組みづくりに取り組むとともに、誘客プロモーション（教育・団体旅行の誘致、メディア等の活用）、受入環境整備（近隣市町や観光協会との連携、旅行商品造成等）、各種イベント（講演会、ワークショップ、研修会）の開催を行い、賑わい創出に向けた仕組みづくりに取り組む事業を執行している。

「関ヶ原古戦場グランドデザイン」における主な取組方針及び具体事業は以下のとおりである。

ア 取組方針1 「本当の『このまち、まるごと、古戦場』に生まれ変わる」

- ・総合案内所の整備（JR関ヶ原駅前）
- ・ビジターセンターの整備
- ・案内及び誘導サインの整備
- ・アクセス道路及び駐車場の整備
- ・総合的な戦国時代演出（その1）

駅前への旗印設置、町内各所への旗印増設等

- ・総合的な戦国時代演出（その2）

駅舎やインターインターチェンジ料金所の装飾、新たな「ゆるキャラ」づくりの検討等

イ 取組方針2 「歴史ファンも納得の関ヶ原」

- ・シンボリックな「関ヶ原古戦場」の景観づくり

- ・史跡の再整備（景観復元）
  - ・関ヶ原アーカイブの整備
  - ・史跡での案内表示板の充実
- ウ 取組方針3「物語（ストーリー）でめぐる古戦場」
- ・7つのシンボル物語作成
    - ①なぜ、家康は動いたのか「徳川家康最初陣跡→最後陣跡」
    - ②三成は、何を守ったのか「笛尾山・石田三成陣跡」
    - ③大谷吉継の覚悟「大谷吉継陣跡・墓」
    - ④黒田長政の暗躍「岡山烽火場・黒田長政陣跡」
    - ⑤福島正則の本音「福島正則陣跡／（開戦地）」
    - ⑥小早川秀秋の躊躇「松尾山・小早川秀秋陣跡」
    - ⑦島津義弘の奇跡「島津義弘陣跡」
  - ・7つのストーリー・モニュメント設置
  - ・7つの物語別などの周遊モデルコース策定、案内標識の設置
  - ・ビジターセンターでの展示内容に反映
- エ 取組方針4「誰もが楽しめる古戦場」
- ・眺望施設の整備
  - ・ビジターセンターでの映像コンテンツ充実
  - ・レストラン及び物販施設の整備、充実
  - ・常設型体験プログラムの充実
  - ・近郊の温泉、食べ物、買い物施設等への周遊観光の促進
- オ 取組方針5「住民でもてなす関ヶ原」
- ・観光ガイド養成
  - ・特産品開発
  - ・観光協会の機能強化
  - ・民間資本の参画の促進
- カ 取組方針6「交流と文化を育む関ヶ原」
- ・既存イベントの承継、発展
  - ・リレーシンポジウム（国内外の著名人を招いたシンポジウム等）
  - ・大河ドラマの誘致
  - ・関ヶ原の更なる魅力の発信（壬申の乱（不破の関）、中山道宿場等）
- キ 取組方針7「外国人観光客にも楽しんでいただける関ヶ原」
- ・外国語表記の充実、整備
  - ・海外へのプロモーション活動
  - ・海外の古戦場との交流（ゲティスバーグの戦い（1863年）、ワーテルローの戦い（1815年））

## （6）利用状況

岐阜関ヶ原古戦場記念館は、令和2年10月21日に開館したばかりの施設であり、かつ、開館後現在に至るまで、いずれも新型コロナウイルスの影響により、事前予約制による入場者制限を行っている。

したがって、平常時の利用状況を示す数値は存在しないが、現在までの入館者数は以下のとおりである。なお、以下の人数は、展示（有料）施設へ入室した者の数であり、それ以外の施設（広域観光情報コーナー、レンタサイクル、別館（レストラン及びカフェ、記念館グッズ販売））のみの利用者数を含まない。

年度	算定期間	入館者（人）	新型コロナウイルス対策による入館制限等
令和2年度	R2.10.21～R3.3.31	50,418	1日390名の事前予約制
令和3年度	R3.4.1～R3.12.19	75,539	1日570名の事前予約制 (R3.8.27～R3.9.30臨時休館)
合計		125,957	

※令和3年10月（開館から1年）に、入館者10万人達成済み

#### （7）他団体・施設との連携等

##### ア 岐阜関ヶ原古戦場記念館関係団体

- ・岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会
- ・岐阜関ヶ原古戦場記念館契約審査会
- ・岐阜関ヶ原古戦場記念館資料収集委員会
- ・岐阜関ヶ原古戦場記念館サポート一

##### イ 他の博物館・地方公共団体等との連携

- ・岐阜県博物館（岐阜県）
- ・関ヶ原町歴史民俗学習館（関ヶ原町）
- ・不破関資料館（関ヶ原町）
- ・関ヶ原ふれあいセンター（関ヶ原町）
- ・タルイピアセンター（垂井町）
- ・岐阜市歴史博物館（岐阜市）
- ・関鍛冶伝承館（関市）
- ・可児郷土歴史館（可児市）
- ・西尾市岩瀬文庫（愛知県西尾市）
- ・岩崎城歴史記念館（愛知県日進市）
- ・大垣市立図書館（大垣市）
- ・東京大学史料編纂所（国立大学法人東京大学）
- ・明泉寺（垂井町）
- ・徳法寺（垂井町）
- ・禅幢寺（垂井町）

- ・敬念寺（岐阜市）
- ・ゲティスバーグ国立軍事公園ミュージアム＆ビジターセンター（アメリカ・ペンシルベニア州）
- ・メモリアル 1815（ワーテルロー）（ベルギー）  
※ゲティスバーグとワーテルローとは、世界三大古戦場として関ヶ原町が協定
- ・関ヶ原の戦いに関連する全国の博物館
- ・関ヶ原町
- ・美濃市
- ・垂井町
- ・輪之内町
- ・御嵩町
- ・関市

#### ウ その他

- ・一般社団法人関ヶ原観光協会
- ・関ヶ原町商工会
- ・関ヶ原街角案内ボランティア協会
- ・せきがはら史跡ガイド
- ・青少年ふるさと歴史ガイド
- ・関ヶ原古戦場保存会
- ・関ヶ原もりあげ隊
- ・関ヶ原鉄砲隊
- ・関ヶ原合戦太鼓保存会
- ・甲冑武者ボランティア
- ・古戦場おもてなし武将隊関ヶ原組

## 2 監査の重点及び監査手続

関ヶ原という地理的資源及び関ヶ原の戦いという歴史的資源を活用し、岐阜県における文化財の展示や保存等の博物館的機能と、周遊観光の促進という観光拠点という2つの命題・権能を有し、令和2年10月に開館を迎えた新しい施設という点に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和3年6月3日及び同年10月27日の現地往査において、岐阜関ヶ原古戦場記念館の担当者を中心にヒアリングを行った。また、同年12月7日に、観光資源活用課の担当者に対するヒアリングを行った。

具体的な監査方法としては、現地往査による関係資料の精査を基本としつつ、ホームページや各リンク先の閲覧、直近の新聞記事の確認、そして、幅広い観点から漏れなく必要事項を聴取し、関係資料の確認を行う目的より、アンケート調査も実施した。

現地往査及びアンケート調査回答等により得られた主な資料としては、以下のとおりであり、これらの資料一式につき書類監査を行った。

岐阜関ヶ原古戦場記念館条例、岐阜関ヶ原古戦場記念館条例規則、岐阜関ヶ原古戦場記念館の入館料に関する取扱要綱、岐阜関ヶ原古戦場記念館契約審査会設置要綱・同審査会議事録、岐阜関ヶ原古戦場記念館資料収集委員会設置要綱・同委員会議事録、岐阜関ヶ原古戦場記念館サポーター設置要綱、岐阜関ヶ原古戦場記念館サポーター運営マニュアル、岐阜関ヶ原古戦場記念館金庫管理規程、現金出納簿（令和2年度）、預金通帳、鍵貸与簿、電子鍵貸与簿、岐阜関ヶ原古戦場記念館拾得物取扱要領、令和2年8月28日定期監査・決審査資料（関ヶ原古戦場整備推進課）、令和3年9月2日定期監査・決算審査資料（観光資源活用課）、令和2年12月24日定期監査資料（岐阜関ヶ原古戦場記念館）、令和3年12月21日定期監査資料（岐阜関ヶ原古戦場記念館）、公有財産台帳、関ヶ原古戦場グランドデザイン、関ヶ原古戦場グランドデザイン実績報告書、関ヶ原古戦場の今後の取組みに係る意見聴取について、令和2年度運営実績及び令和3年度予定について、イベントスケジュール（令和3年度）、企画展HP（企画展「竹中半兵衛と重門」を開催します）、入館実績数、広域観光情報コーナーの業務内容・日報・利用者数等、カフェ・レストラン売上等報告、岐阜関ヶ原古戦場記念館売店ショップ日別売上と売上個数上位30（12月）、アンケート調査集計表、公式ガイドブック・館内パンフレット委託契約書、ホームページ制作・運用管理業務委託契約書（変更契約書を含む。）、岐阜関ヶ原古戦場記念館ボランティア募集及び養成業務委託契約書・仕様書、岐阜関ヶ原古戦場記念館オリジナルグッズ開発及び売店運営業務委託契約書・仕様書、岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ並びに売店に係る運営事業者募集要項・検討委員会調書・公募型プロポーザル方式による提案募集結果書・評価会議議事要旨、岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェの運営に関する協定書、行政財産使用許可書、著作物利用許諾契約書（イラスト、動くびょうぶ絵、関ヶ原合戦図屏風等）、インフルエンサーのTwittter、岐阜関ヶ原古戦場記念館実物資料の令和3年度年間購入計画、寄託資料一覧表、寄贈資料一覧表、貸出資料一覧表、現物実査結果報告書、岐阜県職員用パソコンの故障及び障害時の対応の一部見直しについて、保険証券、修繕予定一覧表、土地使用貸借契約書、文化財IPM・館内環境保全マニュアル、銃刀法登録物品一覧表、岐阜関ヶ原古戦場記念館危機管理マニュアル、県有施設中長期保全計画、時間外勤務命令簿、文化施設・市町村との連携一覧表、岐阜県図書館との連携企画に関する書面（関ヶ原展示関連講座「甲冑を学ぼう」、「古地図の世界—古地図にみる関ヶ原の戦い—」等）、所蔵資料借用依頼書等（岐阜県図書館「濃州関ヶ原合戦図」・企画展「物語る戦国合戦—美濃と刀剣—」用）、岐阜関ヶ原古戦場記念館春季企画展展示計画書、その他各関連資料等。

### 3 施設管理

#### （1）入館料

##### 【事実関係】

入館料につき、「通常時」と「企画展開催時」とで料金が異なる旨は、岐阜関ヶ原古戦場記念館ホームページのお知らせや、入館料のページに記載されてはいるが、それ

ぞれの入館料の適用時期に関する具体的な記載まではない。

また、ホームページの予約サイトからは、予約日が「通常時」に該当するのか「企画展開催時」に該当するのかが不明であり、入館当日に支払う入館料の額が予め判別しない。

#### 【規範】

岐阜県職員倫理憲章岐阜関ヶ原古戦場記念館実行計画は、「8 県民との対話を大切にし、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。」とし、その取組事項として、「利用者の視点に立った運営を推進するため、来館者アンケートを実施するなど、対応可能なものは迅速に対応するとともに、展示や催し物等への反映に努めます。」と定める。

また、岐阜関ヶ原古戦場記念館ホームページ制作・運用管理業務に係る委託業務仕様書「4 委託業務の範囲（4）ウェブサイトの運用保守」には、「②保守管理に関する業務を行うこと。」、「③サイトのメンテナンス業務を行うこと。」が定められている。

#### 【意見 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

当日に支払う入館料の額が、通常時の額なのか企画展開催時の額なのかについては、特に、複数名の個人利用者（観光事業者の引率を伴わない家族単位や小規模団体等）では、その差額が大きいものとなるため、事前に把握する必要性は高い。

したがって、「利用者の視点に立った運営」という観点より、ホームページにおいて、入館当日の利用額が、「通常時」に該当するのか、又は「企画展開催時」に該当するのか、一見して明確に判別できるようになることが望ましい。

また、予約サイトについては、新型コロナウイルス感染症対策のため入館者数管理を目的に過渡的な運用が行われている特性上、システム改修に費用を投下することが困難との事情があるとしても、「利用者の視点に立った運営」という観点からは、ホームページからのリンク方法を変更する等、過渡的な運用の中でも可能な改善方法を検討し、適切な記載に努めることが望ましい。

#### 【改善報告】

令和4年2月3日に、ホームページの入館料の表示について、「通常時」又は「企画展開催時」に該当するのか、一見して明確に判別できる記載の見直しがなされ、改善された。

### （2）利用実態の把握

#### ア 入館者数

#### 【事実関係】

岐阜関ヶ原古戦場記念館の入館者数は、有料区域である展示施設へ入室した者の数、無料区域である観光情報コーナーでの観光案内申込者数、レンタサイクル申込者数、史跡ガイド利用者数並びに別館レストラン及びカフェ・売店の販売件数についてそれぞれ把握をしているが、無料区域のみを利用した者の数は把握していない。

#### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。また、岐阜県職員倫理憲章岐阜関ヶ原古戦場記念館実行計画は、「8 県民との対話を大切にし、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。」とし、その取組事項として、「利用者の視点に立った運営を推進するため、来館者アンケートを実施するなど、対応可能なものは迅速に対応するとともに、展示や催し物等への反映に努めます。」と定める。

#### 【意見 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

岐阜関ヶ原古戦場記念館は、有料区域である展示施設のみならず、無料区域である別館等も含めた総合的な施設である。

そのため、利用者の視点に立ち、施設を効率的に運用するためには、無料区域をも含めた施設全体に関する利用実態の調査・分析が有効であり、そのためには、施設全体の利用者数の把握が必要といえる。仮に、施設全体の利用者のうち有料区域の利用者が占める割合が低い数値が示された場合には、有料区域の展示方法・内容の改善を検討する契機にもなると考えられる。

したがって、既に把握している利用者数等のデータから推計する手法や、統計的な手法を用いるなど、来館者に与えるホスピタリティーへの影響、財政上の制約、施設運営への影響及び施設の構造等の諸条件を考慮した上で、最適な把握手法を検討し、施設全体の利用者数及び有料区域と無料区域の利用者内訳等を可能な限り正確に把握していくことが望ましい。

#### イ アンケート結果

##### 【参考報告 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

岐阜関ヶ原古戦場記念館において実施している来館者アンケートは、比較的多数の来場者から回答に協力を得られており、同結果の集計においては、その他自由記載欄の整理・分析を含めて詳細に行われ、サービス向上や業務改善につなげている。

また、岐阜関ヶ原古戦場記念館が行う来館者アンケートとは別に、令和3年5月からは、別館のレストラン及びカフェ運営事業者が独自にアンケートを実施しており、その結果は、県（観光資源活用課・岐阜関ヶ原古戦場記念館）、関ヶ原町、別館使用許可事業者、関ヶ原町観光協会によって開催する岐阜関ヶ原古戦場記念館連携定例会（毎週水曜開催）において、県との協定に基づき資料提出され、構成員に情報共有されるとともに、新商品・メニューの提供、SNS等の連携PRの実施など具体的な活用がなされている。

上記の各アンケート結果に対する詳細な結果分析、統合的な検討及びその結果を踏まえた改善は、PDCAサイクルに資するものであるため、参考として報告する。

#### 【事実関係】

岐阜関ヶ原古戦場記念館が実施する来館者アンケートについては、別館に対する評

価として、「ふつう」が3割程度を占める傾向が見受けられる。

ただし、この結果については、同アンケートが本館内で行われていることから、来館者の施設利用の動線上、別館を利用する前に記載され、正確な利用者の意見を反映できていない可能性があるということであった。

#### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。また、岐阜県職員倫理憲章岐阜関ヶ原古戦場記念館実行計画は、「8 県民との対話を大切にし、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。」とし、その取組事項として、「利用者の視点に立った運営を推進するため、来館者アンケートを実施するなど、対応可能なものは迅速に対応するとともに、展示や催し物等への反映に努めます。」と定める。

#### 【意見 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

岐阜関ヶ原古戦場記念館は、有料区域である展示施設のみならず、無料区域である別館等も含めた総合的な施設である。したがって、有料区域、無料区域それぞれの来館者ニーズを効率的かつ機動的に把握するため、アンケートの実施箇所・方法等について定期的な見直しを行うことが望ましい。

その上で、今後も継続的に、岐阜関ヶ原古戦場記念館連携定例会等を通じて、関係各機関とアンケート調査の分析結果に関する情報共有を行い、施設利用者の満足度を上げる取組みに有効活用されることが望ましい。

#### ウ ホームページ閲覧者数

#### 【事実関係】

岐阜関ヶ原古戦場記念館のホームページの閲覧者数については、企画係の担当者が、週1回以上の頻度で、SNSのみならず、ホームページのアクセス数や各ページビュー数等を確認・把握している。

ただし、「通常時」と「企画展開催時」や、企画展ごとのホームページアクセス数等の比較・分析までは行われていない。

#### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。また、岐阜県職員倫理憲章岐阜関ヶ原古戦場記念館実行計画は、「8 県民との対話を大切にし、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。」とし、その取組事項として、「利用者の視点に立った運営を推進するため、来館者アンケートを実施するなど、対応可能なものは迅速に対応するとともに、展示や催し物等への反映に努めます。」と定める。

#### 【意見 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

ホームページの閲覧者数等を確認・把握・分析することは、利用者の視点に立ち、

施設を効率的に運用するために有用なものである。

したがって、現状において実施されている定期的な閲覧者数等の確認・把握に加え、企画展ごとの閲覧者数等の差異・動向をも確認・把握し、利用者が興味を有する展示内容の傾向等を分析した上で、今後より良い展示や催し物の実施へ反映させることが望ましい。

### (3) 鍵の管理

#### 【事実関係】

岐阜関ヶ原古戦場記念館の鍵は、電子認証型の鍵（以下、便宜上「電子キー」という。）と、従来型の鍵（以下、便宜上「アナログキー」という。）が存在する。

このうち、職員が入退館を行う際に使用し、在任期間中貸与を継続する電子キーの管理簿は作成されているが、職員が倉庫などを開閉する際、隨時に使用するアナログキーについては、管理簿が作成されていない。

なお、アナログキーの管理方法については、管理職のみが施錠された机の中にてこれを保管し、職員が使用の都度、管理職に口頭での許可を得て持出し、持出者はネームポートの自身の名前の欄にマグネットで持出中であることを表示し、使用後速やかに返却をするという運用が行われている。

#### 【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

#### 【意見 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

アナログキーに対する現状の管理手法等については、一定程度の合理性及び管理実態は認められるが、事後的に使用者等の検証を行うことができないため、電子キーと同様に、アナログキーの管理簿を調製することが望ましい。

#### 【改善報告】

令和 4 年 2 月 1 日から、アナログキーの管理簿が調製され、使用履歴の管理が開始された。

#### (4) レストラン及びカフェ

##### ア 運営事業者の募集手続

###### 【事実関係】

岐阜関ヶ原古戦場記念館別館のレストラン及びカフェについては、プロポーザル方式により、現在の運営事業者である民間業者が選定されている。

プロポーザルにおける民間業者の参加申込書によれば、「グループ会社が後方支援を行う。」旨、記載されており、組織・体制については、「広報・お客様相談室」を、グループ会社が設置し、同社のスタッフ2名が対応する旨記載されている。



ただし、同民間業者が最終提案者となった後、県との協議を踏まえ、締結した協定書（2の（6））においては、「利用者意見や苦情対応を担当する事務局を設置し、乙（民間業者）の責任において迅速かつ丁寧に対応すること」とされ、企画提案の際の組織・体制は修正され、現実的には採用されていない。

###### 【規範】

岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営事業者募集要項は、「9 業務の適正な実施に関する事項（2）業務の一括再委託の禁止」において、「事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。」と定める。

###### 【意見 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

同民間業者は、プロポーザルの際に「広報・お客様相談室」という重要な業務部分を、専らグループ会社が設置し、同社のスタッフのみがこれに対応するという組織・体制として提案している。しかし、当該業務は利用者意見、苦情に対応するいわゆるコールセンターの運営などの専門性を有した事業者に一部委託を行うという提案ではない。そのため、県がこの一部委託を承認する可能性は低いといえる。

したがって、今後は、業務の根幹にかかわる重要な部分・業務内容については、一部委託ができない業務又は制約がされる業務として、予め事業者募集要項に具体的に記載することが望ましい。

##### イ 運営方法・組織体制

###### 【事実関係】

岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェの運営に関する協定書において、運営事業者は、①運営方針等につき、グループ会社との連携、②レストランにつき、同社で販売されるものと同等のパン等を取り入れたメニューの提供、③カフェにつき、同社と連携したメニューの提供、④利用促進・広報活動につき、同社と連携したホー

ムページ等の活用並びに同社と連携したイベントの計画及び開催、⑤組織体制につき、同社の知見等に基づく支援等が定められており、全面的に同社との連携及び同社からの支援を内容としている。

なお、同協定書は、あくまでも岐阜県と運営事業者との2者間における契約であり、グループ会社は契約の当事者ではない。

#### 【規範】

岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営事業者募集要項は、「9 業務の適正な実施に関する事項（2）業務の一括再委託の禁止」において、「事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。」と定める。

#### 【意見 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

レストラン及びカフェの運営等に関し、運営事業者が、全般的に、そのグループ会社との提携及び同社からの支援を内容とすることは、現状において、それが直ちに業務の一部委託に該当するものとまでは評価できない。しかし、協定の効力が及ばない当事者以外の第三者の協力・支援を前提とすることから、協定に基づく業務の安定性・継続性には疑問が残る。第三者であるグループ会社の全般的な提携・支援内容に鑑みれば、その態様は、運営事業者の後方支援というよりは、むしろJV（共同企業体制度）に馴染むものとも考えられる。

したがって、岐阜関ヶ原古戦場記念館は、現状の提携・支援状況等の詳細を聴取・把握した上で、今後のレストラン及びカフェの運営方法・組織体制等の見直し・整理を図ることが望ましい。

#### （5）サポーター

##### 【事実関係】

岐阜関ヶ原古戦場記念館には、展示鑑賞支援、周辺観光推進・支援、体験活動支援、広報支援、館内保全活動支援等を行う岐阜関ヶ原古戦場記念館サポーター（ボランティア）が設置されている。

同サポーターは、岐阜関ヶ原古戦場記念館の開館に先立ち、イベント企画会社に対して、約400万円を投じて、ボランティアの募集及び養成業務を委託して設置されたものであり、岐阜関ヶ原古戦場記念館の隣接施設である関ヶ原町歴史民俗学習館2階の一室を、関ヶ原町から行政財産の目的外使用許可を受け控室として使用している。

同サポーターの人数については、開館時には52名の登録を受けていたが、令和4年1月末においては37名にまで減少している。ただし、人数減少については、新型コロナウィルスに対する感染予防意識の高まりや密回避のための参加人数制限により、活動する機会が大幅に減ったという特殊な事情・要因も作用しているとのことである。

#### 【規範】

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、

住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

また、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

#### 【意見 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

岐阜関ヶ原古戦場記念館サポーターは、岐阜関ヶ原古戦場記念館全体の運営支援に有用な制度であり、上記のとおり相当程度の費用を投じて専門業者から研修を受けて育成された人員である。

したがって、その募集及び養成業務に係る委託費用が相当程度投じられていることを考慮すれば、減少の理由を網羅的に把握して、更なる減少を回避し、今後の知識・経験を活かした活動の充実・継続に繋がる取組みを推進していくことが望ましい。

なお、岐阜関ヶ原古戦場記念館は、「展望室や体験コーナーでの案内ガイド、サポーターの企画によるワークショップの開催等、充実した活動内容が認められる面もあり、その観点においては、「量から質へ」の転換が図られている」と主張する。また、「サポーターが、対価の伴わないボランティア活動であることや、上記「量から質へ」の転換という観点からは、単純に増員を図ることのみを目標とすべきではない。」とも主張する。

岐阜関ヶ原古戦場記念館の上記主張について理解できる点はあるものの、減少の理由を網羅的に把握して、更なる減少を回避する必要性があることに変わりはない。

#### （6）防犯カメラ

##### 【事実関係】

岐阜関ヶ原古戦場記念館には、50台の防犯カメラが設置されているが、同防犯カメラの運用等を定めたマニュアルは策定されていない。

##### 【規範】

岐阜県個人情報保護条例第9条第2項は、「実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定する。

また、岐阜県職員倫理憲章岐阜関ヶ原古戦場記念館実行計画には、「1 法令を遵守するとともに、自らを厳しく律します。」とし、その取組事項として、「地方公務員法が定める守秘義務や、情報公開制度、個人情報保護制度の趣旨等を職員に徹底し、情報の適正な管理、取扱に努めます。」と定める。

##### 【意見 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

岐阜県個人情報保護条例をはじめとして既に全序的な運用がされている個人情報関係規程類において、防犯カメラ映像等の個人情報の外部提供事由、管理責任者等が定められているが、防犯カメラ映像を一時的に確認するための立会人、方法及び場所など、防犯カメラ映像に係る具体的な管理・運用方法については、個々の施設の映像デ

ータの取得方法、関係資器材により異なるため、施設の特性に応じた方法を定めたマニュアルを策定することが望ましい。

#### 【改善報告】

令和4年2月1日に、「監視又は防犯を目的として取得する映像データの管理等に関する取扱要綱」が策定され、防犯カメラ映像に係る具体的な管理・運用方法が定められ、改善された。

### 4 資料収集

#### 【事実関係】

刀剣（刀銘「濃州閑住兼重 享禄元年2月日 1口」）の購入につき、令和3年7月27日の資料収集委員会において推薦の意見が出され、同年8月11日の岐阜関ヶ原古戦場記念館契約審査会において同委員会の推薦意見を踏まえた上で、同刀剣の購入が承認されている。

なお、上記資料収集委員会の議事録によれば、委員より、同刀剣の値段につき、「妥当」との意見が出されている。

#### 【規範】

岐阜関ヶ原古戦場記念館資料収集委員会設置要綱第2条は、「岐阜関ヶ原古戦場記念館長（以下「記念館長」という。）は、購入、寄附、寄託等によって岐阜関ヶ原古戦場記念館に資料を収蔵しようとするときは、必要に応じて収集委員会の意見を聴くものとする。」と規定し、「岐阜関ヶ原古戦場記念館資料収集委員会設置要綱の運用について」第1項は、「・・・購入予定価格が原則として100万円以上の資料又は評価額が原則として100万円以上の寄附・寄託申出資料を「対象資料」という。この対象資料を岐阜関ヶ原古戦場記念館に収蔵しようとするときには、収集委員会の意見を聴くものとする。」とした上で、同運用第4項は、「委員は、対象資料の真贋の判断や、価格評価は行わないこととする。対象資料の真贋の判断及び価格評価（美術工芸品等）については、必要に応じて、収集委員会とは別に記念館長が専門の古美術商、専門家等に依頼するものとする。」と定める。

#### 【指摘 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

岐阜関ヶ原古戦場記念館資料収集委員会設置要綱及び同要綱の運用によれば、①当該資料が記念館の目的等に照らして収蔵に適するかという「資料収集の是非」と、②当該資料が本物であり、その評価額・購入価格が妥当かという「資料の真贋及び価格評価」とは、別の判断機関によって行うものとされている。

しかし、上記刀剣の購入に際しては、①「資料収集の是非」の判断機関たる資料収集委員会が、②「資料の価格評価」を行っている。

したがって、岐阜関ヶ原古戦場記念館は、同資料収集委員会設置要綱の運用に従い、資料収集委員会において資料の価格評価を行うべきではなく、今後、現状の要綱の運用を維持するのであれば、同委員会において価格評価等の言及に至らぬよう、事前に各収集委員に周知すべきである。

### **【意見 岐阜関ヶ原古戦場記念館】**

なお、上記刀剣の購入に際する資料収集委員会において、価格評価に関する意見が出された点につき、岐阜関ヶ原古戦場記念館の説明によれば、資料収集委員会の委員が、刀剣の専門家であったためとのことであった。

仮に、資料収集委員に同専門家等が選任されており、別途価格評価に関する専門家等を用意することが困難又は別途専門家の意見を聴取することが不経済な事情が存するのであれば、資料収集委員会において、専門家等の立場より資料の真贋及び価格評価をも含めて自由闊達な議論・意見が出せるよう、その実態に沿った運用規程への改定を検討することが望ましい。

### **【改善報告】**

令和4年3月1日、「岐阜関ヶ原古戦場記念館資料収集委員会設置要綱の運用について」第4項につき、「委員が、対象資料の真贋の判断や、価格評価について、特に必要と認めるときは参考意見を述べることができる。」と改正されたので、改善報告とする。

なお、改正後の運用をしていく中で、「特に必要と認めるとき」の要件該当性については、客観的・統一的な運用指針を設けられたい。

## **5 広報**

### **(1) インフルエンサー**

#### **【参考報告 岐阜関ヶ原古戦場記念館】**

岐阜関ヶ原古戦場記念館においては、SNS等による情報発信者で、その情報閲覧者数が多い者（いわゆる「インフルエンサー」）と、積極的に協力し、企画展等を開催する際には、同人を岐阜関ヶ原古戦場記念館に招待して、同企画の内容等を広く社会に周知してもらう等、その広報活動に努めている。

インフルエンサーの積極的な利活用の態様については、他の県有施設と比べて先進的であるため、参考として報告する。

### **(2) ホームページ**

#### **【事実関係】**

岐阜関ヶ原古戦場記念館のホームページのうち、「ホーム」のページには、「関ヶ原の歴史を学ぶ」として、関ヶ原町歴史民俗学習館の紹介文が掲載されている。同文中には、「最大100名が収納可能な多目的室を備え」との記載があるが、人員であることから、「収納」ではなく、「収容」の誤記である。

また、同ホームページのうち、「古戦場・史跡巡り」のページには、「必見関ヶ原」のご紹介」として、書籍が紹介されているが、他のサイトへのリンク等もなく、同書籍の内容、価格、購入方法等の詳細が分からぬ。

そして、同ホームページのうち、「関連リンク」のページには、「明智光秀ゆかりの地 岐阜県」が掲載されているが、リンク切れとなっている。

#### **【規範】**

岐阜関ヶ原古戦場記念館ホームページ制作・運用管理業務に係る委託業務仕様書「4 委託業務の範囲（4）ウェブサイトの運用保守」には、「②保守管理に関する業務を行うこと。」、「③サイトのメンテナンス業務を行うこと。」が定められている。

#### 【指摘 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

ホームページは、集客（利用者の入口）・利用促進及び利便性向上に資する重要な位置づけ・機能を有することから、その利便性を減殺するリンク切れ等が生じないように、サイトの保守管理・メンテナンス業務の一環として、常に内容を確認するとともに、上記各リンク切れ等の不具合箇所につき、修正・更新すべきである。

#### 【改善報告】

上記のうち、リンク切れについては、令和4年3月1日に修正・更新され、それ以外については、いずれも同月8日に修正・更新されたため、改善報告とする。

## 6 他施設との連携

#### 【事実関係】

岐阜関ヶ原古戦場記念館においては、岐阜県博物館、岐阜県図書館、他市町の文化施設等及び歴史・文化に関する他施設との間で連携が図られている。

また、テーマが異なる他の県有施設との間においても、例えば、養老公園及びぎふワールド・ローズガーデンにおいて、PRモニター及びパンフレット等により記念館のPRコーナーを設置したり、また、各県事務所、県営都市公園その他の県営の公の施設に対し、相互にイベントポスター掲示、チラシ配布などを行ったりするなど、相互に誘客に繋がる取組みが行われている。

#### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

#### 【意見 岐阜関ヶ原古戦場記念館】

岐阜県博物館、岐阜県図書館等の歴史・文化に関連する県有施設との連携はもちろんのこと、都市公園等の他分類における県有施設を中心に、より一層の連携を図るとともに、近隣民間施設との連携をも積極的に模索し、県有・民間施設を総合的に活用した利用者の促進という相乗効果を図っていくことが望ましい。

## 7 事業計画

#### 【事実関係】

平成27年3月に策定された「関ヶ原古戦場グランドデザイン」における各取組方針における各具体事業は、いずれも第1期事業（平成26年～29年度）及び第2期事業（平成30年～令和2年度）に分けてスケジュールされており、その取組方針の1つである「ビジターセンターの整備」に基づき、岐阜関ヶ原古戦場記念館は、令和2年10月に開館し、現在に至る。

令和2年度末日をもって同グランドデザインは既に終期を迎えており、令和3年9月に、その達成度等に関する結果報告がなされている。現在は、SDGsの観点も取り入れた関ヶ原古戦場の新5年計画に関する協議が進められており、令和3年11月15日には、関ヶ原町、関ヶ原町商工会及びボランティア協会等の関係者に対する意見聴取が実施されたが、中長期的計画の策定は完了していない。

### 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

### 【意見 観光資源活用課、岐阜関ヶ原古戦場記念館】

施設は建設すること自体が目的ではなく、建設された施設を良好に、かつ、目的に沿った効率的な運用を図り、もって県民の利益に資することが目的である。

そして、岐阜関ヶ原古戦場記念館は、同施設単独で目的を有するのみならず、複数機関が関与して策定した「関ヶ原古戦場グランドデザイン」の統合的・全体的な目的のうちの1つ「ビジターセンター」として位置する施設である。

したがって、岐阜関ヶ原古戦場記念館の合目的的で効率的な運用を図るために、岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会等による施設単独での単年度ごとの事業計画のみならず、関係各機関との統合的・全体的な視点から、関ヶ原古戦場の将来にわたる中長期的な指針・計画を定めることが必要である。

よって、観光資源活用課は、岐阜関ヶ原古戦場記念館及び関ヶ原町をはじめとする関係各機関と協議の上、施策の連続性を有する中長期的な指針・計画の策定作業を可能な限り速やかに完了させ、同計画のもと施設を運営することが望ましい。

## 第11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館

### 1 施設の概要

#### (1) 施設所在地

岐阜県各務原市下切町5丁目1番地



(岐阜かかみがはら航空宇宙博物館パンフレットより)

#### (2) 施設設置の目的

航空宇宙に関する知識、技術等の普及及び啓発を行うとともに、将来の航空宇宙産業を担う人材を育成し、もって航空宇宙分野の科学技術の振興に寄与すること。

#### (3) 沿革

各務原市には、日本最古の飛行場である航空自衛隊岐阜基地（飛行開発実験団）が所在しており、また、同基地周辺には、航空機製造工場であるD株式会社岐阜工場が存在する。そのような立地状況のもとで、1996年（平成8年）、各務原市の直営施設として「かかみがはら航空宇宙科学博物館」が設立された。

その後、岐阜県と各務原市の共同事業として、平成27年9月に、「かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル基本構想」が立ち上がり、平成28年3月には、平成30年3月のリニューアルオープンに向けたグランドデザインとしての「かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル基本計画」が策定された。

施設は、3年半をかけて全面リニューアルし、平成30年3月24日、「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」、愛称「空宇宙博」（そらはく）としてリニューアルオープンした。

先人の空・宇宙への憧れ、挑戦の歴史を伝え、子どもたちにチャレンジスピリットと感動を与え、国内唯一の本格的な航空と宇宙の専門博物館に生まれ変わった。

リニューアルされた建物は、2階建てで真っ青な空の色を映したようなブルーの外観で、展示面積は従来の1.7倍の9400平方メートルとなった。

1階のメインフロアは、S T O L 実験機「飛鳥」やT-2練習機など、20機の実機が年代ごとにずらりと並ぶ「航空エリア」で、唯一現存する機体の旧陸軍戦闘機「飛燕」(ひえん)や各務原飛行場で初飛行した戦闘機「ゼロ戦」の試作初号機の実物大模型、初の有人動力飛行に成功し、世界航空史の出発点となったライト兄弟の「ライトフライヤー」の実物大模型も翼を広げて展示されている。

2階は「宇宙エリア」で、NASA(米航空宇宙局)のアポロ計画やスペースシャトル、日本のH-IIロケットなど宇宙開発の歴史をさまざまな展示物で紹介している。国際宇宙ステーション(ISS)の日本実験棟「きぼう」は、実物大で内部までリアルに再現している。現在、小惑星に向け飛行を続ける探査機「はやぶさ2」の実物大模型も登場するほか、気象観測、光通信、衛星利用測位システム(GPS)などさまざまな衛星の模型を展示、宇宙から地球の暮らしを支える最新テクノロジーを伝えていている。

さらに、日本を代表する航空宇宙博物館として、米国スミソニアン航空宇宙博物館や仏国ル・ブルジェ航空宇宙博物館、露国モスクワ宇宙飛行士記念博物館と連携することで、国際交流、国際協力も進めている。

#### (4) 施設の内容

ア 1階(人類の航空技術開発の歴史と物語にふれる「航空エリア」)

- ・ A 1 航空機と航空機産業の始まり
- ・ A 2 戦前・戦中の航空機開発
- ・ A 3 戦後の航空機開発
- ・ A 4 航空機のしくみ

イ 中2階

休憩コーナー

ウ 2階(人類の宇宙への挑戦の物語と、最新テクノロジーを体感する「宇宙エリア」)

- ・ S 1 空から宇宙へ
- ・ S 2 宇宙への出発～ロケット～
- ・ S 3 宇宙から地球の暮らしを支える～人工衛星～
- ・ S 4 人を宇宙に送る～有人宇宙開発～
- ・ S 5 宇宙と生命の謎を探る～宇宙探査～

(ア) 「航空エリア」



A1 航空機と航空機産業の始まり



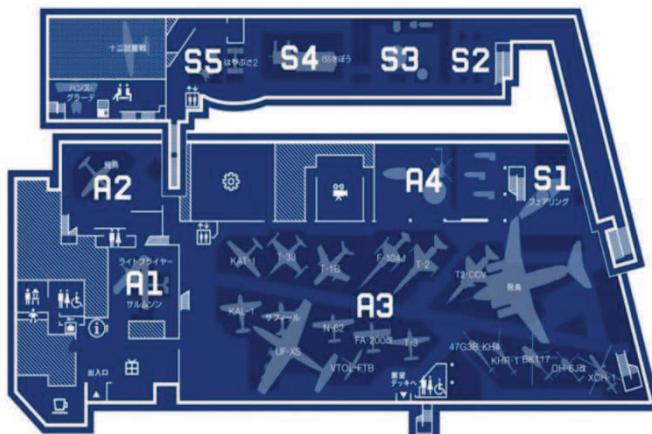
A2 戦前・戦中の航空機開発



A3 戦後の航空機開発



A4 航空機のしくみ



(イ) 「宇宙エリア」



S1 空から宇宙へ



S2 宇宙への出発 一  
ロケットー



S3 宇宙から地球のくらしを支える 一人工衛星ー



S4 人を宇宙に送る  
—有人宇宙開発—



S5 宇宙と生命の謎を探る 一宇宙探査ー

(岐阜かかみがはら航空宇宙博物館ホームページより)

(5) 利用時間等

ア 利用時間

- ・平日：午前 10 時～午後 5 時（最終入館：午後 4 時 30 分）
  - ・土曜日・日曜日・祝日：午前 10 時～午後 6 時（最終入館：午後 5 時 30 分）
- （注）新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として施設利用の一部制限あり。

イ 休館日

毎月第 1 火曜日（祝日の場合、翌平日）

年末年始（12 月 28 日～1 月 2 日）

（注 1）8 月の第一火曜日は開館する。

（注 2）その他、メンテナンスのため臨時休館する場合あり。

ウ 入館料

- ・施設単独入館料

券種	大人	60歳以上 高校生	中学生以下
個人	800円	500円	無料
団体（20名以上）	700円	400円	
年間パスポート	2,000円	1,300円	

- ・あいち航空ミュージアムの共通入館券

	大人	60歳以上	大学生	高校生
料金	1,400円	1,100円	1,300円	1,000円
有効期限	販売日から6ヶ月間			
販売時間	開館日（平日：午前10時から午後4時30分、土日・祝：午後10時から午後5時30分）			
販売場所	空博1階 受付窓口			

（岐阜かかみがはら航空宇宙博物館ホームページより）

(6) 利用者数

対象期間	開館日数 (日)	入館者 (人)	1日平均 (人)
平成29年度 (平成30年3月24日～3月31日)	8	30,198	3,775
平成30年度 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)	340	433,204	1,274
令和元年度 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)	336	269,066	801
令和2年度 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)	296	108,376	366
累計（令和3年3月末）	980	840,844	858
※令和元年度及び2年度においては、新型コロナウイルスによる影響あり			

(7) 施設の事業

- ・航空宇宙に関する知識、技術等の普及及び啓発に関する事業
- ・航空宇宙産業を担う人材の育成に関する事業
- ・航空宇宙に関する博物館の運営及び維持管理に関する事業
- ・航空宇宙に関する博物館の利用者の利便を図るための事業
- ・航空宇宙に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する事業
- ・航空宇宙に関するイベントの企画及び実施に関する事業
- ・前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(8) 指定管理者

公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館

ア 指定管理者の概要

- ・基本財産額 岐阜県：500万円 各務原市：500万円
- ・当初は一般社団法人であった。
- ・代表理事松井孝典氏（非常勤）
- ・岐阜県と各務原市からの指定管理
- ・岐阜県と各務原市による岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会との間で基本協定あり。
- ・指定管理期間：平成30年3月24日～令和4年3月31日

イ 組織体制

職員 37名（令和元年11月1日現在）

- ・事務職員（岐阜県及び各務原市からの派遣あり。）：8名
- ・技術職員：1名
- ・嘱託職員：15名
- ・雇用等：13名

ウ 指定管理業務

- ・本施設の使用の許可等に関すること。
- ・本施設の維持管理に関すること。
- ・本施設の利用者への便宜の供与に関すること。
- ・本施設の利用の促進に関すること。
- ・本施設を活用した航空宇宙に関する理解の増進及び人材の育成に関すること。
- ・その他指定管理業務に付随する業務（ミュージアム・ショップ等の運営、自動販売機の設置）

エ 自主事業

- ・アウトリーチ事業
- ・小、中学校向け教育プログラム
- ・高校向け学習プログラム
- ・教員のための博物館の日プログラム
- ・各種講座・教室（水ロケット製作、紙飛行機、航空教室、航空宇宙ロボット教室等）

（9）施設の収支

指定管理開始後直近4年間における収支の状況は、以下のとおりである。

収支状況（岐阜かみがはら航空宇宙博物館）				
	平成29年度※	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入計	1361万6000円	3億2037万1000円	2億5052万1000円	2億2140万8000円
利用料金	1156万8000円	1億6314万5000円	9176万5000円	4072万1000円
指定管理料※	150万6000円	1億4815万0000円	1億5003万4000円	1億7530万1000円
その他	54万2000円	907万6000円	872万2000円	538万6000円
支出計	772万7000円	3億0101万8000円	2億6402万5000円	2億4034万9000円
人件費	207万1000円	9236万4000円	8531万6000円	8742万7000円
施設管理費	2万2000円	1億8322万3000円	1億6140万7000円	1億4313万9000円
その他	563万4000円	2543万1000円	1730万2000円	978万3000円
差引	588万9000円	1935万3000円	▲1350万4000円	▲1894万1000円
納付金※※	117万8000円	0円	0円	0円
※平成30年3月24日～平成30年3月31日				
※※指定管理料及び納付金は、岐阜県と各務原市で折半。				

なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館等により来館者が減少し、入館料等の収入が当初予算額よりも大幅に下回った。同年9月時点における収入減少見込等の概要は、以下のとおりである。

### 令和2年度収支決算見込総括表(指定管理業務)

【収入】		【支出】	
内 容	積算額	R2当初	R2当初
入館料収入	42,451	101,100	87,329
その他収入 〔ショップ・カフェ施設使用料・光熱水費、体験教室参加費等〕	7,532	10,537	154,970
指定管理料	152,070	152,070	51,917
うち県負担分	76,035	76,035	72,826
うち市負担分	76,035	76,035	40,952
計	202,053	263,707	31,874
収支差	-62,406		22,160
県負担分	(31,203)		22,160
市負担分	(31,203)		263,707
※人件費は、県市負担分を除く			

そのため、令和2年9月に、指定管理者は、県担当課（商工労働部航空宇宙産業課）との間で予算補正協議を行い、同課による補正予算要求・確保が図られた。そして、令和3年3月23日には、令和2年度協定書の改定を行った上で、指定管理料3000万円の増額・補填が実行され、同年度の収支が確定した段階で、事後的に、以下のとおり余剰分676万8824円が精算（返還）された。

### 令和2年度公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館決算見込み数値

#### <公益目的事業>

	決算額	内訳
経常収益 (A)	235,377,603 円	
経常費用 (B)	245,855,120 円	R2消費税見込額6,540,000円を含む
他会計振替 (C)	123,588円	収益事業会計からの振替額
期首正味財産残高 (D)	17,122,753円	過年度決算剩余金
正味財産期末残高 (A+B+C+D)	6,768,824円	

※正味財産増減計算書の公益目的事業会計の数値

※消費税額等が確定していない段階での試算であるため、実際の決算数値とは異なる

## (10) 関係機関等

- ・各務原市
- ・岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会
- ・岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者評価員会議
- ・空宇宙博ボランティア
- ・賛助会員
- ・航空自衛隊岐阜基地
- ・日本少年宇宙団各務原分団
- ・各務原商工会議所
- ・岐阜県博物館
- ・石川県立航空プラザ
- ・あいち航空ミュージアム
- ・スミソニアン航空宇宙博物館（アメリカ）
- ・シアトル航空博物館（アメリカ）
- ・ル・ブルジェ航空宇宙博物館（フランス）
- ・サンクトペテルブルク歴史博物館（ロシア）
- ・モスクワ宇宙飛行士記念博物館（ロシア）
- ・K. ツィオルコフスキー記念宇宙飛行史博物館（ロシア）

## 2 監査の重点及び監査手続

航空宇宙に関する知識、技術等の普及及び啓発という博物館としての機能と、将来の航空宇宙産業を担う人材の育成という教育機関としての機能を併せ持つ施設という点に着目して、施設・物品等に関する管理の適正性、目的に合致した資料の収集及び持続的で安定的な運営のための計画・広報・他機関との連携等を中心に監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和3年6月28日及び10月20日の現地往査において、指定管理者の担当者を中心にヒアリングを行った。

具体的な監査方法としては、現地往査による関係資料の精査を基本としつつ、ホームページや各リンク先の閲覧、直近の新聞記事の確認、そして、幅広い観点から漏れなく必要事項を聴取し、関係資料の確認を行う目的より、アンケート調査も実施した。

現地往査及びアンケート調査回答等により得られた主な資料としては、以下のとおりであり、これらの資料一式につき書類監査を行った。

「(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館について」と題された施設概要説明書、パンフレット、かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル基本構想、かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル基本計画、出資出捐団体監査資料（令和2年1月16日）、公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館収支決算書（令和2年度）、商工労働部航空宇宙産業課定期監査・決算審査資料（令和元年8月23日、令和2年8月

25日、令和3年度8月20日)、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館利用料金規程、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の管理に関する基本協定書、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会規約、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会の設置及び運営に関する協議成立書、公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館会計処理規程、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の資料の受入れ等に関する事務取扱規程、公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館文書規程、公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館情報セキュリティ基本方針、同対策基準、タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び利用に関する要領、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館危機管理マニュアル、共通観覧券販売に関する覚書、海外連携施設紹介書面(スミソニアン航空宇宙博物館、シアトル航空博物館、ル・ブルジェ航空宇宙博物館、サンクトペテルブルク歴史博物館、モスクワ宇宙飛行士記念博物館、K.ツィオルコフスキ記念宇宙飛行史博物館)、公有財産台帳(建物)、特定者指名による指定管理者募集予定施設の概要(岐阜かかみがはら航空宇宙博物館)、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会書面表決書(令和2年度第1回、同第2回)、令和2年度岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理業務事業報告、指定管理業務に係る実地調査確認結果について(令和2年6月10日、同年8月27日、同年11月27日、令和3年3月11日)、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者評価員名簿、同評価員会議結果概要(令和2年度第1回、同年度第2回、令和3年度第1回)、令和2年度公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館事業報告(第5期)、令和2年度岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の管理に関する年度協定書、予算要求資料(令和2年度・指定管理料の補填)、同年度協定書変更の決裁書・変更後の年度協定書、令和2年度岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理料の返還書、平成29年度岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理料精算書、空博入館者数・年度別推移、博物館利用実績一覧(平成31年3月分、令和2年3月分、令和3年3月分)、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館ご来場アンケート、同アンケート集計報告書、業務仕様書(空博ウェブサイト運用業務委託)、現金出納帳(令和3年3月30日～同年4月2日)、令和2年度第三者業務委託一覧表、随意契約することができる場合に該当することの説明書(新型コロナウイルス感染防止対策としてのサーモグラフィカメラの購入に関する緊急随意契約)、賃貸借契約書(三式戦闘機ニ型・キ61-II改「飛燕」)、無償貸付申請書(更新)(U.S.-1A型航空機)、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者の資料の受入れ等に関する事務取扱要領、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の資料の受入れについて(ツェッペリン(飛行船)の写真、旧陸軍受信機等、航空機製造工具類、飛燕エルロン等、中島飛行機技術資料等、ライト兄弟に関する額装品、95式練習機プロペラ等、国際航空宇宙ショー1971ガイドブック等、95式中型練習機のエンジンシリンドーヘッド等、乙式一型偵察機写真、愛知航空機研究資料DVD)、企画展パネル貸出「レンタルそらく」(企画展パネル借用等申込書)、物品の損傷に係る事故報告について(ノート型パソコンの液晶破損)、空博宇宙船設計シミュレーター用大型モニター修繕業務仕様書・御見積書、

新型コロナウイルス感染症の影響による休館等に伴う使用料（ミュージアム・ショップ及びミュージアム・カフェ、各務原商工会議所青年部）の減免に関する決裁書・行政財産使用許可変更通知書、年度現物実査結果報告書（令和2年度）、鍵貸出一覧表、アレルギー発症事案報告書、入館時のマスク着用に係るお客様対応事案、情報セキュリティ違反再発防止計画書、来館者の負傷事案の発生について（令和2年11月分）、賠償責任保険証券、県有施設中長期保全計画（総括表・岐阜かかみがはら航空宇宙博物館）、時間外勤務・休日勤務及び夜間勤務命令簿（令和3年4月分）、「アクア・トトぎふ」との連携企画書、その他各関連資料等。

また、参考に、近隣に所在する関連施設として、「あいち航空ミュージアム」及び「石川県立航空プラザ」を視察した（一般入館）。

### 3 施設管理

#### （1）ホームページの表示

##### 【事実関係】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館のホームページの「施設案内」・「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館より」には、同博物館の沿革につき、以下のとおり記載されている。

・・・1階のメインフロアは、・・・30機を超す実機が年代ごとに・・・各務原飛行場で初飛行した戦闘機「ゼロ戦」の初号機や、・・・展示されている。・・・日本を代表する航空宇宙博物館として、米国スミソニアン航空宇宙博物館やNASA（米国航空宇宙局）、ESA（欧洲宇宙機関）、仏国ル・ブルジェ航空宇宙博物館と連携することで国際交流、国際協力も進めている。」

しかし、正確には、以下のとおりである（下線・取消線部分が訂正箇所）。

・・・1階のメインフロアは、・・・20機の実機が年代ごとに・・・各務原飛行場で初飛行した戦闘機「ゼロ戦」の試作初号機の実物大模型や、・・・展示されている。・・・日本を代表する航空宇宙博物館として、米国スミソニアン航空宇宙博物館やNASA（米国航空宇宙局）、ESA（欧洲宇宙機関）、仏国ル・ブルジェ航空宇宙博物館、露国モスクワ宇宙飛行士記念博物館等と連携することで国際交流、国際協力も進めている。」

##### 【規範】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館管理運営業務仕様書第4の3（4）ウ（イ）は、「博物館の紹介や利用を促進するため、県及び市が開設する博物館のホームページを運用し、少なくとも以下の内容について常に最新の情報が掲載されるよう随時更新作業を行うこと。」と定め、その内容として、「施設基本情報」を挙げる。

##### 【指摘 指定管理者】

施設の展示機数やその性質（実物又は模型）は、施設の基本情報であり、かつ、利

用者の関心事項でもあることから、速やかにホームページの記載を正確な内容に訂正するとともに、今後も記載内容が現状を正確に反映しているか等につき、隨時確認・更新作業を行うべきである。

## （2）鍵の管理

### 【事実関係】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の鍵の管理については、「鍵貸出一覧表」が作成されている。

サンプリング調査として、令和3年3月27日から同年4月6日までの分（鍵貸出一覧表 No.59）の提出を受け、記載内容を確認したところ、同年3月29日の貸出時間、同年4月5日及び6日の返却時間が未記入であった。

### 【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」とし、公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館文書規程第5条第2項は、「文書は、責任をもって正確かつ迅速に取扱い、事務が円滑かつ適正に行われるようしなければならない。」と規定する。

### 【指摘 指定管理者】

鍵の使用・保管業務を常に点検し、鍵の紛失等によるトラブル・リスクを回避するという管理簿作成の趣旨を徹底し、もって適正な事務処理を図るべきである。

## 4 物品管理

### （1）資料収集

#### 【概要】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館における資料の受入れ（寄贈、寄託又は売却）については、「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の資料の受入れ等に関する事務取扱規程」に基づき、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会において審議し、受入れが決定される。

なお、資料の受入れ先については、同事務取扱規程により、原則として、航空分野に係る資料にあっては各務原市が、宇宙分野に係る資料にあっては岐阜県とされている。

#### ア 収集資料の傾向

#### 【事実関係】

直近における資料受入れ状況については、いずれも航空分野に係る資料の寄贈（受入れ先は、各務原市）となっており、宇宙分野に係る資料の受入れはない。

#### 【規範】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例第1条は、「航空宇宙に関する資料を収集し、及び展示し、並びに航空宇宙技術史及び航空宇宙開発への挑戦の物語を伝えることに

より、将来の航空宇宙産業を担う人材の育成を図り、もって産業の振興及び地域の活性化に寄与するため、各務原市に岐阜かかみがはら航空宇宙博物館（以下「博物館」という。）を設置する。」と規定する。

また、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の管理に関する基本協定書第4条第1項（5）は、「博物館を活用した航空宇宙に関する理解の増進及び人材の育成に関すること。」を、指定管理者が行う業務の範囲とする。

また、岐阜県職員倫理憲章航空宇宙産業課実行計画は、「8 県民との対話を大切にし、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。」とした上で、取組事項として、「業界団体関係者等との面談や企業訪問など、あらゆる機会を利用して、県内中小企業者の生の声（意見や提言）を聴取し、政策立案・予算編成等につなげていきます。」と定める。

#### 【意見 指定管理者】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館は、航空分野と宇宙分野とが両輪となって、知識、技術等の普及及び啓発並びに将来の人材育成を図る施設である。

したがって、航空分野のみならず、宇宙分野に係る資料においても、業界団体関係者等との面談や企業訪問などを実施し、積極的に資料の収集・受入れを図ることが望ましい。

#### イ 資料の受入手続

##### 【事実関係】

指定管理者によれば、書籍等の高額でない資料については、自らも受入れを行っているとのことである。

しかし、指定管理者が、これまでに自ら受入れた資料の把握については、いずれも軽微（評価額が低額）なものであるため、定期監査資料には掲載されず、かつ、物品一覧表等での管理・把握もされていない。

また、指定管理者が自ら受入れた資料につき、少なくとも航空宇宙産業課は、その資料全部の詳細を、正確に把握できていない。

##### 【規範】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の資料の受入れ等に関する事務取扱規程第3条第4項は、「前3項の規定にかかるわらず、博物館の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）は、その業務の範囲内において、自ら資料（次条第1項の基準を満たすものであって、協議会が別に定める軽微なものに限る。）の受入れをすることができる。」とし、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者の資料の受入れ等に関する事務取扱要領第1項は、「軽微なもの」の該当要件を以下のとおり規定する。

そして、同事務取扱要領第3項は、「指定管理者は、規程第3条第4項の規定による受入れを行ったときは、岐阜県（以下「県」という。）及び各務原市（以下「市」という。）に対し、寄贈又は売却の申込みをする者の同意の上、資料の名称、基本情報等を

遅滞なく報告する。」と規定する。

公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館会計処理規程第78条第2項は、「固定資産当の管理者は、原則として、消耗什器備品台帳及び物品受払台帳を設けて、所要の記録を行い、その所在の状況及び残高を明らかにしておかなければならぬ。」と規定する。

また、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館管理運営業務仕様書第6の3（1）は、「管理運営に関する帳簿類は常に整理し、県及び市から博物館の管理運営業務に関する報告や実地調査を求められた場合には、速やかに指示に従い、誠実に対応すること。運営業務及び施設管理業務の業務状況の記録、各種マニュアル、点検結果記録及び作業記録写真等について県及び市から請求のあった際は、速やかに提示、提出できるようすること（指定期間終了時には県及び市へ引き継ぐこと。）」と定める。

#### 【岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者の資料の受け入れ等に関する事務取扱要領】

（規程第3条第4項に規定する軽微なもの）

1 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）が、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の資料の受け入れ等に関する事務取扱規程（平成30年7月12日施行。以下「規程」という。）第3条第4項の規定により、その業務の範囲内において自ら受け入れができる資料で軽微なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 寄贈及び売却の申込みのあった航空宇宙に関する図書資料（縦・横・高さの合計が120cm以下で、重さ25kgまでとする。電子データを含む。売却の場合においては購入時価格が10万円未満のものに限る。)
- (2) 寄贈及び売却の申込みのあった航空宇宙に関する写真資料（縦・横・高さの合計が120cm以下で、重さ25kgまでとする。電子データを含む。売却の場合においては購入時価格が10万円未満のものに限る。)
- (3) 寄贈及び売却の申込みのあった航空宇宙に関する模型や部品等の資料（縦・横・高さの合計が120cm以下で、重さ25kgまでとする。売却の場合においては購入時価格が10万円未満のものに限る。）

#### 【指摘 航空宇宙産業課、指定管理者】

指定管理者は、自ら受け入れた資料につき、物品受払台帳等に記載して、これを適正に把握・管理すべきである。

また、航空宇宙産業課は、指定管理者に対して、同受け入れ資料の名称及び基本情報等を遅滞なく報告させ、その情報共有を図るべきである。

#### （2）屋外展示機

##### 【事実関係】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の屋外には、自衛隊の航空機が展示してあるところ、指定管理者によれば、同機は自衛隊から各務原市が使用貸借している物品との説明であった。

しかし、使用貸借契約書については、当該物品の管理者である指定管理者も航空宇宙産業課も確認・所持しており、その契約期間や修繕等に関する詳細な権利関係までは、正確に把握できていない状況であった。

#### 【規範】

岐阜県会計規則第 90 条第 1 項は、「収支等命令者は、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」と規定する。また、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館管理運営業務仕様書第 4 の 4 (1) は、「本施設において県及び市から貸与する備品（別添「備品等一覧表」に記載された備品のほか、今後県及び市から新たに貸与する備品を含む。以下「管理物件の備品」という。）を常に良好な状態に維持するとともに、老朽化等により使用不能となった場合には、速やかに県及び市に報告すること。」と規定する。

#### 【意見 航空宇宙産業課、指定管理者】

物品一覧表により備品の供用状況を管理し、常に良好な状態に維持するためには、その前提として、当該物品の権利関係を正確に把握することが必要である。

したがって、当該航空機の権利関係等の詳細については、各務原市が所有する使用貸借契約書等の内容を確認した上で、少なくとも同物品の具体的な管理行為を行う指定管理者において、同契約書等の写しを所持・保管することが望ましい。

## 5 情報管理

### (1) 防犯カメラ

#### 【事実関係】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館には、11 台の防犯カメラが設置されているが、同防犯カメラの運用等を定めたマニュアルは策定されていない。

#### 【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 6 条第 1 項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的をできる限り明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。」と規定する。また、同第 12 条の 2 第 1 項は、「実施機関は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67



号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、当該管理に係る業務において取り扱う個人情報の保護のために当該指定管理者が講ずべき必要な措置を明らかにしなければならない。」とし、同第 2 は、「指定管理者は、前項の個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。」と規定する。

そして、公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館は、情報セキュリティ基本方針を定めた上で、同方針第 4 条には、「常勤役員、常勤職員、非常勤専門職、雇員（以下「職員等」という。）及び外部委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たっては情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。」と定める。

#### 【意見 指定管理者】

個人情報の保護・管理の重要性に鑑みれば、防犯カメラの映像データの保管方法、期間、外部提供事由及び管理責任者等を定めたマニュアル等を策定することが望ましい。

### （2）電子メール

#### 【事実関係】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館においては、令和 3 年 11 月 9 日、指定管理者職員が各務原市職員との打合せに関するメールを送信する際に、誤ってボランティア 28 人分のメールアドレスをも宛先に入力して送信したという事故が生じ、同月 12 日に新聞報道されている。

#### 【規範】

公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館情報セキュリティ対策基準第 6 項（1）①イは、「職員等は、業務上必要のない送信先に電子メールを送信してはならない。」とし、同ウは、「職員等は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにしなければならない。」と定める。

#### 【指摘 指定管理者】

電子メールアドレスは、流出・悪用により個人の財産等へ重大な影響を及ぼし得る情報資産であることから、その管理については、上記情報セキュリティ対策基準の遵守を徹底すべきである。

## 6 危機管理

#### 【事実関係】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館においては、令和 2 年 11 月に、来館者が屋外展示機の結界につまずいて頭を受傷するという転倒事故が生じているところ、同事故の発生及び事故防止策等に関し、指定管理者から航空宇宙産業課への速やかな報告がなされていない。

なお、同事実については、令和 2 年 11 月 27 日の指定管理業務に係る実地調査確認

結果においても言及されている。

#### 【規範】

岐阜県公有財産規則第13条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

また、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の管理に関する基本協定書第18条第2項は、「乙（指定管理者）は、前項の危機事案が発生したときは、直ちに、同項の危機管理規程に従って必要な措置を講ずるとともに、甲（岐阜県）を含む関係者に対して、当該危機事案が発生した旨及びその内容を通報しなければならない。この場合において、甲は、乙に対し、当該危機事案の対処に必要な指示をすることができる。」と規定し、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館危機管理マニュアルのⅢ2(2)②では、「館内で入居者・利用者がけがをした場合の対応」として、「岐阜県航空宇宙産業課、各務原市商工振興課及び関係機関へ事実関係を報告する。（責任者）」と定める。

#### 【指摘 指定管理者】

来館者に受傷等の事故が生じた場合には、危機管理マニュアルに従い、直ちに航空宇宙産業課等へ事実関係の報告を行った上で、将来の予防策を協議し、必要な対策を講すべきである。

## 7 職員の管理等

### （1）職員研修

#### 【参考報告 指定管理者】

指定管理者は、新型コロナウイルスによる休館期間中において、指定管理業務である職員研修の一環として、外部講師を招いたクレーム対応等の研修を実施している。

この点は、休館期間を有意義に利用した実例であるため、参考として報告する。

### （2）業務報告

#### 【事実関係】

上記職員研修の実施結果等については、書面上の報告書が作成されていない。

#### 【規範】

指定管理業務の範囲につき、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館管理運営業務仕様書第4の2(4)は、「管理運営業務に従事する職員は、職員自身が常に利用者サービスの向上に关心を持つとともに、県民及び市民のニーズ等の把握に努め、問い合わせ等に正確かつ適切に応えることが求められる。このため、職員一人一人の資質・能力を向上させるための研修を実施するとともに、職員の育成及び運営に必要な事項を定めたマニュアルを作成し、実行すること。」と定める。

また、同仕様書第3の4(5)文書の管理・保存は、「指定管理者が施設の管理に係る業務において作成し、又は取得した文書（図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方針、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られた記録をいう。) を含む。) については、岐阜県公文書規程（昭和 44 年岐阜県訓令甲第 1 号）及び各務原市文書管理規程（昭和 57 年各務原市訓令第 4 号）に準じて文書管理規程を整備し、適正な管理及び保存を行わなければならない。また、指定期間の終了時には、県及び市の指示に従って、当該文書を県及び市に引き渡すものとする。」と定める。

そして、同条項に基づき整備された、公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館文書規程第 5 条は、「事務処理は、文書によって行うものとする。」と規定する。

#### 【指摘 指定管理者】

指定管理業務の一環として実施された上記職員研修については、同実施結果等を書面に記載した上でこれを保存し、同書面に基づき、業務報告（毎月）及び事業報告（年度）を行うべきである。

## 8 他機関等との連携

### (1) 他施設との連携

#### 【事実関係】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館においては、航空宇宙分野に関する他施設との連携として、主に、あいち航空ミュージアム、石川県立航空プラザ、スミソニアン航空宇宙博物館（アメリカ）、シアトル航空博物館（アメリカ）、ル・ブルジェ航空宇宙博物館（フランス）、サンクトペテルブルク歴史博物館（ロシア）、モスクワ宇宙飛行士記念博物館（ロシア）、K. ツィオルコフスキイ記念宇宙飛行史博物館（ロシア）等が認められ、その他県有施設との連携としては、岐阜県博物館及び世界淡水魚園水族館アクア・トトぎふが認められる。

#### 【規範】

地方財政法第 8 条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

#### 【意見① 航空宇宙産業課、指定管理者】

岐阜県博物館以外にも、他の県有施設との積極的な連携を検討・企画し、もって双方施設の入館者数増加等の相乗効果を図ることが望ましい。

例えば、岐阜県図書館においては、地図の収集事業として、国土地理院発行の地形図、世界の官製地図等、旧ソ連製地図（中国、旧ソ連、インドなどのアジア地域を中心とした地図）、外邦図（旧陸軍参謀本部陸地測量部が作製した国内外の地図）、古地図（世界図、日本図、都市図、名所旧跡図等）、AMS 地図（AMS（旧米国陸軍地図局）が作製した戦前・戦後の地図）等を収蔵しており、AMS 地図の中には、戦前・戦中における各務原飛行場周辺の地図も存在している。同地図を、岐阜県図書館が岐阜かかみがはら航空宇宙博物館に貸し出し、同航空宇宙博物館に展示中の航空機「飛燕」とともに展示し、第二次世界大戦前後における各務原飛行場の奇跡を辿るという企画展を共同開催することも考えられる。

## 【意見② 航空宇宙産業課、指定管理者】

県有施設以外にも、県外の連携施設である「あいち航空ミュージアム」及び「石川県立航空プラザ」については、共通入場券販売等の事業連携のみならず、施設の運営・利用・展示方法等につき、より積極的に情報共有を図り、各施設における制度設計の利点を学び、これを活かすことが望ましい。

例えば、あいち航空ミュージアムにおいては、指定管理者制度を採用した上で、民間業者が、航空関係事業者としてのノウハウを活用しながら、フライトシミュレーター（YS11）、オリエンテーションシアター（愛知県内航空産業の紹介／立体映像）、フライングボックス（3パターンの飛行体験／可動式座席等）、飛行の教室（飛行機・ジェットエンジンの仕組み／プロジェクトマッピング）、県営名古屋空港が一望できるレストラン及びカフェを設置して運営している。

したがって、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館においては、民間業者の有するノウハウ（最新式の各種シミュレーターの導入、各種展示機等の展示方法並びにレストラン及びカフェの設置場所）等につき情報共有を図り、学べる点については、これを積極的に導入することが考えられる。

また、石川県立航空プラザにおいては、従前は小松市が運営していたところ、平成27年～28年にかけて大幅にリニューアルし、以降は、石川県と小松市の共同出資団体（公益財団法人小松市まちづくり市民財団）が指定管理者として運営している。施設のリニューアル前は、専ら航空機の展示が中心であったところ、土日でも1日に40～50名程度の来館者しか見込めなかつたが、施設1階の約半分を国内最大級の飛行機型遊具を備えた子ども広場「ぶ~んぶんワールド」として大幅リニューアルした後は、年間約30万人が訪れる人気施設となっている。リニューアル後は、入館料を無料化した上で、フライトシミュレーター等の利用者のみ利用料を個別に徴収している。そのため、親子が、子ども広場（屋内飛行機型アスレチック等）で遊んだ後、施設見学及びフライトシミュレーターを利用し、土産を買って帰るという利用形態が定着しており、リピーターが多いとのことである。

したがって、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館においては、令和3年度第1回岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者評価員会議において、「来館者に占める女性の割合が低い」と意見されていることにも鑑み、親子で気軽に入館・体験できる施設を設け、リピーター率を向上させた点等につき情報共有を図り、学べる点については、これを積極的に導入することが考えられる。航空宇宙分野とは直接的に関係のない展示方法（アスレチック等）であっても、親子の利用促進という点は、単に入館者数・リピーターの増加のみならず、次世代の来館により、本施設を活用した航空宇宙に関する理解の増進及び人材の育成に資するものと考えられる。

### （2）他機関との連携

#### ア 教育機関との連携

### 【参考報告 航空宇宙産業課】

屋外にある第1収蔵庫の一画には、宇宙少年団各務原分団が、行政財産の目的外使用許可を得て、使用料を支払って、事務室及び物品保管スペースを設置している。

日本宇宙少年団（YAC）とは、宇宙飛行士の山崎直子氏が理事長を務め、その他歴代のJAXA宇宙飛行士らが大使として就任し、全国に1地方本部、7支部、125の分団によって組織され、約3000人の団員、約800人のボランティアリーダーとともに、「宇宙時代の地球人を育てる」を目標に、活発な活動を行い、地域における科学技術の普及啓発にかかる中核組織としての役割を果たしている団体である。

岐阜県においては、各務原分団が組織され、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の一画において、D株式会社岐阜工場OB等の支援のもと、水ロケット、紙飛行機・ゴム動力飛行機、かさ袋ロケット、和凧及びリニアモーター電池の製作等の活動を行っている。そして、同分団員の中には、同活動を通して科学技術に触れ・学び、大学等での研究活動を経て、岐阜県内において航空宇宙産業を担う企業に就職する者もいるとのことである。

上記事実は、「航空宇宙に関する知識、技術等の普及及び啓発を行うとともに、将来の航空宇宙産業を担う人材を育成し、もって航空宇宙分野の科学技術の振興に寄与すること」という岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の設置目的に合致するものであるため、参考として報告する。

### 【事実関係①】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館における「水ロケット製作教室」等において、一部、宇宙少年団各務原分団との関与があるとのことであったが、その他に、年度協定書等において、同分団との連携事業として積極的に企画された事業は窺われない。

### 【事実関係②】

その他県内教育機関等との連携については、小・中学校向け教育プログラム（紙飛行機製作教室、シアタールーム特別上映等）や、高校向け学習プログラム（セミナー、資料映像上映、館内見学等）が準備されている。

### 【規範】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例第1条は、「航空宇宙に関する資料を収集し、及び展示し、並びに航空宇宙技術史及び航空宇宙開発への挑戦の物語を伝えることにより、将来の航空宇宙産業を担う人材の育成を図り、もって産業の振興及び地域の活性化に寄与するため、各務原市に岐阜かかみがはら航空宇宙博物館（以下「博物館」という。）を設置する。」と規定する。

その上で、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の管理に関する基本協定書第8条（5）は、「本施設を活用した航空宇宙に関する理解の増進及び人材の育成に関するこ。」と、指定管理業務の範囲として定める。

### 【意見① 航空宇宙産業課、指定管理者】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館は、航空機等の展示による博物館機能のみならず、

航空宇宙に関する理解の増進及び人材の育成という教育機能をも併せ持つ施設である。

したがって、宇宙少年団各務原分団との間で、より積極的に情報交流・人材交流（ボランティアや賛助会員等）を図った上で、年度協定書において、具体的な共同事業を企画・記載する等して、これを計画的に実施し、もって将来の航空宇宙産業を担う人材の育成に努めることが望ましい。

#### 【意見② 航空宇宙産業課、指定管理者】

岐阜県内の各教育機関のうち、より専門性を有する工業高校はもちろんのこと、小学校・中学校・高校や、岐阜工業高等専門学校及び航空専門学校等との間でも、人材育成という観点から、施設への来館や企画に関する連携を検討することが望ましい。

なお、岐阜県では、産業政策の基本の方針である「岐阜県成長・雇用戦略」を改訂（平成29年3月）し、引き続き航空宇宙産業を成長産業と位置づけ、同産業に対する支援を重点的に行っている。その一環として、即戦力である工業高校生を対象に、同産業に対する関心を高め、就業へつなげるため、航空宇宙産業教育として全国で唯一（平成29年4月11日時点）、SPH（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）に指定された県立岐阜工業高等学校に、総事業費約1億円をかけて、航空機製造の工程である切削加工及び組立に係る基礎的な知識と技術・技能を学ぶことができる設備として、「モノづくり教育プラザ」が整備され、同年同月19日に、同施設の開所式が行われている。

したがって、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館においては、「将来の航空宇宙産業を担う人材の育成」という観点から、特に県立岐阜工業高等学校における「岐阜県成長・雇用戦略」に基づく「モノづくり教育プラザ」事業との有機的な連携・相乗効果を図ることが望ましい。

#### イ 企業との連携

##### 【事実関係】

平成23年には、愛知県・岐阜県・三重県の3県にまたがる地域が、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」として指定され、規制緩和や税制上の特例措置等の支援措置が講じられている。

岐阜県内における現在の該当市町は、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町、安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町、川辺町及び可児郡御嵩町であるところ、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の存在する各務原市を除く各市町に所在する企業との間で、積極的に連携した事業等は窺われない。

##### 【規範】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例第1条は、「航空宇宙に関する資料を収集し、及び展示し、並びに航空宇宙技術史及び航空宇宙開発への挑戦の物語を伝えることにより、将来の航空宇宙産業を担う人材の育成を図り、もって産業の振興及び地域の活

性化に寄与するため、各務原市に岐阜かかみがはら航空宇宙博物館（以下「博物館」という。）を設置する。」と規定する。

また、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館管理運営仕様書第6の4（2）は、「県内企業の優先的な活用」を指定管理者の業務実施に際する努力義務として定め、岐阜県職員倫理憲章航空宇宙産業課実行計画は、「8 県民との対話を大切にし、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。」とした上で、取組事項として、「業界団体関係者等との面談や企業訪問など、あらゆる機会を利用して、県内中小企業者の生の声（意見や提言）を聴取し、政策立案・予算編成等につなげていきます。」と定める。

#### 【意見 航空宇宙産業課、指定管理者】

航空宇宙産業クラスター形成特区に位置づけられた岐阜県内各市町に所在する航空宇宙産業関係企業との間で、面談や企業訪問を実施し、より積極的に情報共有を図るとともに、航空宇宙産業に関する資料の受入れや、最新技術の展示を主とした航空宇宙産業展を企画する等、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館が、航空宇宙産業クラスター形成特区における情報交流・発信の場として利活用できるよう計画・実行することが望ましい。

### ウ 個人との連携

#### 【事実関係】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館においては、「空宇宙博ボランティア」との名称により活動するボランティアや、以下のとおり年会費（指定管理者の収入）を支払って施設の運営を支援する法人及び個人から成る賛助会員制度が存在するところ、賛助会員については、ごく少数の法人及び個人の参加に留まっている。

なお、賛助会員の増加に関する具体的な施策については、現在、法人会員の拡大を基本として検討中とのことである。

- ・ 対象者：財団の目的・事業趣旨に賛同する団体・個人
- ・ 会費：団体会員 年額1口 3万円  
　　個人会員 年額1口 3000円
- ・ 特典：
  - 財団が作成する頒布物の割引
  - 博物館で開催される企画展・各種催物の案内
  - 博物館への無料入館（団体会員5回、個人会員2回）
  - ホームページ等での名前、団体名の掲示
- ・ 有効期間：入会時から1年間

#### 【規範】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例第1条は、「航空宇宙に関する資料を収集し、及び展示し、並びに航空宇宙技術史及び航空宇宙開発への挑戦の物語を伝えることにより、将来の航空宇宙産業を担う人材の育成を図り、もって産業の振興及び地域の活性化に寄与するため、各務原市に岐阜かかみがはら航空宇宙博物館（以下「博物館」

という。)を設置する。」と規定する。

その上で、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の管理に関する基本協定書第8条(5)は、「本施設を活用した航空宇宙に関する理解の増進及び人材の育成に関するこころ。」を、指定管理業務の範囲として定める。

#### 【意見 指定管理者】

航空宇宙産業における資料の収集及び人材育成並びに施設利用者の促進等という観点からは、必ずしも個人に比して法人との連携が有用とまでは断定できないことから、賛助会員拡大に関する対象者を、特に法人に絞ることなく、門戸を広げて個人に対する積極的な広報活動を展開することが望ましい。

## 9 事業計画・評価

### (1) グランドデザイン

#### 【事実関係】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館は、岐阜県教育委員会により「博物館に相当する施設」(博物館法第29条)に指定されているところ、同博物館については、平成27年9月に、岐阜県と各務原市の共同事業として、「かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル基本構想」が立ち上がり、平成28年3月には、平成30年3月のリニューアルオープンに向けたグランドデザインとしての「かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル基本計画」が策定され、平成30年3月24日、「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」愛称「空宙博」(そらはく)としてリニューアルオープンしている。

平成30年3月のリニューアルオープンをもって同基本計画は既に終期を迎えており、現在、これに代わる新しい中長期的計画の策定はない。

#### 【規範】

博物館法第8条は、「文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。」と規定し、博物館の設置及び運営上の望ましい基準(平成23年12月20日文部科学省告示第165号)は、以下のとおり定める。

そして、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」の報告書(平成22年3月「これから博物館の在り方に関する検討協力者会議」)には、「博物館に相当する施設及び博物館類似施設、特に首長部局所管の施設や、大学博物館についても、博物館と同等の機能を有していることが多いことから、この新たな望ましい基準を参考として運営されることが望まれる。」と記載されている。

## 【博物館の設置及び運営上の望ましい基準】

### (趣旨)

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

### (基本的運営方針及び事業計画)

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

## 【意見 航空宇宙産業課、指定管理者】

施設は建設すること自体が目的ではなく、建設された施設を良好に、かつ、目的に沿った効率的な運用を図り、もって県民の利益に資することが目的である。

そして、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館は、航空宇宙に関する資料等の展示という博物館機能のみならず、航空宇宙に関する理解の増進及び人材の育成という教育機能をも併せ持つ施設である。

そのため、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の合目的的で効率的な運用を図るために、航空宇宙産業課と指定管理者による単年度ごとの事業計画（年度協定）のみならず、将来にわたる中長期的な指針・計画を定めることが重要といえる。

したがって、航空宇宙産業課及び指定管理者は、「博物館に相当する施設」に指定された岐阜かかみがはら航空宇宙博物館につき、文部科学省における「博物館の設置及び運営上望ましい基準」を参考として、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会及び関係各機関と協議の上、平成30年3月のリニューアルオープンまでの基本計画と連続性を有する中長期的な基本的運営方針としてのグランドデザインを早急に策定し、これを公表することが望ましい。

## （2）アンケート結果

### 【事実関係】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館においては、来館者アンケートを実施しており、同結果の集計については、質問事項ごとの回答人数を列記するのみであり、その他自由記載欄の整理については、少なくとも集計書面上は見受けられない。

## 【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

また、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の管理に関する基本協定書第31条第1項は、「甲（岐阜県）及び乙（指定管理者）は、指定期間中、意見箱の設置、利用者に対するアンケート調査、ウェブページによる意見募集等適宜の方法により、本施設の利用者等から広く意見の収集に努めなければならない。」と規定する。

## 【意見 指定管理者】

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館が実施する来館者アンケートの結果によれば、来場のきっかけに対する「その他」回答が、回答合計の4割程度を占めており、アンケート結果をより活かすためには、その詳細の把握に努めるのが有用と考えられる。

したがって、アンケート回答結果の分析に際し、来館のきっかけ「その他」においては、具体的にどのような事由に基づくものか等、その詳細の整理・集計を図ることが望ましい。

なお、令和2年度第1回岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者評価員会議（令和2年9月24日）においても、「アンケート結果から改善すべき項目を洗い出し、対応する必要あり。」との意見が出されている。

## 第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール

### 1 施設の概要

#### (1) 施設所在地

岐阜市薮田南 5-14-53



#### (2) 施設の設置目的

県民のふれあいと交流の促進を図るとともに、県民文化の発展に寄与することを目的とし、音楽公演専用ホールのサラマンカホール（ホール棟）、会議室、イベント広場などの各種貸出施設や様々な行政関係機関が入居するなど利用者に多種多様なサービスを提供する複合型文化施設。

#### (3) 沿革

昭和 57 年度・58 年度：岐阜県市町村会館、岐阜県看護協会から県に、新築の陳情がなされる。

昭和 61 年度：岐阜県市町村会館から現在のOKBふれあい会館の土地への新築移転計画が出され、建設費補助に関する陳情書が提出される。

昭和 62 年度：市町村会館の単独計画ではなく、検討周辺地区を総合的に見直すこととなる。

昭和 63 年度：複合行政センター地区構想調査委員会が設置される。

**【設置目的】** 県庁周辺地区の地域特性にかんがみ、同地区の街づくりを総合的に見直し、複合行政センター地区としての面的整備等について調査研究を行う。

平成 5 年 10 月 29 日 竣工

平成 6 年 4 月：(財)岐阜県県民ふれあい会館による管理委託

平成 18 年 3 月：指定管理者「ふれあいF N S 共同体」を指定管理者に指定

平成 23 年 3 月：指定管理者「ふれあい会館D N 運営共同体」を指定管理者に指定

平成 24 年 3 月：指定管理者「ふれあいファシリティズ」を指定管理者に指定

\* JV : A 株式会社、B 株式会社、C 株式会社  
平成 28 年 12 月 : 指定管理者「ふれあいファシリティズ」を指定管理者に指定  
\* JV : A 株式会社、B 株式会社

#### (4) 施設の概要

(A 株式会社ホームページより)



- ①敷地面積 20,641.67 m<sup>2</sup>
- ②建物敷地 7,866.24 m<sup>2</sup> (延床面積 40,782.92 m<sup>2</sup>)
- ③施設構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 14 階建
- ④主な施設<文化施設>
  - サラマンカホール (収容人数:708 名) \*貸館
  - リハーサル室 \*貸館
  - 楽屋 (第 1 ~ 第 6 ) \*貸館
- <貸会議室等>
  - 大会議室 (収容人員 : 192 人)
  - 中会議室 (収容人員 : 120 人)
  - 小会議室 (収容人員 : 14~36 人)
  - 特別応接会議室 (収容人員 : 12 人)
  - 展望レセプションルーム (収容人員 : 80 人)
  - 展望会議室 (収容人員 : 10 人)
  - 和会議室 (第 1 ・ 2 ) (収容人員 : 30 人程度)
  - 屋外イベント広場 (デッキ・プラザ)
  - 屋外イベント広場 (アトリウム)
- <その他>
  - レストラン (民間業者へ委託)
  - カフェ (指定管理者直営)

売店・自動販売機（17台）（（一社）身体障害者福祉協会が運営）

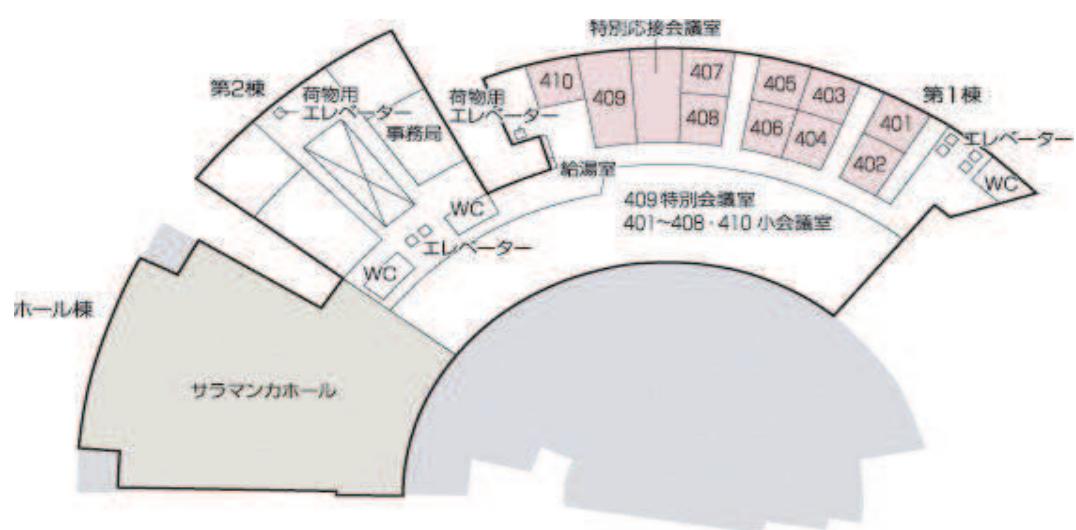
子育て支援施設（指定管理者直営）

金融機関（十六銀行・大垣共立銀行）等

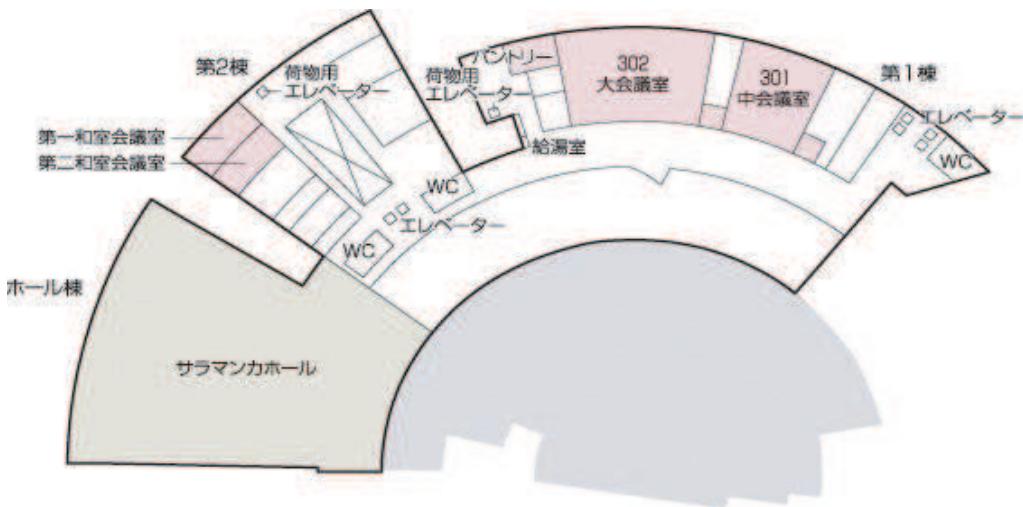
#### 【14階】



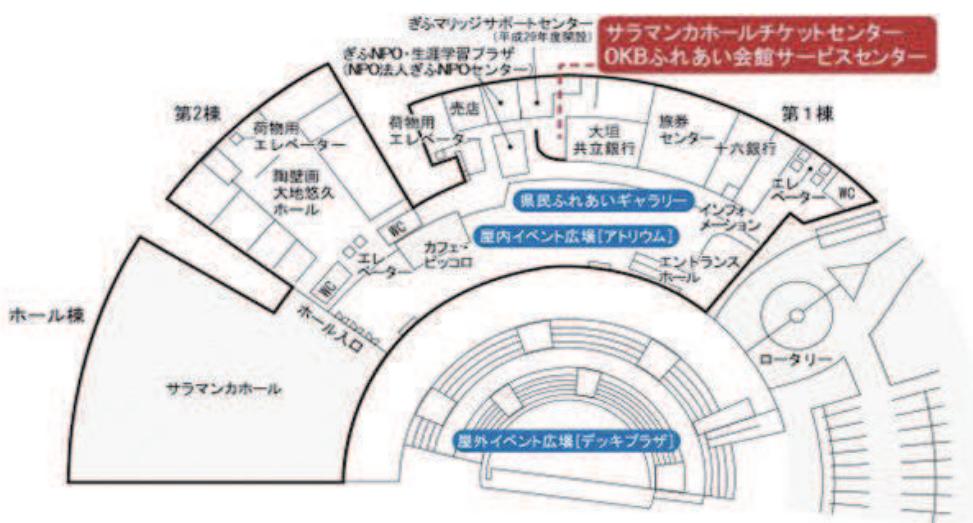
#### 【4階】



【3階】



【2階】



(5) 利用時間及び休業日

- ア 利用時間：9時から21時30分
- イ 休館日：12月29日から翌年1月3日
- ウ 指定管理者は、あらかじめ県の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に休業し、若しくは休業日に業務を行うことができる。
- エ 規程の整備

- ①個人情報保護規程（岐阜県個人情報保護条例第11条の2第2項参照）
- ②情報公開規程（岐阜県情報公開条例第25条の2第1項参照）
- ③文書管理規程（岐阜県公文書規程参照）

(6) 指定管理業務の概要

- ア 施設の使用の許可等に関すること

イ 施設の維持管理に関すること

ウ 県民文化の振興に資する公演等の事業の企画及び実施に関すること

(自主企画事業)

サラマンカホール企画事業、文化振興事業、ふれあい交流促進事業、ぎふ弦楽器  
貸与プロジェクト<STROAN>

エ 利用者の便宜の供与に関するこ

オ 施設の利用促進に関するこ

広報業務、チケット販売管理業務

カ その他仕様書に定めること

電話料金の入居団体等からの徴収、連絡調整業務等

#### (7) 自主事業（指定管理業務に付随する業務）

レストラン、喫茶、サラマンカホール2階ドリンクコーナー及びホワイエの一部の運営、子育て支援施設の運営、サラマンカメイトの運営、県機関以外の入居団体等に係る使用料等の徴収、岐阜県聴覚障害者情報センターに係る管理経費の徴収、評価員会議への出席

#### (8) 直近5年間の利用状況

単位：人

区分	H28	H29	H30	R1	R2
301会議室（中会議室）	44,730	43,388	42,780	43,424	16,890
302会議室（大会議室）	77,308	74,038	72,819	62,965	25,036
401～408,410会議室（小会議室）	87,520	89,650	90,175	76,942	23,355
409特別会議室	2,288	2,159	3,114	2,794	398
第1和室会議室	3,675	3,872	4,005	4,604	2,236
第2和室会議室	4,427	4,663	3,557	3,692	1,493
1401会議室（展望会議室）	1,991	1,907	2,337	1,913	362
特別応接会議室	156	237	232	156	0
展望レセプションルーム	13,633	13,810	14,488	13,928	3,810
デッキ・プラザ・アトリウム	45,856	44,737	51,484	48,922	2,825
サラマンカホール	78,064	72,235	69,311	64,657	20,843
その他の施設	501,919	530,063	517,991	499,315	320,616
利用者数合計	861,567	880,759	872,293	823,312	417,864

## 2 監査の重点及び監査手続

OKBふれあい会館は、サラマンカホールという文化施設と、ふれあい会館という貸会議室等の合同施設である。したがって、2つの性格を持つ施設について、指定管理者がどのような管理をしているのかに着目して、監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和3年7月16日及び令和3年10月28日に現地ヒアリングを行い、文化創造課担当者、指定管理者から説明を受けた。また、令和3年4月19日及び令和3年12月7日に、文化創造課に対するヒアリングを行った。

書類監査については、アンケート調査票のほか、OKBふれあい会館及びサラマンカホールのホームページ、指定管理者監査資料（平成22年1月15日、平成26年1月16日、平成28年12月26日、令和元年12月5日）、岐阜県民ふれあい会館条例、同条例施行規則、「利用料金の徴収・管理に関する運用規定について」、「会議室 利用のご案内」（令和3年3月10日一部改訂）、サラマンカホール【ご利用の手引き】（令和2年3月1日）、岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する基本協定書、岐阜県県民ふれあい会館指定管理運営業務仕様書、令和元年度岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する年度協定書、記念碑・記念樹・防犯カメラの設置に関する覚書、県民ふれあい会館に係る主な厨房設備等一覧、サラマンカメイト会員規約、岐阜県県民ふれあい会館入居県機関一覧、岐阜県県民ふれあい会館行政財産使用許可団体一覧、施設及び整備の主な改修・修繕経緯（平成28年度～令和2年度指定管理者実施分）、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に基づく個別施設計画（岐阜県県民ふれあい会館）、県民ふれあい会館アトリウム、デッキプラザ利用料金減免基準、岐阜県県民ふれあい会館サラマンカホール利用料金減免基準、貸出対象施設及び付属設備一覧、会議室等貸出要領、運転保守管理業務実施要領等、現在の利用料金表（令和3年4月1日現在）、「岐阜県県民ふれあい会館（サラマンカホール）の概要」、駐車場一覧表、企画事業の実施状況、「県民文化の振興に資する公演等の事業の企画及び実施に関して（自主企画事業）、媒体別広報実績状況一覧（H30～R2）、利用者数実績（平成28年度～2020年度）、収支等状況報告書（平成28年度～令和2年度）、公有財産台帳、自主企画アンケート集計、名古屋音楽大学及びサラマンカホールの包括連携協力に関する協定書、サラマンカホール包括連携協力に関する協定書、公益財団法人十六地域振興財団及びふれあいファシリティーズの包括連携協力に関する協定書、発注書（Webサイト製作（新規））、発注書（レンタルサーバ／フルマネージドプランS+）現金残高照合表、総勘定元帳、「岐阜県県民ふれあい会館の利用料金承認について」、現金取扱規定、ぎふ弦楽器貸与プロジェクト《STROAN》貸与弦楽器リスト、サラマンカホール弦楽器使用貸借契約書、ぎふ弦楽器貸与プロジェクト《STROAN》-募集要項-、ぎふ弦楽器貸与プロジェクト《STROAN》実技審査課題曲、審査項目及び審査基準、《STROAN》メンバー、令和2年度現物実査の結果について（報告）、物品管理事務、「物品の現物実査実施要領について」、保険証券、アートワークの設置一覧、岐阜県県民ふれあい会館個人情報保護規程、岐阜県県民ふれあい会館の情報公開に関する規程、岐阜県県民ふれあい会館文書管理規程、岐阜県県民ふれあい会館安全管理規程、訓練実施要綱、訓練時等安全管理要綱、建物等の転倒・落下・移動防止措置等の自主検査チェック表（定期）、設備安全簡易チェック表等、岐阜県県民ふれあい会館災害対応・危機管理マニュアル、緊急地震速報受信時対応マニュアル、岐阜県県民ふれあい会館の管理基準（参考）、情報セキュリティ管理体制組織表、行政財産使用許可書、行政財産使用許可期間更新申請書、土地賃貸契約書、セキュリティカード管理名簿、OKBふれあい会館事務局鍵貸出管理表、楽屋等鍵貸出台帳、県有建築物の営繕工事等の実施の手引き、工事請負契約書（スクリューヒートポンプチラー修繕工事）、県有施設中長期保全計画

(統括表)、指定管理者の指定等の状況(文化創造課)、平成28年度第3回岐阜県指定管理者審査委員会議事録、岐阜県県民ふれあい会館使用料等徴収事務委託契約書、岐阜県防災情報通信システム無線局の設置及び管理運用に関する協定書、事業計画書(平成30年度～令和2年度)、事業報告書(令和元年度)、指定管理者評価結果票(平成30年度、令和元年度)、「令和2年度 事業報告書の提出に伴う実地調査結果(復命)」、指定管理者実地調査におけるチェック表、指定管理業務における備品購入に係る協議について(回答)、「ふれあい会館・サラマンカホール 再・再々委託先一覧」(平成29年3月24日)、「令和2年度岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する年度協定書の変更について」、「令和2年度 岐阜県県民ふれあい会館 収支予算変更一覧」、「令和2年度 事業計画書変更点、県民ふれあい会館文書引継目録(平成24年～平成28年度分)」、【メンテナンス】報告書、サラマンカ・コレクション貸与事業審査要領、サラマンカホール弦楽器使用貸借契約書、完了届(岐阜県県民ふれあい会館アートワーク「水生翼」修繕業務)、令和3年10月定例会議議事録、過去5年度のサラマンカホール利用者数の推移、ゴンドラ設備定期保守点検契約書、委託業務契約書(ふれあい会館会議室放送設備点検)、注文受諾書(電気設備定期点検業務)、注文請書(冷温水発生機設備点検業務(年4回))、電話設備保守契約書、メンテナンス(FM)契約書、保守契約書、令和2年度岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する年度協定書の変更に係る協定書等について提出を受け、閲覧をした。

そのほか、前指定管理者構成員であり、再委託先であるC株式会社に対して、関係人調査(地方自治法第252条の38第1項)に基づき、再委託契約書、再々委託契約書などの資料を徵求したほか、令和4年2月10日、ヒアリングを実施した。

### 3 物品管理

#### (1) アートワーク

##### 【事実関係】

指定管理者は、指定管理業務としてアートワークの管理を行っているところ、当該アートワークは、県が民間業者との間で、各作家に対しモニュメントの制作を依頼する請負契約を1億3390万円で締結し、会館開設に合わせて、設置されたものである。しかし、アートワークが破損等した場合の修繕に関するマニュアルや著作者との協定書は存在しない。以前修繕が必要となったが、その際は、直接著作者に修理してもらったとのことである。

##### 【規範】

岐阜県公文書規程第3条の2(文書作成の原則)第1項「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。  
①条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯  
②「清流の国ぎふ」創生総合戦略の策定その他県の重要政策の決定又は了解及びその経緯  
③個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯  
④職員の人事に関する事項」

る事項」、同第2項「前項の文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合せ等（外部の者との打合せ等を含む。以下同じ。）の内容を記載するものとする。」

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定し、岐阜県公有財産規則第13条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

**【指摘 文化創造課、指定管理者】**

指定管理者が管理する著作物を適切に管理するために、修繕に関するマニュアル及び著作者との協定書を締結すべきである。

**（2）中国江西省との友好記念碑**

**【事実関係】**

指定管理者は、指定管理業務として、中国江西省との友好記念碑の管理業務を補助しているところ、当該管理に係る防犯カメラが設置されており、当該防犯カメラの映像が映し出されるモニターが管理室に設置されている。指定管理者において、当該モニターの操作方法が分からぬ担当者がいたため、現地ヒアリングを行った際、防犯カメラの映像を確認することができなかった。

**【規範】**

岐阜県県民ふれあい会館管理運営業務仕様書第4指定管理者が行う業務の範囲1業務の概要及び内容の細目（2）業務内容の細目イ施設の維持管理に関する事項（シ）その他維持管理業務 d 中国江西省との友好記念碑の管理業務（i）において、「本施設の西側広場に岐阜県と中国江西省との友好の記念碑・記念樹及びその監視カメラが設置してあります。この保守管理は、県が実施しますが、指定管理者には、防犯カメラによる監視及び警備業務における日常的な巡回監視を行っていただきます。」とある。

**【指摘 指定管理者】**

防犯カメラの映像が写し出されるモニターの操作方法を確認し、当該管理業務に従事する全ての職員が防犯カメラによる監視ができるようにすべきである。

**（3）ぎふ清流文化プラザ（旧未来会館）から移管した作品等**

### 【事実関係】

ふれあい会館2棟倉庫には、評価額100万円の書および陶芸作家による作品等24点（平成29年10月18日にぎふ清流文化プラザから移管）が保管されたままになっている。また、これらの芸術品が、会議室の棚の真下にある床に置かれていたり、壁に立てられたりして保管されている。そのため、地震により棚の上に置いてある物品が落下したり、壁に立てて保管されたりしている作品のガラス部分が破損する恐れがある。



### 【規範】

地方財政法第8条「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」

### 【指摘① 文化創造課、指定管理者】

価値のある書及び置物であるからその目的に応じた運用をすべきである。

### 【改善報告】

なお、14階のレストランで展示を開始したため、改善報告とする。

### 【規範】

岐阜県公有財産規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」

### 【指摘② 指定管理者】

芸術品の保管について、①上から落下する物がない場所で保管したり、②破損しやすい作品については緩衝材で包んだりするなどして、損害を防ぐ適切な方法で管理すべきである。

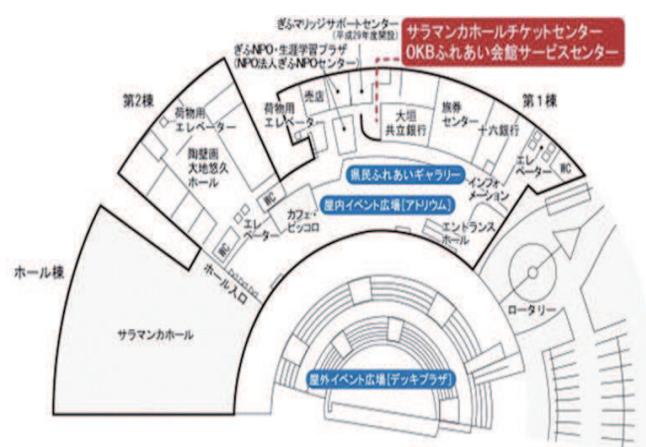
## （4）青釉ラスター彩陶壁

### 【事実関係】

人間国宝である作家の作品（青釉ラスター彩陶壁）が、第2棟のロビーに飾られているが、奥まった場所（陶壁画大地悠久ホール）であり、OKBふれあい会館の入り口やサラマンカホールの来場者の目には留まらない。

### 【規範】

地方財政法第8条「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、



その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」

【指摘 指定管理者】

ホームページで著作物を紹介するなどし、広く県民及び利用者に著作物を案内し、県有著作物の有効活用をすべきである。

#### 4 ぎふ弦楽器貸与プロジェクト S T R O A N

(1) 審査員の選任

【事実関係】

ぎふ弦楽器貸与事業 S T R O A N (以下「S T R O A N」という。) は、音楽家の支援・育成を目的としてサラマンカホールが、弦楽器（ヴァイオリン 22 挺、ヴィオラ 10 挺、チェロ 8 挺）を無償で貸与する取組であるところ、貸与審査が実施されている。しかし、審査員の選任の基準あるいは選定理由に関する議事録がない。また、任期についても定めがない。

【規範】

岐阜県公文書規程第 3 条の 2 (文書作成の原則) 第 1 項「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。①条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯②「清流の国ぎふ」創生総合戦略の策定その他県の重要政策の決定又は了解及びその経緯③個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯④職員の人事に関する事項」、同第 2 項「前項の文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合せ等（外部の者との打合せ等を含む。以下同じ。）の内容を記載するものとする。」

【指摘 指定管理者】

適正かつ公正な審査を担保するために、審査員の選任基準あるいは選定理由、任期を明文化すべきである。

(2) 貸与基準

【事実関係】

S T R O A N の貸与審査は、面談と実技の合計得点で判断されるところ、面談の得点では差がつきにくく、実質は、実技の得点で判断されている。一方で、ヴァイオリンの実技の審査をする審査員は 1 名しかいない。また、審査要領には、実技の審査項目として、本事業により演奏技術の向上が見込まれること、との記載しかなく、審査基準としても①演奏技術は高いか、②表現能力は高いか、③将来性が見込めるか、の 3 項目しか定めていない。そのため、客観的な実技の得点の審査基準が不明であり、審査員の主觀により貸与審査がなされると評価し得る状態となっている。

【規範】

地方自治法第 244 条第 3 項「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用すること

について、不当な差別的取扱いをしてはならない。」

**【指摘 指定管理者】**

適正かつ公正な審査を担保し、S T R O A Nの目的を果たすために、審査員を複数名にする、あるいは、実技の審査項目を細目化し、審査結果の客觀性を高めるべきである。

**(3) 保険契約**

**【事実関係】**

S T R O A Nに係る貸与楽器の保険については、海外の保険会社との間で契約を締結しているが、契約者が指定管理者ではなく、指定管理者の構成員であるB株式会社となっている。

また、当該事業で貸与する楽器の所有者は岐阜県であるところ、保険証明書に楽器の所有者に関し、「Owner of instruments:Salman」との記載がある。なお、「Salman」とは、サラマンカ (Salamanka) の略であるとのことである。

**【規範】**

岐阜県公文書規程第3条第2項「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」

**【指摘① 指定管理者】**

S T R O A Nは、自主企画事業であり、指定管理者が当該業務を行っていることから、当該業務に関する契約については、契約者を指定管理者であるふれあいファシリティズとして行うべきである。

**【指摘② 指定管理者】**

楽器の所有者は岐阜県であることから、保険証明書の楽器所有者には岐阜県と記載すべきである。

## 5 施設管理

**(1) 会議室**

**【事実関係】**

会議室の使用許可は申込順となるところ、毎月初日は、使用申込が多く、使用希望日が重複することもある。そのため、重複する場合は抽選を行って使用順位を決めている。しかし、抽選は事実上の運用で行っており、ルールとして明記されていない。

**【規範】**

岐阜県公文書規程第3条の2（文書作成の原則）第1項「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。①条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯②「清流の国ぎふ」創生総合戦略の策定その他県の重要政策の決定又は了解及びその経緯③個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯④職員の人事に関する

る事項」、同第2項「前項の文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合せ等（外部の者との打合せ等を含む。以下同じ。）の内容を記載するものとする。」

**【指摘 指定管理者】**

会議室の使用順位を決定するルールを明記すべきである。

**(2) 同時通訳機**

**【事実関係】**

4階の特別会議室には同時通訳機が、故障しており10年以上使用されずに放置している。修繕をするには多額の修理費がかかる一方で同時通訳機の利用が見込まれないため、修理の対象となっていない。

**【規範】**

岐阜県会計規則第99条1項は、「収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理替えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」とし、同条2項は、「収支命令者等は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。」としている。

**【指摘 文化創造課】**

県のルールに従って、廃棄処分を検討し、少なくとも、いつまでに廃棄処分をするかの具体的計画を立てるべきである。

**(3) 防犯カメラ**

**【事実関係】**

防犯カメラが設置してあるが、防犯カメラの設置・使用及び撮影録画したデータの管理運用に関する規程は存在しない。

**【意見 文化創造課、指定管理者】**

防犯カメラについては、岐阜県個人情報保護条例などの法令による制約に反するところがないよう、防犯カメラの設置使用及び撮影録画したデータの管理運用に関する規程を作成することが望ましい。

**(4) 監視カメラ**

**【事実関係】**

ふれあいキッズひろばは、自主事業として運営しているところ、指定管理者において購入された監視カメラが設置されている。しかし、監視カメラの設置・使用及び撮影録画したデータの管理運用に関する規程は存在しない。

**【意見 指定管理者】**

監視カメラについては、岐阜県個人情報保護条例などの法令による制約に反するところがないよう、防犯カメラの設置使用及び撮影録画したデータの管理運用に関する規程を作成することが望ましい。

#### (5) 無料バスによる送迎

##### 【参考報告 指定管理者】

コンサート開催時に、交通アクセスをよくするため、岐阜西駅との間を無料バスによる送迎を行っている。これにより交通アクセスの問題を改善し、利用者数を伸ばしたため、参考報告とする。

#### (6) レストラン

##### 【事実関係①】

指定管理者は、第1棟の2階、第1棟の14階について、レストラン、喫茶店の営業・物品販売のために、岐阜県から行政財産の目的外使用許可を受け、県に使用料として、年間202万8635円を支払っている。しかし、レストランについて占有使用しているのは、指定管理者から委託を受けた事業者である。事業者の占有使用について、転貸の許可等の手続は執られていない。

##### 【規範】

行政財産使用許可書

##### 「8 転貸の禁止

使用者は、使用許可物件を他の者に転貸してはならない。」

##### 【指摘 文化創造課、指定管理者】

行政財産の目的外使用許可を受けた区画を委託先業者に占有使用させることは、状況によっては、転貸と評価される場合もある。

文化創造課及び指定管理者は、転貸に該当するか、管財課と協議して、転貸等の許可手続等について検討すべきである。

##### 【事実関係②】

指定管理者は、自主事業として、レストラン（第1棟14階）の運営をしているところ、当該業務を民間業者に再委託している。しかし、県による再委託の承認手続を執っていない。

##### 【規範】

岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する基本協定書第11条第1項は、「甲及び乙は、本協定の締結後において、第8条に規定する本業務（同条第3項に規定する自主事業を含む。以下同じ。）」と規定する。

同協定書第17条第2項は、「乙は、本業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして甲に申請し、その承認を得なければならない。」と規定する。

### 【指摘 指定管理者、文化創造課】

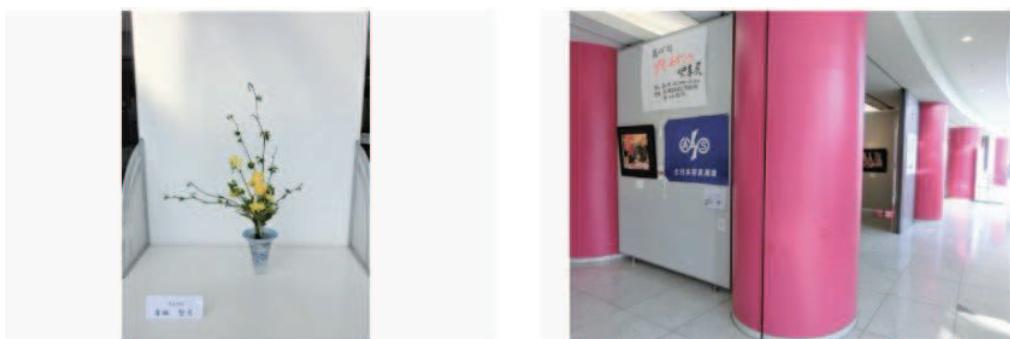
指定管理者が自主事業を第三者に委託して行う場合には、当該事業の内容を適切に把握・管理できるよう、県に対し、再委託の申請を行い、承認を受けるべきである。

### (7) オープンスペースの活用

#### 【事実関係】

OKBふれあい会館において、指定管理業務の一つである文化復興事業として（岐阜県民ふれあい会館管理運営業務仕様書 20～21 頁）、県民文化の振興のため、指定管理者のノウハウやネットワークを活かして、以下の事業を継続して実施している。

（OKBふれあい会館ホームページより）



場所	事業内容	実施回数	展示内容等
2階アトリウム	県民参加によるコンサートの開催	毎月1回以上	
	岐阜県華道連名各流派の生け花の展示	常時	生け花の展示が困難となる時期には、他の展示物を企画
県民ふれあいギャラリー	1週間単位で県民に発表・展示の場として無料で貸し出し	常時	写真展、絵画展等
	県民の作品を募集し、4週間の個展を開催	毎年10月～11月中旬	県民が興味で作った作品（洋画、日本画、写真、手芸など）を一人につき1パネルで展示
第1棟3階・4階の廊下及び14階の展望ラウンジ	絵画等の展示	常時	文化施設として、文化的で気品のある空間となるもの

## 6 指定管理者

### (1) 指定管理者の募集

#### 【事実関係】

第4期の指定管理者の募集の際、応募をした団体は1団体のみであった。この点、OKBふれあい会館の指定管理業務の内容としては、施設管理とサラマンカホールの

企画事業の種類が大きく異なる2つに分けられるところ、前者の施設管理であればビルメンテナンス会社等ノウハウを有している団体も少なくない。

他方、後者のサラマンカホールの企画事業に関しては、音楽分野に精通している企業でなければ業務を行うことが困難である。加えて、企画事業を行うには経験と実績が必要となる。そのため、例えば可児市文化創造センターalaは公益財団法人可児市文化芸術振興財団が運営しているように、公益財団法人が長期にわたり運営することで実績と経験を積み上げている施設も多い。このように、文化施設を運営する団体が経験と実績を積むには、ある程度の期間が必要となるところ、指定管理者のヒアリングにおいても、人材育成に最低3年は要するとの話があった。しかし、現在の指定管理期間は5年であることから、経験と実績を積むには短く、人材投資を躊躇する状況を作りかねない。

#### 【意見 文化創造課】

指定管理業務について、施設管理とサラマンカホールの企画事業を分けて募集をするなど、指定管理者の募集に関し、より多くの団体の応募を促し競争原理を働かせる募集方法を検討することが望ましい。

また、音楽文化の創造と県のイメージアップを効果的に実現するために、サラマンカホールの企画事業については、5年ではなく、例えば10年などの長期間を指定管理期間にして、指定管理者による人材投資を促し、実績と経験を積める環境を整えることが望ましい。

#### （2）指定管理者の評価

##### 【事実関係】

指定管理の評価員会議において、OKBふれあい会館の現地視察をして、評価をするという方法をとっていない。

##### 【規範】

岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する基本協定書第32条（専門家等による評価）第1項「甲は、乙による本業務の実施について、管理の基準の充足状況、本施設の設置目的の達成状況、公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等に関する評価を行うため、県民ふれあい会館評価員会議（以下「評価員会議」という。）を開催し、本施設を熟知した専門家等から当該評価について意見を聴取する。」

##### 【指摘 文化創造課、指定管理者】

管理の基準の充足状況、本施設の設置目的の達成状況、利用者に対する公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等について、本施設を「熟知した」専門家等から評価を得るためにには、現地視察が不可欠である。現地を視察しなければ、上記各項目について、「熟知」することはできない。

指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。

## 7 再委託

### (1) 指定管理業の実施に要する費用

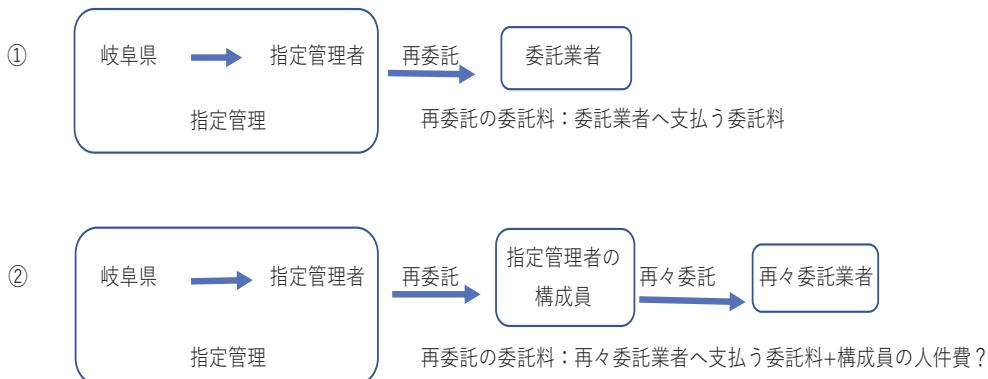
#### 【事実関係】

令和元年12月5日の指定管理者監査資料 第11「委託料支出調（第三者委託分）」には、指定管理者の構成員も委託先として記載されている。一般的に委託料には受託者の人件費が含まれていることから、指定管理者が指定管理者の構成員に支払う委託料の中にも、指定管理者の構成員に対する人件費が含まれていると考えられる（下記図②）。しかし、上記指定管理者監査資料からはその内訳を確認できない。また、上記指定管理者監査資料第7「収入支出決算額調 2 支出額調」には、人件費853,000,000円が計上されているが、当該人件費と指定管理者の構成員に支払う委託料に含まれていると考えられる人件費との関係も不明である。

この点、指定管理者に対し、令和元年12月5日の指定管理者監査資料 第11「委託料支出調（第三者委託分）」のうち指定管理者の構成員が委託先となっている事業に関し、その内訳について説明を求めたが具体的な説明がなされなかった。

また、指定管理者や、C株式会社に対して、指定管理者とC株式会社との委託契約書（委託金額）の開示や再々委託の契約書（委託金額）の開示を求めたが、営業上の秘密として、開示されなかった。

なお、「令和2年度 事業報告書の提出に伴う実地調査結果（復命）」において、「(1) 指定管理業務の実施状況に関する事項」として、「・指定管理者の決算報告及び各種関係帳簿、通帳などを確認し、事業報告書記載の各種業務が適切に実施された旨を確認。」「・ただし、指定管理業務に係る経費の大半が、指定管理者から構成企業に一括して委ねられ、毎月定額の経費を支払う一方で、構成企業内の収支を確認できない状況にあるため、今後改善が必要だと考えられる。」との報告がなされている。



#### 【規範】

岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する基本協定書第24条は、「乙は、その収入である指定管理料、利用料金、事業収入等の合計額が経営努力により指定管理業の実施

に要する費用の合計額を超えた場合においては、当該超過額の 100 分の 30 に相当する額を甲に支払うものとする。」と規定する。

基本協定書第 30 条（業務実施状況の現地確認）第 1 項は、「甲は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定期間中の各年度の 5 月、8 月、11 月及び 2 月に本施設へ立ち入り、乙による本業務の実施状況に関する実地調査を行うものとする。」と規定し、同条第 2 項は、「前項の規定にかかわらず、甲は、前項の実地調査を隨時行うことができる。」と規定する。

#### 【指摘 指定管理者】

一般的に業務委託の委託料には、受託者的人件費が含まれていることから、指定管理者の構成員が委託先となっている業務委託の委託料にも当該構成員の人件費が含まれているか否かを確認する必要がある。

また、委託料に構成員の人件費が含まれている場合には、上記収入支出決算額調の人件費に計上されていることを併せて確認する必要がある。

しかしながら、OKBふれあい会館の指定管理者は、構成員が委託先となっている業務委託の内容等について具体的な説明を行わないため、上記基本協定書第 24 条に記載のある「指定管理業の実施に要する費用」を算出することができない。

指定管理者は、その構成員への委託業務を含む、自らが業務遂行のために要した費用を、根拠資料を示すとともに、正確に報告すべきである。

#### （2）再委託先の記載

##### 【事実関係】

指定管理者から県に対し、岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する基本協定書第 17 条第 2 項に基づき県に対して再委託先の申請がなされているが、当該申請には、C 株式会社等、指定管理者から委託を受けている業者が記載されている。

しかし、令和元年 12 月 5 日指定管理者監査資料第 11 「委託料支出調（第三者委託分）」には、指定管理者の構成員である A 株式会社及び B 株式会社、C 株式会社のみが委託先として記載されている。

##### 【規範①】

基本協定書第 30 条（業務実施状況の現地確認）第 1 項は、「甲は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定期間中の各年度の 5 月、8 月、11 月及び 2 月に本施設へ立ち入り、乙による本業務の実施状況に関する実地調査を行うものとする。」と規定し、同条第 2 項は、「前項の規定にかかわらず、甲は、前項の実地調査を隨時行うことができる。」と規定する。管財課等の説明によると、基本協定書第 30 条は、指定管理者の構成員ではない再委託先には及ばないとのことである。

また、岐阜県公文書規程第 3 条第 2 項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

##### 【指摘 文化創造課、指定管理者】

指定管理者の構成員も再委託先と捉えると、指定管理者の構成員に対しても、基本

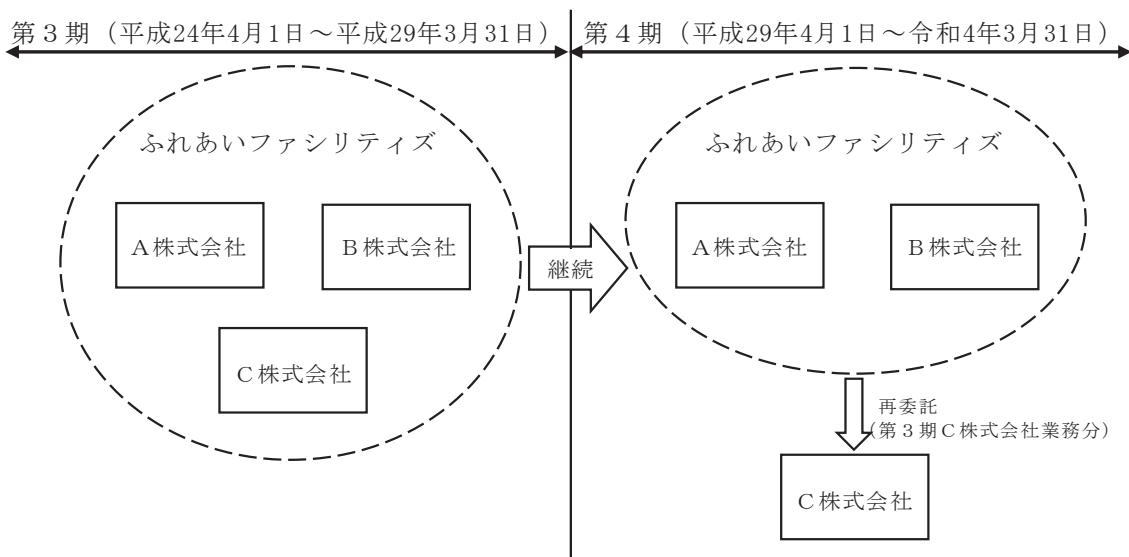
協定書第30条による業務実施状況の現地確認が及ばないことになる。

そうすると、指定管理者の構成員も再委託先と捉えると、「指定管理業の実施に要する費用」についても、確認することができなくなってしまう。

県に対して申請されている再委託先が指定管理者の構成員以外であることも考慮すると、指定管理者の構成員は指定管理者の第三者ではなく当事者であり、構成員への委託は第三者委託には該当しない。

したがって、上記「委託料支出調（第三者委託分）」の「委託先」には、指定管理者が再委託している業者（指定管理者の構成員を除く。）を「委託先」として記載すべきである。

### （3）再委託の承認



#### 【事実関係】

(1) OK B ふれあい会館について第3期（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）の指定管理者も第4期（平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）の指定管理者であるふれあいファシリティズであったところ、指定管理者の構成員が第3期は構成員としてC株式会社が含まれていたが、第4期はC株式会社が構成員から外れた点が異なる。

しかし、第3期中である平成26年1月16日指定管理者監査資料第8「委託料支出調（再委託分）」及び平成28年12月26日指定管理者監査資料第8「委託料支出調（再委託分）」、第4期中である令和元年12月5日指定管理者監査資料第11「委託料支出調（第三者委託分）」の記載内容を踏まえると、第3期でC株式会社が担っていた指定管理業務を第4期においても同じく指定管理者からの再委託という形でC株式会社が担っている。

そのため、指定管理業務の実態として、第3期と第4期において異なるところはな

い。令和4年2月10日のC株式会社に対するヒアリング及び同月14日の指定管理者に対するヒアリングにおいても、第3期と第4期において、業務実態に変更はない旨説明があった。

また、平成29年3月24日付「岐阜県民ふれあい会館管理運営業務に係る委託について」と題する決裁書においても、「\* C株式会社が委託先となったことにより、再々委託が発生する」「ファシリティーズ←協定→A株式会社←再委託→C株式会社←再々委託→一部委託」旨の記載があった。

(2) 平成28年度第3回岐阜県指定管理者審査委員会議事録では、当時の文化振興課から、「最後に、現在の構成員のうち、1企業外れたことについて、2項目ヒアリングを行いました。1つ目は、(中略)、外れた理由と、この企業が構成団体から外れたことで利用者サービスに影響するようなことはないか確認したところ、代表者であるA株式会社は、過去5年間、C株式会社とともに設備管理を実施してきたため、前回の応募時に不安であった中長期的な維持管理のプランニング能力が備わったと判断し、関係を発展的に見直したとのことでした。なお、C株式会社は、委託事業者として引き続き携わることが確約されているため、維持管理及び利用者サービスの現在水準を下回ることはないとの回答であり、疑義は解消されました。2つ目は、(中略)、共同体としての財政基盤や、今回の共同体2社の財務状況で指定管理業務に影響があるような問題はないか確認したところ、共同体の2社は、安定的な経営をしており、資金面でも、業務上、金融機関から資金融資が受けられる体制を整えているとの回答でした。(中略) 財務状況から直ちに指定管理業務に影響を及ぼすような問題は確認できないことから、県としての疑義は解消されています。」と説明されている。

この点、令和4年2月14日、指定管理者に対し、C株式会社を指定管理者の構成員から外したが、再委託先としている理由についてヒアリングをしたところ、「岐阜県内の業者において構成員とし、震災時の対応に備えて、震災時のBPCを経験しているC株式会社を再委託先とする」旨の説明があった。

#### 【規範①】

基本協定書第30条（業務実施状況の現地確認）第1項は、「甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定期間中の各年度の5月、8月、11月及び2月に本施設へ立ち入り、乙による本業務の実施状況に関する実地調査を行うものとする。」と規定し、同条第2項は、「前項の規定にかかわらず、甲は、前項の実地調査を随時行うことができる。」と規定する。管財課等の説明によると、基本協定書第30条は、指定管理者の構成員ではない再委託先には及ばないとのことである。

#### 【規範②】

基本協定書第17条第2項は、「乙は、本業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして甲に申請し、その承認を得なければならない。」と規定し、同第3項は、「甲は、前項の規定による申請があった場合において、その申請内容に基づく第三者への委託後においてもなお本協定に定める事項の乙による履行に支障がないと認めるときは、これを承認す

るものとする。」と規定する。

【指摘 文化創造課】

第3期と第4期において、指定管理業務の実施主体は実態としてはA株式会社、B株式会社、C株式会社であることに変わりはない。しかし、管財課等の説明を前提とすると、基本協定書第30条による業務実施状況の現地確認は、指定管理者の構成員ではない再委託先（本件ではC株式会社）に及ぼすことはできない。

再委託の承認に際しては、再委託契約書、再々委託契約書等の提出や、県の調査が再委託先、再々委託先等にも及ぶことなどを条件として、再委託の承認の是非を検討すべきである。

## 8 OKBふれあい会館の基本計画（グランドデザイン）

【事実関係】

OKBふれあい会館には、特別応接会議室及び同時通訳機のある特別会議室がある。これらの施設は、岐阜県県民ふれあい会館一建設のあゆみによれば、「ふれあい交流の中心的、中核的な施設として、人の心をとらえ、ひきつけ、誘い込む力を備え、かつ従来の公共建築の堅苦しいイメージを脱却した、親近感のある気楽でアットホームな雰囲気を演出する空間の形成をめざし、より自由で創造的な発展が期待できるよう計画する。」との視点により、設置されたと読める。しかし、当該視点と特別応接会議室及び同時通訳機のある特別会議室との関連性が不明である。

現在も、指定管理者による稼働率を上げるための対策はなされているものの、利用場面が限られており、特別応接会議室、同時通訳機のある特別会議室の利用率は低い。

【意見 文化創造課】

OKBふれあい会館の基本計画として、特に稼働率の低い施設について、今後も既存の施設形態を維持したまま運営をしていくのか、あるいは、既存の施設形態に捕らわれず全く異なる使い方をするのか長期的な方針を定めた上で、現在利用率が低い施設の修繕や改修の必要性の有無・優先順位を検討することが望ましい。

また、今後の施設の修繕や改修を行う場合には、利用目的を明確に定め、当該目的との関連性を検証することが望ましい。

## 第13 飛騨・世界生活文化センター

### 1 施設の概要

#### (1) 施設所在地

高山市千島町 900-1



(飛騨・世界生活文化センターパンフレットより)

#### (2) 施設の目的及び施設の概要

##### ア 設置目的

飛騨・世界生活文化センターは、生活文化を中心とした県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化に寄与する（飛騨・世界生活文化センター条例第1条）目的で設置された施設である。

##### イ 施設概要

- ①敷地面積：6万1061.75m<sup>2</sup>
- ②建築面積：8473.56 m<sup>2</sup>（延床面積 2万4137.99 m<sup>2</sup>）
- ③主な施設：いずれも平成13年5月24日に建築



(飛騨・世界生活文化センターホームページより)

施設名	棟・階	面積	収容人員	主な設備等	主な用途
飛騨コンベンションホール	イベントホール棟 1階	1,960m <sup>2</sup>	2,000人	移動観覧席、400インチスクリーン、音響・照明設備	各種イベント、大規模会議
飛騨芸術堂	飛騨芸術堂1階	697m <sup>2</sup>	500人	250インチスクリーン、音響・映像設備、同時通訳設備	会議、講演会、コンサート
特別会議室	食遊館3階	185.8m <sup>2</sup>	32人	音響設備	会議、講演会
会議室（2室）	食遊館2階	142.8m <sup>2</sup>	72人	音響設備	会議、講演会
大会議室	食遊館地下1階	280.8m <sup>2</sup>	156人	100インチスクリーン、音響設備	会議、講演会
レストラン	食遊館1階	210m <sup>2</sup>	105人	—	レストラン
ミニシアター	エントランス棟地下1階	163m <sup>2</sup>	102人	150インチスクリーン、音響・照明・映像設備	講演会、研修会
ミュージアム飛騨	ミュージアム飛騨 地下1階・1階	1,282m <sup>2</sup>	—	—	展示
企画展示室 1～3	ミュージアム飛騨 1階・2階	202m <sup>2</sup>	—	—	展示
	展示室 2	308m <sup>2</sup>			
	展示室 3	399m <sup>2</sup>			
ふれあい広場	屋外	1,146m <sup>2</sup>	—	—	各種イベント
駐車場	外来者用462台（うち身障者用6台、妊婦乳幼児用4台、おもいやり駐車場7台）				

ウ 指定管理者

共同体 飛騨コンソーシアム（指定期間：令和3年4月～令和8年3月）  
飛騨地域の飛騨家具メーカー4社が構成団体。

エ 指定管理料 2億4427万7000円

オ 指定管理業務の概要

- ①飛騨・世界生活文化センターの維持管理に関する業務
- ②飛騨・世界生活文化センターの運営に関する業務（施設及び附属施設の使用許可並びに利用料金の収受を含む）
- ③県民文化の振興及び地域の活性化に関する業務（飛騨・世界生活文化センターの企画事業）
- ④常設展示室の企画運営に関する業務
- ⑤その他飛騨・世界生活文化センターの設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
- ⑥自主事業：レストラン運営

カ 利用時間・休館日

利用時間：午前9時00分から午後9時30分  
(ミュージアム飛騨は午前10時00分から午後6時00分)  
休館日：毎週火曜日（祝日の場合はその翌日）  
12月29日から翌年の1月3日まで

（3）施設の沿革

平成7年3月：飛騨地域国際交流拠点（世界民族文化首都HIDA）マスターplan策定

平成13年7月：供用開始 財団法人岐阜県産業文化振興事業団に管理委託

平成18年4月：飛騨コンソーシアムを指定管理者に指定（第1期）

指定期間：平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

平成23年4月：飛騨コンソーシアムを指定管理者に指定（第2期）

指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

平成23年6月：ミュージアム飛騨リニューアルオープン

平成22年度末の「ミュージアムひだ（教育委員会所管）」廃止により、  
同建物を指定管理者による管理運営に変更

平成28年4月：飛騨コンソーシアムを指定管理者に指定（第3期）

指定期間：平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

令和3年4月：飛騨コンソーシアムを指定管理者に指定（第4期）

指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 直近5年間の利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入場者数合計(人)	50万2649	47万1524	47万8828	46万2192	13万4553
収入合計(千円)	252,534	250,058	249,960	259,693	255,816
利用料金収入	18,817	16,449	16,247	19,737	9,789
指定管理料(千円)	230,875	230,875	230,875	235,335	235,595
その他収入	2,843	2,734	2,838	4,621	10,432
支出合計(千円)	248,617	244,408	245,772	248,758	252,893
人件費	72,796	69,943	69,341	71,388	74,947
施設管理費	158,908	158,086	160,148	160,035	162,691
施設運営・企画事業費	16,912	16,378	16,283	17,335	15,255
収支(千円)	3,917	5,650	4,188	10,935	2,923

区分	平成28年度実績		平成29年度実績		平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度実績	
	稼働率 (%)	利用者数 (人)								
コンベンションホール	76.3	66,547	74.3	37,336	80.2	44,860	76.6	52,352	66.5	8,368
芸術堂	42.3	17,421	42.1	14,971	39.7	16,368	38.4	13,372	18.6	2,996
大会議室	50.4	11,397	54.2	12,104	49.6	10,992	44.6	11,015	57.5	5,692
会議室1	58.6	4,517	62.7	4,862	62.9	5,049	61.4	5,036	44.7	1,744
会議室2	49.8	3,718	50.4	3,360	53.2	3,246	55.4	3,755	36.2	1,036
特別室	16.7	759	15.4	976	13.6	557	12.6	538	26.7	782
応接会議室	32.1	534	31.7	463	30.4	512	25	522	15.2	239
ミニシアター	63.2	4,865	51.6	3,173	48.5	3,582	43.5	3,893	29.6	712
企画展示室1	45.6	4,266	45.8	2,820	50.8	2,825	51	3,253	21.2	1,087
企画展示室2	10.2	666	10.3	848	21.2	2,378	21.5	2,857	8.1	762
企画展示室3	100	15,848	100	10,487	100	12,137	100	13,831	100	3,070
常設展示室(※ ミュージアム飛騨)	100	15,942	100	10,487	100	12,137	100	13,831	100	3,348
その他	-	356,169	-	369,637	-	364,185	-	337,937	-	104,717
利用者数計		502,649		471,524		478,828		462,192		134,553

## 2 監査の重点及び監査手続

飛騨・世界生活文化センターは、イベント会場として広大な面積に建てられた巨大施設であり、年間2億4000万円という指定管理料を払って運営されていることから、施設の本来の目的と適切な維持管理と有効活用に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和3年6月14日及び同年10月25日の現地ヒアリングにおいて、指定管理団体である飛騨コンソーシアムの担当者からのヒアリングを行った。また、指定管理者監査資料（平成30年11月30日）、飛騨・世界生活文化センターのホームページのほか、アンケート調査票による照会回答及び添付資料（平成28年度から令和2年度の利用者数の資料・平成28年度から令和2年度の料金収入の実績及び経費等の収支状況の資料、公有財産台帳、飛騨・世界文化センターの管理運営に関するアンケート、飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会規約、同協議会事務局規程、同協議会事務局規程取扱要領、同協議会幹事会開催結果、同協議会監査結果、飛騨地域公立文化施設連絡会規約、ホームページの業務委託基本契約書、レンタルサーバーの契約情報、飛騨・世界生活文化センター利用料金規程、飛騨・世界生活文化センター条例及び同条例施行規則の運用方針、飛騨・世界生活文化センターに係る利用料金の承認申請書、飛騨・世界生活文化センター条例施行規則、現金出納帳、飛騨・世界生活文化センターの管理に関する基本協定書、現物実査結果通知書、物品の現物実査実施要領、賠償責任保険証券、無線・誘導棒貸出表、冷凍庫の修理に関する見積書、物品処分フロー図、指定管理者飛騨コンソーシアム個人情報保護規定、飛騨・世界生活文化センター情報セキュリティ取扱者名簿、指定管理者飛騨コンソーシアム文書管理規程、情報セキュリティ事故発生時の対応フロー、行政財産使用許可書、県有財産賃貸借変更契約書、飛騨・世界生活文化センター鍵貸出表、自家用車保険関係書式、「飛騨・世界生活文化センター」安全管理取組計画、緊急時対応マニュアル、災害時の避難所施設利用に関する覚書、レジャーサービス施設費用保険資料、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に基づく個別施設計画、修理業務内容、県有施設中長期保全計画、指定管理者の指定等の状況、岐阜県指定管理者制度等運用委員会議事録、自家用電気工作物の保安業務に関する覚書、令和3年度事業計画書、事業実績報告書、平成30年度・令和元年度指定管理者評価結果、平成30年度・令和元年度実地調査結果、行政財産使用許可期間更新申請書、令和2年度指定管理業務一部第三者委託リスト、文書引継一覧表、飛騨・世界生活文化センター管理運営業務仕様書）の確認を行った。更に、現地往査において提出を受けた資料（新型コロナウイルス感染防止マニュアル、施設のパンフレット、MICE主催者様へのサポート体制のご案内、一般財団法人飛騨高山大学連携センターパンフレット、年度協定書、飛騨・世界生活文化センター入居団体別行政財産目的外使用許可資料、行財政改革アクションプラン（骨子）、飛騨・世界生活文化センター鍵貸出表、無料記事掲載に関する資料、無線・誘導棒貸出表、寄託物品一覧、平成15年から平成31年までの施設利用人数一覧、国際会議・

全国大会等開催に関する資料、岐阜県美術館収蔵品保管契約に関する資料、飛騨・世界生活文化センター避難所視察資料、超過勤務届、飛騨地域国際交流拠点（世界民族文化首都HIDA）マスターplan策定調査、令和元年度・令和2年度の飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会収支決算資料）、飛騨・世界生活文化センター収蔵庫の使用に関する覚書、「令和3年度の協定書の変更について（協議）」、指定管理者の銀行通帳、活用推進協議会の銀行通帳等の資料を受領し、書類監査を行った。

上記のヒアリング及び書類監査等を通じて、補助金等交付団体として、飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会に対する監査を行った。

### 3 情報管理

#### （1）飛騨コンソーシアム文書管理規程

指定管理者である飛騨コンソーシアムにおいては、飛騨・世界生活文化センターにおける指定管理業務を行うにあたり、文書の管理に関し必要な事項を、飛騨コンソーシアム文書管理規程として定めている。

##### 【事実関係】

飛騨コンソーシアム文書管理規程は、第14条第3項で文書の保存期間を定めるが、「金銭及び物品の出納に関するもの」については、一律保存期間を5年と定めている。

##### 【規範】

岐阜県公文書規程では第68条において文書の保存期間を定めているが、旅費、交際費、対外交流費及び会議費の支出に係る会計に関するものは、保存期間を15年と定めている。

##### 【指摘 指定管理者】

飛騨コンソーシアム文書管理規程については、岐阜県公文書規程と同様の保存期間を定めるべきである。

#### （2）ホームページの管理

##### 【事実関係】

ホームページについては、指定管理者が契約する業者に依頼して施設のホームページを運営管理している。

ホームページを利用するにあたり利用しているレンタルサーバーの契約主が指定管理者の代表である代表者の個人名となっており、費用の請求先が施設宛とされている。

##### 【規範】

飛騨コンソーシアム文書管理規程第2条第2項において、文書は常に正確処理しなければならないとされており、岐阜県公文書規程第3条の2第1項3号には法人の権利義務の得喪に関する文書の作成が求められている。なお、指定管理者においては、管理運営業務仕様書において地方自治法を始めとする各種条例の遵守が求められている。

##### 【指摘 指定管理者】

施設のホームページが個人名契約のサーバーで管理されており、レンタルサーバーの契約内容を修正し、指定管理者名による契約にすべきである。

#### 4 物品管理

##### (1) 岐阜県美術館の収蔵品と岐阜県博物館の収蔵品

###### 【事実関係】

令和元年度に岐阜県美術館において、改修工事を行うため、岐阜県美術館の収蔵品を預かることとなった。そのため、令和2年3月14日に、岐阜県美術館と指定管理者は、飛騨・世界生活文化センター特別収蔵庫賃貸借契約書を締結し、令和2年3月14日から令和2年3月31日までの賃貸借期間における賃貸借料が60万0596円（消費税及び地方消費税を含まない。）とされた。また、令和2年4月1日に、岐阜県美術館と指定管理者は、飛騨・世界生活文化センター特別収蔵庫賃貸借契約書を締結し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの賃貸借期間における賃貸借料が917万8605円（消費税及び地方消費税を含まない。）とされた。



他方、岐阜県博物館の物品については、保管料を受け取ることなく保管している。ヒアリングにおいては、岐阜県博物館の物品は、かつて県教育委員会が管理していたミュージアム棟の名残として、岐阜県博物館の収蔵品を一般収蔵庫で保管することとなったためとしている。



##### (2) 高山市の保管場所としての利用

###### 【事実関係】

指定管理者が高山市との間で「飛騨・世界生活文化センター収蔵庫の使用に関する覚書」を作成し、高山市が、飛騨・世界生活文化センターの一般収蔵庫を、高山市の市有美術品の保管場所として無償使用できる代わりに、指定管理者においては、施設内で市有美術品を無償使用できるとの条項がある。

覚書の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間である。実際には令和2年から預っているが、令和3年4月に正式に覚書を締結した経緯がある。

収蔵場所に保管されている物品数は合計約800点（日本画約300点、木版画約40点、写真約200点、ポスター146点、洋画約150点）である。一般収蔵庫は、温度管理ができる施設であるが、電気代等については、高山市との按分などは覚書に記載はない。高山市を含む飛騨地域では、同様に美術品を預かることが可能な施設はない。

###### 【規範】

地方自治法第 238 条の4第7項は、施設の目的を妨げない限度において使用を認め、岐阜県公有財産規則第 16 条には、公有財産の目的外使用許可の申請手続が規定されている。

**【指摘 指定管理者、文化創造課】**

本件覚書は、高山市が、県の施設を倉庫として使用する内容であるが、このような倉庫としての利用方法は、本施設の目的外使用である。行政財産の目的外使用許可是県が許可を与えるものであり、指定管理者が独自に許可を与えられるものではない。覚書の内容からは、指定管理者において、市有美術品を借り入れている側面もあると思われるが、倉庫としての使用であることに変わりはなく、管財課と協議の上、行政財産の目的外使用許可の手続等を検討すべきである。

**(3) 白川村の物品の寄託**

**【事実関係】**

一般収蔵庫内には、白川村のシールが貼られた物品が保管されている。指定管理者は、指定管理者が管理する以前の県教育委員会管理時代からの引き継ぎ物品として管理している。平成 18 年度に岐阜県と白川村が交わした「資料保管書」に基づき寄託された物品である。



文化創造課の説明によると、寄託された物品のため、県有物品の一覧表には記載しないとのことである。

**【規範】**

地方自治法 238 条の4第7項は、施設の目的を妨げない限度において使用を認め、岐阜県公有財産規則 16 条には、公有財産の目的外使用許可の申請手続が規定されている。

また、岐阜県会計規則第 87 条において「收支等命令者は、物品の受入れをしようとするときは物品登録調書（第二十九号様式）により、払出しをしようとするときは物品処分等調書（第二十九号様式の二）により出納員に対し出納通知をしなければならない。」としている。



**【指摘 文化創造課】**

単なる無償寄託と捉えた場合、寄託者は、県の施設を倉庫として使用している状況にある。したがって、管財課と協議の上、行政財産の目的外使用許可の手続等を検討すべきである

**【意見 文化創造課】**

寄託による物品の受け入れの場合、県有財産としての物品登録調書の作成は必要ないとしても、他者の物品を保管していることから、寄託物品の目録等を作成することが望ましい。

#### （4）所有者不明物品

##### 【事実関係① 保管物品】

施設内において指定管理者が管理開始以前から保管されている物品の中には所有者が不明な物品があるとの説明があった。



##### 【規範】

岐阜県会計規則第 87 条（出納通知）は、「収支等命令者は、物品の受入れをしようとするときは、物品登録調書により、出納員に対し出納通知をしなければならない。」旨を定める。岐阜県会計規則第 96 条「出納員は、保管中の備品には、形状又は性質に応じて備品整理票その他適宜の方法により品目、番号及び県名を表示しなければならない。」と定める。岐阜県会計規則第 86 条（寄附による取得）「収支等命令者は、物品の寄附申込みがあったときは、次に掲げる事項を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。」と定める。

##### 【指摘 文化創造課】

施設内に存在する物品の中で、所有者不明物品については、所有者を確認の上、県有財産であるかどうかを確認し、寄附採納等の手続を行うべきである。

##### 【事実関係② 応接室】

応接室には、外部の者から提供された寄附物品と思われる物品が展示されているが、寄附の記録がなく寄附物品かどうかも確認が取れない状況となっている。



##### 【規範】

岐阜県会計規則第 87 条（出納通知）は、「収支等命令者は、物品の受入れをしようとするときは、物品登録調書により、出納員に対し出納通知をしなければならない」

旨を定める。岐阜県会計規則第96条「出納員は、保管中の備品には、形状又は性質に応じて備品整理票その他適宜の方法により品目、番号及び県名を表示しなければならない。」定める。岐阜県会計規則第86条（寄附による取得）「収支等命令者は、物品の寄附申込みがあったときは、次に掲げる事項を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。」と定める。

**【指摘 文化創造課】**

施設内に存在する物品の中で、所有者不明物品については、所有者を確認の上、県有財産であるかどうかを確認し、寄附採納等の手続を行うべきである。

**(5) ギャラリーでの小学生作品の展示**

**【事実関係】**

ギャラリーには、飛騨國子ども木工館として、飛騨地域の小学生が作成した作品が展示されている。飛騨國子ども木工館に関しては、県と指定管理者で協議して定めたギャラリー利用規約に基づき運用されているが、他の施設利用とは異なる管理がなされている。

**【規範】**

飛騨・世界生活文化センター条例においては、第2条以下において施設利用のルールを定め、第6条第2項別表において各施設の利用料



金を定めている。また第7条第4項においては、利用料金の減免の規定を定め、同条例施行規則第9条において利用料の減免についての規定も定めている。

**【指摘 文化創造課・指定管理者】**

空きスペースをギャラリーとして活用することは良い取り組みであるが、施設利用であるとすれば、条例に従った施設利用のルールに従った取り扱いが必要である。

ギャラリー利用規約があるものの、①本来の利用方法と異なる手続を定めており、利用料金の減免申請の手続を取るなどの方法を探る、②指定管理者自体が物品を借り入れた上で指定管理者として設置するなど、管財課と協議の上、手続を検討すべきである。

**(6) 災害備蓄品**

**【事実関係】**

飛騨・世界生活文化センターが高山市の避難所となっており、周辺住民が施設に避

難した場合に備えて市が所有する災害備蓄品を保管しているが、行政財産の目的外使用許可の手続がとられていない。

#### 【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項は、施設の目的を妨げない限度において使用を認め、岐阜県公有財産規則第 16 条には、公有財産の目的外使用許可の申請手續が規定されている。

岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手續」により、行政財産を本来の目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

#### 【指摘 文化創造課】

避難所としての利用や、災害備蓄品の保管は、本来の利用目的とは異なることから、市からの災害備蓄品の保管に関する、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、行政財産の目的外使用許可について判断すべきである。

## 5 施設管理

#### 【概要】

施設管理に関しては、管理運営業務仕様書において、①設備管理、設備保守点検、清掃、警備・受付、設備修繕、備品類管理・調達・修理を内容とする施設及び設備の維持管理業務、②会議室等運営、利用料金収受、広報、利用者サービスを内容とする施設の運営に関する業務、③企画事業、イベント・コンベンションの誘致を内容とする県民文化の振興及び地域の活性化に関する業務（自主企画事業）、④ミュージアム棟の運営に関する業務の外、その他の業務として、⑤レストランの運営や広告看板等の管理を行う指定管理業務に付随する業務、⑥飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会事務局に係る業務、⑦災害発生時の施設利用に関する業務が、指定管理者に求められている。

指定管理者である飛騨コンソーシアムは、企業等の会議（Meeting）、企業の報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議（Convention）、展示会・見本市・大規模イベント（Exhibition/Event）など（これらの頭文字をまとめて「MICE」）を開催する主催者に積極的に働きかけ、飛騨・世界生活文化センターの利用を促進する活動を行っており、毎年最大 2 万人規模の事業を行っている。

#### （1）保守点検業務

#### 【事実関係】

事業実績報告書によれば、平成 22 年度より床・カーペット等の臨時清掃、循環ポンプ・冷温水ポンプ等のポンプ類の設備等保守、送排風機・床暖房等の設備等保守、会議室映像・音響設備保守点検業務等様々な整備等の保守業務は事業実施報告書から削除されている。

この理由について事実関係を確認した際に、平成 22 年以降については、指定管理料の削減に伴い指定管理業務の仕様書からは指定管理業務としては除外されているものの、施設の維持の為に、無償による維持管理の為の保守点検を実施しているとの事である。

担当課の説明によれば、行財政改革の結果、平成 22 年に、それまで行ってきた業務に関して、法令上の義務的な点検項目に限定して指定管理業務の見直しを行った際に、指定管理者の業務としては仕様書からは一旦除かれた。しかし、指定管理者の自助努力の一環として、仕様書にない点検も行われているとのことである。

平成 28 年度と令和 3 年度の指定管理者の更新時において、仕様書の記載については見直しが行われており、上記の削除された業務を含むなどしているとの説明があった。指定管理者制度開始当初（平成 18 年度）からの事業実施報告書の形式がそのまま使用されているが、平成 22 年度以降の業務報告では、指定管理者の業務として仕様書から除かれた業務の項目については、横線や斜線が入って、報告がない形式となっている。

#### 【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条（注意義務）において、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と定めており、施設の善管注意義務が定められている。

公文書規程第 3 条の 2 「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

#### 【意見 文化創造課】

指定管理料の削減を行うことそのものは、過剰の支出を抑制する効果があるため認められるべきところではあるが、平成 22 年の見直し直後も、指定管理者による事実上の保守点検業務を行っていたのであれば、必要な業務との整理も考えられる。

現在までには仕様書の見直しを行っているとのことであるが、事業実施報告書では、平成 22 年以降の点検が全く行われていないかのような報告にもなっている。改めて仕様書の記載が必要な業務内容が網羅されているかを確認すると共に、事業実施報告書の書式も、点検の実施状況等が分かるよう、見直しを検討することが望ましい。

## （2）ミュージアム飛騨の常設展

#### 【事実関係①】

ミュージアム飛騨に置いてある木製の椅子等の物品については、物品の作成会社が自由に設置する代わりに、指定管理者は、独自の物品台帳を作成し管理はするものの、盗難等の管理責任を負わないとの条件で置くこととされている。しかし、それらを定める契約書等は存在せず、使用許可申請が行われてもいない。

指定管理者が借入・受託した物品であり、県の備品として管理していない。

なお、ミュージアム飛騨を訪れた人が、椅子等の購入を希望する場合は、ミュージアムショップの担当者が設置業者に問い合わせた上で、客と業者が直接やり取りをして購入を行うこととされている。



#### 【規範】

民法上、使用貸借契約において借主は善管注意義務を負い（民法 593 条、400 条）、無償寄託においても受託者は、管理責任を負う（民法 659 条）。また無償寄託でも営業の範囲内における寄託の場合は、受託者は、商法上善管注意義務を負う（商法 595 条）。

#### 【指摘① 指定管理者】

設置された物品が、指定管理者が管理する物品であるならば、当該物品は指定管理者の管理責任が存在することは否めず、物品の管理について、物品を提供する業者の責任とするのであれば、その旨を明確に定める契約書等の整備が必要不可欠である。

契約書も存在しない場合、施設内で実際に盗難等が発生し場合に責任問題が不明瞭であり、指定管理者が、実際の管理者である以上は管理責任がないとはなりがたい。

責任の所在を把握して適切な管理を行うためにも、契約書等を作成するなど、適切な管理を行うべきである。

#### 【規範】

飛騨・世界生活文化センター条例第 2 条においては、センターを使用する者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならぬとし、同条例施行規則においては使用許可の申請手続を定める。

施設利用においては、同条例第 6 条に定める利用料金を徴収する必要があるが、ミュージアム飛騨の常設展のスペースについては、条例上の別表に規定された利用料金の定めがない。

また、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項は、施設の目的を妨げない限度において使用を認め、岐阜県公有財産規則第 16 条には、公有財産の目的外使用許可の申請手続が規定されている。

#### 【指摘② 文化創造課】

設置者の責任に基づいて設置者が独自で物品を設置しているとするのであれば、当該設置行為は、ミュージアムの運営に協力する一方で、展示販売として施設を使用する側面がある。施設使用にあたっては、施設の使用許可の申請手續が必要であるが、施設の使用許可の手續が取られていない。

一方で、指定管理者が設置しているとするのであれば、本来ミュージアムとしての利用を行うべきスペースを展示販売として使用しており、行政財産の目的外使用許可が必要となるとも考えられる。

物品の設置の主体や目的等を確認し、管財課と協議の上、行政財産の目的外使用許可の手続を行うなど、適切な管理を行うべきである。

#### 【事実関係②】

ミュージアム飛騨に展示されている物品については、奈良文化財研究所から借用している、朱雀門の10分の1の模型を始め、多数の物品が展示されている。

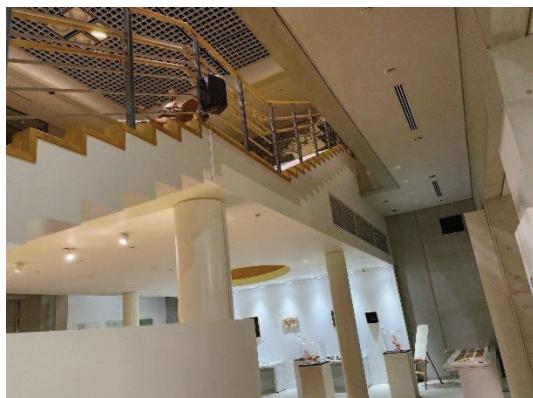
これらの物品は、指定管理者が借用しているものである。



#### (3) ミュージアム飛騨の階段

#### 【事実関係】

ミュージアム飛騨の中心には大きな階段が設置されているが、階段には物品管理のシールが張られ、物品として管理されている。



#### 【規範】

岐阜県会計規則第83条（分類）第1項1号は、備品は物品と規定し、第87条（出納通知）は、「収支等命令者は、物品の受入れをしようとするときは、物品登録調書により、出納員に対し出納通知をしなければならない。」と定める。岐阜県会計規則第96条「出納員は、保管中の備品には、形状又は性質に応じて備品整理票その他適宜の方法により品目、番号及び県名を表示しなければならない。」と定める。

建築基準法第6条には、建築物の大規模修繕を行う場合は、建築確認申請を行わなければならないとしており、同第2条14号には、大規模修繕は建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいうとしており、同条5号には、主要構造部とし

て階段が規定されている。

**【指摘 文化創造課】**

建築物の主要構造物である階段は不動産であって物品ではない。このため、当該階段は物品登録から削除し、建築物の一部として管理すべきである。

**(4) レストラン運営**

**【事実関係①】**

施設の一部である食遊館の一部 ( $209.83\text{ m}^2$ ) は、レストランが経営されており、指定管理者との管理運営業務仕様書においては、指定管理業務に付随する業務としてレストラン運営が明記されており、指定管理者に対する行政財産の目的外使用許可を与えている。

しかし、実際のレストラン経営は、民間業者に委託（指定管理者からの委託料の支払いはなくレストランで得られる収益を委託料の代わりに受託者が得られる方法による委託契約の意味、以下、本項目では同様の趣旨で「委託」という。）されており、レストラン経営に必要な人材の雇用やメニューの決定を全て同社に委ね、収益は全て同社が管理し、指定管理者は売上等を確認していない。

指定管理者は、民間業者から、行政財産の目的外使用許可の使用料に相当する賃料を得て、県に対し、同額の使用料を払っている。民間業者がレストランを運営しているが、転貸の許可等の手続は執られていない。

**【規範】**

岐阜県公有財産規則第 13 条（注意義務）において、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」と定めており、施設の善管注意義務が定められている。

また、行政財産使用許可においては、「使用者は、使用許可物件を他の者に転貸してはならない。」との定めがなされている。

**【指摘 文化創造課・指定管理者】**

上記の管理態様を考慮すると、指定管理者は、レストランの運営業務について、第三者に委託しているとも考えられる。

しかし、部分的な委託と転貸の違いは、任された側の主体の独立性に中心があると考えるが、第三者である民間業者がレストランの全てを担い独立した収益を得ている以上は、指定管理者から独立した運営になっていると考える。

このような場合、実質的には、指定管理者の行為は禁止されている転貸行為に該当する可能性がある。

転貸等に当たるのか実態を確認の上、行政財産の目的外使用許可の必要性を含めて、管財課と協議し、許可等の在り方を検討すべきである。

**【事実関係②】**

指定管理者は、指定管理業務に付随する業務として、レストランの運営をしているところ、運営委託契約書という記載を前提とすると、当該業務を民間業者に再委託している。しかし、県による再委託の承認手続は採られていない。

#### 【規範】

飛騨・世界生活文化センターの管理に関する基本協定書第11条第1項は、「甲及び乙は、本協定の締結後において、第8条に規定する本業務（同条第3項に規定する自主事業を含む。以下同じ。）」と規定する。

同協定書第17条第2項は、「乙は、本業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして甲に申請し、その承認を得なければならない。」と規定する。

#### 【指摘 指定管理者 文化創造課】

指定管理者が指定管理業務に付随する業務を第三者に委託して行う場合には、当該事業の内容を適切に把握・管理できるよう、県に対し、再委託の申請を行い、承認を受けるべきである。

#### （5）一般財団法人飛騨高山大学連携センター

##### 【事実関係】

平成29年5月30日に、大学の保有する高度で専門的な知見と連携して、高山市の「政策研究活動の充実・強化」、「行政課題や地域産業、地域コミュニティ等に関する問題・課題の解決」「地方創生を担う人材の育成・確保」などの自治体シンクタンク事業を推進する為に、高山市が全額出資して設立された法人である。



同法人は、高山市から事務を受託して、飛騨・世界生活文化センターにおいて、事業を行っている。岐阜県は、高山市に対して行政財産の目的外使用許可を与えていたが、同法人に対しては、行政財産の目的外使用許可を与えていない。

#### 【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、行政財産を本来の目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

#### 【指摘 文化創造課】

実際の利用者は高山市ではなく、高山市から独立した法人格を有する一般財団法人飛騨高山大学連携センターである以上、同法人が行政財産の目的外使用許可を受けることが相当であると考える。同法人が行政財産の目的外使用許可を行うことについて、管財課と協議の上、検討すべきである。

## (6) 防災

### 【事実関係】

飛騨・世界生活文化センターは、岐阜県の広域防災拠点として指定されており、大規模災害発生時には、応援部隊による救助・消火活動や、ライフライン事業者による復旧活動等を実施する拠点となっている。また、CSF（豚熱）発生時には、防疫作業従事者の参集会場としても利用されることになっている。

さらに、高山市との間でも災害時の避難所開設利用に関する覚書が締結されていることから、高山市の避難所としても指定されている。高山市との「災害時の避難所開設利用に関する覚書」は、指定管理者である飛騨コンソーシアムと高山市との間の覚書であり、県が主体となっていない。

### 【規範】

地方自治法第238条の4では、行政財産はその用途又は目的を妨げない限度において貸し付けを認め、使用を許可することを認めていていることを認めているが、指定管理者において、行政財産の目的外使用許可を与える権限はない。

### 【指摘① 文化創造課】

高山市が行う避難所設置は飛騨・世界生活文化センターの本来の目的とは異なる使用方法であり、行政財産の目的外使用許可が必要であるところ、使用許可を与えることができない指定管理者が利用に関する取り決めを行っている。

指定管理者が、災害時に高山市に協力すること自体は重要であるため、指定管理者が適正に対応できるよう、県が主体となって、高山市と覚書を締結すべきである。

### 【指摘② 文化創造課、指定管理者】

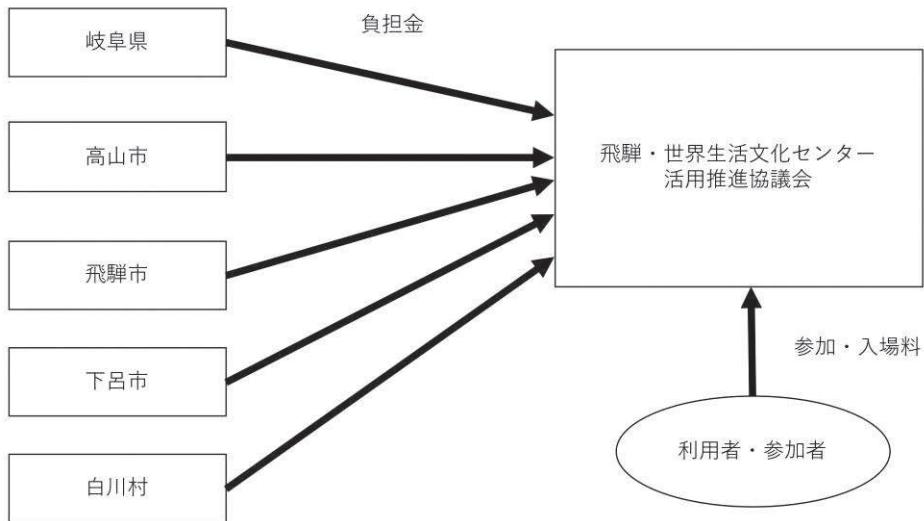
管財課と協議の上、高山市に対する行政財産の目的外使用許可手続について検討すべきである。

## 6 関連団体

### (1) 飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会

#### 【概要】

飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会は、地元主導の活用推進を図るために作られた協議会であり、岐阜県・高山市・飛騨市・下呂市・白川村からの負担金で運営されており、岐阜県からは、令和2年度は、804万8187円の負担金が支払われている。同協議会の事務局に関する業務は、指定管理業務の仕様書において、指定管理業務に付随する業務として位置づけられた、指定管理者が行う自主事業である。



### 【事実関係① 行政財産の目的外使用許可】

飛騨コンソーシアムは、自主事業として、飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会の事務局の業務を行っているが、行政財産の目的外使用許可の手続を執られていない。

#### 【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、行政財産を本来の目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

#### 【指摘 文化創造課】

指定管理者とは別の団体が行う活動である。活動を行う飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会から行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、行政財産の目的外使用許可について判断すべきである。

### 【事実関係② 費用の支出】

飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会は、「氷と灯りの祭典 2021 氷の彫刻作成グループ報償 内訳：@85,000円×13基分として」、110万5000円を支出している。

「報償費」として支出したため、契約書が存在しない。また、相見積もりも行われていない。

「随意契約理由書」には、「契約相手先として選定します。」と記載されている。

#### 【規範】

飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会事務局規程7条は、原則契約書作成を求め、例外として軽微もしくは困難な場合は契約書作成省略可となっている。また同

規程取扱要領 7 条 1 項では、「契約書を作成しなければならない契約は、契約金額が 100 万円を超える場合とする」とされており、同 8 条 2 項においては原則 50 万円を超える場合には相見積もりを必要としている。

また、飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会規約及び同事務局規程には、報償費についての記載がない。

#### 【指摘 飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会】

調理師による氷の彫刻であり、実質的には、契約（委託契約等）と考えられる。「随意契約理由書」に「契約相手先として選定する」とあることや、金額も 100 万円を超えていていることを考慮すると、契約（委託契約等）として評価すべきである。本件のような調理師による氷の彫刻についても、実質的には委託契約であっても、費目を報償費とすれば、全て、契約書も相見積もりも不要となる恐れがある。そもそも、飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会規約及び飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会事務局規程には、報償費について明記されていない。

したがって、少なくとも、50 万円を超える製作費については、報償費とするのではなく、契約（委託契約等）として、相見積もりを取り、契約書を作成すべきである。

#### 【事実関係③ 財政援助団体等監査】

岐阜県は、飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会について、これまで補助金等交付団体のリストに挙げられておらず、同協議会に対する負担金の支出に関して監査委員による監査を行った実績はない。

#### 【規範】

地方自治法第 199 条 1 項 7 項「監査委員は、必要があると認めるとき、…、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。」

「補助金等交付状況調査記載要領」には、〈留意事項〉として、「○令和 2 年度に交付した補助金等（貸付金、損失補償、利子補給は除く。また、交付金、負担金で 500 万円未満のものは除く。）について、交付している全ての補助金等交付先に対し、交付先ごとに整理して記載すること。」と記載されている。

#### 【指摘 文化創造課】

飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会に対する負担金に関し、監査委員事務局が行う補助金等交付状況調査に監査対象である旨の回答をすべきである。

### （2）飛騨コンソーシアムの関連会社

#### 【事実関係】

文化創造課及び指定管理者の説明によると、飛騨コンソーシアムは、法人格を持たない任意団体の組織であるため、飛騨コンソーシアムの職員は、社会保険に加入ができない。そのため、指定管理業務に従事する職員の社会保障や福利厚生を目的として

株式会社Fを設立し、同社の従業員として勤務することで、社会保障等を図ろうとしたとのことである。

令和3年10月25日のヒアリングにおいて、飛騨コンソーシアムで働く従業員のはほとんどは株式会社F（平成18年4月3日設立）の従業員とのことである。しかし、法的には、派遣なのか、出向なのかは、不明確である。

指定管理者（共同体）である飛騨コンソーシアムは、株式会社Fに事務人材管理業務のみを委託している。株式会社Fに対しては、年間7300万円（令和2年度）の人材管理委託費が支払われているが、その金額は年間の総人件費の96%を占めている。

指定管理業務一部第三者委託リストにおいて、株式会社Fが第三者として記載されている。しかし、記載されている委託業務は、除排雪業務であり、事務人材管理業務ではない。

#### 【規範】

飛騨・世界生活文化センターの管理に関する基本協定書第17条によれば、飛騨コンソーシアムは本業務の全部を一括して第三者に委託してはならないと定め、業務の一部を第三者に委託する際には、県に事前の承認を得ることを求められている。

#### 【指摘 文化創造課・指定管理者】

県は、指定管理者として、共同体である飛騨コンソーシアムを指名している。しかし、株式会社Fの従業員が指定管理業務の大部分を行っているのであれば、同社が指定管理者となるのが本来の在り方とも考えられる。社会保障の為の便宜上の法人格とすることは適切な運営とは言い難い。

また、指定管理者は、株式会社Fと「事務人材管理委託」契約を締結しているようである。しかし、同契約が、派遣契約であるのか業務委託契約であるのか、出向なのかも不明である。人材派遣と業務委託の違いは、派遣先における指揮命令権の有無にあるが、形式上は、指定管理者に指揮命令権があるとしても、労働者のほとんどが株式会社Fの社員であることからすると、再委託と評価される可能性がある。

①指定管理者に、共同体である飛騨コンソーシアムを指名するのか、株式会社Fを指名するのが適切なのか、検討すべきである。また、仮に、共同体である飛騨コンソーシアムを指名するとしても、②株式会社Fと締結している「事務人材管理委託」は、再委託の可能性があるため、管財課と協議の上、再委託の承認について、検討すべきである。

## 7 事業評価

### （1）事業評価調書

#### 【事実関係】

令和3年度当初予算要求資料における「事業費の積算内訳」には、委託料として指定管理料が記載され、「その他」として「飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会負担金」が記載されている。

予算要求の為の事業評価調書は、指定管理と飛騨・世界生活文化センター活用推進

協議会の運営を一まとめにして評価している。

【規範】

公文書規程第3条の2 「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 文化創造課】

飛騨・世界生活文化センターにおける指定管理料としての支出と飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会への負担金の支出は、そもそも異なる事業であり、それぞれ別々の予算要求を行うべき事業である。

一つに取りまとめることでその評価は曖昧になり適切な事業評価がなされているとは言い難い。指定管理料と負担金については、それぞれ別の事業評価調書に記載すべきである。

（2）指定管理の評価員会議

【事実関係】

指定管理の評価員会議において、飛騨・世界生活文化センター評価員（以下、「評価員」という。）が、飛騨・世界生活文化センターの現地視察をして、評価をするという方法をとっていない。

【規範】

飛騨・世界生活文化センターの管理に関する基本協定書第32条（専門家等による評価）第1項「甲は、乙による本業務の実施について、管理の基準の充足状況、本施設の設置目的の達成状況、公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等に関する評価を行うため、飛騨・世界生活文化センター評価員会議（以下「評価員会議」という。）を開催し、本施設を熟知した専門家等から当該評価について意見を聴取する。」

【指摘 文化創造課】

管理の基準の充足状況、本施設の設置目的の達成状況、公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等について、本施設を「熟知した」専門家等から評価を得るために現地視察が不可欠である。現地を視察しなければ、上記各項目について、「熟知」することはできない。

評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。

8 基本計画（グランドデザイン）

【事実関係①】

平成7年3月に、飛騨地域国際交流拠点推進協議会が作成した飛騨地域国際交流拠点（世界民族文化首都HIDA）マスタープランが策定された。

飛騨地域国際交流拠点は、世界民族文化首都の中核拠点として、周辺地域と連携を図りながら、木の文化を中心とした民族文化の情報発信機能を高めるための施設を整備し、民族文化をテーマとした国際交流を進める役割が期待されている。マスタープランにおいては、国際交流拠点として主要施設は、世界民族文化ホール、国際会議場、世界民族文化研究所の3施設とされている。

本施設はこのような飛騨地域国際交流拠点の中核施設として位置づけられ、平成12年から平成13年に掛けて建築された。

当時は、飛騨高山に大きなコンベンションホールを作ることは、周囲とのアフター コンベンションとの兼ね合いでも良いとされ計画されていた。

建築後、全国規模の大会やコンベンションは、開催実績も増えており、現在も飛騨・世界生活文化センター事業に関わる大学関係者を通じて招致に尽力しているとのことである。

その後、県の行財政改革アクションプラン（平成22年3月策定）において、県有施設の見直しが行われ、飛騨・世界生活文化センターは、「地元（高山市、飛騨市、下呂市、白川村）が主導的に活用を図る施設」とすることとされた。

このため、県は「飛騨地域国際交流拠点（世界民族文化首都HIDA）マスタープラン」に基づいて実施されていた文化事業や施設の管理内容等の見直しを行った。現在の「ミュージアム飛騨」は、当時、教育委員会所管の登録博物館（岐阜県ミュージアムひだ）であったが、平成22年度末に廃止され、それ以降「日本の美 飛騨デザイン」を基本コンセプトとする、家具製品等を常時展示する施設となっている。地域の生活文化拠点としての機能強化は計画されているが、世界民族文化研究所に関する運営方針については特段計画されていない。

### 【事実関係②】

指定管理者の監査資料によると、施設の課題としては「高山市内には500席規模のホールを有する類似施設が複数（高山市民文化会館、こくふ交流センター、丹生川文化ホール、久々野公民館）あり、芸術堂においては競合が発生しやすい状況にある。そのため、他施設との差別化を図るとともに音響性能や駐車可能台数などの施設的特徴を打ち出して利用促進を図っていく必要がある。また、コンベンションホールや会議室の利用促進のために、2000人以上の大規模会議・式典・国際会議などに対応可能な施設として、引き続き飛騨・高山観光コンベンション協会などと緊密な連携を保ちながらMICE誘致に努めていく必要がある。」としている。ヒアリングの際にも担当者としては同じ認識を説明し、特段「世界」については意識していないとの事である。

文化創造課からは、行財政改革アクションプラン（平成22年3月策定）において、飛騨・世界生活文化センターは、「地元（高山市、飛騨市、下呂市、白川村）が主導的に活用を図る施設」とされたことを受けて、世界を意識しなくなっているとの説明がなされている。

### 【事実関係③】

ヒアリングによると、指定管理者に対する指定管理期間は5年間とされているが、指定管理期間経過後に対する長期的な観点の計画はないとのことである。

【意見 文化創造課】

施設の有効活用のためには、長期的な視点に立った計画を定め、その計画に沿って、指定管理者制度を運用する必要がある。長期的な視点に立った計画が行われていなければ、今後も、施設として目指すべき方向性を定めて、有効性、効率性、経済性を意識した事業運営を行うことができない。

また、施設の目的として、飛騨地域国際交流拠点のマスターplanが存在していた。しかし、国際交流拠点の主要施設の1つである世界民族文化研究所に関する運営方針は特段計画されていない。

担当課において、世界民族文化研究所も含めて、今後、どのような長期的視点で運営するのか計画した上で、指定管理者に運営を委託することが望ましい。

## 第14 ぎふ清流文化プラザ

### 1 施設の概要

#### (1) 施設所在地

岐阜市学園町3-42



#### (2) 施設の目的

県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化に寄与する。

#### 【基本コンセプト】

- ・子ども、若者など次世代の文化芸術の担い手を育成し、新たな文化を創造していくための県民参加型の拠点
- ・障がい者の文化活動の拠点

#### （3）沿革

平成 6 年 11 月 県民文化ホール未来会館として供用開始

財団法人岐阜県産業文化振興事業団に管理委託

平成 18 年 3 月 ADOTS 未来会館運営共同体を指定管理者に指定

指定期間：平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

平成 23 年 4 月 休止（～平成 27 年 8 月）

平成 24 年 12 月 運転教育センター（岐阜市三田洞東）の一部機能を未来会館へ移転し、「文化施設」と「運転教育施設」の二つの機能をあわせ持つ施設として再開することを決定

平成 27 年 2 月 ぎふ清流文化プラザ管理運営共同体を指定管理者に指定

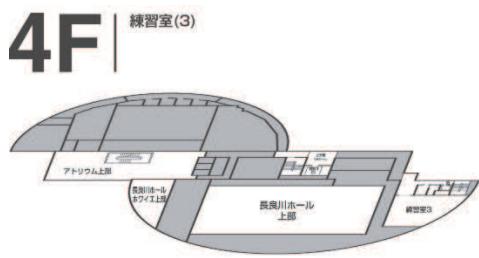
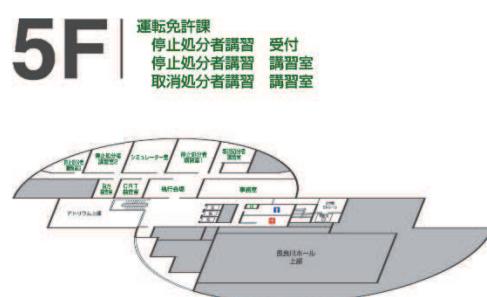
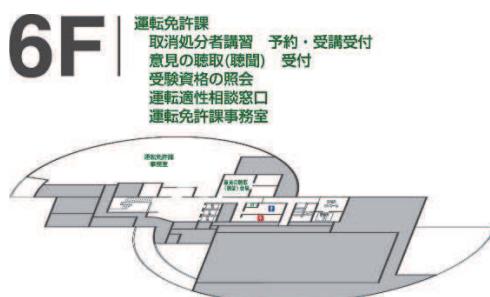
指定期間：平成 27 年 9 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 9 月 ぎふ清流文化プラザとして供用開始

平成 30 年 12 月 公益財団法人岐阜県教育文化財団を指定管理者に指定

指定期間：平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

#### （4）現在の施設概要（令和 3 年 4 月 1 日現在）



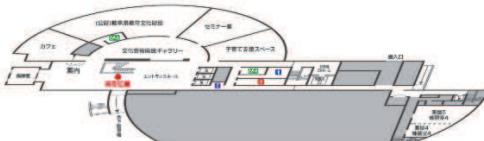
**2F**

長良川ホール  
岐阜運転者講習センター  
運転免許証の更新  
運転免許証の再交付  
有効期限の切れた運転免許証の回復(特定失効)  
運転免許証の返納  
国際運転免許証の申請



**1F**

子育て支援スペース  
セミナー室  
(公財)岐阜県教育文化財団  
カフェ  
事務室(1)・(2)  
総合案内 地下駐車場



ア 休館日：12月29日から翌年1月3日まで

※土曜日は、岐阜運転者講習センターでの免許更新業務等を休止

イ 利用時間：午前9時から午後9時30分

ウ 主な施設：〈文化施設〉長良川ホール（収容人数：500名）、  
練習室（第1～第4）〈岐阜運転者講習センター〉講習センター、  
講習室、運転免許課事務室

〈その他〉文化芸術県民ギャラリー、子育て支援施設、カフェ、  
指定管理者事務室、倉庫

エ 駐車場：約150台（うち来館者用（有料）：134台）

オ 自動販売機：1台

カ 敷地面積：12,704.04m<sup>2</sup>

建物面積：2,741.62m<sup>2</sup>（延床面積14,489.04m<sup>2</sup>）

#### （5）指定管理

- ・指定管理者

公益財団法人 岐阜県教育文化財団

（指定期間：平成31年4月～令和6年3月）

- ・指定管理料

312,305,000円（文化創造課：199,607,000円、運転免許課：112,698,000円）

- ・指定管理者の業務内容

ア 施設設備の維持管理

設備管理、設備保守点検、清掃、警備・受付、設備修繕、  
備品類管理・調達・修理

イ 施設の運営

会議室等運営、利用料金收受、広報、利用者サービス

ウ 文化事業の企画運営（自主企画事業）

文化事業（清流プレミアムセレクション、県民文化芸術応援事業、人材育成事業等）

#### （6）利用状況（単位：人）

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
利用者数 (A)	188, 379	208, 323	212, 223	221, 746	176, 696
うち免許更新者 (B)	115, 733	132, 363	130, 863	143, 643	139, 747
利用者数 (A-B)	72, 646	75, 960	81, 360	78, 103	36, 949

(7) 収支状況（単位：円、前年比：%）

年 度	R1	R2	
収 入 合 計	329, 954, 450		311, 450, 038 94.3
利用料金収入	16, 730, 595		11, 586, 950 69.2
指定管理料	312, 305, 000		299, 049, 000 95.7
その他収入	918, 855		814, 088 88.5
支 出 合 計	258, 614, 027		283, 567, 591 109.6
人件費	18, 803, 153		27, 853, 688 148.1
施設管理運営費	186, 082, 562		196, 394, 537 105.5
プラザ事業費	53, 728, 312		59, 319, 366 110.4
収 支	71, 340, 423		27, 882, 447 39.0

(8) 指定管理者の組織体制（令和 3 年 4 月）

支配人、事務局長、経営管理課長、経営管理課 1 名（その他 2 名）、プラザ事業課長、プラザ事業課 1 名（その他 3 名）、県民文化課長 1 名、県民文化課 2 名（その他 7 名）、健康長寿課長兼施設管理課長、健康長寿課兼施設管理課 3 名（その他 2 名）、障がい者芸術文化支援センター 2 名（その他 1 名）

\*以上 30 名のうち、指定管理業務従事者は 14 名

(9) 事務事業の概要

ア 指定管理業務

(ア) 自主企画事業

a 自主企画公演

①著名アーティスト招聘事業

a. 清流プレミアムセレクション

b. 岐阜県関連アーティスト連携イベント

②県重要施策関連事業

③文化芸術応援事業

④人材育成事業

⑤地元地区連携事業

b にぎわい創出及び交流促進事業

- ①ぎふ清流福祉エリア内施設連携事業
- ②ぎふ清流文化プラザ賑わい創出事業

c その他の取組み

- ①清流合唱団
- ②大学連携ゼミ

(イ) 施設の使用の許可（貸館業務）

(ウ) 施設の維持管理

イ その他自主事業（指定管理業務以外）

(ア) 環境整備のための自主事業

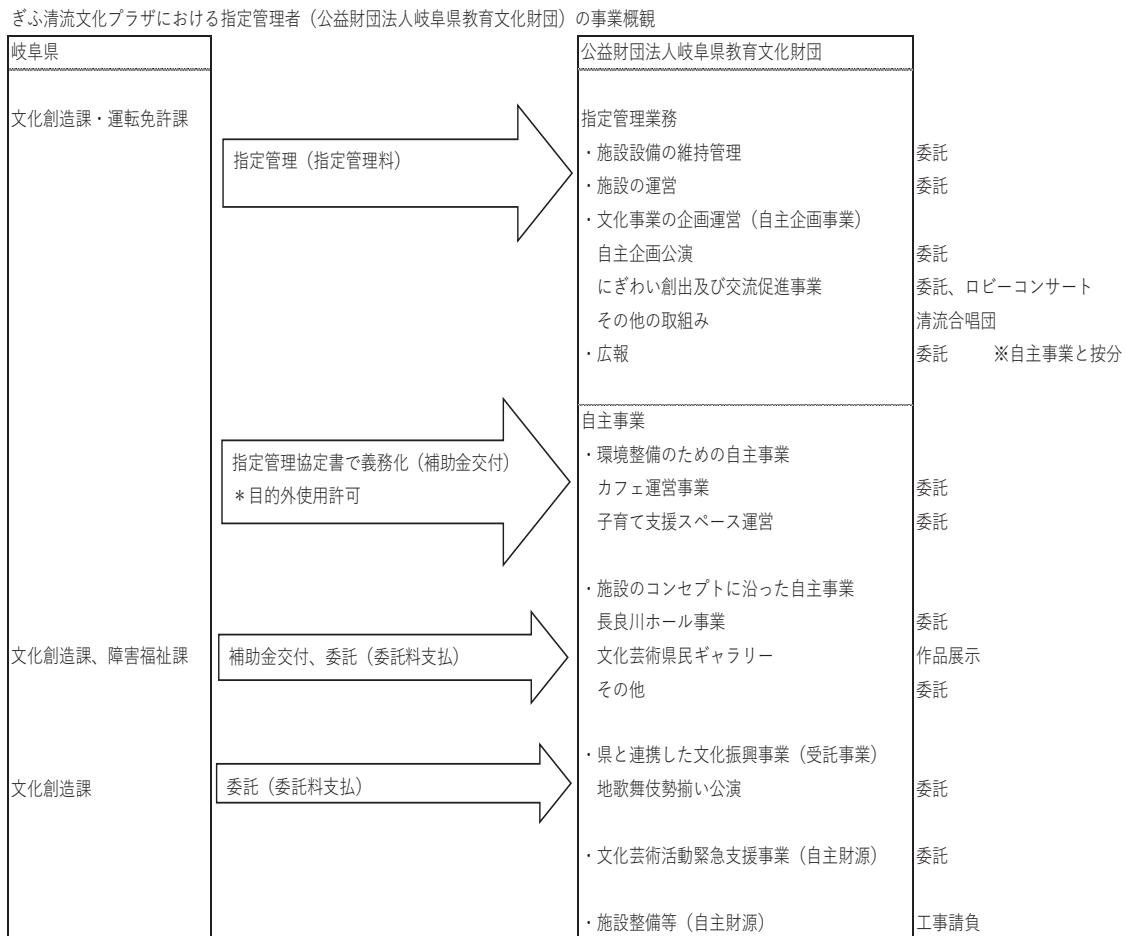
- ①tomoni カフェの運営
- ②子育て支援施設「みなたん」の運営

(イ) 施設のコンセプトに沿った自主事業

- ①長良川ホール事業
- ②文化芸術県民ギャラリー
- ③その他

(ウ) 県と連携した文化振興事業（受託事業）

- ①地歌舞伎勢揃い公演
- ②リトニアNOW



## 2 監査の重点及び監査手続

ぎふ清流文化プラザは、令和元年度より、現在の指定管理者である公益財団法人岐阜県教育文化財団が特定者指名により指定管理者となった。その際、指定管理業務の範囲が拡大され、従前は公益財団法人岐阜県教育文化財団が岐阜県からの受託事業ないし補助金事業としてぎふ清流文化プラザで実施していた事業の一部が指定管理業務に組み込まれることになった。

もっとも、公益財団法人岐阜県教育文化財団が指定管理者となった令和元年度以降も、同財団は、ぎふ清流文化プラザにおいて、指定管理業務の枠外で岐阜県からの受託事業、補助金事業を実施している。

そこで、平成 30 年度以前と令和元年度以降の指定管理業務、岐阜県からの受託事業、補助金事業それぞれの内容を比較し、各事業に対する支出が適切になされているか否かという点に主に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和 3 年 7 月 20 日、同年 11 月 1 日及び令和 4 年 2 月 21 日の現地往査時に、常務理事、事務局長を始めとする指定管理業務従事者からのヒアリングを行った。また、アンケート調査票による照会のほか、ぎふ清流文化プラザのホームページ、パンフレット、出資団体出捐監査資料（令和 2 年 1 月 14 日、令和 3

年1月12日)、指定管理者監査資料(令和3年1月12日)、「ぎふ清流文化プラザの概要」、令和3年度事業計画について、令和元年度イベント等実績、「運転免許課の利用状況、連携状況等」、ぎふ清流文化プラザ条例、同施行規則、ぎふ清流文化プラザ条例及び同条例施行規則の運用方針、ぎふ清流文化プラザ使用料減免基準、ぎふ清流文化プラザ使用審査会設置要綱、災害時における施設開放に関する覚書、岐阜県と指定管理者との基本協定書、基本協定書別冊、ぎふ清流文化プラザ管理運営業務仕様書、令和2年度ぎふ清流文化プラザの管理に関する年度協定書、令和2年度ぎふ清流文化プラザの管理に関する年度協定書の変更に係る協定書、委託業務契約書(ぎふ清流文化プラザ総合維持管理業務)、ぎふ清流文化プラザ総合維持管理業務仕様書、ぎふ清流文化プラザ指定管理事業計画書(令和2年度、令和3年度)、ぎふ清流文化プラザ事業報告書(令和2年度)、指定管理者評価結果票(令和元年度、令和2年度)、令和元年度ぎふ清流文化プラザ実地調査結果、ぎふ清流文化プラザ指定管理業務の第三者委託について、ぎふ清流文化プラザ運営協議会設置要綱、公有財産台帳、イベント保険証券の内訳、施設の利用予約管理表、「ぎふ清流文化プラザ総合維持管理業務」委託事業募集に関する質問回答、ぎふ清流文化プラザ収支決算書、随意契約をすることができる場合に該当することの説明書、公益財団法人岐阜県教育文化財団会計処理規程(改正後)、業務完了報告書、物品処分フロー図(払出し、廃業、売払い)、公益財団法人岐阜県教育文化財団情報セキュリティ基本方針、公益財団法人岐阜県教育文化財団情報セキュリティ対策基準、公益財団法人岐阜県教育文化財団文書取扱要綱、ぎふ清流文化プラザ危機管理マニュアル、行政財産使用許可書(1階事務室、倉庫、駐車場1台)(1階カフェ)(1階子育て支援スペース)(2階岐阜運転者講習センター事務室の一部)、県有財産賃貸借変更契約書、県有財産賃貸借契約書(自動販売機)、鍵貸出簿、利用者アンケート調査結果、救急搬送(救急車要請)の報告について、賠償責任保険証券、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に基づく個別施設計画(ぎふ清流文化プラザ)、業務委託契約書(「鑑賞支援講座・劇場体験プログラム」委託業務、職務に専念する義務の免除に関する承認について(岐阜県温泉協会事務)、覚書(自家用電気工作物の保安業務)、「ぎふ・リスト音楽院マスターコース2021」募集要項、「ぎふ清流文化プラザにおける事業の計画・実施等に関する協定書」(平成27年5月11日)、令和2年度ぎふ清流文化プラザ指定管理業務に係る定期検査、令和3年度第1回ぎふ清流文化プラザ評価員会議議事録、物品一覧表、平成30年度第1回岐阜県指定管理者審査委員会議事録、平成30年度第3回同議事録、自家用車及び公用車運転出張業務調査票、協議書(tomoni カフェ)、令和2年度事業計画書の変更について(協議)、令和3年度年度協定書、催し物案内2021年10月・11月・12月、予約表、定例課長会議記録、ぎふ清流文化プラザにおける事業の企画・実施等に関する協定書、「ぎふ清流文化プラザ総合維持管理業務」委託事業募集に関する質問回答・プロポーザル募集のホームページ公開内容・契約審査会調書・決裁書類「『ぎふ清流文化プラザ総合維持管理業務』委託事業募集要項について」、施設図面、収支状況に関する資料、令和2年度年度協定書の変更に関する書類一式等の提出資料について、書類監査を行った。

また、令和3年4月19日、令和3年12月7日及び令和3年12月24日、ぎふ清流文化プラザを所管する文化創造課のヒアリングを行った。上記のヒアリング及び書類監査を通じて、公益財団法人岐阜県教育文化財団についても、出資出捐団体として、監査を実施した。

### 3 指定管理者

#### (1) 特定者指名

##### 【事実関係】

令和元年度以降の指定管理者である公益財団岐阜県教育文化財団は、特定者指名により指定管理者となっている。

同時に、指定管理業務の範囲が拡大され、公益財団岐阜県教育文化財団が、岐阜県の委託及び補助金を受けてぎふ清流文化プラザで実施していた文化事業についても、指定管理業務に組み込まれることになった。

公益財団法人岐阜県教育文化財団に対する特定者指名に関する指定管理者審査委員会の議事録によれば、公益財団法人岐阜県教育文化財団に対する特定者指名の理由は、①維持管理と文化振興事業の一体的実施による効率的な施設運営、②本県施策と密接に連携した事業展開を行う団体による管理運営である。指定管理料の増額分は、県が今まで教育文化財団に委託していた事業費と概ね一致する。当初からしばらくは指定管理業務に精通した事業者に任せ、ゆくゆくは教育文化財団の包括的な指定管理業務としていく方向性だったとのことである。

また、「(財団の) ここ5年度の単年度赤字は、補助事業以外に当財団が事業目的達成のために自主的に実施する事業の財源が単年度で不足している状況が続いているということであり、指定管理の実施を通じて自主財源を確保し、教育文化財団としての経営基盤強化を促したいと考えて」いるとのことであり、法人の自主財源確保による安定的な事業推進体制を確立することも特定者指名の理由となっている。

##### 【規範】

地方自治法第244条の2第3項、第4項

「3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。」

ぎふ清流文化プラザ条例第10条（指定管理者の指定）

「法第二百四十四条の二第三項の規定により、文化プラザの管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。」

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、文化プラザの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作

成し、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- 一 県民が文化プラザを平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
- 二 文化プラザの管理に関する事業計画が、文化プラザの適正な管理のために適切なものであること。
- 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。

5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。」

#### 岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン第2の2（2）

「様々な経営資源や経営能力を有する団体が幅広く参加する中から、その公の施設の設置目的を達成するために最も効果的で効率的な管理を行うことができる団体を指定管理者として指定できるよう、指定管理者の募集は、公募によることを基本とします。

ただし、次に掲げる例示のように、特定の団体を指定管理者として選定することについて合理的な理由が認められる場合にあっては、公募によることなく、その団体のみから指定管理者の指定に係る申請を受ける方法（以下「特定者指名」といいます。）によることとします。

ア 本県と密接に連携して事業を展開する団体が、その事業と一体的に公の施設の管理運営を行うことにより、その施設の効用が最大限発揮される場合

イ 公共団体又は公共的団体が無償又は低額で公の施設の管理運営を行い、その施設の効用が十分に発揮される場合」

#### 【指摘 文化創造課】

公益財団法人岐阜県教育文化財団に対する特定者指名の理由として、指定管理者審査委員会において挙げられた理由のうち、公益財団法人岐阜県教育文化財団の自主財源を確保し同財団の経営基盤強化を促すとの点は、地方自治法の定める指定管理の要件、ぎふ清流文化プラザ条例及び岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインの定める指定管理者選定の基準のいずれにも合致しないものである。特定者指名は、法令及びガイドラインの定める要件及び基準に沿って行うべきである。

なお、特定者指名の理由として、①維持管理と文化振興事業の一体的実施による効率的な施設運営、②本県施策と密接に連携した事業展開を行う団体による管理運営も理由として挙げられており、これらは上記規範に合致するものといえる。

しかし、後述のとおり、公益財団法人岐阜県教育文化財団への特定者指名による指

定管理には、会計の特殊性（チケット収入を指定管理者の自己財源に入れる）、岐阜県への納付額が指定管理者の利益（収支差額）を基準として算定されない方式となっているという、岐阜県が行っている他の指定管理にはない特殊性がある。これらはいずれも、公益財団法人岐阜県教育文化財団の自己財源確保による同財団の経営基盤強化に適うものである。

このことからすると、上記①②だけでなく、公益財団法人岐阜県教育文化財団の自己財源確保による同財団の安定的な事業推進体制の確保という点も、同財団への特定者指名の目的に含まれていたことがわかる。

## （2）指定管理業務の収支

### 【事実関係】

ぎふ清流文化プラザの指定管理においては、指定管理者である公益財団法人岐阜県教育文化財団が指定管理業務である自主企画事業で得た収入は、指定管理事業者としての収入とはされず、公益財団法人岐阜県教育文化財団の自主財源となる。

岐阜県の文化施設、都市公園に関する指定管理の中で、このような会計を行っている指定管理者は他にない。

この点に関し、公益財団法人岐阜県教育文化財団が指定管理者になる際の平成30年度第3回岐阜県指定管理者審査委員会において、委員から以下のような発言がなされている。

- ・ 指定管理業務として実施した自主企画事業は、全てその収支の中で完結しているものが、これまで指定管理者の審査では通常でした。この施設は、指定管理業務で得た収入は教育文化財団の自己財源となり、指定管理業務として行う事業は、指定管理料と利用料金収入だけを財源として実施するというわけですね。
- ・ 私も誤解していました。教育文化財団の既存事業である自主事業で得た収入は当然、教育文化財団の自己財源の収入となり、指定管理業務として行う自主企画事業で得た収入は指定管理事業者としての会計上の収入とし、その自主企画事業に要する経費で不足する部分をチケット収入で賄う仕組みと理解していたため、委員全員が戸惑っている状態と思います。今回は、通常の指定管理者と異なる会計を行う団体を、あえて県が特定者指名したとして理解するしかないです。
- ・ なんとなく釈然としないが、県としてはそれで良いということですね。
- ・ 施設の評価員の方には、収支がある場合は個々の事業ごとに別途開示していかないと、指定管理業務で得た収入が指定管理事業の中で簿外になつていると感じてしまうと思われます。収支が分からないと、赤字事業であったのかどうかもわからず、事業評価もできないのではないかと思います。
- ・ 事業ごとに収支がわかれば、広報の方法が適切であったかどうかも含め、事業が成功したのかどうかがはっきりわかります。
- ・ 申請書にある事業は、指定管理者として実施される自主企画事業と、教育文化財団の既存事業である自主事業と、区別をしづらい状態です。さらに、収支計画も指定

管理業務の中だけで収支を完結させていないとのことで、指定管理者として指定管理業務を行う限り、指定管理業務の中の収支も含め、指定管理業務とそれ以外を明確に区別していく必要があると考えますが、いかがですか。

・指定管理業務である自主企画事業によるチケット収入は教育文化財団の自己財源にできるということは、一種の教育文化財団への補助に感じてしまいますが、県としては良いのですね。

・指定管理業の実施により得た収入を教育文化財団の財源に直接入れてしまうことは、これまでの審査で提出してきた収支計画とは異なり、腑に落ちませんが、県がそれを認めているということであれば、そういうものとして理解します。

・公益法人でもあり、指定管理業務を行う事業者であるため、他の指定管理事業者と同様な会計をした方が良いと思います。私が疑問として感じてしまうため、県民にもわかりにくいのではないでしょうか。

#### 【規範】

##### ぎふ清流文化プラザ評価員会議設置要綱第2条

「会議は、次の事項に係る意見聴取を行うことを目的とする。

- 一 各年度における指定管理者の管理運営実績に対する評価
- 二 指定管理者が岐阜県に提出した次年度の事業計画書の適否」

##### 同要綱第6条

「第2条第1号に規定する指定管理者の管理運営実績に対する評価の事項は、以下のとおりとする。

一～三（略）

四 経営状況

（以下略）」

#### 【指摘 公益財団法人岐阜県教育文化財団、文化創造課】

指定管理業務で得た収入は指定管理事業者としての収入に計上しないと、指定管理業務としての収支が分からず、事業に対する評価ができないし、他施設との比較もできない。

また、指定管理業務としての収支を納付金の額に反映させることもできない（なお、岐阜県の他の文化施設の指定管理では、指定管理業務に関する利益の 20%を岐阜県に納付させる扱いとしている）。

指定管理業務で得た収入は、指定管理事業者の収入として計上すべきである。

#### （3）指定管理料

##### ア 年度協定における指定管理料の決定

#### 【事実関係】

基本協定書において指定管理料の上限額として定められている金額は、年額 3 億 1254 万 3000 円である。平成 30 年度までの同施設の指定管理料 2 億 0699 万円から 1 億円以上増額されているが、その理由は、指定管理業務に文化事業の実施が追加された

ためである。

岐阜県と公益財団法人岐阜県教育文化財団との基本協定書によれば、各年度の指定管理料の金額は、基本協定書第23条2項により、年度協定において定めるものとされている。年度協定は、前年9月末までに提出される事業計画書を受けて、毎年度の開始日に締結される（基本協定書第25条、第26条）。

公益財団法人岐阜県教育文化財団の指定管理業務に関する収支決算書によれば、令和元度には7134万0423円、令和2年度には2788万2447円（指定管理料について1349万4000円の減額変更後）の収支差額が出ているところ（なお、指定管理業務である自主企画事業のチケット収入は公益財団法人岐阜県教育文化財団の自主財源となるため、この収支差額には含まれない）、各年度の翌年度の年度協定書における指定管理料の金額は、いずれも前年度と同額である。

令和元年度の収支差額7134万0243円については、うち540万9693円が基本協定書に基づき岐阜県への納付金に充てられ、その余は公益財団法人岐阜県教育文化財団の自主財源に組み入れられた。当該組入額のうち、同財団が令和2年度にぎふ清流文化プラザの長良川ホール等での新型コロナウイルス感染症対策（文化事業含む）に支出した金額を除く3728万1822円は、同財団の「財政調整基金積立預金」として積立てに回された。

令和2年度の収支差額2788万2447円については、全額が公益財団法人岐阜県教育文化財団の自主財源に組み入れられた。組入額のうち493万9700円は基本協定書に基づき岐阜県への納付金に充てられ、1451万9000円は同財団の「特定費用準備資金」として内部留保され、翌令和3年度に、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベントの開催、地歌舞伎公演の延期に伴う関連事業などに支出された。また、組入額のうち785万0127円は、同財団の公益目的事業会計に振り替えられ、同会計の赤字補填に充てられた。

#### イ 変更協定における減額

##### 【事実関係】

令和2年度において、年度末である令和3年3月29日付けで、指定管理料を1349万円減額する内容の変更協定が締結されている。減額の理由は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった文化事業等に関し、指定管理者が支出しなかった金額を減額するものである。

具体的には、①自主企画事業（コンサート）の中止により不執行となった事業費（896万6000円）と、②ぎふ清流文化プラザ賑わい創出事業として計画していたエンターテインメントの装飾を中止または規模縮小したことにより不執行となった委託料（452万8000円）の合計額が減額されている。

当該変更により指定管理料が減額された結果、令和2年度の指定管理者の収支差額は2788万2447円となった。

#### （4）納付金

##### 【事実関係】

基本協定書第23条第3項によれば、指定管理者は、指定管理期間中の各年度の協定で定める事業計画書において見込んだ光熱水費の合計額から当該年度の光熱水費を差し引いた額の5割に相当する額（円未満の端数は切捨てとする。以下、「精算基本額」という。）以上の額を岐阜県に納付するものとする。ただし、精算基本額が当該年度の総収入額から総支出額を差し引いた額（以下「収支差額」という。）を上回る場合は収支差額以上の額を岐阜県に納付するものとされている。

この規定にもとづき、令和元年度においては540万9693円が、令和2年度においては493万9700円が納付されている。

##### 【意見 文化創造課】

基本協定書の定めによれば、納付金額は指定管理者の収益とは関わりなく算定されることになり、指定管理者に多くの利益（収支差額）が生じた場合にも、それに応じた納付金を徴収することができない。

今後の本施設の基本協定締結にあたっては、指定管理者の利益額（収支差額）に応じた納付金を徴収できるように協定を結ぶことが望ましい。

その上で、納付された金額については、当該施設のために支出する予算設定とすることも考えられる。この点につき、岐阜県の県立学校における生産物収入の農業設備基盤整備費への充当ルールが参考となる（令和元年度岐阜県包括外部監査報告書 773頁参照）。

#### （5）指定管理者評価員会議

##### 【事実関係】

ぎふ清流文化プラザにおいては、プラザの管理運営に係る指導及び助言を得ることを目的として、毎年2回評価員会議が開催されている。

当該会議の際には、評価員に対する施設案内も行われているが、当該施設案内を行った旨が記録化されていない。

##### 【規範】

###### 岐阜県公文書規程第3条の2

「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- 一 条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯
- 二 「清流の国ぎふ」創生総合戦略の策定その他県の重要政策の決定又は了解及びその経緯
- 三 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- 四 職員の人事に関する事項
- 2 前項の文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合

せ等（外部の者との打合せ等を含む。以下同じ。）の内容を記載するものとする。」

【指摘 文化創造課】

評価員に施設を案内したことについても議事録に記載すべきである。

#### 4 施設管理

##### （1）喫茶室及び子育て支援スペース

【事実関係①】

指定管理の仕様書において、指定管理者は自主事業（補助金事業）として喫茶室及び子育て支援スペースを運営することを義務付けられている。

同各事業は、指定管理者である公益財団法人岐阜県教育文化財団が、指定管理者となる前から、ぎふ清流文化プラザにおいて岐阜県の補助金事業として実施していた事業であり、各事業の運営は、公益財団法人岐阜県教育文化財団による指定管理開始前後を通じて業者に委託されている。

【意見 文化創造課】

自主事業は、指定管理者が指定管理の対象である施設において自主的に実施する事業であり、義務として行う事業ではない。指定管理業務の中に含めるか、または岐阜県が直接業者に委託することが望ましい。

【事実関係②】

喫茶室及び子育て支援スペースの運営は、公益財団法人岐阜県教育文化財団から業者に委託されているところ、当該委託について、公益財団法人岐阜県教育文化財団から岐阜県への申請手続及び岐阜県から同財団への承認手続はとられていない。

【規範】

ぎふ清流文化プラザの管理に関する基本協定書第17条第2項  
「乙（＊注：公益財団法人岐阜県教育文化財団）は、本業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして甲（＊注：岐阜県）に申請し、その承認を得なければならない。」

なお、同項の「本業務」には、公益財団法人岐阜県教育文化財団の自主事業である喫茶室の運営及び子育て支援スペースの運営が含まれる（同協定書第11条、第8条第3項及び別表第2）。

【指摘 公益財団法人岐阜県教育文化財団、文化創造課】

公益財団法人岐阜県教育文化財団が喫茶室の運営及び子育て支援スペースの運営を第三者に委託して行う場合には、当該事業の内容を適切に把握・管理できるよう、岐阜県に対して申請を行い、承認を得るべきである。

【事実関係③】

公益財団法人岐阜県教育文化財団は、喫茶室及び子育て支援スペースの区画について岐阜県から該当区画の目的外使用許可を受け、県に使用料を支払っているが、実際

に当該区画を占有使用しているのは、各事業の委託を受けた事業者である。各事業者の占有使用について、転貸の許可等の手続はとられていない。

【規範】

行政財産使用許可書

「8 転貸の禁止

使用者は、使用許可物件を他の者に転貸してはならない。」

【指摘 文化創造課、公益財団法人岐阜県教育文化財団】

行政財産の目的外使用許可を受けた区画を委託先業者に占有使用させることは、状況によっては、転貸と評価される場合もある。

文化創造課及び公益財団法人岐阜県教育文化財団は、転貸の許可手続について、管財課と協議して、検討すべきである。

(2) T A S C ぎふへの県職員の常駐

【事実関係】

公益財団法人岐阜県教育文化財団内のT A S C ぎふ（岐阜県障がい者芸術文化支援センター）には、岐阜県障害福祉課の職員が常駐しており、ぎふ清流文化プラザ内にある岐阜県教育文化財団事務室で執務している。使用するパソコンやプリンター等については障害福祉課職員が県から持参しているが、電気代の精算はしていない。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条の2

「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- 一 条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯
  - 二 「清流の国ぎふ」創生総合戦略の策定その他県の重要政策の決定又は了解及びその経緯
  - 三 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
  - 四 職員の人事に関する事項
- 2 前項の文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合せ等（外部の者との打合せ等を含む。以下同じ。）の内容を記載するものとする。」

【指摘 文化創造課】

障害福祉課職員が、岐阜県（障害福祉課）の業務として電気を使用しているのであれば、電気代の精算（公益財団法人岐阜県教育文化財団使用分と障害福祉課職員使用分を区分して精算すること）が必要となる可能性がある。

そこで、文化創造課は、障害福祉課との間で、電気代の精算について協議し、その結果を文書に記録すべきである。

(3) 著作物の管理

### 【事実関係】

ぎふ清流文化プラザには、エントランスホール、ホワイエ、庭園等に芸術作品が設置されており、ぎふ清流文化プラザ管理運営業務仕様書には、芸術作品であるため、撮影により使用する場合には、作者の許諾が必要となる場合がある旨が記載されている。

しかし、ヒアリングの際、指定管理者および文化創造課において、施設内に撮影にあたって作者の許諾が必要とされる著作物が施設内に存在することが認識されていなかった。

### 【規範】

著作権法第2条第1項第15号

「複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。(以下略)」

同法第21条

「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」

ぎふ清流文化プラザ管理運営業務仕様書第5の2 (12)

「(12)美術品等管理業務

ア 芸術作品

『群群上昇』を除き維持管理上は特別な措置を行う必要はありませんが、外観の異常の有無を確認してください。イベント時等、多数の来場者が見込まれる際は、破損等しないよう注意を払ってください。また、芸術作品ですので撮影により使用する場合には、作者の許諾が必要となる場合があります。

〈作品及び作者、設置場所〉

(以下略)」

### 【指摘 文化創造課 公益財団法人岐阜県教育文化財団】

撮影による使用に許諾を要する場合がある芸術作品の存在が仕様書に明記されているにも関わらず、指定管理者も文化創造課担当者も認識していなかった。仕様書に明記されている内容については、指定管理者および文化創造課において把握しておくべきである。

## 5 県民による施設の利用

### (1) 長良川ホールの利用状況

#### 【事実関係】

ぎふ清流文化プラザのホール（長良川ホール）は県民による利用を目的に設置され、利用予約の開始日は1年前からとなっている。

また、指定管理者である公益財団法人岐阜県教育文化財団も、指定管理業務又は岐阜県からの受託事業として行う文化事業を長良川ホールで実施している。なお、公益財団法人岐阜県教育文化財団の使用については、使用料は免除されている。

公益財団法人岐阜県教育文化財団が長良川ホールを利用する際には、県民の予約が開始される前に長良川ホールを押さえており、公益財団法人岐阜県教育文化財団が押さえた日時については、県民による利用はできないことになる。公益財団法人岐阜県教育文化財団が押さえている割合は、土曜日・日曜日のうち半数弱であるが、秋季には文化事業の回数が多くなるため、土曜日・日曜日の3分の2程度を押さえている。年間で25~30本を自主事業として行っており、リハーサルも含めると、年間50日程度は確保しなければならないとのことである。

公益財団法人岐阜県教育文化財団の予約の方法としては、事業の実施時期が確定しない場合には念のため2週間分（の土曜日・日曜日）を押さえる場合もある。この場合には、日程が確定した時点で、非開催日の予約を取り消している。

この点に関連して、公益財団法人岐阜県教育文化財団が指定管理者になる際の平成30年度第3回岐阜県指定管理者審査委員会において、委員から以下のような発言がなされている。

すなわち、県の施設である限り、県民の利用の窓口が広がっているかという点も見ていく必要がある。指定管理者は自主公演と同じ曜日に固定化するのは避け、自主公演を行うための劇場ではないということを押さえておく必要がある。今の仕組みでは教育文化財団が事業のために予約を事前に押さえてしまっているため、長良川ホールを土日に一般の方へ貸出する機会が少ない状況である。自主公演をやるだけの施設ではなく、多くの人の発表の場でもあるし、県民への貸出について、ある程度のウェイトを持つよう何かの基準がないと、どちらかに偏っていってしまう気がする。一般利用者の方から長良川ホールが借り難いという意見が実際にある、というものである。また、財団が指定管理者となることで、むしろ、財団側の自主公演の優先度がこれまでよりも強まるのではないかとの懸念も示されている。

#### 【規範】

仕様書p 6 (2) ア (ア)

「指定管理者自らが長良川ホール等を使用する場合には、県民の自主的な文化活動の機会を損なうことがないよう、条例、施行規則に基づき一般の利用申込みの受付開始の前日までに企画の日程を確定させ、受付を開始させてください。」

#### 【意見 公益財団法人岐阜県教育文化財団】

ぎふ清流文化プラザは岐阜県の文化事業の開催場所としての性格だけでなく、県民による利用に供するための施設としての性格も有しているのであるから、比較的県民が利用しやすいと考えられる土曜日・日曜日について、公益財団法人岐阜県教育文化財団が予約できる日数の上限を定めるなどの方策を講じることが望ましい。

## (2) 文化芸術県民ギャラリー

### 【事実関係】

障がい者の芸術作品を中心とした企画展やワークショップを開催している。

個展やグループ展形式、平面や立体作品・映像など、多様な表現の発信の場となっている。

「県民の文化振興及び地域活性化に資する事業の企画及び実施に関するこ（自主企画事業）」  
(ぎふ清流文化プラザ管理運営業務仕様書 25 頁)として、行われている。



展示風景



(ぎふ清流文化プラザのパンフレットより)

## 6 契約

### (1) 地歌舞伎公演の一者随意契約

### 【事実関係】

岐阜県が実施する地歌舞伎公演の企画運営業務は、一者随意契約により公益財団法人岐阜県教育文化財団に委託されている。

随意契約理由書によれば、本業務の実施においては、ぎふ清流文化プラザの施設設備を熟知した上で、県内の地歌舞伎に関する基礎知識を有し、各地の地歌舞伎保存団体、振付師匠、下座、衣装等の裏方、及び舞台関係者等との緻密な調整を経て公演全体を運営していく能力が求められる。(公財)岐阜県教育文化財団は、ぎふ清流文化プラザの指定管理者として同施設を熟知するとともに、県内の地歌舞伎保存団体等とのネットワークを活かし、これまでに、同施設において数々の地歌舞伎公演を手掛けてきた唯一の団体である。以上から、本業務はぎふ清流文化プラザの指定管理者である(公財)岐阜県教育文化財団に委託することが妥当である、とされている。

### 【規範】

地方自治法施行令第167条の2

「地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(以下略)」

#### 岐阜県会計規則第141条1項

「収支等命令者は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあっては一人以上）の者から見積書（第四十号様式の五）を提出させなければならない」

#### 岐阜県会計規則取扱要領第141条関係

「1 規則第一項の「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合」とは、次の場合をいう。

(一) (略)

(二) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(以下略)」

#### 随意契約事務処理要領

「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書の作成」の項目で、説明書を作成しなければならない契約として「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当する契約」を挙げている。また、「特定の者以外の者が供給することができないことの説明」（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）について、説明書に記載することとしている。

また、「説明書は、県内部の説明資料にとどまらず、契約情報のインターネット公開における公開資料も兼ねることとなるため、県民の誤解や疑惑を招くことのないよう契約の概要を含めて随意契約の理由をわかりやすく表現すること」としている。

#### 【指摘 文化創造課】

随意契約の理由によれば、公益財団法人岐阜県教育文化財団が指定管理者を務めるぎふ清流文化プラザが地歌舞伎公演の開催場所であることが、同財団との一者随意契約の理由になっていることが分かる。

しかし、随意契約理由書の記載からは、なぜ地歌舞伎公演の開催場所がぎふ清流文化プラザに限定されるのかが明確ではない。

この点につき、文化創造課によれば、そもそも地歌舞伎公演は、ぎふ清流文化プラザで開催することを前提として、岐阜県が予算措置した事業であるとのことである。

そうだとすれば、当該事情についても随意契約理由書に記載しなければ、契約の相手方が公益財団法人岐阜県教育文化財団に限定されることの説明としては不十分である。

よって、随意契約理由書には、県事業として開催する地歌舞伎がぎふ清流文化プラザでしか実施できないものであること、及び、その理由も明記すべきである。

#### （2）広報の一者随意契約

### **【事実関係】**

公益財団法人岐阜県教育文化財団は、文化振興事業の広報を民間企業に一者随意契約により委託している。

随意契約理由書によれば、当該企業は、(a)岐阜市近郊を対象とした無料誌を三誌発行しているほか（発行部数の記載もなされている）、(b)西濃地区でも無料誌を発行しており、幅広い地域に向けて広報を実施することが可能である。また、(c)同社は県からの広報業務も受託しており県広報との相乗効果も期待できる。さらに、(d)平成30年度から2年間にわたり岐阜県教育文化財団の記事を掲載しており、引き続き記事を掲載していくことにより同社の生活情報誌を読めば岐阜県教育文化財団のイベントが載っているとの認識が広まり、高いPR効果も期待できる。以上のことから、当該業務については、同社しかなしえないとのことである。

### **【規範】**

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

岐阜県会計規則第141条第1項

岐阜県会計規則取扱要領第141条関係1（二）

随意契約事務処理要領

### **【指摘 公益財団法人岐阜県教育文化財団】**

上記の理由のうち、(c)については、推測にとどまると思われるし、「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」に該当する理由となるかどうかは疑問である。

一者随意契約とするのであれば、他の業者ではなし得ないものであることを、随意契約理由書に、より具体的に記載すべきである。